平成30年度実施施策に係る事前分析表 (案)

別紙1

(環境省30-1))

													(環境省30一(1))				
	施策名	目標1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり 地球温暖化対策計画に基づき、中期削減目標の達成に向けて対策・施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、長											地球環境局 研究調査室 低炭素社会推進室 地球温暖化対策課 市場メカニズム室 フロン対策室 低炭素物流推進室 国民生活対策室				
	施策の概要			こ基づき、中見 踏まえ、社会							ともに、長		本系上の 1. 地球温暖化対策の推進				
				ずス排出を20 ∶して2050年₹							殳定 <i>の</i> ī・根拠	律第117号) ・フロス (17号) ・フロス (175年) ・日本 (1754年) ・日本 (1754年) ・日	使用の合理化及び管理の適正化に関す 成13年法律64号) 意基本計画(平成30年4月17日閣議決定) 東草案(平成27年7月17日地球温暖化対 お決定、同日に国連に提出) 比対策計画(平成28年5月13日閣議決定) 軍営と改革の基本方針2017(平成29年6				
	測定指標	基準値		目標値				年月	F度ごとの目標値 F度ごとの実績値				測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
		基準年度			目標年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度					
1	温室効果ガス総排出量 (CO2換算トン)	14億800万 (13億 9,700万)	25年度 (17年度)	10億7,900万	42年度	- 13億 700万	- 	-	-	-	-	-	日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定、同日に国連に提出)において、2030年度の温室効果ガス削減目標を、2013年度比26%減(2005年度比25.4%減)とすることとし、地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)においても、同目標を我が国の中期目標と位置付け、施策の推進を図っているため。 また、地球温暖化対策計画において、我が国の長期的な目標として、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしているため。				
2		12億3,500 万 (12億	25年度	9億2,700万	42年度	-	-	- 	- 	-	- 	- -	日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定、同日に国連に提出)において、2030年度の温室効果ガス削減目標を、2013年度比26%減(2005年度比25.4%減)とすることとし、地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)においても、同目標を我が国の中期目標と位置付け、施策の推進を図っているため。				
	ン)	1,900万)	(17年度)		! ! !	11億 2,800万	-						また、地球温暖化対策計画において、我が国の長期的な目標として、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしているため。				
3	非エベルキー起源一般化 炭素、メタン及び一酸化二 窒素の排出量(CO2換算ト ソ) (1億	1億3,440 万	25年度	1億2,350万	42年度	-	-	-	-	-	-	-	日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定、同日に国連に提出)において、 2030年度の温室効果ガス削減目標を、2013年度比26%減(2005年度比25.4%減)とすることとし、地球 温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)においても、同目標を我が国の中期目標と位置付け、				
		(1億4,990 万)	(17年度)	下底之,5507]	, 72 十	1億 3,000万	-						施策の推進を図っているため。 また、地球温暖化対策計画において、我が国の長期的な目標として、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしているため。				
4		非出 3,910万 254		2.890万	42年度	-	-	-	-	_	-	-	日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定、同日に国連に提出)において、 2030年度の温室効果ガス削減目標を、2013年度比26%減(2005年度比25.4%減)とすることとし、地球 温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)においても、同目標を我が国の中期目標と位置付け、				
		(2,790万)	(17年度)	2,000/3	· 元十汉 · · · ·	4,880万	-						が一般策の推進を図っているため。 また、地球温暖化対策計画において、我が国の長期的な目標として、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしているため。				

5	吸収源活動により確保した 温室効果ガスの吸収量 (CO2換算トン)	-	-	約3,700万 (約4,690 万)	42年度 (32年度)	- 5540万	日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定、同日に国連に提 2030年度の温室効果ガス削減目標を、2013年度比26%減(2005年度比25.4%減)とす 温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)においても、同目標を我が国の中期目が施策の推進を図っているため。 また、地球温暖化対策計画において、我が国の長期的な目標として、2050年までに809 スの排出削減を目指すこととしているため。	ることとし、地球 標と位置付け、
	達成手段 (開始年度)		算額計(執行 28年度	,	当初予算額 30年度	関連する 指標	達成手段の概要等	成30年 業レビュー *****
(1)	地球温暖化対策推進法施 行推進経費 (平成10年度)	19 (13)	11 (9)	11 (9)	10	1	<達成手段の概要> ・政府実行計画の実施状況について調査・集計・公表を行う。(H10年度~) 〈達成手段の目標> ・旧政府実行計画(平成19年3月閣議決定) 平成13年度を基準として、関係府省の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの平成22年度から平成24年度までの総排出量の平均を少なくとも8%削減。 計画期間終了後の平成25年度以降も「当面の地球温暖化対策に関する方針」(平成25年3月地球温暖化対策推進本部決定)に基づき、旧政府等に対し、の取組を推進	文番号 001
(2)	パリ協定等を受けた長期 的温室効果ガス削減対策 研究事業 (平成26年度)	115 (94)	76 (69)	66 (66)	60	1,2	〈達成手段の概要〉 パリ協定では、すべての国が長期の温室効果ガス低排出発展戦略の作成に努めるべきと規定されている。これを踏まえ、仏・独をはじめとした 他国の事例研究や、研究者間のネットワーク会合をとおした科学的知見の共有を図ることにより、我が国の長期温室効果ガス低排出発展戦略 の策定に貢献する。 〈達成手段の目標〉 我が国の長期の温室効果ガス低排出発展戦略の策定に向けた科学的知見の集積 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 本事業研究による科学的知見は、2050年、そして2100年までを見据えた我が国の温室効果ガス低排出発展戦略の策定に寄与することができ る。	002
(3)	廃棄物発電の高度化支援 事業 (平成25年度)	218 (209)	260 (239)	210 (200)	-	1,2	〈達成手段の概要〉 ・廃棄物発電の増強方策の検討・実証・ ・廃棄物発電における固定価格買取の円滑な実施支援 ・地域特性に応じた廃棄物系バイオマスの利活用システム検討と導入マニュアル作成・ ・市町村の廃棄物処理システムの合理性・効率性を確認する為のツールの導入支援・ ・市町村が中間処理施設の整備時等において、構想・計画段階から廃棄物エネルギーの有効利用に係る検討を行うための指針の作成 〈達成手段の目標〉 廃棄物分野における資源循環、再生可能エネルギー供給を促進し、温室効果ガス排出削減等の環境負荷低減を図る。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 エネルギー起源二酸化炭素の排出量削減	0004

(4)	廃棄物処理事業における エネルギー利活用・低炭 素化対策支援事業 (平成30年度)	-	-	_	900	1,2	〈達成手段の概要〉・・廃棄物処理に伴って得られるエネルギー(電力・蒸気・温水)を地域で利活用する方向性について整理を行うとともに、市町村等における廃棄物処理施設整備の計画段階から、エネルギー利活用の在り方と一体的に検討を行うことを促す枠組みについて、調査・検討を行う。・・廃棄物処理システム(収集運搬、中間処理、最終処分)において、各々の地域特性に応じた適切な低炭素・省CO2対策の導入を促進するため、具体的な地域を選定して、一連の廃棄物処理システムにおける低炭素・省CO2対策を検証・提案し、その実現可能性を調査する。・・廃棄物焼却施設からの余熱等を地域において有効活用するために、余熱見込量や事業採算性を検討等し、事業としての実現可能性を調査する。また、廃棄物焼却施設からの余熱等を地域において有効活用するために、余熱見込量や事業採算性を検討等し、事業としての実現可能性を調査する。また、廃棄物焼却施設からの余熱等を供給するための熱導管等の付帯設備及び需要設備(廃棄物処理業者自らが利用する場合に限る。)への補助を行う。・・地域のエネルギーセンターとしての役割が期待される廃棄物処理施設において発電された電力を充電池システム等に供給し、EVパッカー車に有効活用することにより、廃棄物の収集運搬時における二酸化炭素排出量の削減を図るため廃棄物発電電力を蓄電するシステム及びそれを活用するEVパッカー車の一体的な取組みに対して補助を行う。 〈達成手段の目標〉廃棄物分野における資源循環、再生可能エネルギー供給を促進し、温室効果ガス排出削減等の環境負荷低減を図る。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉エネルギー起源二酸化炭素の排出量削減	29-0007 30-0010
(5)	モーダルシフト・輸送効率 化による低炭素型静脈物 流促進事業(国土交通省 連携事業) (平成26年度)	350 (335)	350 (269)	350 (79)	455	1,2	〈達成手段の概要〉 海上輸送による低炭素型静脈物流システムの構築に必要な経費及び循環資源取扱設備の導入経費の一部について補助を行う。 〈達成手段の目標〉 静脈物流のモーダルシフト及び輸送効率化の推進 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 静脈物流のモーダルシフト及び輸送効率化を推進し、化石燃料の利用に伴う温室効果ガスの排出削減に寄与する。	069
(6)	エコリース促進事業 (平成23年度)	1,800 (1,787)	1,800 (1,761)	1,900 (1,704)	1,900	1,2	〈達成手段の概要〉中小企業等が低炭素機器をリースにより導入した際に、リース料総額の3%から5%(東北三県及び熊本県に係るリース案件については10%)を指定リース事業者に助成を行い、機器利用者の負担するリース料を低減させる。 〈達成手段の目標〉低炭素機器を取り扱うリース事業者の増加及び低炭素機器の普及を図る。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉低炭素機器の導入を促進し、CO2排出量削減を加速化させる。補助事業者の事務費を除く予算額18.3億円に対し、低炭素機器導入のリース料に対する例年の平均補助率は約4.9%であることから、低炭素機器の設備投資額約375億円の効果があると見込む。	006 【再掲】
(7)	地域低炭素投資促進ファ ンド事業(平成25年度)	4,600 (4,600)	6,000 (6,000)	4,800 (4,800)	4,800	1,2	〈達成手段の概要〉 一定の採算性・収益性が見込まれる低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトを「出資」により支援。地域金融機関等との連携をさらに強化して、地域貢献性の高い案件への手厚い支援等を図ることにより、民間資金の呼び水となる「地域低炭素投資促進ファンド」の出資を効果的に実施する。 〈達成手段の目標〉 民間資金による低炭素投融資の促進することで、地域での資金循環を円滑化すること。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 低炭素化と地域活性化の同時実現に寄与する。	009 【再掲】

(((8)	環境金融の拡大に向けた 利子補給事業(平成19年 度)	2,224 (1,382)	2070 (1422)	2,070 (1,292)	1,573	1,2	〈達成手段の概要〉 ・環境配慮型融資促進利子補給事業 金融機関が行う環境配慮型融資のうち、地球温暖化対策のための設備投資への融資について、融資を受けた年から3カ年以内にCO2排出を3%(又は5カ年以内に5%)以上削減することを条件として、年利1%を限度として利子補給を行う。 ・環境リスク調査融資促進利子補給事業 金融機関が行う環境リスク調査融資のうち、低炭素化プロジェクトへの融資について、CO2排出量の削減・抑制状況をモニタリングすることを条件として、年利1.5%を限度として利子補給を行う。 〈達成手段の目標〉環境即の首標〉環境配慮型融資及び環境リスク調査融資の普及・拡大を図るとともに、地球温暖化対策を促進していく。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉年利1%または1.5%を上限とする利子補給により、その何十倍もの温暖化対策投資を誘発することができ、環境産業の市場及び雇用規模の拡大に寄与する。	010 【再掲】
(((9)	地方公共団体実行計画を 核とした地域の低炭素化 基盤整備事業(平成26年 度)	82 (25)	110 (85)	332 (284)	580	1,2,3,4	〈達成手段の概要〉・・地方公共団体における実行計画の策定状況等について調査・分析・フィードバックを行う。・・実行計画における温室効果ガス排出量推計に関する情報を収集・分析し、実態に即した推計手法等を検討する。・・実行計画のPDCAに係る支援モデルを検討し、地方公共団体において実証を行う等PDCA体制の構築・強化体制の支援を行う。・・実行計画策定・実施マニュアル説明会等の開催や同マニュアルに追加する別冊等の作成を検討する。 〈達成手段の目標〉施行状況調査結果を分析・評価して、地方公共団体にフィードバックするとともに、地方公共団体職員を対象とした集中講座や改定された地方公共団体実行計画策定マニュアルにより、地方公共団体実行計画策定から事業実施までの基礎的・実務的知識(調整・技術・交渉・法体系・金融等)を効率的・効果的に習得させる。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉地方公共団体実行計画策定マニュアルの改定等により、国の地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画の策定・見直を促進し、もって同計画の策定率の向上と地域における実効性の高い温室効果ガス削減の対策施策を推進。	0011
((10)	温室効果ガス排出量算 定・報告・公表制度基盤整 備事業費等	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6	1,2,3	〈達成手段の概要〉環境省及び経済産業省所管業種により策定された低炭素社会実行計画及び2030年に向けた低炭素社会実行計画に基づいて実施する取組について厳格かつ定期的な評価・検証を実施するため、低炭素社会実行計画の計画内容の妥当性、低炭素社会実行計画に基づく取組の進捗、及びフォローアッププロセスの向上について調査・検討を行う。(H11年度~) 〈達成手段の目標〉環境省及び経済産業省所管業種が、低炭素社会実行計画を着実に実行することにより、2020年及び2030年の削減目標を達成する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉本事業を実施することにより、産業部門、業務その他部門、エネルギー転換部門における温室効果ガス排出量の削減に寄与する。	0012
((11)	クレジット制度を活用した 地域経済の循環促進事業 (平成20年度)	885 (706)	503 (403)	267 (200)	267	1,2	く達成手段の概要> ・Jークレジットの制度運営及び需要喚起施を行う。 〈達成手段の目標> 「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」に基づき、Jークレジット等を活用した信頼性の高いカーボン・オフセットの取組を促進し、国内の中小企業や農林分野の温室効果ガス削減を通じた京都議定書及び我が国の中期目標の達成に貢献するとともに、カーボン・オフセットを通じた民間資金の地域への還流・循環を通じ、地域活性化や雇用の創出に寄与する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・Jークレジット制度においては、平成30年3月末までに690件のプロジェクトが登録され、また343万t-CO2のクレジットが認証されている。・Jークレジット制度の方法論は、平成30年5月末の段階で61件の方法論が策定されている。	0013

	(12)	バリ協定等を受けた中長期的温 室効果ガス排出削減対策検討 調査費 (平成29年度)	-	-	552 (472)	702	3	〈達成手段の概要〉 ①パリ協定で規定された削減目標の提出・更新や地球温暖化対策計画の見直しに備え、再生可能エネルギーの導入拡大や交通・社会システムの低炭素化を始めとする目標達成のための対策・施策の検討、見直しを実施する。 ②2020年の期限に十分に先だって長期の温室効果ガス低排出発展戦略を策定するとともに、その作業と並行して、様々な状況を勘案しつつ、我が国が国連に提出した「自国が決定する貢献」の見直しに向けた作業を進める。 〈達成手段の目標〉 事業の成果が地球環境の保全に係る重要な事項の調査審議に活用されること。 (事業の成果が審議会等の資料として活用された回数:3件/年) 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 G7伊勢志摩サミット首脳宣言において、2020年の期限に十分に先立って長期の温室効果ガス低排出発展戦略を策定・提出することにコミットしたことを踏まえ、我が国としても2020年の期限に十分に先だって長期の温室効果ガス低排出発展戦略を策定するとともに、その作業と並行して、	0090
-								様々な状況を勘案しつつ、我が国が国連に提出した「自国が決定する貢献」の見直しに向けた作業を進めていく。これら作業の結果が行政資料等に活用されることで、中長期的な低炭素社会像の提示に寄与するとともに、温室効果ガス削減目標達成のための効果的・効率的な政策立案・実施を実現することができる。また、現在の「貢献」や温暖化対策計画に定める対策・施策が着実に実施されていることを確認し、進捗が芳しくない場合には追加的に必要な対策・施策を企画・立案・実施する。	
	(13)	家庭部門のCO2排出実態 統計調査事業 (平成25年度)	199 (197)	199 (160)	300 (280)	300	1	〈達成手段の概要〉 家庭部門のCO2排出実態等を継続的に把握する統計調査を整備するため、26~27年度(26年10月~27年9月の12か月間)に全国試験調査を実施し、本格調査の実施に向けた課題の抽出や必要な標本数の検証、設計等の最終的な検証等を行ったう。これを踏まえ、総務省に対し一般統計調査「家庭部門のCO2排出実態統計調査」の申請を行い、承認を得た。平成29年度からは本格調査として、4月から翌年3月までの12か月間の調査を毎年度実施している。 〈達成手段の目標〉 家庭部門のCO2排出実態やエネルギー消費実態等の詳細な基礎データを継続的に把握する統計調査を実施し、温室効果ガス排出・吸収目録(インペントリ)の精緻化や削減対策の検討、や削減効果の検証等に活用する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 信頼性の高い包括的で詳細な統計データを継続的に得ることで、インベントリの精緻化や削減対策の検討、や削減効果の検証等の政策立案に活用することができる。	0014
	(14)	地球温暖化対策の推進・ 国民運動「COOL CHOICE」強化事業等 (平成15年度)	2,720 (2,426)	2,925 (2,199)	2,850 (2,687)	2,680	2	〈達成手段の概要〉・20%削減の達成に向けて、特に家庭・業務部門においては4割という大幅な削減が必要である。そのためには、国民一人一人の意識変革やライフスタイルの転換を図るための普及啓発を抜本的に強化する必要がある。ついては、エネルギー消費サイドである家庭・業務部門において一大ムーブメントを起こし、インパクトと持続性のある活動を展開することで、社会システムの変革やライフスタイルイノベーションにつなげ、もってCO2排出量削減を図る。 ・低炭素型の製品・サービス等の賢い選択を促す「COOL CHOICE」をより効果的に展開するため、環境大臣をチーム長として設置された「COOL CHOICE推進チーム」、分野別の作業グループにおいて対策を進める。 ・地球温暖化対策の推進に関する法律を踏まえ、全国地球温暖化防止活動推進センター及び地域地球温暖化防止活動推進センターが実施する事業の支援や地方公共団体と連携した普及啓発活動を促進させることで、地域における地球温暖化防止活動の基盤を形成する。 〈達成手段の目標〉・地球温暖化対策計画における低炭素アクション等の推進によりCO2排出量削減推定効果を2030年度までに(2013年度比)約583.6万tーCO2にする。 ・各地域の民生・需要分野や家庭・個人の積極的な地球温暖化対策への取組が必要であることから、地球温暖化の危機的状況や社会にもたらす悪影響について理解を促し、地域の生活スタイルや個々のライフスタイル等に応じた効果的かつ参加しやすい取組を推進することで、住民の意識改革や自発的な取組の拡大・定着を目指す。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容>2020年度までに地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」賛同者600万人、賛同事業者40万団体を集め、取組への参加を通じて行動を拡大させる。	0015

(15	省エネ家電等COOL CHOICE推進事業 (平成29年度)	-	-	2,000 (333)	1,000	2	〈達成手段の概要〉・26%削減の達成に向けて、特に家庭・業務部門においては4割という大幅な削減が必要である。そのためには、すべての照明をLEDに置き換えることに加え、家庭のエネルギー消費に伴うCO2排出の大きな発生源であるエアコン、冷蔵庫等の主要家電を、2030年までの買換え時に最新型への買換えを促進させる対策が必要である。これらを実現するために、「省エネ家電等マーケットモデル事業」における「五つ星家電」への買換えを促進する販売事業者に対し、買換え促進成果に応じた経済的インセンティブを付与する事業を行うことにより、販売促進を活性化し、家庭・業務部門の効果的な温室効果ガス削減を図る。 〈達成手段の目標〉・高効率な省エネルギー機器の普及促進 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉・高効率な省エネルギー機器の導入・普及により、家庭部門のエネルギー起源CO2削減に寄与する。	0066
(16	サプライチェーンにおける 排出削減量の見える化推 進事業 (平成22年度)	280 (223)	224 (193)	414 (374)	540	1,2,3		0017
(17	CO2削減ポテンシャル診) 断推進事業 (平成22年度)	1650 (1,549)	2000 (1,914)	2,000 (1,930)	2,000	2	〈達成手段の概要〉 工場やビル等の事業所における効果的かつ経済性に優れたCO2削減対策の調査・特定を目的とした診断事業。 〈達成手段の目標〉 CO2削減ポテンシャル診断:1,000件 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 環境省が選定した診断機関が、診断を希望する事業所の設備の導入・運用状況等を計測・診断し、有効と考えられる対策情報を取りまとめ受診事業所に提供することで、事業所における省CO2対策実施の促進を図ることができると見込んでいる。(受診事業所の55%以上が提案された対策のうち、1つ以上を実施)	0018
(18	先進対策の効率的実施に よるCO2排出量大幅削減 事業 (平成24年度)	2800 (2,753)	3700 (3,097)	3,700 (2,535)	3,700	2	〈達成手段の概要〉 業務、産業両部門における既存ストックの更新等の対策の支援として、L2-Tech認証製品を含む先進的なCO2排出抑制整備やその他のCO2排 出抑制設備導入に係る補助を実施(補助率:L2-Tech1/2、その他の機器1/3)。 〈達成手段の目標〉 参加事業者(補助対象事業者)数:108者 (事業者が当初約束していた基準年度排出量からのCO2排出削減量:未定(27年度採択(90者)分62,305 t-CO2/年)) 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 本事業を実施することにより、業務、産業両部門における温室効果ガス排出量が大幅に削減されると見込んでいる。	0019

(19)	CO2削減対策強化誘導型 技術開発·実証事業 (平成25年度)	6500	6500	6,500	6,500	2	〈達成手段の概要〉 将来的な地球温暖化対策の強化につながり、各分野におけるCO2削減ポテンシャルが相対的に大きいものの、民間の自主的な取組だけでは十分に進まない技術の開発・実証を実施する。事業の開始から終了まで、毎年度技術の成熟レベルを判定し、外部専門家から、問題点に対する改善策の助言や開発計画の見直し指示等を行い、効果的・効率的に事業を実施することで、開発目標の達成及び実用化の確度を高める。 〈達成手段の目標〉 将来的な地球温暖化対策強化につながる効果的な技術を確立し、これら技術が社会に導入されることによる大幅なCO2排出量削減・低炭素社会を実現する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉	0021
							民間の自主的な取組だけでは十分に進まない技術を国の主導により強力に進めることにより、当該技術の早期の社会導入によるCO2排出量の削減に寄与する。 〈達成手段の概要〉	
(20)	エネルギー起源CO2排出 削減技術評価・検証事業 費 (平成25年度)	314	227	3441 (2645)	2644	1,2	エネルギー対策特別会計における事業の効果算定手法の検討、技術動向調査及び事業効果の検証・把握等を行うとともに、次世代社会インフラ整備、統合的アプローチによる環境政策の推進、といった分野におけるCO2排出削減対策・技術について、実証事業を通じて個別手法の削減効果の検証、削減ポテンシャルの検証及び事業性の検証を行う。 〈達成手段の目標〉 エネルギー起源CO2の排出の抑制のための再エネ・省エネ技術等の導入を通じて「低炭素社会」を創出する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 エネルギー対策特別会計において効果的に事業を推進することにより、温室効果ガスの一層の排出抑制を図る。	0022
(21)	CCSによるカーボンマイナ ス社会推進事業(一部経 済産業省連携事業) (平成26年度)	1224	2512	4620	5250		〈達成手段の概要〉 ・我が国周辺水域における二酸化炭素貯留適地の調査を実施する。 ・石炭火力発電所に二酸化炭素分離・回収設備を追設し、二酸化炭素の大半を分離・回収する技術実証を実施する。また、我が国に適したCCSの円滑な導入手法を検討する。 〈達成手段の目標〉 ・2021年までに二酸化炭素貯留適地を3ヶ所程度選定する。 ・2020年までの技術の実用化を目指し、石炭火力発電における二酸化炭素分離回収に伴うコスト、発電効率の低下、環境影響等に関する知見を得るとともに、我が国に適したCCSの円滑な導入手法をとりまとめる。 〈施策の達成すべき目標への寄与の内容〉 2030年以降を見据えて、火力発電所等の大規模排出源に環境に配慮したCCSを導入することで、二酸化炭素排出量の大幅削減に貢献する。	0023
(22)	未来のあるべき社会・ライフスタイルを創造する技術イノベーション事業(平成26年度)	1500 (1,498)	1900 (1,856)	2,500 (2,446)	2,500	2	〈達成手段の概要〉 民生・業務部門を中心にライフスタイルに関連の深い多種多様な電気機器(照明、パワコン、空調、サーバー、動力モーター等)に組み込まれているパワー・光デバイス等を、高品質なGaN基盤を用いて高効率化し、エネルギー消費量の徹底した削減を実現する技術開発・実証を行う。 〈達成手段の目標〉 照明、空調等あらゆる電気機器に搭載されているデバイスについて、既存デバイスから大幅な効率化が可能なGaN(窒化ガリウム)デバイスの開発及び当該技術が社会に普及することによる社会全体のエネルギー消費の徹底的な削減並びに二酸化炭素排出量の削減 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 社会全体のエネルギー消費の徹底的な削減及び二酸化炭素排出量の削減に寄与するとともに、エネルギー消費が少なくても豊かな社会やライフスタイルを創造する。	0024

(2	大規模潜在エネ を活用した低炭 3) 用化推進事業(産業省連携事業 年度)	素技術実 一部経済	1,000 (493)	900 (892)	1,200 (1122)	1,200	1,2	〈達成手段の概要〉 商業規模(1基2MW)の潮流発電システムを開発し、その施工や運用に係わるコストの低減を図り、環境影響評価項目及び評価手法を明確化することで、漁業や海洋環境への影響を抑えた、日本の海域での導入が期待できる潮流発電システムの開発を行う。また、低温熱源活用発電においては、摂氏80度程度以下の低温熱源に適した作動流体を選定する。その作動流体により最適な発電を行えるタービン発電機や熱交換器等を開発し、コスト効率的なバイナリー発電システムの開発及び実証を行う。 〈達成手段の目標〉 商用スケールの漁業協調型の潮流発電(1基2MW)の実証を行い、国内の導入に向けた環境負荷低減型の潮流発電技術及び発電システムを確立する。 摂氏80度以下の未利用エネルギーを有効活用するバイナリー発電システム(100kW以上)を確立する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 商用規模の潮流発電システムの確立および低温熱源活用発電システムを確立し、CO2排出量の削減に寄与する。	0028
(2	離島の低炭素 ^は 4) 推進事業 (平成26年度)	は域づくり	1,352 (2,710)	1000 (97)	600 (85)	0	1,2	<達成手段の概要> 再エネの導入や省エネの強化等を含む離島の低炭素地域づくりに向けた事業化計画策定や実現可能性調査(FS調査)の実施を支援する。また、離島の特性を踏まえた先導的な再エネの導入、民生・需要の省エネの強化等の低炭素地域づくりを推進するために必要な設備の導入等を補助する。 〈達成手段の目標> 離島における先導的な再エネの導入や省エネの強化等低炭素地域づくりを進めることで、CO2排出削減のみならずエネルギーの安定供給や防災性の強化等を実現する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 離島における先導的な再エネの導入や省エネの強化等を図るモデルを確立し、他の地域へ展開することで、CO2排出量の削減に寄与する。	0029
(2	低炭素ライフス 5) に向けた診断仮 (平成28年度)		110 (95)	260 (152)	210 (118)	100	1	〈達成手段の概要〉 平成26年度より運用を開始した家庭エコ診断制度の診断実施体制整備を行う。 環境省の示す運営体制・診断方法等に関するガイドラインに従い、診断実施機関の認定及び管理・支援や、診断ソフト及びシステムの管理・改善、診断実施事業の普及啓発促進、事業効果の分析、運用課題改善の検討を行う。 〈達成手段の目標〉 家庭における着実な省エネを実行するための診断事業を行い、低炭素ライフスタイルへの転換を促進する。民間企業や地域主体のネットワークを活用し、各家庭において現状から15%以上のCO2削減実現を目指す。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 家庭における温室効果ガス削減の着実な促進と、それを支援する人材の育成により、低炭素ライフスタイルのイノベーションを実現し、家庭部門の二酸化炭素排出量の削減を図る。	0031
(2	自然環境に配成 6) 可能エネルギー (平成22年度)		122 (76)	81 (9)	22 (16)	-	1,2	〈達成手段の概要〉 地熱発電施設における温泉資源への影響軽減策の検討 〈達成手段の目標〉 自然環境や地元に配慮した再生可能エネルギーの導入 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 再生可能エネルギーの導入における自然環境への影響軽減策・配慮策を検証し、ガイドラインの策定、規制の見直し等に活用し、自然環境に配慮した再生可能エネルギーの推進に寄与する。	0034
(2	省CO2型リサイ 7) 設備導入促進 (平成27年度)		900 (655)	1,200 (1,028)	500 (478)	500	1,2	<達成手段の概要> 民間団体等を対象として、省CO2型リサイクル高度化設備の導入に要する経費の一部を補助する。 <達成手段の目標> 使用済製品等のリサイクルプロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制及び再生資源の回収効率の向上 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> エネルギー起源二酸化炭素の排出量削減に寄与する。	0036

(28)	廃熱・湧水等の未利用資源の効率的活用による低炭素社会システム整備推進事業 (平成29年度)	-	-	1,700 (885)	1,700	2	〈達成手段の概要〉 地域の未利用資源(廃熱・湧水等)の利用及び効率的な配給システム等地域の低炭素化や活性化を促進するモデル的取組に必要な設備等の 導入経費を支援。また、未利用資源の活用コスト効率化、大幅なエネルギー効率改善、CO2の削減に直結する各種施設や設備の部品の交換・ 追加を支援。 〈達成手段の目標〉 社会システムは、一度整備されると長期にわたりCO2排出の固定化(ロックイン)が懸念され、構築のタイミングで低炭素型のものへと改築誘導 する必要がある。また、財政上の理由から設置した設備を限界まで使い続ける事業者においては、設備の効率低下による燃料や電気の大量消費を原因としたコスト増大が、経費の更なる圧迫を招き、ますます設備投資できず、結果としてCO2排出量も増大するという悪循環に陥っている ところ、これを解決するため、設備全体ではなく、エネルギー効率に寄与する部品・部材に着目して、それらの交換や追加等を実施し、CO2排出 の抜本的削減が可能なモデルを確立することが不可欠。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 低コストCO2削減が実現できるモデルの確立およびその普及によって、温室効果ガスの一層の排出抑制に寄与する。	0067
(29)	L2-Tech(先導的低炭素技術)導入拡大推進事業 (平成27年度)	350 (182)	4000 (537)	680 (281)	480	1	〈達成手段の概要〉 (1)L2-TechJストの更新・拡充・情報発信(委託) 補助事業の成果を整理分析しつつ、平成28年度までに策定された対象技術のJストを更新・拡充するとともに、それぞれの効率水準等を満たす個別の設備・機器の認証を実施し、L2-Techの情報を積極的に発信する。また、平成28年度に構築したL2-Tech情報プラットフォームの運用を通じて、先導的技術の情報や優良事例などを集積し、効果的な情報発信を行う。 (2)L2-Tec導入実証事業(補助) L2-Techを活用した展開性の高い優良事例の創出を目的とした導入実証を通じて、L2-Tech導入時の現状プロセスとの適合方法や入れ替えによる操業影響の低減など、安定稼働に関するソリューション情報を収集するとともに、そのCO2削減効果を検証する。また、優良事例の公開により、新たなL2-Techの創造につなげる。 〈達成手段の目標〉 エネルギー消費量を抜本的に削減する大胆な省エネを進めるため、ベストを追求する発想でエネルギー効率が極めて高くCO2削減に最大の効果をもたらす技術を「L2-Tech」と位置づけ、導入促進をしているところ。経済成長とCO2削減の両立には革新的技術の活用が不可欠であり、我が国が世界に先がけてL2-Tech」と位置づけ、導入促進をしているところ。経済成長とCO2削減の両立には革新的技術の活用が不可欠であり、我が国が世界に先がけてL2-Tech」とはで表別による低炭素設備投資のビジネスモデルを実現し、国際的な低炭素技術イノベーションを牽引することが重要である。一方でL2-Techは、先導的な技術であることから、導入実績や稼働実績の知見が乏しく、また、初期費用も高額となることから、普及拡大を進めるにあたり、積極的な財政支援の効果検証が必要 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> CO2削減効果の高いL2-Tech等設備の特定とその導入普及が促進されることにより、早期に大幅なCO2削減が図れる。	0038
(30)	セルロースナノファイバー (CNF)等の次世代素材活 用推進事業(経済産業省・ 農林水産省連携事業) (平成27年度)	300 (282)	3300 (1205)	3900 (1811)	3900	2	〈達成手段の概要〉 CNF等適用分野において、製造、使用、廃棄に関わる低炭素化の評価・実証、CNF等の普及展開にかかわるモデル事業を実施する。 自動車の部材においては、金属等を軽量なCNF、もしくはより高耐熱なパイオマスプラスチックで代替することで、さらなる低炭素化を図る。 〈達成手段の目標〉 様々な製品等の基盤となる素材にまで立ち返り、自動車部材の軽量化・燃費改善等による地球温暖化対策への多大なる貢献が期待できるセルロースナノファイバー(CNF)やバイオマスプラスチック等の次世代素材について、メーカー等と連携し、製品等活用時の削減効果検証、製造プロセスの低炭素化の検証、リサイクル時の課題・解決策検討、早期社会実装を推進する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 CNFの早期社会実装の推進により、自動車等の燃費改善効果が10%程度得られ、よってCO2排出が抑制されることで2030年断面で約152万t/年のCO2削減効果が得られる。	039

((31)	再エネ等を活用した水素 社会推進事業(一部経済 産業省連携事業) (平成27年度)	2,080 (854)	2,248 (1,666)	5,750 (4,473)	3,480	2	〈達成手段の概要〉 製造から利用までの水素サプライチェーン全体を通じた低炭素化を促進するため、下記の取組を行う。 (1)水素の製造から利用までの各段階の技術のCO2削減効果を検証し、サプライチェーン全体での評価を行うためのガイドラインの策定 (2)再生可能エネルギー等を活用して水素を製造し、輸送し、燃料電池自動車や定置用燃料電池で利用するまでの一貫した低炭素な水素サプライチェーンの実証 〈達成手段の目標〉 CO2削減効果や波及効果が高い水素サプライチェーンのモデルを確立し、再生可能エネルギー等を活用した低炭素な水素社会を実現する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 地域における低炭素な水素サプライチェーンの水平展開等により、再生可能エネルギー等を活用した低炭素な水素社会を実現し、CO2排出量の削減に寄与する。	040
	(32)	森林等の吸収源対策に関 する国内体制整備確立調 査費事業 (平成11年度)	34 (34)	28 (28)	33 (32)	33	5	〈達成手段の概要〉 京都議定書第二約束期間(2013~2020年)には我が国は参加しないが、吸収源のインベントリ報告は引き続き行うこととされているので、京都議定書の計上ルールに基づき吸収量を算定・報告するとともに、2020年以降の新たな枠組みであるパリ協定の実施に関する検討や国際交渉に対応していく。 〈達成手段の目標〉 京都議定書第二約束期間のインベントリ算定方法の改善、IPCCガイドライン精緻化作業への貢献、パリ協定における森林を含む土地利用分野の計上に関する国際ルールの検討 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 我が国の吸収源活動が国際的に確実に認められ、2020年目標(2020年度における森林吸収量として基準年(2005年)総排出量比2.78%以上を確保)が達成されるために、森林等の二酸化炭素排出・吸収量についてデータ収集等を行い、国際的なレビューを踏まえ、算定方法の改善等を行う。さらに2020年以降の枠組であるパリ協定の実施に関して吸収量算定方法の検討及び改善を行う。	042
((33)	温室効果ガス関連情報基盤整備事業	719 (564)	755 (537)	676 (715)	682	1,2,3	 〈達成手段の概要〉 過室効果ガス排出・吸収量管理体制整備費 ・温室効果ガス排出・吸収目録及び報告書の作成、品質管理、インベントリの審査(H14年度~) ・温室効果ガス排出量(速報値・確報値)の公表(H16年度~) ・隔年報告書及び国別報告書に位置づけられた対策・施策の進捗管理(H25年度~) ・地域の温室効果ガス現状推計や将来推計に資する最新の自治体別排出量データの整理・提供、簡易的なツールの開発等(H25年度~) ●温室効果ガス排出抑制等指針 ・産業(製造業・非製造業)、業務、廃棄物処理、運輸、上水道・工業用水道、下水道、エネルギー転換部門及び日常生活部門それぞれに対して、地球温暖化対策メニューの設定及び望ましい目安の策定を行うために必要な調査・検討を実施(H20年度~) ●温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業・温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象事業者の報告義務履行の徹底を図るため、説明会・相談会を開催するとともに、「ヘルプデスク」を設置し排出量の報告等に関する相談を受け付け、事業者から報告された排出量情報を集計し、分かりやすく公表する。(H17年度~) 〈達成手段の目標〉・排出抑制等指針によって事業者が取るべき取り組みを示し、助言を行うことで、各部門における温室効果ガスの排出抑制等の取組を促進する。・温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象事業者による報告義務履行を徹底させるとともに、排出量情報を迅速に集計・公表する。また、排出量の集計・公表・分析等を通じて事業者の自主的取組を促進する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・指達成に向けた国内対策のシナリオや、気候変動問題に関する国際戦略策定に寄与する。・温室効果ガスの排出抑制に寄与する。・温室効果ガス排出量の集計結果の公表、開示請求への対応、および指針の活用を通じて、温室効果ガスの排出抑制に寄与する。 	0003 0012 0016

(3	廃棄物焼却施設の余熱等 を利用した地域低炭素モ デル事業 (平成28年度)	-	200 (64)	400 (113)	-	1,2	〈達成手段の概要〉 廃棄物焼却施設からの余熱や発電した電気を地域において有効活用するために、余熱見込量や事業採算性の検討等を行い、事業としての実現可能性を調査する。また、廃棄物焼却施設から、余熱や発電した電気を地域の需要施設に供給するための付帯設備(熱導管、電力自営線、熱交換器、受電設備等)及び需要施設(余熱等を廃棄物処理業者自らが利用する場合に限る。)への支援を行う。 〈達成手段の目標〉 本事業により廃棄物焼却施設から恒常的に排出される余熱や発電を地域の需要施設に供給するモデルを確立し、地球温暖化対策の強化・地域の低炭素化を図る。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 エネルギー起源二酸化炭素の排出量削減	0043
(3	低炭素型廃棄物処理支持 5) 事業 (平成28年度)	note l	1,700 (991)	2000 (1725)	2000	1,2	〈達成手段の概要〉 廃棄物処理業低炭素化促進事業は、廃棄物処理業と行う民間事業者等を対象とし、事業計画策定及び設備等導入に対する補助により実施。 地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業は、地方公共団体や民間団体等を対象とし、地域の循環資源の高度化及び低炭素化に資する自治 体のFS調査及び自治体と連携して廃棄物の3Rを検討する民間団体等の事業計画策定に対する補助により実施 〈達成手段の目標〉 廃棄物高効率熱回収施設等の整備促進、廃棄物処理施設の省エネ化促進、廃棄物収集運搬車の低燃費化促進、地域資源循環の高度化及び低炭素化促進、熱回収施設設置者認定取得及び優良産廃処理業者認定取得の促進 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 循環資源の利用計画策定率向上による廃棄物由来エネルギーの適正利用促進等を行うことで、化石燃料の利用に伴う温室効果ガスの排出削減に寄与する。	057
(3	再生可能エネルギー電 気・熱自立的普及促進事 業(経済産業省連携事業 (平成28年度)	-	6000 (2,199)	8,000 (3,189)	5,400	1,2	〈達成手段の概要〉 地域における再生可能エネルギー普及・拡大の妨げとなっている課題への対応の仕組みを備え、かつ二酸化炭素の削減に係る費用対効果の高い取組に対し、再生可能エネルギー設備を導入する事業等に対する補助を実施 〈達成手段の目標〉 再生可能エネルギーの自立的普及を促進 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 再生可能エネルギーの自立的普及を促進することにより、低炭素社会の実現に寄与する。	0046
(3	地方公共団体カーボン・マ 7) ネジメント強化事業 (平成28年度)	-	5,000 (1,032)	3,200 (2,227)	3,720	1,2	〈達成手段の概要〉 地方公共団体を対象とし、国の地球温暖化対策計画に即した高い目標を掲げる地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定・見直し等を行うための調査・検討支援や、先進的・モデル的である全庁的なカーボン・マネジメントの取組を踏まえた省エネ設備の導入に対する補助を行うことにより実施 〈達成手段の目標〉 国の地球温暖化対策計画に即した高い目標を掲げる地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定率の向上及びPDCAを組み込んだ取組の強化・拡充並びに地方公共団体実行計画(事務事業編)に基づく率先的な公共施設の低炭素化の推進 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定率の向上	0047

(38)	公共交通機関の低炭素化 と利用促進に向けた設備 整備事業(国土交通省連 携事業) (平成29年度)	-	-	2,300 (896)	1,200	1	〈達成手段の概要〉公共交通機関あるいはそれらを補完する交通システムについて、域内の交通利便性を高め、マイカーから公共交通機関等の低炭素な交通手段への転換を促進するために必要な設備等の整備を行う事業、鉄道システムの省エネ化に資する車両の設備整備や回生電力の有効活用のために必要な設備等の整備を行う事業に対し、補助を行う。 〈達成手段の目標〉公共交通ネットワークの再構築や利用者利便の向上に係る面的な取組及び鉄道関連設備の省エネ化を支援し、マイカー等から低炭素な公共交通機関等へのシフトを促進する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉マイカー等から公共交通機関等へのシフトと鉄道システムの省エネ化を進めることで、運輸部門における二酸化炭素排出量の削減を図る。	0070
(39)	公共施設等先進的CO2削 滅対策モデル事業 (平成28年度)	-	2,550 (378)	2,600 (2,340)	2,600	1,2	〈達成手段の概要〉公共施設等に再生可能エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーシステムの導入と、併せて省エネ改修等を行い、電力を効率よく融通するシステム構築を行う事業を実施する。 〈達成手段の目標〉公共施設が複数存在する地区内において、再生可能エネルギーを活用した複数の自立・分散型エネルギーシステムを構築し自営線等の利用により電気を融通するとともに、売電に頼らず電力の地産地消を行う、自己完結型のシステムを構築することで、地区を越えて地域全体でCO2排出削減を行うモデルを確立する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉本事業により、再生可能エネルギーを効率的に導入し、エネルギーを効率的に運用するモデル事業を確立することで、CO2排出量の削減に貢献する。また、エネルギーの地産地消を行うことにより災害時の防災等にも寄与する。	0049
(40)	賃貸住宅における省CO2 促進モデル事業(国土交 通省連携事業) (平成28年度)	-	2,000 (1,316)	3,500 (1,166)	1,700	1	〈達成手段の概要〉 一定の環境性能を満たす賃貸住宅を新築・改築する場合に必要となる高効率な給湯、空調、照明設備等の導入を支援するとともに、賃貸住宅の環境性能を表示し、賃貸住宅市場における低炭素価値の評価をインターネット等を活用して広く一般に効果を周知する。 〈達成手段の目標〉 賃貸住宅市場への省CO2性能に優れた賃貸住宅の供給促進と、賃貸住宅市場において低炭素価値が評価されるための普及啓発を一体的に行う。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 賃貸住宅市場の低炭素化を推進することにより、家庭部門における二酸化炭素排出量の削減を図る。	0051
(41)	業務用施設等における ネット・ゼロ・エネル ギー・ゼロ・(ZEB) 化・ 省C02促進事業(一部経 済産業省・国土交通省・ 厚生労働省・総務省連携 事業) (平成29年度)	-	5,500 (1,107)	6,800 (3,836)	5,000	1,2	〈達成手段の概要〉 低炭素化が進みにくい既存テナントビルにおいてビルオーナーとテナントが契約や覚書等で取決めを結び、協働して取組む省CO2化に必要な設備等の導入、地方公共団体の所有する施設と中小規模業務用ビル等を対象としたゼロエネルギービル(以下「ZEB」という。)の実現に資する省エネ・省CO2性の高いシステムや高性能設備機器等の導入、既存の業務用施設(福祉施設、駅舎等)に対して省CO2性の高い機器等の導入、リース手法を用いて地方公共団体が所有する複数の既存施設の一括省CO2改修(パルクリース)、上下水道施設における小水力発電設備等の再工补設備、高効率設備やインバータ等の省エネ設備等の導入、国立公園内宿舎施設における省CO2性の高い機器等の導入、データセンターにおける抜本的省エネ実現に資する設備機器等の導入を支援する。 〈達成手段の目標〉 テナントビルの省CO2化の促進、先進的な業務用ビル等の実現と普及拡大、既存の業務用ビル(福祉施設、駅舎、地方公共団体が所有する施設等)の省CO2改修、上下水道施設の低炭素化改修、国立公園内宿舎施設の省CO2改修、データセンターの省CO2化を促進する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉業務用ビル等の大幅な低炭素化を通じて、業務その他部門における二酸化炭素排出量の削減を図る。	0052

(42)	地下街を中心とした周辺 街区における低炭素化モ デル事業 (平成28年度)	-	500 (131)	230 (201)	-	1	〈達成手段の概要〉特に大きなCO2削減効果が見込まれる地下街を対象に、設備更新や運用改善等の対策に要する経費の補助を実施(補助率1/2) 〈達成手段の目標〉補助事業者:1団体 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容)〉地下街は地上の市街地と比較してエネルギー使用量が大きく、本事業で抜本的な削減対策を行うことで、費用対効果的にもメリットが大きい大幅なCO2削減ができると見込んでいる。	0054
(43)	物流分野におけるCO2削減対策促進事業(国土交通省連携事業) (平成28年度)	-	3,700 (2,290)	3,700 (3,288)	1,765	1	〈達成手段の概要〉 効率的かつ低炭素な輸送モード等への転換及び事業者連携による低炭素な輸配送システムの構築によって物流システム全体の低炭素化への 転換を図るため、物流分野におけるCO2排出抑制に資する設備や技術等を導入する事業に対して補助を行う。 〈達成手段の目標〉 地球温暖化対策計画で定められた温室効果ガス削減目標(運輸部門で28%削減)の達成のため、運輸部門のCO2排出量の1/3以上を占める物 流分野におけるCO2削減は極めて重要であり、CO2削減を行いつつ持続可能な物流システムを構築する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容)〉 物流システムの低炭素化を推進することにより、運輸部門における二酸化炭素排出量の削減を図る。	0055
(44)	低炭素型浮体式洋上風力 発電低コスト化・普及促進 事業 (平成28年度)	-	2,000 (1,907)	2,998 (2,997)	3,000	1,2	〈達成手段の概要〉 洋上風力は、再生可能エネルギーの中で最も大きな導入ポテンシャルを有する温暖化対策上不可欠なエネルギーであり、特に、ポテンシャルの7割以上を占める浮体式洋上風力の普及が重要である。これまでの環境省における浮体式洋上風力発電の開発・実証により、日本の気象・海象条件等に適合し高い安全性や信頼性を有する発電システムの確立に成功した。一方、浮体式洋上風力発電の事業化を促進するためには、海域動物や海底地質等の調査・把握による事業リスク低減に加え、設置コストの低減が極めて重要である。本事業は、これらの課題を克服し、浮体式洋上風力発電の本格的な普及を促進するため、当該調査手法の確立や、施工の低コスト化・低炭素化等に取り組む。 〈達成手段の目標〉 ①洋上風力の事業化を促進するため、国内で実績がない自然環境と調査した効率的かつ精度の高い洋上海域動物・海底地質等調査を行い、当該手法を普及させることを目標とする。鳥類や魚類等の海域動物の効率的な把握や係留アンカーの埋設に適した地点の効率的な探索など、効率的で環境に配慮した洋上観測システムは、日本での事例はなく、日本の厳しい気象・海象条件に適合したシステムを製作し、実海域での調査を行い、低コストで環境調和型の実測手法を確立し、民間事業者による導入普及を促進する。②特殊な大型作業専用船を用いず、施工コストに占める割合の大きい係留や海底ケーブルの敷設コスト等を低減する手法を確立し、標準技術として普及させることを目標とする。浮体式洋上風力発電の本格的な普及のために、高額な専用船を用いずに、現在の施工方法をベースにした船の改良やケーブル敷設方法の改善等により低炭素かつ効率的な施工方法を確立し、事業性の向上による普及拡大を実現することを目標とする。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉浮体式洋上風力発電の実用化により、大きな導入ポテンシャルを有する洋上風力発電の飛躍的な導入拡大を通じたCO2排出量の削減に寄与する。	0056
(45)	環境調和型バイオマス資源活用モデル事業(国土 交通省連携事業) (平成28年度)	-	800 (101)	800 (782)	800	2	〈達成手段の概要〉 地域内に存在する家畜ふん尿や食物残さ等を活用したバイオマス発電施設から生じた液肥を、下水処理施設で処理するモデル事業を実施する。バイオマス発電施設で得られた電力・熱を、液肥の処理を行う下水処理施設等に供給することで、下水道処理施設の省CO2化を図ると同時に、地域環境の保全に貢献し、低炭素社会と循環型社会を同時達成する処理モデルを構築することを目指す。 〈達成手段の目標〉 バイオマス発電において生じる液肥による地下水汚染の問題を解決し、下水処理施設の省CO2を同時に図るモデルを実証する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉バイオマス発電施設と下水処理施設の連携によるモデルを確立することにより、業務その他部門における二酸化炭素排出量の削減に寄与する。	0057

							,	
(46)	海洋環境保全上適正な海 底下CCS実施確保のため の総合検討事業 (平成28年度)	-	260 (251)	260 (255)	260	1	<達成手段の概要> ・国内第一号海底下CCS事業(経済産業省委託事業)について、最新の知見を活用したモニタリング技術を適用し、結果を検証していくことにより、CCS事業における適正なモニタリング技術及びその適用方法の確立を図る。 〈達成手段の目標> ・国内第一号の海底下CCS事業について、モニタリング技術を適用し結果を検証していくことにより、今後のCCS事業におけるモニタリング技術の確立を目指し、CO2の漏えいがないことについて信頼できるデータを提供することによって、地元住民をはじめとする国民の安心・信頼が確保され、第二号以下の導入に際しての環境整備に資する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> CO2の漏えいがないことについて信頼できるデータを提供するものであるため、国内第一号の海底下CCS事業その他CCS事業全般に対する国民の安心・信頼が確保され、CCS事業の促進に寄与する。このため、直接的な導入効果はないものの、間接的な大規模削減効果が見込まれる。	0059
(47)	先進環境対応トラック・バ ス導入加速事業 (平成28年度)	-	1000 (109.4)	1,000 (777)	1,000	1,2	〈達成手段の概要〉 先端的な燃費性能を有し、市場投入初期段階にある先進環境対応トラック・バス(燃料電池車、電気自動車、ハイブリッド車、天然ガス自動車)の 導入加速を支援する。 〈達成手段の目標〉 波及効果も含めて、2020年におけるトラック・バスの総販売台数に占める環境対応車の比率を6%まで上昇させる。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 先進環境対応トラック・バスの安定需要を喚起し、大量生産による価格低減と普及を図ることにより、CO2排出削減を図る。	0060
(48)	木質バイオマス資源の持 続的活用による再生可能 エネルギー導入計画策定 事業(経済産業省連携事 業) (平成28年度)	-	400 (314)	500 (430)	500	1,2	〈達成手段の概要〉 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画等の確実な実施を図るため、特に森林等に賦存するバイオマス資源を持続的に活用することを目標とした地方公共団体が行う計画策定に対して支援を行い地域の低炭素化を実現する。 〈達成手段の目標〉 地方公共団体による、木質バイオマス資源の持続的活用を図るとともに、再生可能エネルギー設備の導入支援を推進し、再生可能エネルギー熱等設備の導入拡大を目指す。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 地方公共団において、木質バイオマス資源による再生可能エネルギー設備を確実に導入することで地域の低炭素化を実現・拡大に寄与する。	0061
(49)	国立公園等における再生 可能エネルギーの効率的 導入促進事業 (平成28年度)	-	700 (571)	700	-	1,2	〈達成手段の概要〉 国立公園等の動植物や景観などの自然環境情報を収集し、事業者に提供 〈達成手段の目標〉 自然環境に配慮した再生可能エネルギーの導入の促進 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 再生可能エネルギーの立地選定に必要な自然環境情報等を提供することで、事業者の立地選定等が適切かつ効率的なものとなり、地元との円滑な合意形成に寄与する。	0062

(50	風力発電等に係るゾーニ ング導入可能性検討モデ ル事業 (平成29年度)	-	-	300 (277)	400	1,2	〈達成手段の概要〉 (1)風力発電等に係るゾーニングの手法検討 地域(都道府県、市区町村の単位を想定。)において、その地域特性を考慮しつつ、環境面に加え経済面、社会面も統合的に評価して再生可能	0065
(51	地域における都市機能の 集約及びレジリエンス強化) を両立するモデル構築事 業 (平成29年度)	-	-	100 (53)	200	1,2,3,4	〈達成手段の概要〉 都市機能の集約とレジリエンス強化を両立させる取組のモデル事例を構築することを目的として、当該取組を実施しようとする地方公共団体へ委託し、当該取組を実現するための事業計画の策定や実現可能性調査を実施するもの。 〈達成手段の目標〉 地球温暖化対策計画に即した地域の低炭素化と気候変動による影響を加味した防災・減災等が、都市機能の集約の拠点形成や土地利用の在り方の見直しとともに一体的に進められ、長期的な温室効果ガスの排出に係るロックインを回避できる低炭素かつレジリエントな都市・地域づくりのモデル事例を各年度3件程度形成する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 事業期間(平成29年度~31年度)に低炭素かつレジリエントな都市・地域づくりのモデル事例を各年度3件程度形成する。	0064
(52	フロン等対策推進調査費)(平成元年度) 再掲	270 (220)	233 (199)	-	-	4	〈達成手段の概要〉 オゾン層破壊物質の排出抑制対策を実施するとともに、温室効果ガスである代替フロン等4ガスの排出抑制を実施するため、フロン類の適正な回収及び破壊の推進やオゾン層の状況の監視等を行い、今後の対策について検討等を行う。 〈達成手段の目標〉・オゾン層の保護・回復と地球温暖化の防止・業務用冷凍空調機器の使用時排出抑制対策・途上国支援実施による脱フロン社会構築の推進 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉業務用冷凍空調機器の冷媒フロン類の廃棄時回収率は約3割と低い水準であり、法律の施行状況の実態把握やフロン類に係る経済的手法の適用可能性の検討を行うことにより、フロン類対策の一層の向上を図ることができる。	再掲 (093)
(53	カーボンプライシング導入) 可能性調査事業 (平成29年度)	-	-	250 (243)	250	1,2	〈達成手段の概要〉 ○2030年目標や長期目標の達成に向けた施策の一つとして、国内排出量取引制度等のカーボンプライシングを導入することとなった場合に速やかに効果的な制度を実施できるよう、国内外の施策の動向を踏まえつつ、地球温暖化対策計画の見直し時期を目途として、制度案を検討する。 〈達成手段の目標〉 〇諸外国の事例なども参考に、対象の範囲、割当の方法などの項目について、幅広〈選択肢を検討。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容)〉 ○国内排出量取引制度等カーボンプライシングを導入した際の効果的かつ効率的な排出削減の実現に資する。	0073

CO2中長期大幅削減に向けたエネルギー転換部門(54) 低炭素化に向けたフォローアップ事業(平成29年度)	-	-	150 (97)	150	1,2	〈達成手段の概要〉 〇電力業界の地球温暖化対策に関する取組の進捗を確認し、2030年度の温室効果ガス排出削減目標の達成の蓋然性を評価するとともに、諸外国における電力低炭素化の施策動向等を調査し、電力低炭素化のための制度設計構築に向けた追加対策の検討を行うことで、2030年度削減目標の確実な達成を図る。 〈達成手段の目標〉 〇電力業界の「自主的枠組み」及び「自主的枠組みに係る政策的対応についての事業者の取組状況や見通し、そのほかの関連施策の動向の分析を行うとともに、諸外国における電力部門の低炭素化施策の動向や我が国への適用可能性について調査分析を行う。その分析等を踏まえて、電力業界による地球温暖化対策の実施状況の進捗をレビューし、実施すべき追加対策を検討する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 〇電力業界の進捗状況評価や、目標が達成できないと判断した場合に行う追加的施策の実施等により、2030年度の削減目標の確実な達成を図る。I83	0074
低炭素型ディーゼルトラッ (55) ク普及加速化事業 (平成29年度)	-	-	2,965 (2,959)	2,965	1,2	〈達成手段の概要〉中小トラック運送業者を対象として、トラックの更新需要をトップクラスの燃費レベルに誘導するため低炭素型ディーゼルトラックの導入を集中的に支援する。 〈達成手段の目標〉 波及効果も含めて、ディーゼルトラック販売車に占める低炭素型車両の比を平成26年度の比率19.4%から平成31年度の比率39%以上を目指す。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 走行距離の長いトラック運送事業者の保有車両における平均燃費の向上により、CO2排出削減を図る。	0075
水素を活用した自立・分散 (56) 型エネルギーシステム (平成30年度)	-	-	-	1,000	1,2	〈達成手段の概要〉 水素を活用した発電・熱供給システムの更なる低コスト・大規模化を行うとともに、地域の実情に応じた水素による再生可能エネルギーの貯蔵・利用モデルを確立する。 〈達成手段の目標〉 水素を活用した自立・分散型のエネルギーシステムを構築する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 地域における再生可能エネルギーの導入に係る系統制約などの課題を克服するため自立型水素エネルギーシステム供給システムの導入と、システムの高効率化、低コスト化及び、量産化を実現することにより、CO2排出量の削減に寄与する。	新30-0003
環境に配慮した再生可能 エネルギー導入のための (57) 情報整備事業(平成30年 度)	-	-	-	800	1,2	〈達成手段の概要〉 再生可能エネルギーの種類ごと(太陽光、風力、中小水力、地熱、太陽熱、地中熱等)のポテンシャルに関する情報を収集・整理し情報発信するとともに、再生可能エネルギーに係る環境配慮の確保に必要な環境基礎情報(動植物の分布情報等)の調査等を行い、その結果をデータベースとして整備する。 〈達成手段の目標〉 事業者が環境に配慮した形で再生可能エネルギーの円滑な導入することを促すとともに、地方公共団体における再生可能エネルギーの導入計画の検討等を後押しする。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉環境に配慮した再生可能エネルギーの導入に必要な情報を収集してデータベースとして整備するとともに、再生可能エネルギーの計画的な導入に必要なポテンシャル情報に関する情報発信サイトを構築し、わかりやすく情報提供することで、再生可能エネルギーの導入を促し、温室効果ガスの一層の排出抑制に寄与する。	新30-0005
二酸化炭素の資源化を通 じた炭素循環社会モデル 構築促進事業 (平成30年度)	-	-	-	1,970	1,2	<達成手段の概要> 二酸化炭素の資源化による化学物質を活用し、化石燃料由来の物質を代替していくことで、低炭素社会及び炭素循環社会の構築を目指す。 <達成手段の目標> 従来大気に排出されていた二酸化炭素を資源としてエタノール等を製造し化石燃料由来のエタノール等と代替する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 従来大気に排出されていた二酸化炭素を資源とするとともに、化石燃料由来の生成物を代替することで、CO2排出削減を図る。	新30-0008

()	木材利用による業務用施 設の断熱性能効果検証事 業(農林水産省連携事業) (平成29年度)	-	-	2,000 (275)	2,000	1,2	補助、及びCLT等を用い <達成手段の目標> CLT等に代表される新た 等の省エネ・省CO2性の <施策の達成すべき目標	な部材を用いた建築物等の建設に必要な設計費、工事費、設備費、省CO2効果等の定量的評価に係る計測費の一部た建築物等の、断熱性能や調湿性等の省エネ・省CO2に資する性能の定量的把握を行う。 な部材を用いた建築物の断熱性や調湿性といった省エネ・省CO2に資する性能の評価を通じて、CLT等を用いた建築物ポテンシャルを定量的に把握する。 (測定指標)への寄与の内容> お普及を通じて、業務その他部門の二酸化炭素排出量の削減を図る。	0072
((設備の高効率化改修支援 事業 (平成29年度) ※平成29年度の「廃熱・湧 水等の未利用資源の効率 的活用による低炭素社会 システム 整備推進事業」から一部 組替え	-	_	500 (342)	1,200	1,2	の交換・追加に必要な事及び設置に係る事業を支 く達成手段の目標> 自治体や民生部門の所有 普及させる。またPCB使用 く施策の達成すべき目標	「る部品や部材のみの交換・追加により、大幅なエネルギー効率の改善とCO2の削減に直結するものに対して、部品等業を支援する。また使用中のPCB使用照明器具をLED一体型器具の交換する際のPCB使用の有無に係る調査、導入接する。 「指する各種施設において、部品・部材の改修・追加による低コストでエネルギー使用量とCO2の削減が実現できる手法用照明器具をLED一体型器具に交換することで、期限内の早期処理とCO2削減を同時達成する。 「製定指標」への寄与の内容> 「減効果のある手法の普及およびPCB使用照明器具をLED化することで二酸化炭素排出量の削減を図る。	0068
((ネット・ゼロ・エネルギー・ ハウス(ZEH)化等による 住宅における低炭素化促 進事業(経済産業省・国土 交通省連携事業) (平成30年度)	-	-	-	8,500	1	に既存住宅の省エネルキ 格低減を図り、家庭部門 〈達成手段の目標〉 本事業を通じ、2020年ま 〈施策の達成すべき目標	賃貸住宅及び分譲集合のZEH化、低炭素化に資する素材や先進的な再工ネ熱利用技術を使用したZEH化に支援し、さら デー性能の向上をさらに進めるべく、省エネルギー性能に優れた建材を用いた改修を支援することで、高性能建材の価 のCO2削減に寄与する。 でに標準的な新築住宅で、2030年までに新築住宅の平均でZEHの実現を目指す。 票(測定指標)への寄与の内容> ハウス/断熱リノベーションの普及により、家庭部門におけ二酸化炭素排出量の削減を図る。	新30-0002
施策の予算額・執行額		40323 (33,669)	94,112 (50,773.4)	99,413 (65,446)	98,822		徐 9 る内阁の里安以東 <u>-</u> L字部生の3+ 主か+の)	地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定) 未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定) 経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)	

(環境省30一②)

施策名	目標1-2 世界全体	での抜本的な排出削	地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室 国際連携課 国際地球温暖化対 策担当参事官室 国際協力・環境イン フラ戦略室 研究調査室									
施策の概要	パリ協定の実施に向け 踏まえ、世界全体での 普及を推進する。	て国際的な詳細ルール(排出削減に貢献するため	の構築に貢献する。また、2℃目標が世界の共通目標となったこと等を り、二国間クレジット制度(JCM)等を通じ、途上国等への低炭素技術の 位置付け 1. 地球温暖化対策の推進									
		た国際交渉に我が国とし 、世界全体での抜本的な	・日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定、同日に国連に提暖化対策推進本部決定、同日に国連に提出)・ ・排出削減に貢献する。									
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
1 パリ協定の実施に向けた 1 貢献	-	平成32年	パリ協定が発効し、今後は2018年が期限の詳細ルールの策定交渉や途上国の削減目標(NDC)の支援等に積極的に取り組むことが不可欠であるため。									
測定指標	基準 基準年度	目標値 目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績) 28年度 29年度 30年度 31年度 32年度 33年度 34年度 34年度									
JCM等を通じた優れた低 炭素技術の海外展開の累 積の事業規模(環境省施 策分、累積)(単位:億円)		2000 32年度										
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠									
	第6次評価報告書、 特別報告書等の作 成	· ·	IPCCの科学的知見は気候変動交渉や国内外の政策の科学的基盤として重要であるため。									

達成手段	予算	算額計(執行	額)	当初予算額	関連する	***	平成30年
(開始年度)	27年度	28年度	29年度	30年度	指標	達成手段の概要等 	行政事業レビュー 事業番号
国際再生可能エネルギー (1) 機関分担金 (平成22年度)	43 (37)	55 (43)	43 (36)	42	1	〈達成手段の概要〉 再生可能エネルギーの開発とグローバルな普及促進を目的とする国際機関である国際再生可能エネルギー機関(IRENA)の活動に対して分担金を拠出する。 〈達成手段の目標〉 環境保全、気候保護、経済成長、持続可能な開発、エネルギーの安定供給等を図りつつ再生可能エネルギー(太陽光、風力、バイオ、地熱、水力及び海洋エネルギー)の導入と持続可能な利用を促進する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 IRENAへの拠出を通じ、国際的な再生可能エネルギーの普及・促進に貢献している。	0020
国連持続可能な消費と生 産10年計画枠組み基金へ (2) の拠出等による国際的な 民生部門対策 (平成26年度)	338 (334)	363 (359)	328 (321)	280	1	〈達成手段の概要〉 G7協調行動として、国連持続可能な消費と生産10年計画枠組み(10YFP)の基金等を活用し、途上国との連携事業を行う。10YFPの基金への拠出等を通じ、民生部門対策の実施に有効な、各国、マルチステークホルダーズ(多様な利害関係者)の創意工夫を活かした事業を実施する。 〈達成手段の目標〉 我が国がSDGsの実施・フォローアップを牽引し、我が国の経験・技術が国際的に活かされる基盤を確立するとともに、環境技術の効果的な国際展開を実現する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 10YFPを利用した取組を通じ、東南アジアの新興国を中心に低炭素社会への移行を推進することで、我が国の持つ低炭素技術や政策的知見の移転・普及を図る。	0025
短期寿命気候汚染物質削 減に関する国際パート (3) ナーシップ拠出金関連業 務 (平成25年度)	373 (328)	347 (345)	327 (327)	332	1	〈達成手段の概要〉 短期寿命気候汚染物質(SLCP)に関し、短期寿命気候汚染物質削減のための気候と大気浄化の国際パートナーシップ(CCAC)に対する資金拠出を行うとともに、我が国の技術・経験を活かしてアジア地域等におけるCCACの活動を主導する。また、アジア地域におけるSLCP汚染の実態調査等を行う。 〈達成手段の目標〉 アジア地域等におけるSLCP及びエネルギー起源CO2の一体的削減の促進 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 SLCP削減のための国際的パートナーシップに貢献するとともに、ブラックカーボン等の削減を通じたアジア地域への貢献のあり方について検討する。	0032
気候変動枠組条約·京都 (4) 議定書拠出金 (平成16年度)	186 (186)	179 (179)	160 (160)	169	1	〈達成手段の概要〉 気候変動枠組条約に参加する先進国の一員としての責任を果たすため、各国の削減目標・行動の着実な実施に資するMRV(測定・報告・検証)や、気候変動への適応対策を効果的に進めるための費用の一部を拠出する。 〈達成手段の目標〉 気候変動枠組条約、パリ協定等に基づく取組の効果的な実施 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 パリ協定の着実な実施のため、条約事務局が行っている取組の必要費用の一部を負担することにより貢献する。	0078

(5)	パリ協定の実施に向けた 検討経費 (平成19年度)	182 (147)	178 (163)	156 (146)	156	1	〈達成手段の概要〉パリ協定の実施に向けた詳細ルールの構築に係る交渉を進めるため、我が国の提案に関する検討を行うとともに、主要国の理解を得られるよう積極的に働き掛ける。また、途上国での排出削減を着実に実施するための能力向上や体制の構築等に資する取組を行う。 〈達成手段の目標〉パリ協定の実施に向けた詳細ルール交渉の進展 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉パリ協定の詳細ルールに関する検討を行い提案するとともに、中国やインド等の主要主要国に対して積極的に働き掛けることにより、パリ協定の実施に向けた国際的な議論に貢献する。	0079
(6)	我が国循環産業の戦略的 国際展開による海外での CO2削減支援事業 (平成29年度)	0	0	230 (107)	253	-	〈達成手段の概要〉 海外事業展開実績の少ない我が国の循環産業が、横展開可能なショーケースとなる事業を形成し、我が国の優れた廃棄物管理技術の 海外展開を後押しするため、地球温暖化対策に積極的な個別事業の実現可能性の検討や実現可能性を高めるための調査等を補助す る。 〈達成手段の目標〉 アジア太平洋地域の途上国において、廃棄物の適正処理によりCO2を削減するコベネフィットを目的に、我が国の優れた廃棄物処理・リ サイクル技術を有する循環産業の国際展開を支援する。本事業により、世界規模でのCO2排出抑制や3Rの普及を実現するとともに、 我が国経済の活性化に繋げ、アジア太平洋地域における日本のリーダーシップを発揮していく。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 実現可能性調査等の実施により循環産業の海外展開を促進することにより、日本全体の焼却設備やリサイクル設備等の輸出額に資す る。	0089
(7)	国別登録簿運営経費	100 (96)	102 (102)	78 (75)	78	-	〈達成手段の概要〉 国別登録簿システムは、京都議定書に基づく割当量単位や京都メカニズムクレジットの発行、保有、移転、償却等を行うための電磁的な登録簿であり、京都議定書に基づき附属書 I 国が各国ごとに設置する義務を有しており、同システムを適切に整備・運営管理する。 〈達成手段の目標〉 国別登録簿の運用・管理を継続的に行うとともに、気候変動に関する国際連合枠組条約事務局が主体となって作成された技術使用の変更等へ適切に対応する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 京都メカニズム活用の必要要件である国別登録簿の適正な運用等を行う。	0080
(8)	二国間クレジット制度 (JCM)資金支援事業(プロ ジェクト補助) (平成25年度)	2,531 (2,072)	8,292 (7,593)	5,912 (4,609)	7,100	1	〈達成手段の概要〉 途上国において、優れた低炭素技術等を活用したエネルギー起源CO2排出を削減するための設備・機器の導入に対して最大1/2の補助を行う(JICA等が支援するプロジェクトと連携した資金支援を含む)。設備等導入・事業実施後は、測定・報告・検証(MRV)の実施等を通じて発行されたクレジットの1/2以上を日本国政府として獲得する。 〈達成手段の目標〉 民間企業による優れた低炭素技術等を活用した事業投資を促進し、途上国における温室効果ガスを削減するとともに、二国間クレジット制度を通じて我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成に貢献する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 世界的な温室効果ガスの排出削減に貢献するとともに、JCMのクレジットを獲得し、我が国の削減目標の達成に活用する。	0081

++ 4=1-
技術に もに、 0082 クレ
働きか 0083 ガス排 こよつ
で行う 認する 0084
対して 誇る低 0085
間た果と一つ確認を

_								
	温室効果ガス観測技術衛 星(GOSAT)による排出量 (13) 検証に向けた技術高度化 事業 (平成26年度)	3,430 (3,366)	4,421 (4,363)	4,542 (1,178)	1,740	1	〈達成手段の概要〉 温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)の後継機「いぶき2号」(GOSAT-2)について平成30年度の打上げを目指し観測センサの高度化及びそれを搭載する衛星と観測データを処理する地上設備の開発を行う。日本の要素技術をもとにアジア諸国の実情に合わせて都市及び地域全体として効率のよい低炭素システムを設計、提案し低炭素社会実現を推進する。 〈達成手段の目標〉 GOSAT-2による温室効果ガスの継続観測により、透明性の高い独立した測定手法として世界の温室効果ガス排出量の削減効果を確認することや持続可能な経済社会の実現に貢献すると同時に、我が国の優れた低炭素技術の導入を強力に推進する。国別・準国別の温室効果ガス排出インベントリの比較評価検証に資するデータを提供する。日本の要素技術をもとにアジア諸国等の実情に合わせて設計した低炭素システムを提案し、低炭素化のための施策立案を推進するとともに、二酸化炭素排出の削減効果をGOSATシリーズ等の観測データを用いて検証する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉GOSATシリーズの観測データを利用したGHG排出インベントリの比較・評価手法を確立し、特に途上国において正確な排出量を把握する。 衛星データを補完するための地上観測等設備等の整備とそれらデータの処理技術高度化により、MRVの精度向上を行うとともに、透明性の高い排出量報告に貢献しうる情報発信を行う。都市及び地域全体として効率の良い低炭素システムを導入し、現地において衛星を使ったMRVによる効果検証を行う。*29年度予算のうち、GOSAT-2開発に係る費用(3,240百万円)を平成30年度に繰り越し	0086
	途上国向け低炭素技術イ (14) ノベーション創出事業 (平成26年度)	1,500 (1,044)	1,400 (1,156)	1,400 (1,079)	1,400	2	〈達成手段の概要〉 途上国において普及可能性の高い低炭素技術を調査・掘り起こし、途上国の環境規制・制度、文化慣習、資源・エネルギー制約等の特性を考慮した技術・製品のリノベーション要素を抽出し、低炭素技術のリノベーションを行う民間事業者に対し当該費用の一部を補助する。 〈達成手段の目標〉 途上国の環境規制・制度、文化慣習、資源制約等の特性を踏まえた抜本的なリノベーションを行い、JCMの更なる拡大、途上国の低炭素社会創出及び我が国の低炭素技術の国際展開・競争力強化を図る。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 二国間クレジット制度の本格導入及びクレジット取得量の増大に寄与する。	0087
	アジア地域におけるコベネ フィット型環境汚染対策推 進事業 (平成20年度)	750 (672)	765 (761)	715 (686)	493	-	〈達成手段の概要〉・既存の地域的な取組みの活用として、国連環境計画(UNEP)、クリーン・エア・アジア(CAA)に対して拠出を行い、既存取組みの実施支援、大気環境管理の評価文書作成等を支援する。・越境大気汚染の紹和・低炭素化に貢献できるよう中国をはじめとしたアジア地域の都市と日本の自治体間の協力を支援する。・JCMを念頭に置きつつ、我が国の環境技術を用いたコベネフィット型対策の技術実証、環境対策の知見に基づく制度整備や人材育成をモデル事業として実施する。 〈達成手段の目標〉既存の地域的な取組みの活用、我が国の公害克服経験の共有と環境技術の展開を通じて、JCM事業への展開を念頭においたエネルギー起源CO2の削減によって気候変動緩和に貢献するとともに、アジア地域の環境汚染緩和と我が国の大気環境の改善を図る。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉排出量が伸びつつある途上国に対して、コベネフィット・アプローチによる具体的な事業支援を行うことにより、JCMを含む途上国の温暖化対策への理解や積極的な参加の促進に寄与する。	0088

先進国間の連携による地 球規模での気候変動対策 事業 (平成28年度)	-	7 4 (70)	7 4 (71)	74	1	〈達成手段の概要〉・二国間協力の枠組みがあるフランス(COP21議長国)及びドイツ(2015年G7サミット議長国・2017年G20サミット議長国)環境省との間で、温暖化対策技術や、その普及に向けた施策等についての情報交換のための対話の場を設け、有望な低炭素技術の評価・選定等を行う。また、研究機関同士で、低炭素社会の構築に向けた共同研究を実施する。・フランス、ドイツ以外の国で、先進的な取組を行っている国や、REC等の国際機関について、上述したワークショップ等の場への参加を呼びかけ、協力の足がかりを得る。有している技術、施策が有望であると判断される国、或いは我が国の有する技術や普及に関する知見を導入したいと希望する国とは、その後二国間協力の枠組み作りを進めて行くこととする。 〈達成手段の目標〉優れた温暖化対策技術の開発・普及に力点を置く先進国と、二国間及び多国間で連携していくことにより、これらの技術を世界全体に普及し、世界の温室効果ガス排出量削減を牽引する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 先進国間で協調して優れた低炭素技術の開発や普及に向けた情報交換とその実施に向けた取組を行うことが、温暖化対策技術の社会実装を更に進展させ、世界全体での二酸化炭素排出量削減につながる。	0058
排出·吸収量世界標準算 定方式確立事業拠出金等 (①平成9年度、②平成11 年度)	174 (174)	159 (159)	168 (168)	177	3	〈達成手段の概要〉 (①気候変動に関する政府間パネル(IPCC)拠出金(平成9年度~) IPCCの科学的知見が温暖化対策の国際枠組みの基盤となっていることを踏まえ、IPCCの活動や各種報告書作成に貢献すべく、環境省はIPCCを、IPCC信託基金への拠出によって支援 (②排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金(平成11年度~) 我が国は、インベントリ(温室効果ガスの排出目録)の方法論改訂、確立に向けた作業を実施するために設立されたIPCCインベントリタスクフォースの共同議長を輩出しており、その事務局(技術支援ユニット)をホストしていることを踏まえ、インベントリタスクフォースの活動を拠出金により支援 〈達成手段の目標〉拠出金の支出 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 拠出金を支出し、IPCC及びインベントリタスクフォースを支援することにより、各国の政策策定に資する科学的知見の取りまとめに貢献するとともに、IPCCの活動における我が国のプレゼンスが増すことが期待される。また、同タスクフォースは、気候変動枠組条約(UNFCCC)からの要請のもと、温室効果ガスの排出量を正確に推計するためのガイドライン等の作成を担当し、国際的な気候変動対策の実施に貢献している。	0095
気候変動に関する政府間 (18) パネル(IPCC)評価報告書 作成支援	43 (18)	38 (34)	38 (37)	55	3	〈達成手段の概要〉IPCCの各種報告書のための執筆者会合や専門家会合、IPCC総会等への我が国専門家の派遣等を通して、日本人執筆者を育成・支援し、IPCCの各種報告書に我が国の科学的知見が適切に反映されるようにする。また、各種報告書の作成などのIPCCの活動に積極的に貢献することによって、我が国のIPCCにおけるプレゼンスを向上させる。 〈達成手段の目標〉IPCCの各種報告書に我が国の科学的知見を適切にインプットし、IPCCにおける我が国のプレゼンスを向上させる。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉IPCC報告書は気候変動に関する国際枠組みや世界各国の国内政策の基盤となる科学的知見を提供するものであり、我が国の研究者の知見をインプットし、その作成に貢献する必要がある。IPCC報告書の執筆に参加する科学者はボランタリーベース(無給)の参加であるため、その活動を国として支援することで、我が国の知見のインプットが結果的に増すことが期待できる。	0307

国際連合気候変動枠組条 (19) 約事務局拠出金 (平成21年度)	23 (17)	23 (19)	23 (18)	22	-	〈達成手段の概要・目標〉 同事務局に我が国から専門家を派遣し、同事務局と意思疎通を促進することにより求める主な成果は以下のとおり。 ・政府間プロセスを支援し、実施に関する補助機関(SBI)に報告される内容の準備 ・資金、緩和、持続可能な開発にかかる政策及び措置に関する情報のまとめ及び分析支援 ・非付属書「国が国別報告書を作成するに当たっての技術及び能力に関するニーズを把握し、これを改善する提言等 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 ・政府間プロセスを支援し、実施に関する補助機関(SBI)に報告される内容の準備 ・資金、緩和、持続可能な開発にかかる政策及び措置に関する情報のまとめ及び分析支援 ・非付属書「国が国別報告書を作成するに当たっての技術及び能力に関するニーズを把握し、これを改善する提言等	0097
(20) パリ協定実施に向けた途 上国能力開発支援拠出金	ı	-	183 (183)	0	2	〈達成手段の概要〉 気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、透明性に関する能力開発の支援が開発途上締約国に提供されるべきであることが規定され、併せて、「透明性のための能力開発イニシアティブ(CBIT)」を地球環境ファシリティ(GEF)に設置することがCOP21決定において要請された。CBITはパリ協定における透明性枠組みの主要要素として位置づけられている。本事業では、同イニシアティブに対して、外務省、財務省とともに拠出を行うものであり、温室効果ガス排出量が増加し、対策の推進及びその進捗状況の把握が不可欠である開発途上国における透明性の能力向上に貢献する。 〈達成手段の概要・目標〉・我が国の優れた低炭素技術・システム・インフラの普及を推し進めることができる。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉・パリ協定の実施に向け、途上国における気候変動の緩和と適応への行動の透明性に関する能力開発の支援に貢献すると共に、JCMプロジェクトや国連管理型メカニズムをより推進し、我が国の技術・経験を生かした事業への展開によるエネルギー起源CO2削減及びクレジットの取得増加が期待できる。	0091
施策の予算額・執行額	14,323 (12,876)	18,919 (17,912)	16,949 (11,770)	14,973		地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定) 未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定) 経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)	

(環境省30一③)

														(現現有30一③)	
施策名	目標1-3	気候変動へ	〜の適応の推	推進							担当部	部局名	地球環境局 気候変動適応室	作成責任者名 (※記入は任意)	木村正伸
施策の概要	測を行い気	,候変動影響	評価を実施	し、施策の進	態状況を把	握し、必要に	がら施策を持たしまでは に応じ見直す 推進も実施す	という順応的				系上の	1. 地球温暖化対策の (次回から「2. 地球環) D推進 環境の保全」に位置付ける予	5定)
	又は自然環		図る気候変				くは経済の [・] 来の国民の(設定の 5・根拠	11月27日閣	議決定)	適応計画(平成27年 成30年法律第50号)	政策評価実施予定時期	平成31年6月
測定指標	基準値	基準年度	目標値	· □ 堙 左 峦	00左座	00左座	年月	きごとの目れ きごとの実約	責値	00左左	04.5C.E.	測定	指標の選定理由及び	· ·目標値(水準·目標年度	うの設定の根拠
地域気候変動適応計画を 1 策定している都道府県・政 令市の数	-	基準年度 -	67	目標年度 31年度	28年度		30年度	31年度 67	32年度	33年度	34年度 - -	府県及び市 動適応に関 を勘案し、	5町村は、その区域には 関する施策の推進を図る 地域気候変動適応計画	第50号。以下「法」という。): おける自然的経済的社会的 るため、単独で又は共同し である。 第542年ではおける自然的	り状況に応じた気候変 て、気候変動適応計画 り経済的社会的状況に
市市の剱		! !			43	56						されており		画という。)を策定するよう努いて、国は地方公共団体の けっているため。	
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	28年度	29年度	施策 <i>0</i> 施策 <i>0</i> 30年度	進捗状況 進捗状況 31年度	(目標) (実績) 32年度	33年度	34年度	測定	官指標の選定理由及	び目標(水準・目標年度)	の設定の根拠
気候変動影響評価報告書 2 の作成と、気候変動適応 計画の策定・見直し	-		_	_	-	-	法に変動の基動報は、気管評の作品を表現の対象を表現である。	-	法に基づく 気候変動 影響評価 報告作成	-	気候変動 適応計画 の見直し の検討	進を図るた 定めなけれ は、おおむ 的な評価に	め、気候変動適応に関 いばならないものと規定 ね5年ごとに、中央環り こついての報告書を作り	動適応に関する施策の総 関する計画(以下「気候変動 されている。また、法第9条 寛審議会の意見を聴いて、 或しなければならないものと	適応計画」という。)を において、環境大臣 気候変動影響の総合 されている。そして、
					適応計画 のフォロー アップ方法 の検討	のフォロー						法第8条に		計画は、最新の当該報告	
気候変動影響評価・適応					6	6	6	10	-	-	-			平成27年11月閣議決定)に 定められており、アジア太平	
3 計画策定の協力プロジェクトを行った国の数	2	26年度	10	31年度	6	8							ける影響評価支援等に。	よって適応計画策定等の政	

達成手段	予	算額計(執行	·額)	当初予算額	関連する	*** 古代エの小柳 再 体	平成30年
(開始年度)	27年度	28年度	29年度	30年度	指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号
気候変動影響評価·適応 (1) 推進事業事業 (平成18年度)	378 (340)	391 (348)	702 (683)	850	1,2,3	国内適応計画推進 〈達成手段の概要〉 ・地域。 「意力、会教を変動適応情報ブラットフォームを運営・強化し、地方公共団体等の適広への理解と取組を支援する。 ・地域、おける電応の取組を促進するため、地域適応コンソーシアム事業において、地域ニーズに基づいた気候変動影響の予測・評価等を引き続き実施する。 ・地域、おける気候変動適応計画策定ガイドラインを改定、地域適応支援ツールの作成により地方公共団体の適応の取組を支援する。 ・地方公共団体適応担当者、民間事業者や国民の流に対する理解を促進する。 ・国の適応計画に関する最新相見を得ない。 ・気候変動の影響評価に関する最新相見を得ない。 ・地方公共団体の気候変動の影響評価は対い適応計画策定を促進する。 ・適応計画のフォローアップにより、施策の実施状況を把値する。 ・適応計画のフォローアップにより、施策の実施状況を把値する。 ・適応計画のアオローアップにより、施策の実施状況を把値する。 ・海に対しの影響評価に関する最新知見を得る。 ・地方公共団体の気候変動の影響評価はおい適応計画策定を促進する。 ・適応計画の野野価に関する最新知見を得る。 ・気候変動の影響評価に関する最新知見を得る。 ・気候変動の影響評価にはおいる政策の実施状況を把値する。 ・気候変動適応計画の変更、適応の実施が決定性である。 ・地方公共団体における気候変動の影響調度が対で対して必要なが表現を関いました。 ・地方公共団体における気候変動の記画を変力が行うべつの改訂及び、地域適応支援ツールの作成により、地方公共団体における気候変動の影響評価を表現的に促進する。 ・適応計画の方式・適応の収組を効果的に促進する。 ・適応計画のフォローアップにより、適応能変の進捗を遭切け、把握し、気候変動の影響評価及び適応計画の必要に応じた見直しに反映させるとができる。 ・シの分野別例のによって、第2次気候変動影響評価に必要な気候変動影響が価及が適応計画を実施することで地域の実情に応じた適応の取組を促進する。 ②底ルかから開発途上国の支援 〈達成手段の概要〉 ・「国家・地方適応計画策定を視野に入れた気候変動影響評価を各国(インドネシア、モンゴル、太平洋小島嶼国等)政府機関及び研究機関等と協断と実施する。 ・「全域・国の海底計画策定に関する計画を実施する。」・「会域・日本の適応計画策定を行った気候変動影響評価を各国(インドネシア、モンゴル、太平洋小島嶼国等)政府機関及び研究機 ③定計画策定に関する部カーロ・アンションプを開催する。 ・「気候」の適応計画策定に関するのアットフォース(AP・PLAT)を構築していく、 ・場が国の計画策定に関するのアットフォース(AP・PLAT)を構築としていための気候リスク情報基盤を整備する。 ・「大教が国の指し、対策を動造にブラットフォーム(AP・PLAT)を構築していための気候リスク情報基盤を整備する。 ・「大教が国の指し、対策を動造のアラットフォース(AP・PLAT)を構築として、、対域を動造の影響評価を行い、、北スマトラ州、東ジャワ州等の地方が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表	092
施策の予算額・執行額	378 (239)	378 (340)	702 (683)	850		系する内閣の重要政策 気候変動適応法(平成30年法律第50号) 演説等のうち主なもの) 気候変動への影響への適応計画(平成27年11月27日閣議決定)	

(環境省30一4)

														地球環境局	作成責任者名	_
	施策名	目標2-1	オゾン層の値	呆護•回復								担当	部局名	フロン対策室	(※記入は任意)	馬場康弘
		オゾン層の 壊を推進す	状況の監視を ⁻ る。	を行い、オゾ	ン層破壊物質	質の生産・消	養規定、排	出抑制対策を	を実施し、さ	らにフロン類	の回収・破		系上の 付け	2. 地球環境の保全		
	達成すべき目標		壊物質の生産である。 ることにより、 軽減する。								設定の ӯ∙根拠	モントリオー	−ル議定書		政策評価実施予定時期	平成31年6月
	測定指標	基準値		目標値				年	度ごとの目れ 度ごとの実績	責値			測定	指標の選定理由及び	· 『目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
١,			基準年度		目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度				
	ハイドロクロロフルオロカー 1 ボン(HCFC)消費量(OD	5,562	平成元年度	0	H32年度	-	-	-	-			0			ICFCの生産・消費量を平成質のうちCFCについては既	
	Pトン)		<u>i</u>		i !	283	255	202	-							
	PRTRによるオゾン層破壊 2 物質の排出量のODP換算	_	_	減少傾向 を維持	_	-	-	-	-		-	-	- オゾン層破	壊物質の排出量をでき	るだけ削減する必要がある	ため。
	値(ODPトン)		!	で推行	! !	2,894	2,859	-	-							
	業務用冷凍空調機器から 3 の廃棄時等のフロン類回	-	-	70%	H42年度	-	-	-	-	-	-	回収率 5割			棄時等のHFCの回収率を	
	収率(%)		<u> </u>	70%	: · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4,424	4,841	5,097	-				にする必要	があるため(現在は回り	収率が3割程度で推移して	いる)。
	達成手段	予!	<u> </u>											平成30年 行政事業レビュー		
	(開始年度)	27年度	28年度	29年度	30年度	扫标										
	(1) プロン等対策推進調査費 (平成元年度)	270 (220)	233 (199)	234 (215)	254	1,2,3	適正な回収 <達成手段 ・オゾン層の ・業務用冷 く施策の達 業務用冷凍	壊物質の排記及び破壊の は及び破壊の との目標> の保護・回復。 東空調機器の 重なすべき目	推進やオゾニと地球温暖(の使用時排と標(測定指標)では、	ン層の状況の との防止 出抑制対策・ 票)への寄与(質の廃棄時)	D監視等を行 途上国支援 の内容> 回収率は約3	実施による服	対策につい 党フロン社会 隼であり、法	て検討等を行う。 構築の推進 律の施行状況の実態摂	を実施するため、フロン類(093
	脱フロン社会構築に向けた 業務用冷凍空調機器省エ ネ化推進事業(一部国土 交通省連携事業) (平成29年度) (再掲)	-	-	-	-	1,2,3										- る 再掲 (069)
	施策の予算額・執行額	270	233 (199)	234 (215)	254		系する内閣の 演説等のうな		地球温暖化	化対策計画	(平成28年	5月13日閣	議決定)			•

環境省30—(5))

														(環境省30一5))	
施策名	目標2-2	地球環境係	民全に関する	」国際連携∙∜	嘉力						担当部	部局名	地球環境局 研究調査室 国際連携課 国際協力室	TF队員は有名	木村正伸 福島健彦 杉本留三
施策の概要		関する主要 た重層的な3			じめ、二国間	引、地域、多[国間の全ての	のフェーズで	き、あらゆるチ	ヤネルでの	政策体 位置		2. 地球環境の保全		
- 辛いすくそけ 20 1				づくりやルー の連携協力を						設定の 5・根拠	環境基本法 境保全の積		・ 際的協調による地球環	政策評価実施予定時期	平成31年6月
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	26年度	27年度	年) 年) 28年度	度ごとの目 度ごとの実 │ 29年度		31年度	32年度	測定	指標の選定理由及び	ド目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
多国間協力案件数(上段) 1 二国間協力案件数(下段)	-	-	_		72 100	74 146	- 65 136	- 69 134						カ案件数は、アジアを始め んでいるのかを測定できる-	
達成手段 (開始年度)		算額計(執行 		30年度	関連する 指標					Ĭ	権成手段の権	既要等			平成30年 行政事業レビュー 事業番号
(1) 経済協力開発機構拠出金 (平成7年度)	37 (33)	36 (36)	32 (32)	32	1	〈達成手段の概要・目標〉 OECDの環境プログラムのうち、気候変動分野における各種分析、気候変動枠組条約の実施を助けるために実施している作業、加盟国等の環境保全成果について相互に審査を行う作業や化学品の有害性評価手法(基準)の策定に関する作業など、環境省で積極的に関与し活用しているものに対し、プログラムごとの金額分配を指定した上で拠出を行う。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉環境分野、とりわけ経済的側面からの環境問題の分析において数々の業績を残している国際機関であるOECDと協働することによって、国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な貢献を行うとともに、各国や主要国際機関との連携・協力を推進することができる。									
排出·吸収量世界標準算(2)定方式確立事業拠出金等(①)平成9年度、②平成11年度)	174 (174)	159 (159)	168 (168)	177		IPCCの科 はIPCCの科 を吸 はIPCCと ②我ス動 を吸 は フォ は 対 力を 達出 施出ると と (UNFCCC)	が 対 に関 に関 に関 に関 に関 に関 に関 に関 に関 に関	温暖化対策と 基金への拠点 基金等に 一様では は で は で は で は で は で は で は り に り に り に り に り に り に り に り に り に り	出によって支 になっ事業出 がスの排出のす だおり、そののスののスののスののスクプ をから我ののプ	4の基盤とな 援 田金(平成1 録)の方法(事務局(技術 - の内容ををが ナーゼンスが レゼンスが	でいること 1年度 ~) 論改 表 で で で で か 表 表 表 で で で で で で で で で で で で で で で で で	に向けた(*)をホストし り、各国の 待される。 a	作業を実施するために言 ていることを踏まえ、イ の政策策定に資する科 また、同タスクフォースに	告書作成に貢献すべく、環境 受立されたIPCCインベントリ ンベントリタスクフォースの対 学的知見の取りまとめに貢献 よ、気候変動枠組条約 出当し、国際的な気候変動対	タ 舌 095 献

		:	:	T	I		
国際連合環境計画拠出金 (3) 等 (平成16年度)	362 (362)	356 (356)	320 (320)	326		〈達成手段の概要・目標〉・・UNEP拠出金(H16年度~) 国際連合システム内外における環境関連活動の唯一の総合調整機関であるUNEPへ拠出金を拠出することにより、今後のUNEPにおける我が国のプレゼンスを高め、我が国に蓄積された知識、経験、技術等を国際環境政策にインプットし、世界共通の課題に国際的な貢献を行う。 ・UNEP国際環境技術センター(IETC)拠出金(H16年度~) 廃棄物管理分野等における専門的技術やノウハウを開発途上国へ移転する事業を実施するIETCへ拠出金を拠出することにより、その継続的な活動やプログラムの実施を支援することで、その機能を発揮させ我が国の環境分野における大きな国際貢献を実現する。また、IETCを通じて我が国が有する環境分野の制度、技術、ノウハウを世界に提供する。 ・アジア太平洋適応ネットワーク事務局等への拠出(H26年度~) アジア太平洋適応ネットワーク事務局等への拠出(H26年度~) アジア太平洋を中心としたアジア太平洋適応ネットワーク事務局等への拠出(H26年度~) アジア太平洋を中心としたアジア太平洋適応ネットワーク事務局を担うUNEP-ROAP等へ拠出を行うことにより、同事務局運営を中心に世界適応ネットワークの活動を支援する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 国際連合環境計画(UNEP)は国連の下に設置された環境に関する問題を国際的かつ横断的に扱う唯一の組織であり、当該組織の活動を支援することにより、世界全体での環境保全の推進に貢献するとともに、我が国の有する環境分野の知見・経験・技術等を各国と共有する。	0096
国際連合気候変動枠組条 (4)約事務局拠出金 (平成21年度)	23 (19)	25 (18)	23 (18)	22	1	〈達成手段の概要・目標〉 同事務局に我が国から専門家を派遣し、同事務局と意思疎通を促進することにより求める主な成果は以下のとおり。 ・政府間プロセスを支援し、実施に関する補助機関(SBI)に報告される内容の準備 ・資金、緩和、持続可能な開発にかかる政策及び措置に関する情報のまとめ及び分析支援 ・非付属書I国が国別報告書を作成するに当たつての技術及び能力に関するニーズを把握し、これを改善する提言等 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 ・政府間プロセスを支援し、実施に関する補助機関(SBI)に報告される内容の準備 ・資金、緩和、持続可能な開発にかかる政策及び措置に関する情報のまとめ及び分析支援 ・非付属書I国が国別報告書を作成するに当たつての技術及び能力に関するニーズを把握し、これを改善する提言等	0097
(5) 国際連携戦略推進費 (平成23年度)	113 (106)	99 (76)	122 (112)	131	1	<達成手段の概要> 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択を受け、各国においてSDGsの実施が進んでいる。我が国としても各国・関連国際機関の状況等の調査・分析しながら、SDGsの環境側面の実施が不可欠である。また、各国の理解と協力を得ながら国際的な議論を牽引していくために、NGOやマスコミ等世論の動向にも配慮しながら、戦略的な国際広報を推進する。加えて、環境と貿易の観点から、TPP協定や、カナダ、EU、中国・韓国等との経済連携協定(EPA)・自由貿易交渉(FTA)について、締結後の体制整備等を円滑に行うとともに、交渉において環境への配慮が適切に反映されるよう最新の論点について調査を行う。 〈達成手段の目標>・・各国や関連国際機関のポジション及び国際的な議論の動向を精査し、また政策レベルの協議の結果等も考慮したうえで、国際社会に対し、持続可能な開発や環境保全の国際的制度枠組に関する方向性を示すような知的貢献、建設的提案を行う。また、国際取決めを着実に実施する。 ・環境保全に係る国際的議論を牽引するため、戦略的国際広報を推進する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各国政府や国際機関における環境分野のポジションや取組状況等について調査・分析を行い、環境保全に係る国際連携戦略の検討を実施し、国際取決めを着実に実施するとともに国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な参画を進めていくことで、各国や主要国際機関との連携・協力を推進することができる。	0098

(6) 環境国際協力推進費 (平成10年度)	184 (169)	187 (171)	188 (184)	190	1	 	0099
気候変動に関する政府間 (7) パネル(IPCC) 評価報告書 作成支援	43 (18)	38 (34)	38 (37)	55		〈達成手段の概要〉 IPCCの各種報告書のための執筆者会合や専門家会合、IPCC総会等への我が国専門家の派遣等を通して、日本人執筆者を育成・支援し、IPCCの各種報告書に我が国の科学的知見が適切に反映されるようにする。また、各種報告書の作成などのIPCCの活動に積極的に貢献することによって、我が国のIPCCにおけるプレゼンスを向上させる。 〈達成手段の目標〉 IPCCの各種報告書に我が国の科学的知見を適切にインプットし、IPCCにおける我が国のプレゼンスを向上させる。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 IPCC報告書は気候変動に関する国際枠組みや世界各国の国内政策の基盤となる科学的知見を提供するものであり、我が国の研究者の知見をインプットし、その作成に貢献する必要がある。IPCC報告書の執筆に参加する科学者はボランタリーベース(無給)の参加であるため、その活動を国として支援することで、我が国の知見のインプットが結果的に増すことが期待できる。	307
施策の予算額・執行額	936 (794)	900 (850)	891 (871)	878		・第5次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) ・地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定) ・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年度法律第117号)	

別紙1

(環境省30一⑥)

														(現現省30一個)	
施策名	目標2-3	地球環境保	全に関する	調査研究							担当部	部局名	地球環境局 研究調査室	作成責任者名 (※記入は任意)	木村正伸
施策の概要	国内外の研	ーー T究機関との	ネットワーク	′構築等を通	 じ、地球環境		 -タリングや記	 周査研究を排	進進する。			系上の 付け	2. 地球環境の保全		
達成すべき目標				支術、データ、 ン、地球環境				とともに、途		設定の 5・根拠	・気候変動 11月27日閣 ・第5期議決定 ・地議決定 ・国の研究	の影響への 開議決定) 対析基本記 と 比対策計画 開発評価に	成30年法律第50号) 適応計画(平成27年 十画(平成28年1月22 (平成28年5月13日閣 関する大綱的指針(平 総理大臣決定)	政策評価実施予定時期	平成31年6月
測定指標	基準値		目標値					度ごとの目/ まごとの宝!				- 知中	七捶の選字理由及れ	5日堙ሴ(水淮,日堙左鹿	この記字の担拠
测 上扫惊	本 年他	基準年度		目標年度	26年度	27年度	28年度	度ごとの実績 │ 29年度	31年度	32年度	測走	11保の選足理田及∪	『目標値(水準・目標年度	·/O/政化U/依拠	
地球環境保全試験研究費 による業務終了翌年度に 実施する事後評価(5点満 1 点)で4点以上を獲得した	_	_	_	-	50%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	「科学的・技 了後に「事	支術的価値」等の必要忖 後評価」を外部評価委	究開発成果の「社会的・経 生・有効性・効率性に関する 員会により実施している。 オ	る指標を用い、事業終 指標と目標の設定につ
研究開発課題数(4点以上 の課題数/評価対象課題 数)の過去5年間の平均					73%	71%	50%	集計中				占めること	が概ね国民理解を得ら	明できる4点以上の研究開 れるラインと考えられ、ま <i>†</i> ごきないため、過去5年間の	と単年度ごとの評価で
測定指標	基準		目標					D進捗状況 D進捗状況				. 測点	お標の選定理由及	び目標(水準・目標年度)	の設定の根拠
WINC III IN	- 	基準年度		目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	,,,,,,			
							成果の施 策への活 用	成果の施 策への活 用	成果の施 策への活 用	成果の施 策への活 用					
各種成果の政府計画、施 2 策、国際協力、普及啓発 等への活用	-	-	-	-	各種成果 を施策に 活用した	果を閣議決定文書「気候変動」	成 来 り な 及 い し ま り で し ま の し ま の し ま の し に の し に の し に の し に の に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に 。 に る に 。 に る に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 。 。 。 。	各種成果 を「気候変 動適応法 案」の策定				必要不可か 球環境保全 ともに、途。	マであることから、地球 ≧の基盤となる知見、打 上国等へその知見等を	もガスの削減や気候変動に環境分野のモニタリングやなが、データ、情報を獲得し展開・共有するなど、各種用することが重要であるため	調査研究を推進し、地 て施策等に活用すると 成果を政府計画、施

達成手段	予算	算額計(執行	額)	当初予算額	関連する	\\ \tau_{\tau} \tau_{\tau} \\ \tau_{	平成30年
(開始年度)	27年度	28年度	29年度	30年度	指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号
地球環境戦略研究機関拠 (1) 出金 (平成10年度)	500 (500)	500 (500)	500 (500)	500	2	<達成手段の概要> 地球環境戦略研究機関では、これまでの活動により築いたネットワークや知名度も活かしつつ、顕在化する環境危機に対してより迅速に取り組み、アジア太平洋地域の途上国をはじめとした各国政府、国際機関の環境政策に採用されるような研究成果を提示していくこととしている。さらに単なる研究のみならず、政府間の情報交換の促進や政策形成の支援といった、民間では実施できない高度な公共性および国際性を要する業務を進めている。このような活動を行うアジア太平洋地域随一の国際的環境政策研究機関として、アジア太平洋地域の持続可能な開発に向けた取組みに貢献する研究をリードするため、拠出金により支援するものである。 <達成手段の目標> 地球環境戦略研究機関が実質的な国際機関としての地位を確立し、国際的なネットワークの形成の促進、国際世論形成に対する貢献などを通じて、地球環境問題に対し、我が国がリーダーシップを果たす上で重要な役割を担うこと。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地球環境問題は、我が国の国際貢献が最も期待される分野の一つ。環境省としては、IGESが研究成果や提言を国際的に発信し、科学面から地球環境問題の解決に寄与していくことを期待 我が国が、このように自国のみの利益を超えた公共・公益的な視点で積極的な国際貢献を行うことは、日本の国際的イメージアップと信頼の獲得につながり、日本の大きな国益に合致し、施策の達成すべき目標に寄与する。	100
地球環境に関するアジア (2) 太平洋地域共同研究・観 測事業拠出金 (平成16年度)	273 (273)	268 (268)	210 (210)	211	2	〈達成手段の概要〉 アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)は公募型の先進国・途上国共同研究の推進やセミナー等の開催による能力開発事業の推進を行う。対象案件は、国際公募した上で厳密な審査を経て政府間会合が承認し、その成果は政府間会合に報告される。また、本ネットワークによるセミナーや政策対話を通じて、参加国間の連携を強化するとともに、ウェブ、ニュースレター、研究報告書を通じた情報発信等を行う。 〈達成手段の目標〉競争的資金を活用した効率的な採択を行い、途上国のニーズに応える形で、我が国の科学的知見を共有する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 競争的資金により地球環境に関する研究の促進、セミナーの開催、ウェブやニュースレター等による成果の情報提供が促進される。途上国による積極的参加によりアジア太平洋地域全体の研究能力の向上に寄与する。	101
(3) (平成13年度)	258 (256)	220 (219)	212 (212)	211		〈達成手段の概要〉 地球環境保全試験研究費(H13年度~) 関係行政機関及び関係行政機関の試験研究機関が実施する地球環境の保全に関する試験研究について、効率的かつ総合的な試験研究計画等の 推進を図るため、環境省設置法第4条第3号の規定に基づき関係予算を一括計上して、予算成立後関係行政機関へ移し替えることにより、試験研究 の一元的推進を図るもの。 〈達成手段の目標〉 気候変動問題について、中・長期的視点に立った問題解決に向けての基礎を確保する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 本事業における研究は、中・長期的視点も踏まえ、計画的・着実に進めるべきものであり、観測結果等の成果は、気候変動対策を始め地球環境政策 の立案・実施に科学的基盤を与えるものである。	102

温室効果ガス観測技術衛 星「いぶき」(GOSAT)シ リーズによる地球環境観 測事業 (平成18年度)	103 (89)	44 (42)	64 (64)	72	ち上げ以後9年以上 供し続けるためにに本業務で新したい 完成果やで新しい知 よる継続的な全球は く達成手段の目標・GOSATシリーズの・世界各国がGOSA・地球温暖化の現場とのでである。 と施策の達成デーストラースを用した。	の温室効果ガス観測は、全球の温室効果ガスの濃度や分布の観測に極めて有効であり、「いぶき」(GOSAT)は、平成21年の打観測し、その結果を公表し続けている。衛星搭載センサの経年劣化や大気・雲の状態に対して品質を管理し質のよいデータを提、、地上観測等によるデータを用いた校正・検証と観測データの補正が必要である。 食証された9年分のGOSAT観測データや平成30年度の打上げを目指す後継機「いぶき2号」(GOSAT-2)の観測データを用いた研説を情報発信し、利用促進を進めるとともに、気候変動に関する政策の立案・実施に貢献するものである。また、GOSATシリーズに認体制を構築し、信頼性を維持するため3号機(GOSAT-3)の開発に着手する。 *経続観測によって気候変動に関する科学的知見を充実させる。 「シリーズの観測データを自ら利活用することで、各国の政策に貢献する。 について情報発信を行うことにより、国民の環境への意識を啓発する。 **目標(測定指標)への寄与の内容> に対し、地上や航空機観測から得たデータを用いた校正・検証を施すことで、9年以上にわたるデータの精度維持管理を行う。こた研究成果は、地球全球レベルでの気候変動把握に有用であるとともに、得られた知見を広く発信することで気候変動に関する
施策の予算額・執行額	1134 (1118)	1032 (1029)	986 (986)	994	施策に関係する内閣の重要 (施政方針演説等のうち主な	

(環境省30一⑦)

														(環境有30一(/))		
施策名	目標3-1	大気環境の	保全(酸性	雨•黄砂対策	きを含む)						担当	部局名	総務課 大気環境課 環境管理技術室 自動車環境対策課 水·大気環境国際協 力推進室		早水 輝好(総務課長事務取扱) 田路 龍吾(環境管理技術室長) 高澤 哲也(大気環境課 長/自動車環境対策課 長/自動車環境対策課 長) 青竹 寛子(国際協力推進室長)	
施策の概要	り、大気環	原及び自動車 境を保全する)健康の保護	。また、大気	気環境の状況	兄をより的確し	こ把握する	ため、酸性雨	や黄砂等の)広域大気汚	染の影響		系上の	3	3. 大気・水・土壌環境等の	保全	
達成すべき目標	大気汚染に を推進する	係る環境基。	準達成率の)向上及び降	水酸性度の	減少を図り	大気環境のご	改善、保全	目標語 考え方	设定の ・根拠			される環境基準 長期モニタリング計画	政策評価実施予定時期	平成31年8月	
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	26年度	27年度		度ごとの目れ 度ごとの実績 │ 29年度	漬値	31年度	32年度	測定	指標の選定理由及び	び目標値(水準・目標年原	度)の設定の根拠	
全国の一般環境大気測定 1 局における大気汚染に係 る環境基準達成率(%)	_	J.	100%	-			Γ	別紙のとおり	וף			維持されるこ 護と生活環境	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で 推持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保 隻と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるた め、測定指標として選定した。			
全国の自動車排出ガス測 2 定局における大気汚染に 係る環境基準達成率(%)	_	-	100%	-			Γ	別紙のとおり	וף			維持されるこ 護と生活環境	ことが望ましい基準」として	は、「人の健康を保護し、及び で定められたものであり、その 、気環境の状況を最も的確に	達成率は、人の健康の保	
大都市地域における自動車 排出ガス測定局における大 気汚染に係る環境基準達成 率(%)	_	-	100%	-			Γ	別紙のとおり	וף			よっては大気 策地域に設置	瓦環境基準の確保が困難 置された自動車排出ガス	量が多く、自動車単体の排出。 な地域を指定し、特別の対策 測定局における環境基準達所値であるため、測定指標として	を行う法律であり、その対 成率は、当該地域における	
4 我が国の降水中pHの 4 加重平均値(pH)	_	_	5.6pH	-	4.71	4.78	4.89	集計中	-	-	_		消と現状認識の向上を図	タのうち、国民にとって身近な 別り、かつ効果を把握すること		
アスベスト大気濃度調査にお 5 いて、10本/上未満で石綿が 検出された地点数の割合。 (%)	_	_	100%	-	100	100	100		100	100	100	0 大気汚染防止法において、特定粉じん発生施設の敷地境界基準は10本/Lとされており、当該 測定指標は、アスベストの飛散防止対策を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握で きる数値であるため、測定指標として選定した。				
全国の継続測定地点にお 6 ける水銀の指針値達成率 (%)	_	_	100%	-	100	100	100	100	100	100		の指針値は ⁴ 針値を継続的	年平均値が0.04 μ g Hg/r	:染物質対策のあり方についっ m ³ 以下と設定されており、全国 図るうえで、大気環境の状況を 。	国の大気中の水銀濃度が指	

測定指標	目	標	目標	年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 全国の酸性雨調査及び黄砂飛散状況のモニタリングデータを公表することにより、国民の不安解消及び調査研究への活用を図るほか、モニタリングデー								
国内及び東アジア地域に おける酸性雨・黄砂に係る モニタリングデータの把 握・共有	-	_	-	-		・ ・雨調査及び黄砂飛散状況のモニタリングデータを公表することにより、国民の不安解消及び調査研究への活用を図るほか、モニタリング・ 後性雨及び黄砂の対策を国際的に議論するための基礎データとすることにより、東アジアの大気環境の改善に資することを目標とした。	データを関係諸国間						
7 放射性物質に係る環境汚染の防止	-	-	-	-	染の防止の	放射性物質に係る取組状況等や放射性物質による健康影響に関する最新情報等の把握により、我が国における一般環境中の放射性物 ための措置等及びその在り方に関する検討等を行い、必要に応じた放射性物質に係る環境汚染の防止のための措置をとるため、測定指 措置をとることにより、大気環境の改善・保全を図ることを目標とした。	質による環境の汚 標として選定した。						
達成手段(開始)在第	予算	算額計(執行	·額)	当初予算額	関連する	達成手段の概要等	平成30年 行政事業レビュー						
(開始年度)	27年度	28年度	29年度	30年度	指標	************************************							
大気環境基準等設定業務 (1) 費 (昭和49年度)	28 (27)	41 (29)	37 (31)	37	1	・諸外国及び国際機関等における大気環境基準等の設定・改定状況など大気保全政策の動向に関する最新の情報を収集・整理・既に環境基準等が設定されている物質及び優先順位の高い有害大気汚染物質について、環境目標値の新規設定等に資するべく、健康影響に関する国内外の情報を収集・整理・有害大気汚染物質に関し、得られる科学的知見に制約がある場合の有害性及び曝露評価手法の確立に資するための検討を実施 1 〈達成手段の目標(30年度)〉 ・新たな環境目標値の設定及び科学的知見に制約がある場合の健康リスク評価手法等に関するガイドラインの妥当性の確認・課題整理 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 ・有害大気汚染物質を含む大気汚染物質に係る環境目標値の新規設定等に向けた検討を通じ、大気汚染の改善による人の健康の保護等に寄与する。							
大気環境監視測定網整備 (2) 推進費 (昭和46年度)	113 (76)			78	1								
大気汚染防止規制等対策 (3) 推進費 (昭和47年度)	68 (122)			96	1	・大気環境保全施策を進めるための基礎資料の整備を通じ、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。 < (達成手段の概要> ・ 固定発生源から平成29年度に排出された大気汚染物質量の調査 ・ 都道府県等の大気汚染防止法施行状況調査 1 (達成手段の目標(30年度)> ・ 大気汚染物質に係る環境基準確保のための施策の推進							
有害大気汚染物質等対策 (4) 推進費 (平成23年度組替)	110 (94)			128		〈達成手段の概要〉 ・大気環境モニタリングの実施(事業所における排出実態調査を含む。)と、その結果を活用した自治体における事業所指導の促進〈達成手段の目標(30年度)〉 ・全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率の向上〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 大気環境モニタリング(事業所における排出実態調査を含む。)の実施により有害大気汚染物質による大気の汚染状況や主たる排出源を把握。その結果を活用した自治体における事業所指導の促進を通じ、有害大気汚染物質の環境基準の達成率の向上に寄与する。							

アスベスト飛散防止総合 (5) 対策費 (平成23年度組替)	30 (31)			61	5	<達成手段の概要> ・大気汚染状況の把握 ・飛散防止対策の検討 ・運成手段の目標(30年度)> ・アスペストによる健康被害の未然防止に向けた、飛散防止対策の更なる推進 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・アスペストによる健康被害の防止を通じ、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。	107
在日米軍施設·区域周辺 (6) 環境保全対策費 (昭和53年度)	12 (7)			11	_	<達成手段の概要> ・日本国に駐留している米軍が使用している施設・区域に係る水質及び大気質の調査等を実施 〈達成手段の目標(30年度)〉 ・昨年度に引き続き施設・区域に係る水質及び大気質の調査等を実施 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 ・在日米軍施設・区域に係る水質及び大気質の調査等を実施し、状況の確認及び必要な改善措置等の要請を通して、在日米軍施設・区域内及びその周辺の環境汚染の未然防止を図ることで、大気環境等の保全、改善を推進する。	108
コベネフィット・アプローチ (7) 推進事業費 (平成22年度)	120 (114)	115 (11 4)	105 (102)	106	6	〈達成手段の概要〉 ・アジアの環境所管官庁・国際機関等が参加しているアジア・コベネフィット・パートナーシップの活動支援を通じた普及・啓発活動・コベネフィット分野等の解析モデルの実績を有する国際研究機関の研究活動支援の実施 〈達成手段の目標(30年度)〉 ・アジア・コベネフィット・パートナーシップの活動支援等を通じたコベネフィット・アプローチの普及 〈施策の達成すべき目標への寄与の内容〉 ・アジア地域で課題となっている環境汚染対策と温室効果ガスの排出削減対策を同時に実現するコベネフィット(共通便益)・アプローチを推進することにより、大気環境を含む環境改善と保全を推進するとともに、温暖化対策に寄与する。	109
公害防止管理推進調査対 (8) 策検討費 (平成19年度)	2 (1)	2 (2)	2 (2)	2	1	<達成手段の概要> ・地方自治体の公害防止体制の更なる充実を図ることを目的として、組織整備法における手引き等の検討 〈達成手段の目標(30年度)> ・地方自治体の公害防止体制の充実に向けた調査検討による効果的な公害防止体制の促進 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・公害防止に係る不適正事案を防止し、事業者及び地方自治体における効果的な公害防止の取組が促進されることにより、排出基準が遵守され大気汚染等に係る環境基準の達成に寄与する。	110
微小粒子状物質(PM2.5) (9) 総合対策費 (平成20年度)	500 (435)			512	1	〈達成手段の概要〉 ・地方自治体における微小粒子状物質の常時監視体制の強化 ・成分分析・発生源寄与解析・シミュレーション評価等による対策の検討・具体化を実施 〈達成手段の目標(30年度)〉 ・微小粒子状物質に係る対策の推進 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 ・微小粒子状物質による大気の汚染の状況の把握及びその結果に基づく対策の検討を通じ、微小粒子状物質の環境基準の達成に寄与する。	111
大気環境監視システム整 (10) 備経費 (昭和47年度)	175 (171)			157	1	〈達成手段の概要〉 ・全国の大気汚染常時監視結果や光化学オキシダント注意報等発令状況等を提供 ・ホームページにおける花粉飛散量のリアルタイムでの公表 〈達成手段の目標(30年度)〉 ・大気汚染状況の把握及び国民への正確な情報のリアルタイムでの継続的な提供 ・花粉観測システムの適切な維持管理及び運用 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 ・大気環境保全施策を進めるための基礎資料の整備を通じた、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。 ・花粉による健康被害の未然防止を通じ、大気環境の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。	112

							_
(11) 越境大気汚染対策推進費 (平成23年度組替)	326 (319)			366	4,6	<達成手段の概要> ・国内における越境大気汚染、酸性雨、黄砂に関するモニタリングの実施 ・東アジア地域におけるEANET等を通じた大気汚染問題の解決に向けた取組の推進 <達成手段の目標(30年度)> ・信頼性のある国内モニタリングデータの取得、国際協力の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・精度保証・精度管理がなされた国内モニタリングの実施、技術指導等を通じたEANET参加国のモニタリング能力の向上に寄与する。	113
自動車大気汚染対策等推 (12) 進費 (平成23年度組替)	155 (156)			166	1,2,3	〈達成手段の概要〉 ・自動車等移動発生源からの排ガス抑制について施策の効果等を把握 ・局地汚染対策の取組、対策地域全体の基準確保目標の評価手法の検討 〈達成手段の目標(30年度)〉 ・自動車等移動発生源からの排出ガス対策の推進 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 ・自動車等移動発生源からの排ガス対策の促進により、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。	114
オフロード特殊自動車排 (13) 出ガス対策事業費 (平成18年度)	37 (28)	48 (35)	34 (29)	32	1,2,3	〈達成手段の概要〉 ・規制実施及び強化に係る調査及び検討 ・立入検査に関する体制整備等に係る検討及び運用 ・	115
船舶・航空機排出ガス対 (14) 策検討調査 (平成19年度)	9 (7)	9 (8)	10 (9)	9		<達成手段の概要> ・船舶・航空機排出ガスの実測およびシュミレーションによる実態把握 ・船舶・航空機排出ガスに関する国際動向調査 <達成手段の目標(30年度)> ・船舶・航空機排出ガス対策の推進 <施策の達成すぞき目標(測定指標)への寄与の内容> 船舶・航空機排出ガス対策の推進 により、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。	116
自動車排出ガス・騒音規 (15) 制強化等の推進 (平成12年度) 【関連29-⑧】	207 (206)	211 (209)	267 (255)	314	1,2,3	〈達成手段の概要〉 ・中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第十三次答申)」(平成279年25月)に基づく、微小粒子状物質に関する対策、特殊自動車の排出ガス低減対策及びアイドリング規制の見直し等。 〈達成手段の目標(平成30年度)〉 ・自動車排出ガス低減対策の推進 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 ・自動車の排出ガス低減により、特に自排局において、大気汚染に係る環境基準達成状況の改善に寄与する。	117
自動車交通環境監視測定 (16)費 (昭和38年度)	67 (54)			53	,_,-	<達成手段の概要> ・国設自動車交通環境測定所の測定データ整備・解析 ・国設自動車交通環境測定所の維持管理 〈達成手段の目標(30年度)> ・大気汚染状況の把握及び国民への正確な情報のリアルタイムでの継続的な提供 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 大気環境保全施策を進めるための基礎資料の整備を通じ大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。	118

国際連合地域開発セン (17) ター拠出金 (平成16年度)	30 (30)			25	_	<達成手段の概要> ・アジア地域における環境的に持続可能な交通(EST)の推進活動に対する拠出 〈達成手段の目標(30年度)〉 ・アジア地域の環境的に持続可能な交通の推進 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・アジア地域における環境的に持続可能な交通の推進活動を通じて、アジア諸国の大気環境の改善を図ることにより、国内の大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。	119
東アジア酸性雨モニタリン (18) グネットワーク拠出金 (平成14年度)	85 (85)	88 (88)		85	4,6	<達成手段の概要> ・東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)の運営経費に対する拠出 〈達成手段の目標(30年度)> ・EANETの活動推進 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・EANETのマニュアル整備等の活動を通じた、EANET参加国のモニタリング能力の向上に寄与する。	120
環境測定等に関する調査 (19) 費 (昭和50年度)	20 (20)	18 (20)	16 (16)	20	1	〈達成手段の概要〉 ・環境測定分析に従事する諸機関が、均一に調整された環境試料を指定された方法又は任意の方法により分析することによって得られる結果と前処理条件、測定機器の使用条件等との関係、その他分析実施上の具体的な問題点等の調査を行う。 〈達成手段の目標(平成30年度)〉 ・全国の分析機関におけるデータのばらつきの程度に関する実態を把握する。 ・分析機関の分析者が自己の技術を客観的に認識して、環境測定分析技術の一層の向上を図る。 ・各分析法についての得失を検討して、分析手法、分析技術の改善を図る。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 ・環境測定分析の精度の向上を図り、環境測定データの信頼性を確保することにより、正確な大気環境の測定が可能となり効果的な施策を講じることにより、大気環境の保全に資する。	121
水銀大気排出対策推進事 (20)業費 (平成27年度)	71 (75)			37	6	〈達成手段の概要〉 ・国内外の排出抑制技術等の調査 ・水銀扶気排出インベントリーの作成 〈達成手段の目標(平成30年度)〉 ・技術の進歩に応じた排出基準の見直し及び水銀測定方法の効率化 ・改正大気汚染防止法施行後の水銀排出規制に係る実態把握 ・水銀大気排出インベントリーの精緻化 〈施策の達成すべき目標への寄与の内容〉 ・水銀大気排出抑制対策の推進を通じ、長期的な視点での人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。	122
施策の予算額・執行額	2082 (1790)	2307 (2196)	2,189 (2,091)	2,295		・環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) 系する内閣の重要政策 第2部環境政策の具体的な展開 第3章重点戦略を支える環境政策の展開 第4節環境リスクの管理 第4部環境保全施策の体系 第1章環境問題の各分野に係る施策 第5節大気環境保全に関する取組	

- ①全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]
 - ア. 二酸化いおう エ. 二酸化窒素 キ. トリクロロエチレン コ. 微小粒子状物質(PM2.5)
 - イ. 一酸化炭素 オ. 光化学オキシダントク. テトラクロロエチレン
 - ウ. 浮遊粒子状物質 カ. ベンゼン ケ. ジクロロメタン
- ②全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

 - ア. 二酸化窒素(NO₂) ウ. 光化学オキシダント オ. 一酸化炭素(CO)

- イ. 浮遊粒子状物質(SPM) エ. 二酸化いおう(SO₂) カ. 微小粒子状物質(PM2.5)
- ③大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

 - ア. 二酸化窒素 (NO_2) イ. 浮遊粒子状物質(SPM)

	山土水(110	2/	111001-111	() 英(61 111)					
年	度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	目標年	目標値
	①ア	99.6	99.7	99.7	99.6	99.9	100	-	100
	イ	100	100	100	100	100	100	-	100
	ウ	69.2	99.7	97.3	99.7	99.6	100	-	100
	工	100	100	100	100	100	100	-	100
	オ	0.5	0.4	0.3	0	0	0.1	-	100
	カ	99.5	100	99.8	100	100	99.8	-	100
	キ	100	100	100	100	100	100	-	100
	ク	100	100	100	100	100	100	-	100
	ケ	100	100	100	100	100	100	-	100
	コ	27.6	43.3	16.1	37.8	74.5	88.7	-	100
	②ア	99.5	99.3	99	99.5	99.8	99.7	-	100
	イ	72.9	99.7	94.7	100	99.7	100	-	100
	ウ	0	0	0	3.6	0	0	-	100
	工	100	100	100	100	100	100	1	100
	オ	100	100	100	100	100	100	-	100
	カ		33.3	13.3	25.8	58.4	88.3	-	100
	③ア	99.1	98.6	98.6	99.1	99.5	99.5	_	100
	1		100	92.3	100	99.5	100	-	100

(環境省30-⑧)

															(),,), 		
	施策名	目標3-2	大気生活環	 環境の保全 								担当	部局名	大気生活環境室 環境管理技術室 自動車環境対策課	作成責任者名 (※記入は任意)	吉川圭子(大気生活環境室長) 田路 龍吾(環境管理技術室長) 高澤 哲也(自動車環境対策課長)	
	施策の概要	騒音·振動	・悪臭公害を	減少させる	とともに、ヒー	ートアイランド	対策を講じ	ることにより、	、大気生活環	環境を保全す	-る。		系上の i付け	3	、大気・水・土壌環境等の保	· 全	
	達成すべき目標	騒音・振動る。	・悪臭の発生	E防止や、ヒ・	ートアイランド	∹問題の改善	きにより、良好	好な生活環境	竟を保全す		役定の 5・根拠	環境基本法	法第16条に定	める環境基準	政策評価実施予定時期	平成31年8月	
	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	26年度	27年度	年原 年原 28年度	きごとの目标 きごとの実績 29年度	票値 遺値 30年度	31年度	32年度	測定	指標の選定理由及び	ド目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	1 騒音に係る環境基準達成率(%)	-	-	100%	-	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	全する上で率は、人の	維持されることが望ま 健康の保護と生活環り	基準は、「人の健康を保護し しい基準」として定められた 竟の保全を図るうえで、全国 るため、測定指標として選え	ものであり、その達成 の騒音の状況の度合	
-	騒音に係る環境基準達成 状況(道路に面する地域) (達成割合(%)/(評価対象:千戸)	_	-	100%	_	93.2%	93.6%	93.9%	-	-	-	-	環境基本法 全する上で 率は、人の	第16条に基づく環境。 維持されることが望ま 健康の保護と生活環り	基準は、「人の健康を保護ししい基準」として定められた 竟の保全を図るうえで、全国であるため、測定指標として	、及び生活環境を保 ものであり、その達成 目の自動車騒音状況の	
	航空機騒音に係る環境基 準達成状況(測定地点 ベース)(%)	_	-	100%	_	— 76.0%	— 79.8%	— 79.5%	-	-	-	-	全する上で率は、人の	維持されることが望ま 健康の保護と生活環り	基準は、「人の健康を保護し しい基準」として定められた 竟の保全を図るうえで、全国であるため、測定指標として	ものであり、その達成 の航空機騒音状況の	
-	新幹線鉄道騒音に係る環 4 境基準達成状況(測定地 点ペース)(%)	_	_	100%	_		— 53.5%	— 50.1%	-	-	-	-	環境基本法 全する上で 率は、人の	第16条に基づく環境。 維持されることが望ま 健康の保護と生活環り	基準は、「人の健康を保護ししい基準」として定められた 竟の保全を図るうえで、全国であるため、測定指標として	、及び生活環境を保 ものであり、その達成 目の新幹線騒音状況の	
	5 振動に係る全国の苦情件数(件)	_	-	-	-	3.180	- 3.011	3.252	-	-	-	-	振動に係る	全国の苦情件数は、	人の健康の保護と生活環境握するものとして的確である	の保全を図るうえで、	
	6 悪臭に係る全国の苦情件 数(件)					13,136	12,959	12,624	-	-	-	-	悪臭に係る全国の苦情件数は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえて 全国の悪臭の状況の度合いを把握するものとして的確であるため、測定指標として選定した。				

7	熱中症予防サイトの閲覧 数(アクセス件数:万件)	-	-	-	-	1,400	熱中症予防サイトの閲覧数は、人の健康の保護と生活環境の保全全国の熱中症予防の状況の度合いを把握するものとして的確であ標として選定した。	
8	暑熱環境測定結果提供機 関数 (施設)	24	2017	-	2020		ー ー ー ー 主要競技会場周辺等での測定結果は、人の健康の保護と生活環境である。測定結果をどれだけの機関に提供するかで、どれだけ測定れるか変わるため、測定指標として選定した。	
	達成手段	予算	算額計(執行	額)	当初予算額	関連する	達成手段の概要等	平成30年 行政事業レビュー
	(開始年度)	27年度	28年度	29年度	30年度	指標		事業番号
(1)	騒音·振動·悪臭公害防止 強化対策費 (昭和63年度)	41 (42)			1 12	1,5,6	〈達成手段の概要〉・前年度における騒音・振動・悪臭に係る法施行データ等を集計・分析し、施行状況調査の結果や環境影響評価を行う上での基礎情報等として、報道発表や報告書の公表等により情報を発信・鉄道騒音・風力発電施設等から発生する騒音に関する知見の収集・測定評価方法の整理及び、騒音・低周波音に関する知見の地方公共団体職員等への周知・地方公共団体就員等への周知・地方公共団体がより適切な悪臭対策を進めるための事例集、マニュアル等の作成。また、悪臭物質濃度の測定方法、臭気指数算出方法等について、必要な課題の整理や更新案の作成、最新の状況を把握するための知見の収集〈達成手段の目標(30年度〉〉・・騒音・振動・悪臭の法施行状況について、国民や地方公共団体職員の知識や関心を深める。・・鉄道騒音について、評価手法の見直しに向けて、調査、検討を行う。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	123
	クールシティ推進事業 (平成18年度)	47 (41)					〈達成手段の概要〉 ・都市における暑熱対策について実施方法の明確化、普及啓発 ・インターネットを活用した熱中症に関する予防情報の提供 〈達成手段の目標(30 年度)〉 ・達成手段の目標(30 年度)〉 ・都市部の観光地等における暑さ指数の調査・研究を行う。 ・全国約840地点(気象庁アメダスデータ)において算出した暑さ指数(WBGT)の予測値・実況値や、実際の生活の場を考慮して算出した暑さ指数(WBGT)参考値及び熱中症による救急搬送者数等の情報をインターネットを通じて提供する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 ・熱中症予防情報サイトでの情報提供により、気候変動やヒートアイランド現象による熱中症の増加等、人の健康への影響等を軽減する暑熱対策(適応策)の普及に寄与する。	124

交通騒音振動対策調査検 (3) 討費 (平成13年度)	53 (41)			43	2,3,4,5	①自動車騒音・道路交通振動対策の推進(平成17年度) ②沿道・沿線対策の推進新幹線鉄道騒音(平成22年度) ③新幹線鉄道騒音・振動対策、航空機騒音対策の推進(平成16年度) 〈達成手段の概要> ①中成24年4月に常時監視業務が一般市へ移譲されたため、確実なデータ収集を行い全国の状況把握を実施(179団体→857団体→860団体)(業務を行うにあたって必要となる常時監視マニュアルを平成23年9月に公表済) ①道路交通振動については、測定値が要請限度値を超えることは稀であるが依然として苦情が絶えず、振動の評価が現状に即していないことが考えられることから、道路交通振動が及ぼす影響の予測や適切な評価方法の検討を実施 ②道路沿道や新幹線鉄道沿線において騒音に配慮した土地利用を推進するため、沿道・沿線の土地利用に関する実態調査や関連法制度の調査を実施するとともに、沿道沿線対策の具体的な方策の検討を実施(交通騒音問題の未然防止のための沿道・沿線対策に関する方が行うノンの改定版を平成29年48月に公表済) ③地方公共団体に対し、平成24年11月に作成した航空機騒音測定・評価マニュアルの定着を図る ③マニュアルに基づ(測定調査により実態把握を実施し、対策効果の確認や環境基準達成状況を把握 〈達成手段の目標(29年度)> ①平成26年4月に公表された日本音響学会 道路交通騒音予測式のシステムへの反映の検討を実施。860団体を対象とした平成28年度常時監視結果を取りまとめ公表 ②交通騒音問題の未然防止について、対策の実効性を高める方策について検討 ③新幹線騒音については、新規開業路線等を対象に、マニュアルに基づく測定調査等を実施して環境基準の達成状況を把握し公表 ②航空機器音については、新規開業路線等を対象に、マニュアルに基づく測定調査等を実施して環境基準の達成状況を把握し公表 ③航空機器音については、新規開業路線等を対象に、マニュアルに基づく測定調査等を実施しるとして、マニュアル内容の検証を実施 〈応策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ①全国の自動車騒音状況を一の第4月の新基準施行を受けて、マニュアルに基づく測定調査等を実施するなどして、マニュアル内容の検証を実施 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ①全国の自動車騒音状況を一元的に把握し公表することで、騒音対策がより効率的、効果的に実施され、騒音に係る環境基準達成状況の改善に寄与する。 ②沿道・沿線の住居立地が抑制される等の効果により、新たな騒音問題の未然防止が図られる。また、環境基準達成に向けて、既存の要対策値に対する場合対策が一層推進される。 ③測定・評価方法を見直すことにより、現状をより適切に把握することができる。この成果をもとに、環境基準達成に向けて、既存の要対策がより効率的、効果的に実施される。	125
自動車排出ガス・騒音規 制強化等の推進 (平成12年度) 【再掲30-⑦】	-	-	-	-	1,2	〈達成手段の概要〉 ・中央環境審議会「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について(第三次答申)」(平成27年7月)に基づく、二輪車走行騒音規制の見直しの検討。 〈達成手段の目標(平成30年度)〉 ・自動車単体騒音低減対策の推進 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 ・自動車単体騒音の低減により、騒音に係る環境基準達成状況の改善に寄与する。	119 【再掲30-⑦】
オリンピック・パラリンピッ (5) ク暑熱環境測定事業 (平成29年度)	-	-	29 (29)	30	8	〈達成手段の概要〉 ・2020年東京オリンピック・パラリンピックの主要競技会場周辺等における暑熱環境の調査、暑さ指数の推計手法の検討 〈達成手段の目標(30年度)〉 ・選定した主要競技会場周辺等において、暑熱環境の調査及び、暑さ指数の推計手法の検討を行う。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 ・調査結果をオリパラ大会の会場関連施設整備等の検討のための基礎情報として関係各機関において活用することによって、人の健康の保護と環境の保全に寄与する。	126
施策の予算額・執行額	141 (124)	132 (120)	150 (153)	154		・環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) 【騒音・振動・悪臭関係】第2部第3章4節(1) 水・大気・土壌の環境保全⑥快適な感覚環境の創出に向けた取組、第3条する内閣の重要政策 会に関する取組①騒音・振動対策 【ヒートアイランド対策関係】第2部第2章4節(3)安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全「快適な感覚したートアイランド対策関係】第2部第3章4節(1) 水・大気・土壌の環境保全⑥快適な感覚環境の創出に向けた取組、第5、(4)地域の生活環境保全に関する取組③ヒートアイランド対策、第4部第2章7節(2)健康被害の救済及び予防②被害	D生活環境保 覚環境の創出」 4部第1章5節

(環境省30一9)

														(來死百00 ⑤)	`	
施策名	目標3-3	水環境の保	全(海洋環	境の保全を含	含む)						担当籍	部局名	環境管理技術室 水環境課 閉鎖性無域対策室 地下水・地盤環境室 海洋環境室	作成責任者名 (※記入は任意)	渡邊 康正(水環境課長/ 地下水·地盤環境室長) 山本 郷史(閉鎖性海域 対策室長) 中里 靖(海洋環境室長)	
施策の概要	全な水循環 の海洋投棄 収・処理、国	の確保に向 の規制等に	けた取組を よる海洋汚 €物の適正処	を設定して、 推進する。ま 染の防止を 型理等の推進 り組む。	た、海洋環域図る。更に、	境の保全に「 海洋ごみ対策	句けて国際的 策について、	勺な連携の7 海岸漂着物	「、国内にお 」処理推進法	ける廃棄物 に基づく回		系上の付け	3	3. 大気・水・土壌環境等の	保全	
達成すべき目標		5濁に係る環境基準等達成率の向上等により、健全な水循環の確保を目指す。また、廃 日標設定の 5海洋投棄の規制等により、海洋環境の保全を図る。 考え方・根拠								文化の	湖沼水質保 の湖沼水質 水質汚水 大質 大調 大調 大調 大調 大調 大調 大調 大調 大調 大調 大調 大調 大調	展全特別措置 保全計画 5止法及び瀬 5づく総量削減 5及び海上災 計画	める環境基準 法に基づく各指定湖沼 (戸内海環境保全特別 成基本方針 害の防止に関する法	政策評価実施予定時期	平成31年8月	
測定指標	基準値	,	年度ごとの目標値 日標値 年度ごとの実績値									測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
公共用水域における水質 1 環境基準の達成率(健康	-	基準年度 目標年度 25年度 26年度 27年度 28年度 - - - - -					_		30年度	31年度	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保 上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、人の健康の保 るうえで、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとして的確であるため					
項目)(%)		! ! !			99.2%	99.1%	99.1%	99.2%				指標として選定したもの。	2007 P. 700 C. 10 112 7 0 007 C	O 1174E (0) 0/200/ (A) A		
ᄭᅲᄆᆎᆉᇅᆉᇅᆠᄀᅶᅈ				(河川) -	92.0%	93.9%	95.8%	— 95.2%				四块甘土汁	- 竺16名/- 甘べ/で埣甘	淮は「↓の歴 <i>まと□=</i> #!	ᄑᄯᄮᅜᇛᅝᄼᄱᄼᆉᄀ	
公共用水域における水質 環境基準の達成率(生活 環境項目BOD/COD)	_	-	100%	(湖沼) -	55.1%	55.6%	58.7%	56.7%				上で維持さ	れることが望ましい基準	準は、「人の健康を保護し 」として定められたものでる の状況を把握するものとし	あり、生活環境の保全を図	
(%)				(海域) -	77.3%	79.1%	81.1%	79.8%					選定したもの。			
				【全体】-	87.3%	89.1%	91.1%	90.3%								
地下水における水質環境 – – 100% – 基準の達成率(%)				_	_	-	_	-	_	_ 	-	上で維持さ	れることが望ましい基準	準は、「人の健康を保護し」として定められたもので	あり、その達成率は人の健	
基準の達成率(%)	94.2% 93.8% 94.2% 93.9% 調査中						調査中			康の保護を 指標としてi	図るつえで、地下水環境 選定したもの。	もの	して的確であるため、測定			
閉鎖性海域における水質 4 環境基準の達成率(CO D、全窒素、全りん)等	別紙の通り									総量削減基 図ってきたる	本方針等のもと、各海は	防止法及び瀬戸内海環境 或の水質改善の状況を的そ の環境基準達成率は、対策 として選定したもの。	確に把握し、水質保全を			

	5	地盤沈下監視を実施した 地域の内、2cm/年を超え る沈下が発生していない 地域の割合について100% を目指す。	ı	-	100%	_	 86.2%	93.1%	- 82.4%	93.1%	- 調査中	-	_		環境基本法第2条第3項で「地盤の沈下」は公害の一つとして位置作 築物等の基礎杭の許容応力度計算において年間2cmを超える地盤 の摩擦力を考慮することが推奨された経緯から(旧建設省による通 発第2号)、測定指標として選定したもの。	沈下については負
		測定指標	目	標	目標	年度					測定指	標の選定理	里由及7	び目標	『(水準・目標年度)の設定の根拠	
	6	陸上で発生した廃棄物の 海洋投入処分量(万トン)	(0	-										行われる見込みはない。建設汚泥についても平成28年度末に海洋 O万トンとすることを目標とする。	投入処分の許可期
	7	アジア地域等における我 が国の水環境改善支援の 推進	-	_	-		水循環基本が規定され		閣議決定)(こおいて、ア	ジア各国の	連携強化、「	情報共存	有の促	進等により、水環境管理制度等の改善や水処理技術の移転等の3	5援を推進すること
	8	水環境中の放射性物質の 存在状況の把握・共有						5止法に基づ	き、全国のス	水環境中の	放射性物質(の存在状況	を常時	持監視し.	、その情報を国民に提供することは、健全な水循環の確保に資する	· · ·
	9	海洋ごみ(漂流・漂着・海 底ごみ)に関する調査・研 究結果の把握・共有	-	-	-	-	海岸漂着物]等処理推進	法等に基づ	うき、海洋ごる	みの実態を 指	巴握し、その	情報を	を国民に	提供することは、海洋環境の保全に資する。	
		達成手段	予算	算額計(執行	額)	当初予算額	関連する					;	達成手	手段の棚		平成30年 行政事業レビュー
		(開始年度)	27年度	28年度	29年度	30年度	指標									事業番号
((1)	水質環境基準検討費 (平成22年度)	154 (120)				1,2	・環境基準 集・検成すり ・適切び見 の と施策の	没の目標(3 学的判断の 直しを行う。 達成すべき	追加・基準(80年度)> D基に、必§	要な環境基 指標)への	準項目等の 寄与の内容	の追加]•基準(・策定、水域類型当てはめ及び見直しを行うための情報収 値の見直し、公定分析法等の検討・策定、水域類型当では 。	127

		1	,	1	1		
(2)	排水対策推進費 (平成23年度組替)	68 (78)			1,2	く達成手段の概要> ・水質汚濁防止法の施行状況や排水の排出実態を把握するための調査 ・現在排水規制の対象とされていない項目について、規制の必要性を判断するための調査・検討 ・暫定排水基準の撤廃・強化に向けた排水処理技術の開発・普及・検討 ・生物応答を用いた新たな排水管理手法についての調査・検討 く達成手段の目標(30年度)> ・工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を適切に規制するために必要な調査・検討 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を適切に規制するために必要な調査・検討を行い、公共用水域における水質環境基準達成状況等の向上に寄与する。	128
(3)	水質関連情報利用基盤 整備費 (平成23年度組替)	42 (54)			1,2	〈達成手段の概要〉 ・「水質監視業務関連システム」、「水質環境総合管理情報システム」及び「全国水生生物調査システム」について、システムの効率的な一括運営(保守・管理、更新) 〈達成手段の目標(29年度)〉 ・水環境関連情報の提供・更新等(公共用水域水質データ、水浴場水質データなど) 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 ・システムを用いて効率的に常時監視結果の収集を行うとともに、広く国民に水環境関連情報をわかりやすく発信することにより、水環境保全施策の推進に寄与する。	129
(4)	総量削減及び閉鎖性海 域管理推進費 (昭和53年度)	105 (93)			4	〈達成手段の概要〉 ・発生源別汚濁負荷量等の状況を経年的に把握し、水質総量削減等の対策の効果を確認 ・新たな環境基準等を踏まえた総合的な水環境改善対策の推進 〈達成手段の目標(30年度)〉 ・東京湾、伊勢湾等における汚濁負荷量の削減 ・閉鎖性海域における水環境改善のための総合的な実態調査及びデータ分析 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・発生負荷量と水質改善状況を経年的に把握し、これをもとに総合的な水環境改善対策を検討し、着実に推進を図ることにより、閉鎖性海域の環境基準の達成率の向上に寄与する。	130
(5)	有明海・八代海等再生 評価支援事業費(有明 海・八代海総合調査評 価委員会経費を含む) (平成19年度)	132 (128)			4	〈達成手段の概要〉 ・有明海・八代海等総合調査評価委員会における再生に向けた検討に資するための各種調査の実施 〈達成手段の目標(30年度)〉 ・有明海・八代海等の再生に向けた評価の実施 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 ・環境特性の把握、課題の解明に必要な調査を実施することにより、有明海・八代海等総合調査評価委員会における再生に向けた検討を行い、当該海域での水環境改善に寄与する。	131
(6)	豊かさを実感できる海の 再生事業 (平成22年度)	70 (70)			4	〈達成手段の概要〉 ·湾·灘ごとの実情を踏まえた「きれいで豊かな海」の確保に向けた方策の検討 〈達成手段の目標(30年度)〉 ·水環境の変化状況や底質・底生生物調査の結果等の分析・評価 ·水環境と生物多様性・生物生産性の関係に係る検討 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 ·水環境の変化状況等を評価するとともに、湾・灘ごとの実情に応じた海域管理方策の検討を行うことにより、生物多様性・生物生産性の確保された「きれいで豊かな海」の実現に寄与する。	132

			!	!			ノオポエのの柳本へ	
(7)	湖沼環境対策等推進費 (平成23年度組替)	37 (37)			47	2	〈達成手段の概要〉 ・湖沼の水質汚濁メカニズムを解明し、新基準等に対応した効果的な水質保全対策の実施手法を検討 ・新たな基準等や課題を踏まえた湖沼の水質保全制度の見直し検討 〈達成手段の目標(30年度)〉 ・新基準等に対応する水質保全対策の推進 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 ・湖沼の特性及び汚濁原因に応じた、効果的な水質保全対策を検討することにより、湖沼の水質改善の推進に寄与する。 	133
(8)	地下水·地盤環境対策 費 (平成30年度)	33 (29)				3, 5	く達成手段の概要> ・地盤沈下状況調査結果の取りまとめ公表 ・適正な地下水の保全と利用のための管理方策の検討 ・水質汚濁防止法に基づく地下水の水質の汚濁の状況の結果をとりまとめるとともに、汚染原因等を分析し、結果を公表 ・水循環基本計画に基づく地下水マネジメントの推進にあたり、地域の関係者間の合意形成を図るために必要とされる、地下水の収支・挙動や汚染メカニズムや対策効果等の可視化を可能とし、地域の関係者が使用可能なシミュレーションモデルの構築に向けた検討を行う。また、地下水環境基準項目の中で超過率が最も高く、超過が長期にわたり継続している硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素対策として、地域が主体となった取組の推進を行うためのガイドライン(案)の策定に向けた検討を行う。 〈達成手段の目標(30年度)> ・地下水の実態に基づいた新たな地下水採規制のあり方の検討に向け、地下水採取量や地盤沈下量の経年データを整理・全国の常時監視地点の地下水の水質汚濁の状況を「地下水質測定結果」としてとりまとめ、毎年度公表・仮構築したシミュレーションモデルの改良を行う。また、硝酸性窒素等対策ガイドラインの策定に向けた検討を進める。 ・地下浸透基準値が設定されている有害物質29項目について、地下浸透基準の見直しに必要な物質の挙動等の科学的知見を収集し、その情報を基に地下浸透規制のあり方を検討し、取りまとめを行う。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・地下水流域全体の地下水・地盤環境情報を統合的に捉え、流域の地域特性を踏まえた地下水・地盤環境の管理手法の確立により、地盤沈下の防止を図るとともに、持続可能な地下水の保全と利用に資する。 ・地下水流域全体の地下水・地盤環境情報を統合的に捉え、流域の地域特性を踏まえた地下水・地盤環境の管理手法の確立により、地を浸透規制の適正化、また、全国の地下水質の汚染状況を把握した上で、地域における地下水マネジメントの実現による健全な地下水環境の維持により、国民の健康の保護・生活環境の保全を図ることに寄与する。 	134
(9)	国際的水環境改善活動 推進等経費 (平成22年度組替)	126 (102)					〈達成手段の概要〉・中国の農村地域等に適した水環境管理技術の導入実証モデル事業、国際セミナー等の実施・水環境の悪化が顕著なアジア・モンスーン地域において、水環境管理に携わる関係者間の協力体制の構築、各国の政策課題分析や政策担当者の能力向上への支援 〈達成手段の目標(30年度)〉・中国の畜産排水処理改善に向けた技術提言等の実施・アジアの水環境改善に向けた知見の収集、各国支援の実施および年次会合、ワークショップ等の開催 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の概要〉・活動成果を各国関係者間で共有することにより、各国の政策立案、技術の普及、政策担当者の能力向上等を推進し、国際的な水環境問題の改善に寄与する。	135
(10)	海洋環境関連条約対応 事業 (昭和61年度)	68 (81)				6	〈達成手段の概要〉 ・ロンドン条約、マルポール条約やバラスト水管理条約等の遵守について適切に対処 ・国際的な動向を把握 ・海洋投入処分の許可制度の適正な施行 〈達成手段の目標(30年度)〉 ・廃棄物の海洋投入処分量の削減等 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 ・海洋環境保全関連条約に関する海外の動向、国内の状況等の情報を踏まえて廃棄物の海洋投入処分に関する在り方等を検討し、海洋投入処分量の削減を図り、もって海洋環境の保全に資する。	136

				_		
(11)	海洋環境モニタリング推 進事業 (平成10年度)	76 (67)		〈達成手段の概要〉 ・海洋汚染等防止法に基づき実施される「廃棄物の海洋投入処分」が行われた海域の汚染状況を調査 〈達成手段の目標(30年度)〉 ・調査結果の公表 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 ・海洋環境における汚染物質の状況、海洋汚染等防止法に基づき実施される「廃棄物の海洋投入処分」が行われた海域の汚染状況、バックグラウンド数値の経年的変化を適切に把握することにより、廃棄物の海洋投入処分に係る規制の適切な実施、廃棄物の海洋投入処分に関する在り方の検討等我が国周辺海域における海洋環境保全対策の効果的な実施に資する。	137
(12)	ロンドン議定書実施のた めの不発弾陸上処理事 業 (平成19年度)	955 (954)		〈達成手段の概要〉 ・平成27年度及び平成28年度に発見され、陸上自衛隊が安全化措置を実施した不発弾について、陸上自衛隊の所要の指導監督の下、民間事業者において処理(平成27年度中に発見された不発弾は平成30年度中に処理を完了。平成28年度に発見された不発弾は、平成30年度から平成31年度にかけて処理を実施。) 6 ※4年の国庫債務負担行為として事業を実施 〈達成手段の目標(30年度)〉 ・不発弾の陸上処理体制の整備・運用により、海洋投入処分による不発弾処理件数「0」とする。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 ・不発弾について、引き続き適正に陸上での処理を行うことで、海洋投入処分量の削減に資する。	138
(13)	漂流・漂着・海底ごみに 係る削減方策総合検討 事業(平成19年度)	2,938 (2,776)		〈達成手段の概要〉 ・漂流・漂着・海底ごみの実態把握 ・発生抑制対策について検討 ・都道府県等が実施する漂流・漂着・海底ごみの回収・処理や発生抑制対策等の取組に対して補助金を交付 ・東アジア等における海洋ごみ調査に係る人材の育成 ・モニタリング手法の調和に向けた国際連携の実施 〈達成手段の目標(30年度)〉 ・漂流・漂着・海底ごみ対策の総合的かつ効果的な推進 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 ・漂流・漂着・海底ごみの実態把握、回収・処理の推進、原因究明及び発生抑制対策の実施等により、各地域において総合的かつ効果的な漂流・漂着・海底ごみ対策を推進する。また、各国・国際機関等と連携し、主要排出国等への効果的なアウトリーチを行う。	139
(14)	我が国の優れた水処理 技術の海外展開支援 (平成25年度組替)	86 (86)		〈達成手段の概要〉 ・公募を通じて選定した民間事業者による実現可能性調査(FS)や現地実証試験を支援し、我が国水関連企業の有する優れた水処理技術の海外展開を促進・支援する。 7 〈達成手段の目標(30年度)〉 ・実現可能性調査(FS)や現地実証試験を通じ海外展開実績の増加を図る 〈政策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の概要〉 ・我が国企業の海外進出を支援することにより国際的な水環境の改善に寄与する。	140

水環境 SDGs道 (15) 築事業 境改善	学拠出金(アジア 分野における 種成施策モデル構)(低炭素型水環 システム研究事 称変更) 6年度)	90 (90)					めの方策に係る検討? また、SDGs目標6の過 を活用することにより、 く達成手段の目標(3 ・SDGsが描く水環境修 るとともに、アジアの政 く施策の達成すべき	東を実現するための最適な社会・経済・政策上の経路を明確にすることで、SDGs目標6の達成に貢献す 対策担当者の能力向上等に活用する。 目標への寄与の内容> ウ・技術的取組がアジア各国におけるSDGs目標達成にどのように貢献するかを明らかにし、国際的な水	141
	物質による水質 況の常時監視 6年度)	92 (70)				8	質の測定を実施、結果 <達成手段の目標(3 ・公共用水域及び地T <施策の達成すべき	物質による水質汚濁の状況を常時監視するため、公共用水域及び地下水において、水質等の放射性物 限をとりまとめ公表する。 0年度)> 下水について、それぞれ全国110地点規模での放射性物質の状況把握。 目標(測定指標)への寄与の内容> 物質の存在状況を把握することにより、水環境の保全施策の推進に寄与する。	142
健全な (17) 合対策 (平成2		113 (105)			51	,	行い、その影響に対す・民間の主体的・自発 く達成手段の目標(3 ・気候変動によるモデ・水環境に係わる官民 く政策の達成すべき ・気候変動が水質及び 講じることにより、水環	K質等に与える影響について、モデル湖沼におけるシミュレーションによる定量的な影響予測及び評価を G適応策を取りまとめる。 的取組の促進と官民連携の機会の場を創出する官民連携事業を推進する。 0年度) 0年度) ル湖沼の水質・生態系への影響予測および適応策の検討を行う。 2連携の機会の場を創出する官民連携事業を実施する。 目標(測定指標)への寄与の概要 が生態系に与える影響を適切に把握し、将来の気候変動に伴い想定される影響に対して適切な適応策を 環境の保全に寄与する。 的取組の推進と官民連携の機会の場の創出により、国民が水環境の重要性について意識を高めること	143
琵琶湖 (18) 費 (平成2	保全再生等推進 9年度)	-	-	30 (30)	39	2	デル事業)による効果 <達成手段の目標(3 ・湖辺の環境修復対象 <政策の達成すべき ・水質及び生態系の係	系を含めた琵琶湖の現状の把握、解析モデルによる影響要因や影響度の分析、環境修復実証事業(モ検証等といった新たな手法により、湖辺の環境修復対策等の検討を行う。 0年度)> 6等の検討を行い、琵琶湖の水質及び生態系の保全及び再生の実現に寄与する。 目標(測定指標)への寄与の概要> R全及び再生のための効果的な湖辺の環境修復対策等の検討を行うことにより、湖沼の水質汚濁を防 成率の向上に寄与する。	144
施策の予算	Į額·執行額	5185 (4940)	5353 (4332)	5,561 (5,405)	2,715		係する内閣の重要政 5針演説等のうち主な もの)	・環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) 第2部環境政策の具体的な展開 第3章重点戦略を支える第4節環境リスクの管理 第4部環境保全施策の体系 第1章環境問題の各分野に係る施策 第4節水環盤環境、海洋環境の保全に関する取組	

4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)

測定指標		基準値		目標値		年度ごとの	7目標値					
			基準年度		目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
瀬戸内海(除く)におけ 環境基準の (%)(上段	ける水質 の達成率			100		_	I	I	-	_	_	_
下段:全窒 ん)				100		77.3 98.2	78.0 96.5	76.7 96.5	74.3 98.2	集計中		
大阪湾に 質環境基準 率(%)(上 D、下段: 4	隼の達成 段∶CO	_	_	100	_	_	_	_	_	_	_	_
りん)				100		66.7 100	66.7 100	75.0 100	75.0 100	集計中		
東京湾に 質環境基準 率(%)(上 D、下段: 4	隼の達成 段∶CO	_	_	100	_	_	_	_	_	_	_	_
りん)				100		63.2 83.3	63.2 83.3	63.2 66.7	63.2 100	集計中		
伊勢湾に 質環境基準 率(%)(上 D、下段: á	隼の達成 段∶CO	_	_	100	_	_	_	_	_	_	_	_
9 <i>&</i>)				100		56.3 85.7	50.0 71.4	68.8 71.4	62.5 85.7	集計中		
赤潮の発生 [件] (瀬戸内海 八代海)						_	_	_	_	_	_	_
/ ST SEMP		_	_	_		83/40/16	97/37/11	80/35/25	78/39/19	集計中		

(環境省30-⑩)

										球光目00 107						
施策名	目標3-4	土壌環境の	保全					担当部局名	土壌環境課	作成責任者名 (※記入は任意)	名倉 良雄(土壌環境課 長)					
施策の概要	壌汚染によ 〇ダイオキ 〇土壌汚染	る環境リスクシン類につい シン類につい 対策法の目	の適切な管 いては、ダイ 的の対象と	理を確保す オキシン類コ	る。 ニ壌汚染対策 \生活環境、	健康被害の防止のために、土壌汚 を地域において対策事業を実施する 農作物を含めた植物、生態系の保	, 5°	政策体系上の 位置付け		3. 大気·水·土壌環境等の	0保全					
達成すべき目標	土壌汚染に	よる環境リス	スクを適切に	管理し、土場	賽環境を保 全	目標設定の 考え方・根拠										
測定指標	目	標	目標	年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										
工 張 汚 架 対 束 法 第 6 条 に 規定する 要 措置 区域 に お ける 指 示 措置 の 実 施 率 1 (%) (成果実績 = 指 示 措置 実 施 区 域 数 / 要 措置 区 域 数)	10	00%		_	定されること	測定指標の選定理田及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 壌汚染対策法では、土壌汚染がある土地を健康被害のおそれの有無に応じて区域指定しており、土壌汚染による健康被害のおそれがある土地は、要 されることになる。このため、要措置区域において汚染の除去等の措置が講じられることが、土壌汚染による健康被害の防止という観点から重要であ ける汚染の除去等の措置を実施し区域指定を解除された区域の実施率を指標として選定した。										
ダイオキシン類土壌汚染 2 対策地域の対策完了率 (%)	10	00%			ダイオキシン類対策特別措置法では、汚染が確認されたところであって、人が立ち入ることができる地域を都道府県知事が指定し、対策事業を実施するこめ、ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率は、対策の進捗状況を示すのに適した数値であるため、測定指標として設定した。											
達成手段 (開始年度)		算額計(執行		当初予算額	関連する 指標	関連する										
土壌汚染対策費 (平成28年度)	27年度 235 (191) ※1 域対策14 ・ 対域14~ 27年度) 34 (28) ※ダイナ類2・ ・ 対対発策では、 ・ で成1年度)	288 (267)	29年度 291 (266)	30年度		〈達成手段の概要〉 ①市街地土填汚染対策費について・土壌汚染対策法の施行状況、土壌汚染対策法の施行状況、土壌汚染対策法の施行状況、土壌汚土地方の・平成29年5月に公布された改正土壌けて、土壌汚染対策法に基づく調査・ジル方公共団体が実施するダイオキシン類土壌汚染対策費にが上ろりで、上、大田では、一大田では、田では、一大田では、一大田では、一大田では、一大田では、一大田では、一大田では、田では、田では、田では、田では、田では、田では、田では、田では、田では、	D試験を実施する。 汚染対策法の施行や平成3 汚染対策法の施行や平成3 指定区域における対策及び しいて シ類による土壌の汚染っ除 響について整理し、自主の検討についての 態系の保全についての観点 を行う。 差して調査に関対策及び 大び調における対策を としては、速や検討結果をとり 組合を対していいて 場合にしい、検討結果をとり 組合を対している「 はいて はいて はいて はいて はいて はいて はいて はいて	30年4月に答申された「今後 が搬出土壌の処理等に係る 株士等の対策に係る費用の な調査・対策の手引きを作 はから、土壌汚染の生活環 ガイドライン」のフォローア・ 果の解析を実施し、土壌汚 が技術を有する者である技術 足施することにより、対策の りまとめ、自主的な調査・対 オローアップを行う。	後の土壌汚染対策の在り技術的事項について検 一部を補助する。 成するための検討を行う 意や生態系への影響の りプを行うとともに、土壌 学対策法の施行状況等 等理者を確保する。 的事項について検討を引 推進を図る。 策の手引き(案)を作成	り方(第二次答申)」の具体化に 計を実施する。 5。 実態把握を進め、土壌汚染対 汚染対策法の特定有害物質の を把握する。 実施し、検討結果をとりまとめる	:向 策で O生					

	28 (28) ※農用沙 世 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大				①市街地土壌汚染対策費・土壌汚染対策法の施行行して活用し、土壌環境の施行後の土壌汚染対策の在り・技術管理者試験を実施で。②ダイオキシン類土集の場合をはある。・地方公共団体が実施する。に寄与する。また、自主的に寄与する。。③生活環境等の保全に係・得られたデータを活用し、	状況、土壌汚染対策の実態を把握することにより、土壌汚染対策法及び省令・通知・ガイドライン等の改正の際の基礎資料と 保全に寄与する。また、土壌汚染対策法に基づく調査、指定区域における対策及び搬出土壌の処理等に係る検討結果を、今 り方に係る検討の際に活用し、土壌環境の保全に寄与する。 することにより、指定調査機関の信頼性を確保し土壌環境の保全に寄与する。	
施策の予算額・執行額	297 (247)	288 (267)	291 (266)	314	条9 る内閣の里安以東 海部生のうたまたまの)	環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)第2部環境政策の具体的な展開 第3章重点戦略を支える環境政策の展開 4節環境リスクの管理、第4部環境保全施策の体系 第1章環境問題の各分野に係る施策 第4節水環境、土壌環境、地盤環境、海洋環境の保全に関する取組 及び 第6節包括的な化学物質対策に関する取組	

(環境省30—⑪)

施策名	目標3-5 ダイオキシ	ン類・農薬対	対策							担当部	部局名	ダイオキシン対策室 農薬環境管理室	作成責任者名 (※記入は任意)	高澤 哲也(ダイオキシン 対策室長) 小笠原 毅輝(農薬環境 管理室長)	
施策の概要	ダイオキシン類について 農薬の使用に伴い水産 の被害防止に係る農薬	動植物に著	しい被害が	生じることの	ないよう魚類	きる限り100 等の毒性試	%に近づける は験に基づき	。また、農薬 速やかに水	薬について 注産動植物		系上の 付け	3. 大気・水・土壌環境	5等の保全		
達成すべき目標	ダイオキシン類についる 減するための計画に基 水産基準が未設定の農	づき、全ての	り地点で環境	基準を達成	する。	定する。		考え方	設定の ӯ∙根拠	基準 ダイオキシ 削減計画(³ 生物多様性 月28日閣請	ン類対策特 平成24年8月 生国家戦略2 銭決定)	別措置法に基づく環境 別措置法に基づく国の 引) 012-2020(平成24年9 年4月17日閣議決定)		平成31年8月	
測定指標)の設定の根拠		
	基準年度		目標年度	26年度	27年度				31年度	32年度					
, ダイオキシン類排出総量	_	176	_	176			176			176	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく国の削減計画に定められる目標値(※の達成状況は対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標とし				
'(g-TEQ/年)		170		119	116	112	-				(※当面の	間、改善した環境を悪作 」を継続する(削減目標	化させないことを原則に、可 量:176g-TEQ/年))	能な限り排出量を削	
測定指標	基準	目標)進捗状況)進捗状況			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の					
	基準年度		目標年度	26年度	27年度 28年度 29年度 30年度 31年度 32年度										
水産動植物の被害防止に 2 係る登録保留基準の設定 及び設定不要と評価した		583	H32年度	359	436 466 507 539 569 583 農薬取締法に基づく水産基準の迅速かつ的確な設定により農薬の到域に資することができるため、農薬登録保留基準の設定及び設定不・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								(設定不要と評価した		
農薬数(累計)				386									すべての農薬有効成		
測定指標	目標	目標	年度					測定指標	の選定理由	自及び目標	(水準・目標	票年度)の設定の根拠			
3 ダイオキシン類に係る環境 基準達成率(%)	100%		-										」として定められたものであ ため、測定指標として選定し		
達成手段	予算額計(執行	r額)	当初予算額	関連する					`5	ま成手 配の	斯更生			平成30年	
(開始年度)	27年度 28年度	29年度	30年度	指標											
農薬登録保留基準等設定 (1)費 (平成17年度)	97 110 (82) (101)	104 (100)	104	2	<達成手段・農薬登録(<施策の達	呆留基準を記 の目標(304 呆留基準値記 成すべき目	∓度)> 设定及び設¦ 標(測定指	定不要と評値 票)への寄与	晒した農薬の の内容>	-タの収集及)有効成分数 ものであり、	෭累計∶539		見に基づくことが重要である	146	

ダイオキシン類総合対策 (2) 費 (平成12年度)	54 (51)	48 (46)	43 (41)	43	1, 3	②ダイオキシン類分析付 ③臭素系ダイオキシン 〈達成手段の目標(30: ①ダイオキシンの排出! ②今年度の達員会の活 〈施策の達成すべき目 ①排出実態等を把握す ②極微量分析にともな	実態等の正確な把握	147
施策の予算額・執行額	151 (133)	158 (147)	147 (141)	147		新9 句内閣の里安政策 演説等のうち主なもの)	・生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日閣議決定) 第3部生物多様性の保全及び持続可能 る行動計画 第6節田園地域・里地里山 1生物多様性保全をより重視した農業生産の推進 ・環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) 第2部環境政策の具体的な展開 第3章重点戦略を支え 開 第4節環境リスクの管理 第4部環境保全施策の体系 第1章環境問題の各分野に係る施策 第6覧 物質対策に関する取組	る環境政策の展

(環境省30-12)

											(球况自00 吨)					
施策名	目標3-6	東日本大震	髪災への対 応	忘(環境モニク	タリング調査)			担当部局名	大気環境課 水環境課 海洋環境室 地下水·地盤環境室 環境安全課	作成責任者名 (※記入は任意)	高澤 哲也(大気環境課 長) 度邊 康正(水環境課長/地 下水・地盤環境室長) 中里 靖(海洋環境室長)				
施策の概要	被災地及び	、周辺地域 <i>σ</i>)基礎的な情	報等を的確	に把握、提(共するための環境モニタリング	·調査等を実施する。		政策体系上の 位置付け		3. 大気・水・土壌環境等の係	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
達成すべき目標				「る基礎的な 興に資する。		等を的確に把握し、情報を国民に提供する 目標設定の										
測定指標	目	標	: 目標	年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										
被災地及び周辺地域の環 1 境に関する基礎的な情報 の把握・共有	-	_		-		府の総合モニタリング計画等に基づき実施される放射性物質モニタリングやアスベストの濃度調査などにより、被災地及び周辺地域の環境に関するま こ把握し、それらの情報を国民に提供することは、国民の不安解消と復旧・復興に資する。										
達成手段 (開始年度)		算額計(執行	,	当初予算額	関連する	関連する 指標 達成手段の概要等										
(開知千度)	27年度	28年度	29年度	30年度	1日1示											
(1) 環境モニタリング調査 (平成23年度)	788 (677)				1	① タモニ質スト大気射性物質ススト大気射性物質と、大気射性物質と、大気射性物質と、大気射性物質を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	ニタリン 別で (平24) が 関連 で (平24) で (和24) で (和2	成年グ 『 『 『 『 『 『 『 『 『 『 『 『 『	平成24年度)	女射性物質濃度のモニ 、健康項目)、有害物 公表 復旧・復興に資する。。 健康の保護及び生活 門握し、情報を広く国民 屋し、情報を国民に提	-タリング調査等質、放射性物質などのモニタ 質、放射性物質などのモニタ また、測定結果をアスベストの環境の保全に寄与する。 そへ提供することで、国民の不安解 供することで、国民の不安解	2リ 153 D S				
施策の予算額・執行額	869 (790)	751 (572)	539 (428)	537		系する内閣の重要政策 演説等のうち主なもの)										

別紙1

(環境省30一(3))

															(珠况自00 间)	
施策名	目標4-1	国内及び国	際的な循環	景型社会の構	築						担当	部局名	環境再生·資源 局総務課 循環 会推進室	循環 型社	作成責任者名 (※記入は任意)	循環型社会推進室長
施策の概要				計画」等を着		て国内におり	ける循環型	社会の構築を	を図るととも	こ、3Rイニ		本系上の 量付け	4. 廃棄物・リサ	·イクル:	対策の推進	
達成すべき目標	率の向上、	廃棄物最終	処分量の削	計画」に基づ 滅等の目標、循環型社会	を達成すると	ともに、3R				設定の 5・根拠	国の経済	土会を、大量:	本法に基づき、 生産・大量消費・ 循環型社会へ変	大量	政策評価実施予定時期	2019年8月
測定指標	基準値	· 基準年度	目標値	目標年度	26年度	27年度		度ごとの目標 度ごとの実施 29年度	漬値	2019年度	2020年度		指標の選定理[由及び	目標値(水準・目標年度	(の設定の根拠
1 資源生産性(GDP/天然資源等投入量)(万円/トン)	25.0	H12年度	49.0	2025年度	37.8	38.2			- - -		- - -	・ 循環型社会形成推進基本法に 年6月閣議決定)において、物質				
2 入口側の循環利用率(循環利用量/総物質投入量)(%)	10.0	H12年度	17.0	2025年度	- - 15.8	 15.6									づく第四次循環型社会形成 ロー指標として目標が設定	
3 出口側の循環利用率(循環利用量/廃棄物発 生量)(%)	36.4	H12年度	47.0	2025年年度	- 45.4	 44.4	-	-	-	_ _	-				づく第四次循環型社会形成 ロー指標として目標が設定	
4 廃棄物最終処分量(百万トン)	56.0	H12年度	13.0	2025年度	- 14.8	- 14.3	-	-	-	-	-				づく第四次循環型社会形成の ロー指標として目標が設定	
焼却設備やリサイクル設備等の年間輸出総額 5 (一般社団法人日本産業機械工業会のごみ処 理装置の輸出額を想定)(百万円)	3,000	H26年度	6,000	2030年度	6,068	14,216	62,292	2,533	-	-	-				おいて、「焼却設備やリサ を目指す」と記載があるたる	
測定指標	目	· 標	目標	票年度					測定指標	の選定理由	自及び目標	(水準・目標	年度)の設定の	の根拠		
廃棄物分野の技術協力をはじめとする各種支 6 援の実施国における、廃棄物関連制度等の整 備状況	協力覚書等 力関係の構	等に基づく協 構築	201	9年度	の静脈産業	の発展にも	寄与する、		深い政策。特	計に廃棄物対					上国の持続的な発展に資 度の策定支援が重要であ	
アジア太平洋3R推進フォーラムでの議論等を 通じて、アジア太平洋各国における3R国家戦 7 略の策定や廃棄物処理の適正な実施を促進 することになる、同地域における循環型社会構 築に向けた貢献	アジア太平 ける3R推済	:洋各国にお 進	毎	年度	アジア太平洋3R推進フォーラムは、アジア太平洋地域における3Rに関する最も重要なハイレベル会合の一つとして位置づけられており、会合の成果として採択したカイ3R宣言(同地域が2023年までに目指すべき目標)に基づく具体的な取り組みのフォローアップ等を通じて、各国における3R関連の事業形成や政策立案の促進廃棄物管理の制度の構築等に貢献することが求められている。											
報告書の公表等を通じた、国際資源パネルの 8 日本を含む世界各国の横断的な課題解決へ の貢献	報告書によ 題解決への	る世界の課)貢献	毎	年度	UNEP国際資源パネルは、各国から専門家が参集して、世界規模での持続可能な社会について科学的に討議する国際的に重要な場であり、当パネルの活動成果として報告書の公表等を通じて、世界各国の横断的な課題解決へ貢献することが求められている。							パネルの活動成果とし				

達成手段	予算	算額計(執行	額)	当初予算額	関連する	達成手段の概要等	平成30年
(開始年度)	27年度	28年度	29年度	30年度	指標	连队士权の概委寺	行政事業レビュー 事業番号
(1) 循環型社会形成推進等経費 (平成13年度)	125 (142)	116 (103)	105 (105)	101	1,2,3.4	 <達成手段の概要> 循環資源の発生状況等を踏まえ、従来からの経年的データに加え、毎年度設定するテーマに対応した新たなデータを収集・分析し、循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会白書を作成し、国会へ提出するほか、英語版の作成等を含め、国内外への情報発信を実施する。また、循環型社会の形成に向け、循環基本基本計画に規定された物質フロー図のデータ更新、指提及び取組指標の進捗把握・評価、国を含む各主体の取組状況の把握・評価及び課題検討等を行うほか、地域の循環物質に応じた地域循環系の形成促進に向けた検討や地域の実情に応じた補助事業の実施、取組みが遅れているリデュース・リユースの促進に向けた検討等を実施する。さらに、地方公共団体との連携体制を推進する「3R推進全国大会」の開催、広く国民に向けて循環型社会の形成に関する情報を発信するWebサイト「Re-Style J(http://www.re-style.env.go.jp/)の運用や、企業と連携した「選ぼう!3Rキャンペーン」の実施、全国各地での3R行動喚起型催事「Re-Style FES!」の開催など、国民の態度変容・行動喚起を促進する事業を実施する。 〈達成手段の目標(平成30年度)〉 循環型社会形成推進法(平成12年法律第110号)第14条に基づき、毎年、循環資源の発生、循環的な利用及び処分の状況並びに政府が循環型社会の形成に関して講じた施策に関する報告(循環型社会白書)を作成し、国会に報告を行う。また、循環型社会形成推進基本計画(以下「次期循環基本計画」という。)全般に係る施策(2Rの推進事業、3R推進全国大会開催、国民の3Rに関する態度変容・行動喚起促進事業等)を実施することで、循環型社会の形成を推進する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容>リデュース・リュースを重視した3Rによる循環型社会づくりを推進し、広く国民の態度変容・行動喚起を促進することにより、資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の減少に寄与する。 	0149
(2) 我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業 (2) (国際展開支援) (平成23年度)	340 (330)	270 (260)	289 (160)	302	5	〈達成手段の概要〉 海外展開の計画のある事業について、実現可能性調査、現地関係者との合同ワークショップ、研修等の支援を行う。また、海外の廃棄物処理に関する情報の収集・提供、我が国循環産業・技術の海外への情報発信を行う。これらにより、我が国循環産業の海外展開を促進する。 〈達成手段の目標(30年度)〉 先進的な我が国循環産業が、海外において事業展開することを支援し、世界規模で環境負荷を低減し、我が国経済の活性化につなげる。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 本事業において、実現可能性調査等の実施により循環産業の海外展開を促進することにより、日本全体の焼却設備やリサイクル設備等の輸出額に資することとなる。	0153
アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログ (3) ラム事業 (平成21年度)	64 (64)	42 (38)	34 (51)	28	6	〈達成手段の概要〉 アジアにおける循環型社会の構築を温暖化対策にも貢献しつつ実現するため、アジアにおける低炭素・循環型社会の形成に向けた政策立案を支援する。また、世界をリードする我が国の知見・経験を最大限活用し、資源循環に関する情報・知見の整備、3Rの優良取組事例の共有を行う。 〈達成手段の目標(平成30年度)〉 アジアにおける循環型社会の構築を温暖化対策にも貢献しつつ実現するため、アジアにおける低炭素・循環型社会の形成に向けた政策立案を支援する。また、世界をリードする我が国の知見・経験を最大限活用し、資源循環に関する情報・知見の整備、3Rの優良取組事例の共有を行う。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 アジア各国に対する、廃棄物分野の技術協力をはじめとする各種支援の実施を通して、当該支援対象国の廃棄物関連制度等の整備を促進し、アジアにおける低炭素・循環型社会形成に貢献する。	0152
アジア諸国における3Rの戦略的実施支援事 (4) 業拠出金 (平成21年度)	30 (30)	49 (49)	45 (45)	66	7	 〈達成手段の概要〉 各国における3R関連の事業形成や政策立案を促進するため、各国間の政策対話の推進や多様な関係者間の協力等を通じてアジア地域の3Rを推進するブラットフォームである「アジア太平洋3R推進フォーラム」を開催するとともに、同地域における廃棄物分野のデータや情報、指標等を整備した「アジア太平洋3R白書」策定等を行うため、実施主体となる国連機関(国連地域開発センター(UNCRD))に対して拠出を行う。 〈達成手段の目標(平成30年度)〉 2004年にG8首脳間で合意された「3Rイニシアティブ」や、2009年に設立された「アジア3R推進フォーラム」、及び2005年に開始した「3Rに関する日中韓セミナー」等に基づき、各国政府や各主体との協力、連携を進めること等により、国際社会における3R推進のリーダーシップを発揮するともに、我が国の循環産業の海外展開促進にも貢献するため、アジアにおける循環型社会づくりのための政策立案支援、政策・技術に関する知見の共有等を行う。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉アジア太平洋3R推進フォーラムの成果として、アジア太平洋地域が2023年までに目指すべき目標を掲げたハノイ3R宣言の採択、同宣言に基づく具体的な取組のフォローアップ、同地域における廃棄物分野のデータ、情報、指標を整備する「アジア太平洋3R白書」策定等を通じて、アジア太平洋各国における3Rや適正な廃棄物管理の制度の構築に貢献する。 	0151

UNEP「持続可能な資源管理に関する国際パネ (5) ル」支援 (平成20年度)	19 (19)	20 (20)	19 (19)	19	 〈達成手段の概要〉 資源分野における世界の著名な科学者及び専門家による独立したパネルである国連環境計画(UNEP)「持続可能な資源管理に関する国際パネル」(UNEP国際資源パネル)では、天然資源の利用によるライフサイクルにわたる環境影響に関する独立した科学的評価を行うとともに、これらの影響を低減する方法に関する理解の増進のための活動を行っている。このパネルの活動を支持し日本の課題を含め世界規模での課題解決に向けた検討を進めるため、同パネルに対して、参加国として応分の拠出を行う。 〈達成手段の目標(平成30年度)〉 持続可能な社会と資源管理のあり方を世界レベルで科学的に検討する場として、国際的に重要な位置づけとなっている国連環境計画(UNEP)「持続可能な資源管理に関する国際パネル」(UNEP国際資源パネル)の事業活動へ参加することにより、世界各地の横断的な課題解決に寄与する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 当パネルは、我が国からの拠出を活用した、世界レベルでの持続可能な社会のあり方を各国専門家が科学的に討議する国際的に重要な場であり、日本人研究者が参画することにより、当パネルにおける議論の充実化が図られ、日本を含む世界各国の課題解決に貢献する研究や報告書の作成につながる。 	0150
(6) (ビジネスモデル支援)	160 (134)	104 (79)	69 (10)	48	 〈達成手段の概要〉 各リサイクル法制度を越えて循環資源の有効利用の展開を図る上では、民間企業の活力・創意工夫を活かした循環型社会ビジネスとしての取組が重要であり、新たな循環型社会ビジネスモデルの形成の促進に向けて、①循環資源の高度利用(水平リサイクル、再生材の高品質・高付加価値化等)・資源回収のためのリサイクル技術の調査・実証を行うとともに、②既存のリサイクル施設を活用した関係事業者等のネットワーク構築による循環資源の安定調達、循環資源やエネルギーの相互融通、リサイクル製品の規格化・安定供給による需要拡大等のための実証事業を実施し、これらのリサイクル技術の実用化・リサイクルシステムの社会実装を図る。 〈達成手段の目標(平成30年度)〉 民間企業の活力・創意工夫を活かして、リサイクルの量に着目した取組に加えて、素材の性質に応じてリサイクルの質を向上させるとともに、資源循環のパリュー・チェーン化の取組を通じて、品目や素材の枠にとらわれないリサイクルを促進することにより、環境負荷の低減(廃棄物の最終処分量の削減等)、及び持続可能な資源活用並びに国内経済の活性化を図り、「環境と経済が好循環する持続可能な循環型社会」を構築することを目指す。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉本事業の目標である一般廃棄物(ごみ)のリサイクル率を引き上げることで、第四次循環型社会形成推進基本計画における最終処分量の減少につながる。 	0154
富山物質循環フレームワーク等国際動向を踏 (7)まえた次期循環型社会形成推進基本計画等 検討事業	-	51 (46)	86 (72)	109	 〈達成手段の概要〉 富山物質循環フレームワークの実施に関する進捗、課題及び教訓の共有を継続することを目的として、G7アライアンスワークショップをG7サミット議長国と連携して開催する。また、SDGs、富山物質循環フレームワーク、国連環境計画国際資源パネル(UNEP-IRP)やOECDの報告書を始めとする国際動向を踏まえつつ、我が国の資源効率性向上に向けた取組等の国際的な発信や次期循環型社会形成推進基本計画の改定に向け、今後の新たな3R・循環型社会の俯瞰的・戦略的な検討を行う。具体的には、国際的な目標・指標の動向を踏まえた我が国としての目標・指標の設定、循環型社会形成のための政策パッケージや3R・循環型社会の中長期的な方向性の検討・中長期的な方向性の検討に向けた資源循環における経済的側面の分析、及び再生資源利用・環境配慮設計等の事業者による3R活動の評価手法の開発を行う。 〈達成手段の目標(平成30年度)〉 SDGs、富山物質循環フレームワーク、UNEP-IRPやOECDの報告書を始めとする国際動向を踏まえつつ、俯瞰的・長期的な視点から、新たな3R・循環型社会の検討を進め、次期循環基本計画にインブットしていくとともに、我が国の3Rの取組について世界に発信し、国際的な資源循環の議論をリードする。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉本事業では、本事業では、本事業で開催する資源効率に関連するワークショップでの議論等を踏まえながら富山物質循環フレームワークのフォローアップや同フレームワークに基づく取組を更に後押しする共通理解の醸成等が図られている。 	0155
施策の予算額・執行額	738 (719)	652 (595)	647 (462)	673	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) ・未来投資戦略2018	

(環境省30—(14))

										(境境有30一個)		
施策名	4-2 各種リ	サイクル法等	等の円滑な施行によるリ ・	サイクル等の推進			担当	部局名	環境再生・資源循環 局 総務課 リサイク ル推進室		リサイクル推進室長	
施策の概要	各種リサイ	クル法等のF	円滑な施行等により、リナ	ナイクル等を推進する。				本系上の 置付け	4. 廃棄物・リサイクル	レ対策の推進		
達成すべき目標	定められた イクル等を	:計画値・目標 推進する。	票値の達成に向けて、各	種リサイクル法等の円滑	骨な施行等により、リサ	目標設定の 考え方・根拠			令、省令、施行規則、	政策評価実施予定時期	平成31年8月	
測定指標	基準値	基準年度	目標値	26年度 27年度	年度ごとの目 年度ごとの実 28年度 29年度	績値	F度 32年度		定指標の選定理由及	び目標値(水準・目標年)	度)の設定の根拠	
容器包装リサイクル法に 基づく容器包装分別収集 量 (チトン)	-	-	10000		別紙のとおり」	, , , , , , , ,	~ ~		8期市町村分別収集計	・画における分別収集見込	量に基づき設定	
家電リサイクル法における 2 特定家庭用機器廃棄物の 回収率(%)	_	-		г	別紙のとおり」			特定家庭原	用機器再商品化法基本	方針に基づき設定		
食品リサイクル法における 食品関連事業者による食 品循環資源の再生利用等 の実施率(%)	-	-		г	別紙のとおり」			食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針(平成27年7月策定)に基 定				
建設リサイクル法における 特定建設資材の再資源化 等の実施率(建設発生木 材、%)	-	-		г	別紙のとおり」			(特定建設	イクル推進計画2014 資材の再資源化等実 2014」の目標値を達成	施率のうち、建設発生木材し	こついて「建設リサイク	
自動車リサイクル法における自動車破砕残さ(ASR) 5 及びガス発生器(エアバッグ類:AB)の再資源化率(%)	-	-		г	別紙のとおり」			使用済自動	動車の再資源化等に関	する法律施行規則に基づる	き設定	
小型家電リサイクル法に 6 おける使用済電気電子機 器等の回収量[万 ^ト シ]	-	-		г	別紙のとおり」			使用済小型	型電子機器等の再資源	『化の促進に関する基本方』	計に基づき設定	
容器包装リサイクル法に 基づき再商品化されたも 7 ののうちペットボトルへ再 商品化された割合(ペット ボトル)	-	-		г	別紙のとおり」				廃棄物の排出の抑制並 に関する基本方針に基	なびにその分別収集及び分別では表現であります。 でき設定	引基準適合物の再商品	
ペットボトルの国内再商品 8 化率(国内再資源化量/指 定ペットボトル販売量)	-	-		г	別紙のとおり」	容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再限の促進等に関する基本方針に基づき設定						

	達成手段	予算	算額計(執行	·額)	当初予算額	関連する	達成手段の概要等	平成30年 行政事業レビュー
	(開始年度)	27年度	28年度	29年度	30年度	指標	た 成 1 枚 7 腕 女 寸	事業番号
(1)	容器包装リサイクル推進 事業費(平成18年度)	90 (79)	80 (80)	80 (88)	80 (-)	1	〈達成手段の概要〉容器包装リサイクル法の円滑な運用や高度化のために必要な調査検討、普及啓発等を行う。 〈達成手段の目標(30年度)〉容器包装リサイクル法に基づ〈容器包装分別収集量を増加させる。 〈施設の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉容器包装リサイクル法の適正な運用を通じて市町村の適切な事務の遂行・住民の参加意識の向上等を促進することにより、分別収集量の増加に寄与する。	157
(2)	家電リサイクル推進事業 費(平成19年度)	39 (40)	39 (45)	30 (28)	29 (-)	2	〈達成手段の概要〉 家電リサイクル法の高度化及び適正な施行に資する調査検討等を行う。 〈達成手段の目標(30年度)〉 特定家庭用機器の回収率を向上させる。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 家電リサイクル法の高度化および適正施行を推進することで、特定家庭用機器の回収率の向上に寄与する。	158
(3)	食品廃棄物リデュース・リ サイクル推進事業費(平成 19年度)	31 (64)	35 (33)	68 (58)	70 (-)	3	〈達成手段の概要〉 食品リサイクル法の円滑な施行のための調査検討や、食品ロス削減や食品リサイクルループ形成を促進するための事業を行う。 〈達成手段の目標(30年度)〉 食品循環資源の再生利用等実施率を向上させる。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 食品リサイクル法の円滑な施行を図り、また、食品ロス削減や食品リサイクルループ形成を促進することにより、再生利用等実施率の向上に寄与する。	159
(4)	建設リサイクル推進事業 費(平成19年度)	3 (5)	3 (3)	3 (1)	4 (-)	4	<達成手段の概要> 適切な分別解体による再資源化方策の検討を行う。 〈達成手段の目標(29年度)〉 特定建設資材の再資源化等率を向上させる。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 建設りサイクル法の円滑な施行を図ることにより、特定建設資材の再資源化等の実施率の向上に寄与する。	160
(5)	自動車リサイクル推進事 業費(平成22年度)	21 (28)	23 (20)	22 (22)	22 (-)	3	<達成手段の概要> 自動車リサイクル法の円滑な施行や高度化を図るための調査検討等を行う。 〈達成手段の目標(29年度)〉 自動車破砕残さやガス発生器の再資源化率を向上させる。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 自動車リサイクル法の円滑な施行及び高度化を図り、再資源化率の向上に寄与する。	161
(6)	レアメタル等を含む使用済 小型電気電子機器リサイ クル推進事業費(平成25 年度)	700 (655)	182 (170)	132 (233)	163 (-)	6	〈達成手段の概要〉 小型家電リサイクル法の円滑な施行のための調査検討等を実施するとともに、2020オリンピックパラリンピック競技大会「都市鉱山でつくる! みんなのメダルブロジェクト」を通じて小型家電リサイクルの認知度向上を図る。 〈達成手段の目標(30年度)〉 使用済小型電子機器等の回収量を向上させる。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 小型家電リサイクル法の円滑な施行、認知度向上を図り、回収量の向上に寄与する。	162
(7)	我が国循環産業の戦略的 国際展開・育成事業(ビジ ネスモデル支援)	160 (134)	104 (79)	69 (10)	48 (-)	7.8	〈達成手段の概要〉 各リサイクル法制度を越えて循環資源の有効利用の展開を図る上では、民間企業の活力・創意工夫を活かした循環型社会ビジネスとしての取組が重要であり、新たな循環型社会ビジネスモデルの形成の促進に向けて、①循環資源の高度利用(水平リサイクル、再生材の高品質・高付加価値化等・資源回収のためのリサイクル技術の調査・実証を行うとともに、②既存のリサイクル施設を活用した関係事業者等のネットワーク構築による循環資源の安定調達、循環資源やエネルギーの相互融通、リサイクル製品の規格化・安定供給による需要拡大等のための実証事業を実施し、これらのリサイクル技術の実用化・リサイクルシステムの社会実装を図る。 〈達成手段の目標(平成30年度)〉 民間企業の活力・創意工夫を活かして、リサイクルの量に着目した取組に加えて、素材の性質に応じてリサイクルの質を向上させるとともに、資源循環のパリュー・チェーン化の取組を通じて、品目や素材の枠にとらわれないリサイクルを促進することにより、環境負荷の低減(廃棄のの最終処分量の削減等)、及び持続可能な資源活用並びに国内経済の活性化を図り、「環境と経済が好循環する持続可能な循環型社会」を構築することを目指す。 〈施策の達成すべき目標(別定指標)への寄与の内容〉循環資源の高度利用等を図ることにより、リサイクルの質の向上に寄与する。	154
ħ	施策の予算額・執行額	1,044 (1,005)	466 (430)	404 (440)	416		条する内閣の重要政策 演説等のうち主なもの) 経済財政運営と改革の基本方針2018	

測定指標

- 1. 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量[千5]
- ア. ガラス製容器 イ. 紙製容器包装 ウ. ペットボトル エ. プラスチック製容器包装
- 2. 家電リサイクル法における特定家庭用機器廃棄物の回収率[%]
- 3. 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率[%]
- ア. 食品製造業 イ. 食品卸売業 ウ. 食品小売業 エ. 外食産業
- 4. 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(建設発生木材:%)
- ア. 自動車破砕残さ(シュレッダーダスト) イ. ガス発生器(エアバッグ類)
- 6. 小型家電リサイクル法における使用済小型電子機器等の回収量[万5]
- 7. 容器包装リサイクル法に基づき再商品化されたもののうちペットボトルへ再商品化された割合(ペットボトル)
- 8. ペットボトルの国内再商品化率(国内再資源化量/指定ペットボトル販売量)

年度ごと	の目標値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標年度	目標値
	ア	810	807	781	779	771	770			770
		798	782	788	766					(計画値)
	1	133	132	136	136	112	114			114
指標1		90	82	80	77				30年度	(計画値)
1日1示「	ウ	306	305	305	306	292	291		00千皮	291
		302	292	293	298					(計画値)
	エ	846	759	763	770	745	751			751
		734	731	746	739					(計画値)
指標2	_	_	-	_	_	_	56	_	30年度	56
101774		49	53.1	52.2	50.7					
	ア	85	85	95	95	95	95			95
	,	95	95	95	95					
	1	70	70	70	70	70	70		ᄑᅷᇬᄼ	70
指標3	'	58	57	60	65				平成27年 度~平成	
1 D D N	ゥ	45	45	55	55	55	55		31年度	55
		45	46	47	49					
	エ	40	40	50	50	50	50			50
	_	25	24	23	23					
指標4	_						95		30年度	95
14 // .		調査中	調査中	調査中					331/2	
	ア	50	50	70	70	70	70			50(~26年度)
指標5		96.0 ~ 97.7	_	96.5 ~ 98.8	97.3 ~ 98.7				各年度	70(27年度~)
	1	85	85	85	85	85	85			85
		93.7~94.6		93~94	93 ~ 94					
lla lee -		-	_	14	-	_	14			14
指標6	-	2.40	5.05	6.69					30年度	
1617-		13	15	16	_	_	_	_		30
指標7	_	11.2	12.9	10.6	15.9				32年度	
15.1± c		_	_	_	_	_	_	_	00 F F	70
指標8	_	44.6	47.6	46.5	46.8				32年度	
				. 5.0	. 0.0					

(環境省30—低)

														(珠光百00 10)			
施策名	目標4-3 -	−般廃棄物対	対策(排出抑	制・リサイク。	ル・適正処理	里等)					担当部	部局名	環境再生·資源循環 局廃棄物適正処理 推進課	作成責任者名 (※記入は任意)	廃棄物適正処理推進 課長		
施策の概要	一般廃棄物	の排出抑制	リ、リサイクル	レ、適正処理	等を推進す	る。						系上の 付け	 4.廃棄物・リサイクル	対策の推進			
達成すべき目標	一般廃棄物 図る。	の排出抑制	リ、リサイクル	レ、適正処理	等について	施策の総合	的かつ計画	的な推進を		設定の 5・根拠	第四次循環	景型社会形 质	· 找推進基本計画等	政策評価実施予定時期	平成31年8月		
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	26年度	27年度	年) 年) 28年度	度ごとの目: 度ごとの実 │ 29年度	標値 績値 30年度	31年度	32年度	測定	指標の選定理由及び	『月標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
1 (1)一般廃棄物の排出量 (百万トン)	55	12年度	38	37年度	- 44	- 44	- 43	- 調査中	-	-	38	第四次循環	^{景型社会形成推進基本}	計画			
1 (2)一般廃棄物の排出量 1 (kg/人)	433	12年度	292	37年度	- 346	- 343	328	- 調査中	-		292	第四次循環	^{睘型社会形成推進基本}	5計画			
- 一般廃棄物のリサイクル	21	24年度	28	37年度	- -	-	-			-	28	» 第四次循環型社会形成推進基本計画					
~率(%)		211/2	20		20	20	20	調査中				另四次循環至任云形成推進 签 平計 回					
3 (1)一般廃棄物の最終処 分量(百万トン)	4.7	24年度	3.2	37年度	4.3	4.2	4.0	 調査中	ļ <u>-</u>		3.2	第四次循環	第四次循環型社会形成推進基本計画				
3 (2)一般廃棄物の最終処	36	24年度	25	37年度	-	-	-	网五	-	-	25	第四次 循環	^{景型} 社会形成推進基本	= 計画			
3 分量(kg/人)	30	27千尺	23	· 57年及 •	34	33	31	調査中				为四人间以	*主任云心风压定圣华	· · · · 回			
ー般廃棄物焼却炉からの 4 ダイオキシン類の排出量	33	22年度	33	当面の間	-	-	-		ļ <u>.</u>			我が国にお 計画	らける事業活動に伴い	排出されるダイオキシン類の)量を削減するための		
(g-TEQ/年)		***	- 		27	24	24	調査中							- b		
達成手段 (開始年度)	27年度	算額計(執行 28年度	· _{額)} 29年度	30年度	関連する 指標					j	達成手段の	概要等			平成29年 行政事業レビュー 事業番号		
循環型社会形成推進交付 (1)金(公共) (平成17年度)	69,187 (67,886)	72,024 (68,732)	73,504 (67,403)	35,190	1,2,3	・効率的か・東日本出の ・東日本強化 ・東田の ・東田の ・東田の ・東田 ・東田 ・東田 ・東田 ・東田 ・東田 ・東田 ・東田 ・東田 ・東田	が広域のでは が広域では での がの の の の はの の はの の はの はで に で と の は で と の は で と の も は で と で と で と で と で と で も き さ さ と に に を き に も き き さ も き も き も き も き き も き も も き も も も も も も も も も も も も も	設整備事業 因する電力: 賢する施設整 創意工夫を 標(測定指	の実施のたる 不足への対応 強備を促進す	か必要な調査 なや今後の原 る。 合的な廃棄物 ・の内容>	査を実施する 防災体制の引	。 歯化等の観り	点から、高効率エネル-	費用に交付金を交付する。 ギー回収及び災害廃棄物処 こより、地域における循環型:	0167		

廃棄物処理等に係る情報 (2) 提供経費等 (平成10年度)	15 (14)	15 (14)	14 (14)	13	1,2,3,4	■廃棄物処理等に係る情報提供経費 <達成手段の概要> ・廃棄物処理業関係PRTR届出データ取りまとめ・支援システムの改善 ・廃棄物処理技術等情報提供システムの改善 〈達成手段の目標> 循環型社会構築の促進・普及啓発等 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等の推進 ■ダイオキシン類削減対策総合推進費 〈達成手段の概要> ・ダイオキシン類排出実態調査 ・一般廃棄物処理施設の技術管理者に対する講習会 〈達成手段の目標> ダイオキシン類による環境汚染の防止又はその除去のための施設の設置又は改善 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物の適正処理の推進	0164
災害等廃棄物処理事業費 (3) 補助金 (昭和49年度)	3,939 (3,348)	36,637 (35,223)	37,491 (36,187)	200	-	<達成手段の概要> 市町村が実施した災害廃棄物及び漂着ごみの収集・運搬・処分に係る事業に対し補助を行う。 <達成手段の目標> 災害等により発生した廃棄物を安全かつ適正に処理することにより、地域住民の生活環境の保全を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物の適正処理の推進	165
廃棄物処理施設災害復旧 ⑷ 事業 (平成23年度)	525 (230)	2,755 (1,764)	965 (768)	30	-	<達成手段の概要> 市町村が実施した災害により被災した一般廃棄物処理施設の復旧に係る事業に対し補助を行う。 〈達成手段の目標〉 災害により被害を受けた一般廃棄物処理施設を復旧させることで、廃棄物処理体制の回復を図る。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物の適正処理の推進	168
⁽⁵⁾ 廃棄物処理施設整備費補 助 (平成12年度)	4,746 (4,649)	4,765 (4,577)	3,414 (3,408)	1,601	-	<達成手段の概要> ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社が行うPCB廃棄物処理のための拠点的広域処理施設の整備に対し事業費の一部を補助する。 ・大阪湾広域臨海環境整備センターが行う広域埋立処分場整備事業を行うもの。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・拠点的広域処理施設の経年劣化を考慮し、長期設備保全計画の策定とこれに基づく設備の点検・補修・更新を行う。 ・大阪湾広域臨海環境整備センターが行う広域埋立処分場整備により、廃棄物の適正な処理を行う施設を確保。	166
施策の予算額・執行額	78,442 (76,148)	116,214 (110,326)	122,371 (114,191)	37,034		*第四次循環型社会形成推進基本計画 演説等のうち主なもの) ・廃棄物処理施設整備計画 ・国土強靭化基本計画	

(環境省30一億)

													深光百00 197		
施策名	目標4-4層	全業廃棄物 対	策(排出抑	制・リサイクノ	レ・適正処理	等)					担当	環境再生·資源循環 局	作成責任者名 (※記入は任意)	廃棄物規制課長	
施策の概要	産業廃棄物	物の排出抑制	」、リサイクル	レ、適正処理	等を推進する	5 .						系上の 付け 4. 廃棄物・リサイクルダ	対策の推移		
達成すべき目標	産業廃棄物	物の排出抑制	」、リサイクル	レ、適正処理	等について加	 布策の総合的	的かつ計画的	内推進を図		設定の 5・根拠	・廃棄物の ・関係法令	処理及び清掃に関する法律 等	改策評価実施予定時期	平成31年8月	
測定指標	基準値		目標値				年月	度ごとの目 ^枝				測定指標の選定理由及び目	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度				
産業廃棄物の排出量	379	H.24年度	390	2025年度	-	-	-	-	-	_	_	第四次循環型社会形成推進基本計	- тап		
(百万トン)	3/9	H.24平及	390	2025年及	393	391	401	-	-	-	-	为口久间垛主社云形从证是全个们回			
産業廃棄物のリサイクル	F = 0/	1104年中	F.00/	1100 T T	_	_	_	_	_	_	_				
2 率 (%)	55%	H.24年度	56%	H32年度	53	53	53	-	-	-	_	図るための基本的な方針			
。産業廃棄物の最終処分量	13	H.24年度	10	2025年度	_	_	_	_	_	_	-	第四次循環型社会形成推進基本計	L idea		
3 (百万トン)	13	H.24平及	10	2025年及	10	10	10	-	-	-	_	另四次個環空社会形成推進基本計	ГШ		
PCB廃棄物(変圧器類・コ	_	_	332.000	H37年度	-	-	_	_	_	_	-	 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な			
		_	332,000	H3/平及	228,124	156,191	283,358	312,854	_	_	_	処理基本計画の沿って平成37年度	までにPCB廃棄物を全量	処理する。	
PCB廃棄物(安定器・汚染				, .	_	-	_	_	_	_	-	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な	の理の推進に関する特別	川井置法 PCR廃棄物	
5 物)の処理(t)	_	_	11,000	H37年度	3,292	4,621	6,451	8,261	_	_	_	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、PCB廃棄物処理基本計画の沿って平成37年度までにPCB廃棄物を全量処理する。			
。電子マニフェストの普及率	_	_	70%	2025年度	_	-	50	_	_	_	-	第四次循環型社会形成推進基本計画			
(%)	_	_	/0%	2020年度	39	42	47	53	_	_	_	第四次循環空社会形成推進基本計 画			
,最終処分場の残余年数	_		10	2020年度	_	_	_	_	_	_	-	- 第四次循環型社会形成推進基本計画			
(年)		-	10	2020年度	16	16.6				_	_	另四次值境型任芸形队推進基本計	ГШ 		

達成手段	予算	算額計(執行	額)	当初予算額	関連する	*************************************	平成30年
(開始年度)	27年度	28年度	29年度	30年度	指標		行政事業レビュー 事業番号
1 廃棄物処理施設整備費補 助(平成12年度)	4,746 (4,649)	4,765 (4,577)	3,414 (3,408)	3,201	4	〈達成手段の概要〉 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社が行うPCB廃棄物処理のための拠点的広域処理施設の整備に対し事業費の一部を補助する。 ・大阪湾広域臨海環境整備センターが行う広域埋立処分場整備事業を行うもの。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 ・拠点的広域処理施設の経年劣化を考慮し、長期設備保全計画の策定とこれに基づく設備の点検・補修・更新を行う。 ・大阪湾広域臨海環境整備センターが行う広域埋立処分場整備により、廃棄物の適正な処理を行う施設を確保。	166
2 廃棄物処理システム開発 2 費(平成13年度)	85 (60)	12 (12)	8 (10)	4	1,2,3	〈達成手段の概要〉 ・国による統一番号付与及び自治体の許可情報等を共有する活用基盤として適正かつ効率的な運用に必要な保守、更改等の拡充整備を行う。 〈達成手段の目標〉 ・国及び自治体事務の効率化及び適正な行政処分の実施。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 ・処理業者による適正処理の確保・推進。	173
3 廃棄物処分基準等設定費 (平成4年度)	131 (116)	124 (128)	119 (145)	160	3	〈達成手段の概要〉 ・既存産業廃棄物処理施設等に係る維持管理等の実態調査を実施。 ・産業廃棄物処理施設における処理基準等の調査検討業務を実施。 ・有害廃棄物の適正処理方策に係る調査検討を実施。 〈達成手段の目標〉 ・産業廃棄物処理施設周辺の大気・水質等の定点調査を実施し、周辺環境への影響が生じていないことを確認。 ・調査検討の結果を踏まえ、必要に応じて産業廃棄物の処理に係る各種基準を見直す。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 ・産業廃棄物処理施設周辺の生活環境の保全。 ・産業廃棄物の適正な処理の確保。	174
4 産業廃棄物等処理対策推 進費(平成2年度)	13 (13)	13 (15)	13 (13)	13	1,2,3	 〈達成手段の概要〉 ・産業廃棄物の排出実態を調査。 ・産業廃棄物の検定方法の改正について検討を行う。 ・環境大臣認定制度(広域、再生利用、無害化処理)の現地調査。 ・大臣認定対象外の廃棄物で今後対象とすることが有効であると考えられる廃棄物の再生利用を行う者及び再生利用の用に供する施設の調査、検討。 〈達成手段の目標〉 ・産業廃棄物の排出・処理状況のとりまとめ。 ・産業廃棄物の検定方法の改正等について検討を行う。 ・大臣認定事業者等の認定基準の適合を担保。 ・大臣認定対象外の廃棄物で今後対象とすることが有効であると考えられる廃棄物の認定基準の策定。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 ・新たな目標設定や公共関与による効果的な施設整備の実施にあたっての基礎資料作成へ寄与。 ・産業廃棄物の検定方法について、現状に則した見直しを行うための基礎資料作成へ寄与。 ・大臣の認定制度において、効率的な廃棄物の適正処理を確保。 ・再生利用認定制度の対象の拡充等を図ることにより、循環型社会推進形成推進基本計画に掲げる再生利用量の目標の達成に寄与。 	175
5 産業廃棄物処理業優良化 5 推進事業費(平成22年度)	4 (3)	4 (3)	3 (2)	2	1,2,3	〈達成手段の概要〉 ・弁護士等暴力団排除の専門家を講師に招き、産廃業者、自治体等に対する講習会を開催、また資料の配布等により、積極的な啓発活動を行う。 〈達成手段の目標〉 ・暴力団の徹底的な排除による健全な産廃処理業界の構築。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 ・処理業者による適正処理の確保・推進。	176

_								
	電子マニフェスト普及拡大 6 事業(平成16年度)	40 (45)	100 (100)	90 (55)	99	6	〈達成手段の概要〉 ・電子マニフェストシステムの機能強化及び電子マニフェストの普及のための説明会等を実施する。 〈達成手段の目標〉 ・電子マニフェストの普及を促進する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 ・電子マニフェストの普及に伴い、排出事業者・処理業者の情報管理の合理化、廃棄物処理システムの透明化、都道府県等の監視業務の合理化、不適正処理の原因究明の迅速化が推進され、以て産業廃棄物の適正処理を図ることが可能となるもの。	177
	石綿含有廃棄物無害化処 7 理技術認定事業(平成19 年度)	6 (5)	6 (5)	5 (5)	5	3	〈達成手段の概要〉 ・石綿含有廃棄物等の処理について、高度な無害化技術を有する事業者を国が認定する。 〈達成手段の目標〉 ・高度な技術を有する認定事業者数の増を図る。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 ・石綿含有廃棄物等の適正かつ円滑な処理を実現する。 	178
	8 PCB廃棄物適正処理対策 推進事業(平成13年度)	166 (164)	327 (306)	340 (338)	346	4	〈達成手段の概要〉 ・処理困難なPCB廃棄物の適正処理や、低濃度PCB廃棄物、PCB汚染物に関する適正な処理を推進するため、技術的な観点から調査を行う。 ・地方自治体による使用中機器及び未届機器の掘り起こし調査の支援を行う。 ・PCB特別措置法に基づく全国のPCB廃棄物の保管等の状況に関する適切な把握等により、PCB廃棄物の円滑かつ確実な処理の推進のための情報としての活用を図る。 〈達成手段の目標〉 ・実証試験評価数:3(PCB廃棄物(高圧トランス等)全体累積処理台数:347,000台(平成37年度)) 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 ・多種多様なPCB廃棄物の適正処理の確保を図る。	179
	9 PCB廃棄物対策推進費補 9 助金(平成13年度)	1,700 (1,700)	4,000 (3,959)	4300 (4300)	4,800	4	〈達成手段の概要〉 ・処理費用負担能力の小さい中小企業者等のPCB廃棄物処理に係る費用負担を軽減するための助成を行う。 ・処理期限内に処理できないおそれがあるPCB廃棄物に対する行政代執行に係る自治体の負担を軽減するための助成を行う。 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対し、PCB処理設備のPCB除去及び原状回復のための費用を出資する。 〈達成手段の目標〉 ・中小事業者に対する助成額の合計:約30億円(PCB廃棄物(高圧トランス等)全体累積処理台数:347,000台(平成37年度)) 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 ・中小企業者等が保有するPCB廃棄物の適正な処理を確保する。	180
	水俣条約に基づく水銀廃 10 棄物の環境上適正な管理 推進事業(平成26年度)	140 (123)	155 (132)	134 (110)	93	-	〈達成手段の概要〉 水銀使用廃製品等の回収スキームの調査検討、金属水銀の安定化・固型化技術の調査研究、廃金属水銀の長期的な管理体制の調査 検討等を実施し、水銀廃棄物の環境上適正な処理方法について検討を行う。また、途上国の水銀廃棄物の環境上適正な管理の能力向 上を図る。 〈達成手段の目標〉 金属水銀はこれまで有価物として取引されてきたが、水銀に関する水俣条約の発効により、水銀の使用用途が制限され、余剰となった 金属水銀及び水銀含有物が廃棄物として処分される事態が想定される。このため、これらの水銀廃棄物の処理方策について検討を行 い、国内外における環境上適正な水銀廃棄物の処理体制を確保する施策を推進する必要がある。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 有害物質等を含む廃棄物の適正管理の実現を推進	181
	産業廃棄物処理業のグ リーン成長・地域魅力創出 11 促進支援事業(平成27年 度)	125 (116)	100 (83)	100 (64)	100	2,3	〈達成手段の目標〉 ・産業廃棄物処理業がグリーン成長、地域の魅力を創出する産業へと変革していくことを支援する。 〈達成手段の概要〉 ・産業廃棄物処理業がグリーン成長、地域の魅力を創出する産業へと変革していくことを支援するため、産業廃棄物ビジネスの振興、業界の優良化、高付加価値型環境産業への転換促進、海外展開の推進、担い手確保・技術労働者支援などを行う。 〈施策の達成すべき目標(測定目標)への寄与の内容〉 ・産業廃棄物処理業のグリーン成長を通じた産業廃棄物処理体制の維持・向上による、産業廃棄物のリサイクル率の向上及び最終処分量の減少。	182

12 産業廃棄物適正処理推進 費(平成10年度)	27 (32)	27 (23)	23 (19)	24	-	・各地域における不法投 ・不法投棄等を早期発見 関によるネットワークの引 く達成手段の概要> ・都に対して不 るなど、不法投棄等事 を図る。 ・都道府県等における不	議術的支援により不法投棄等の拡大防止や支障の除去等の徹底を図る。 棄等の実態を把握することにより、産業廃棄物の不法投棄等対策に係る政策形成を図る。 は・早期対応できる体制を整備することにより未然防止・拡大防止を図るほか、地方環境事務所を核とした関係機 金化を図る。 法投棄等の行為者等への責任追及や支障除去等の手法に関する助言等を行う専門家チームを現地へ派遣す まに係る支障除去等対策の円滑かつ適正な実施を支援するとともに、担当職員の現場対応等について資質向上 法投棄等の残存事案の実態調査等を行う。 現ウィーク等を契機として国の関係機関、都道府県等、市民等が連携した合同の監視パトロールや啓発普及活動	183
13 課題対応型産業廃棄物処 理施設運用支援事業	-	-	1207 (1233)	1,203	7	を支援することにより、国 最終処分場に対する信頼 く達成手段の概要> ・公共関与産業廃棄物量	場の維持管理に係る課題の解消に資する公共関与産業廃棄物最終処分場の施設整備及び維持管理の適正化間における産業廃棄物最終処分場の維持管理の適正化等に向けた検討に活用し、もって住民による産業廃棄物質の醸成を図る。 最終処分場の施設整備及び維持管理の適正化を支援する。 票(測定目標)への寄与の内容>	189
施策の予算額・執行額	7,190 (7,034)	9636 (9345)	9756 (9702)	10060		係する内閣の重要政策・演説等のうち主なもの)	第四次循環型社会形成推進基本計画	

(環境省30一①)

														(球况自00 ⑪/			
施策名	目標4-5	廃棄物の不	法投棄の防	5止等							担当部	部局名	環境再生•資源循環 局	作成責任者名 (※記入は任意)	廃棄物規制課長		
施策の概要	・爆発性、 な処理の推	毒性、感染性 推進	その他のノ	の支障が生じ の健康又は 、運搬及び処	生活環境に	係る被害を			を有する廃	棄物の適正		∝系上の ≧付け	4. 廃棄物・リサイクル	対策の推進			
達成すべき目標	•有害物質	等による生活 等を含む廃勇 の不適正な起	乗物の適正 かんりょう かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん)ない社会の)実現				設定の 5・根拠	・特定産業に関する特	廃棄物に起[別措置法	- 帚に関する法律 因する支障の除去等 輸出入等の規制に関	政策評価実施予定時期	平成31年8月		
測定指標	基準値		目標値					度ごとの目 度ごとの実終				測定	指標の選定理由及び	『目標値(水準・目標年度	(で)の設定の根拠		
		基準年度		目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	_					
支障等がある産業廃棄物					102	91	81	72	63	56	50	廃棄物処理法の厳格な執行等により、不法投棄の拡大防止策や支障の除去等を					
1 の不法投棄等の残存件数 (件)	90	平成26年度	50	平成32年度	90	100	95	-	-	_	-	推進してい	るため。目標値につい	ては、26年度時点で前倒し 32年度:100件→50件)。			
。特定支障除去等事業の件	_		0	平成34年度	13	13	13	10	9	9	9	产家灶井汁	・ルサベノ性ウェ降除す	- 笠声巻の名乱両知問に	せべも訳中		
数(件)	_	_	U	平成34年度	13	13	12	12	_	_	_	1	に奉うく特定又降除る	芸等事業の各計画期間に	基づき設定。		
*********					142	131	122	115	109	104	100	廃棄物 処理	送の厳格な執行等に	より、不法投棄等の未然の	5止策を推進しているた		
3 産業廃棄物の不法投棄の 新規発生件数(件)	143	平成27年度	100	平成32年度	165	143	131	-	_	_	_	め。目標値	については、27年度時 (平成32年度:150件-	点で前倒しで目標を達成し	したことから、更に高い		
バーゼル条約締約国会議					0	1	0	2	0	4	_	締約国等が	(各国の規制等の重要	な指針とする各種ガイドラ	インに、我が国の経験		
4 で採択される、拠出プロ ジェクト関連のガイドライン 等数(件)	-	_	4	平成32年度	0	3	0	1	_	_	_	締約国等が各国の規制等の重要な指針とする各種ガイドラインに、我が国の経験や知見を適切に盛り込むことで、先進国としての責務を果たすことにつながるため。目標値は、近年の締約国会議での成果を踏まえ、最大水準に設定。					
バーゼル条約違反の輸出					_	8	6	4	0	0	_						
5 について我が国が輸入国 から通報を受領した件数 (件)	9	平成26年度	4	平成29年度	9	20	6	2	_	_	_	となるため。目標値は、所要の措置に必要な期間を勘案し、直近実績(平成26年度、9件)を基準値とした上で、当面半減を目標にしたもの。					
クリアランス物のトレーサ					0	0	0	0	0	0	0	グリアフノ人物が適正に取り扱われるにめには、そのトレーサビリナイを催休するこ					
6 ビリティが確保できていない事案(件)	_	_	0	平成32年度	0	0	0	0	_	_	_	とが必要不可欠であるため、全てのクリアランス物に関しトレーサビリティを確保す					

達成手段	予	算額計(執行	 預)	当初予算額	関連する	************************************	平成30年
(開始年度)	27年度	28年度	29年度	30年度	指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号
1 産業廃棄物適正処理推進 費 (平成10年度)	27 (32)	27 (23)	23 (19)	24	1,3	〈達成手段の目標〉・都道府県等に対する技術的支援により不法投棄等の拡大防止や支障の除去等の徹底を図る。 ・各地域における不法投棄等の実態を把握することにより、産業廃棄物の不法投棄等対策に係る政策形成を図る。 ・不法投棄等を早期発見・早期対応できる体制を整備することにより未然防止・拡大防止を図るほか、地方環境事務所を核とした関係機関によるネットワークの強化を図る。 〈達成手段の概要〉・都道府県等に対して不法投棄等の行為者等への責任追及や支障除去等の手法に関する助言等を行う専門家チームを現地へ派遣するなど、不法投棄等事案に係る支障除去等対策の円滑かつ適正な実施を支援するとともに、担当職員の現場対応等について資質向上を図る。 ・都道府県等における不法投棄等の残存事案の実態調査等を行う。 ・全国ごみ不法投棄監視ウィーク等を契機として国の関係機関、都道府県等、市民等が連携した合同の監視パトロールや啓発普及活動等を行う。	183
有害廃棄物等の環境上適 2 正な管理事業等拠出金 (平成18年度)	40 (40)	39 (39)	36 (36)	77	4	〈達成手段の目標〉 バーゼル条約実施上重要性の高い国際的なガイドライン等の作成に関する活動について支援を行うとともに、アジア地域におけるワークショップの開催について支援を行うなど、国際社会における我が国の信頼強化やプレゼンスの拡大につながることにつながるよう、有害廃棄物等の越境移動に関する環境上適正な管理に貢献する。 〈達成手段の概要〉 有害廃棄物等の環境上適正な管理促進に関する活動のうち、バーゼル条約締約国会議(COP)で議論されている国際的なガイドライン等に係る議論等に関連するものであって、我が国のバーゼル条約実施上重要性の高い活動について、引き続き支援を行う。また、我が国が主体となって行ってきた有害廃棄物等の不法輸出入防止に関する事業に関して、ワークショップの開催経費等の支援を行う。さらに、平成25年1月に採択された水銀に関する水俣条約は、水銀廃棄物についてバーゼル条約との連携を求めており、これを受けてバーゼル条約の下で更新されたガイドラインに基づく水銀廃棄物の環境上適正な管理が一層重要となっていることから、関連するプロジェクトへの支援を行う。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 有害廃棄物等の不適正な越境移動の防止を推進	184
3 クリアランス物管理システ 3 ム運用費(平成18年度)	19 (8)	2 (1)	2 (1)	5	6	〈達成手段の目標〉 クリアランス制度(核燃料物質によって汚染された物のうち、放射能濃度が国の定める基準値以下であるものを、有価物と同様に資源として有効に再利用、あるいは一般の産業廃棄物として適正な処分を行うことを可能とする制度)の導入にあたり、本制度の厳格な運用を行うとともに、万一の事態にも対応できるようクリアランスされた廃棄物(放射能濃度が国の定める基準値以下であることを確認されたもの)等のトレーサビリティ(履歴、所在地等が追跡できること)を確保することを目的とする。 〈達成手段の概要〉 原子炉等規制法及び放射線障害防止法に基づき排出されるクリアランス物のトレーサビリティを確保するための管理システムを運用等するとともに、地方環境事務所による立入検査の実施及びそれに伴う知識の習得、放射線測定機器の点検整備を行う。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 有害物質等を含む廃棄物の適正管理の実現を推進	185
4 バーゼル条約実施等経費 (平成8年度)	50 (37)	73 (69)	36	34	5	〈達成手段の目標〉 国内外のバーゼル条約の実施体制を強化し、有害廃棄物等の不法輸出入の防止及び環境上適正な管理を推進する。このため、バーゼル条約に基づく国内法を厳格に運用するとともに、国際資源循環に資する環境上適正な有害廃棄物等の輸出入管理方策を展開する。 〈達成手段の概要〉 バーゼル条約に基づく、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)を厳格に施行するため、輸出入事業者等への法規制に関する周知徹底を行うとともに、アジア各国等との情報交換や連携強化を図るため、有害廃棄物等の不法輸出入防止に関するアジアネットワークワークショップを開催する等、バーゼル条約の適切な運用に関する取組を行う。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 廃棄物等の不適正な越境移動の防止の実現を推進	186

産業廃棄物不法投棄等原 5 状回復措置推進費補助金 (平成10年度)	2,604 (2,453)	2,879 (2,860)	1293 (1286)	1440	1,2	〈達成手段の目標〉 不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障等の除去を促進するため、都道府県等が行政代執行で実施する支障除去等事業を推進する。 〈達成手段の概要〉 生活環境保全上の支障又はそのおそれがある不法投棄等事案であって、かつ、行為者が不明等であるために都道府県等がやむを得ず行政代執行により支障の除去等を行う場合、 ・平成10年6月17日以降の不法投棄等事案については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき「産業廃棄物適正処理推進センター」に設置された基金から、対象都道府県等に対する支援を実施しており、本事業は当該基金の造成に必要な経費を補助する。(定額補助) ・また、平成10年6月16日以前の不法投棄等事案については、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」の規定により策定した実施計画に基づき支障除去等事業を実施する都道府県等に対し、当該事業に必要な経費の一部を補助する。(補助率1/3または1/2)	187
廃棄物等の越境移動の適 6 正化推進費(平成25年度)	48 (46)	67 (41)	58	47	5	〈達成手段の目標〉 廃棄物や有害物質を含む使用済電気電子機器等が不法に輸出され、不適正に処理された結果として、輸出先国において環境汚染や健康被害が発生することを防止するため、廃棄物処理法及びパーゼル法に基づき、廃棄物等の輸出入を適正に管理する方策を展開する。 〈達成手段の概要〉 廃棄物処理法及びパーゼル法に基づく廃棄物等の輸出入の適正な管理のため、規制対象物の明確化に係る調査・検討や地方環境事務所における水際対策の強化等を行う。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 廃棄物等の不適正な越境移動の防止の実現を推進	188
7 廃棄物処分基準等設定費 (平成4年度)	131 (116)	124 (128)	119 (145)	160	3	〈達成手段の概要〉 ・既存産業廃棄物処理施設等に係る維持管理等の実態調査を実施。 ・産業廃棄物処理施設における処理基準等の調査検討業務を実施。 ・有害廃棄物の適正処理方策に係る調査検討を実施。 〈達成手段の目標〉 ・産業廃棄物処理施設周辺の大気・水質等の定点調査を実施し、周辺環境への影響が生じていないことを確認。 ・調査検討の結果を踏まえ、必要に応じて産業廃棄物の処理に係る各種基準を見直す。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 ・産業廃棄物処理施設周辺の生活環境の保全。 ・産業廃棄物の適正な処理の確保。	174
施策の予算額・執行額	2918 (2,729)	3211 (3161)	1567 (1487)	1788		係する内閣の重要政策 演説等のうち主なもの) ・未来投資戦略2017	

(環境省30一個)

														(現現有30一個)	
施策名	目標4-6	浄化槽の整	を備によるし	尿及び雑排 力	水の適正な処	心理					担当部	邻局名	環境再生·資源循環局 廃棄物適正処理推進 課浄化槽推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	争化槽推進室長
施策の概要	環境保全上	:効果的であ	る浄化槽の	整備による生	生活排水対策	策を講ずる。						系上の 付け	4. 廃棄物・リサイクル	·対策の推進	
達成すべき目標			[な汚水処理 環境を確保す	施設整備で	ある浄化槽の	の普及を行	い、生活排力	kの適正な		受定の 5・根拠	浄化槽法		•	政策評価実施予定時期	平成31年8月
測定指標	基準値		目標値				年	度ごとの目/ 度ごとの実績	責値			測定	指標の選定理由及び	、目標値(水準・目標年度)	の設定の根拠
		基準年度		目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度				
浄化槽適正普及管理率(%) 1 =合併浄化槽基数×11条検	-	-	40%	30年度	_	_	_	_	40%					るにあたっての指標として、6 分状況を評価する指標として	
査率(合併)/浄化槽全数		i :			26%	27%	28%	調査中				IM / C 17 C 14	(なく過止な能)す旨注(2)		以足した。
達成手段	予算	算額計(執行	·額)	当初予算額	関連する					ì	達成手段の	既要等			平成30年 行政事業レビュー
(開始年度)	27年度	28年度	29年度	30年度	指標					~	±1%] 1207	水 女寸			事業番号
浄化槽指導普及事業費等 (昭和59年度)	52 (48)	62 (62)	64 (57)	64	1	を・なった。 ・行う。 12の に対す で平手市。 ・対いが ・対いが ・対いが ・対いが ・対いが ・対いが ・対いが ・対いが ・対いが がでいる ・対いが ・対いが を対して がでいる ・対いが を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して をがして をがして をがして のでいる のでい	の浄を替出する。 の浄を整備を発信を を記れて、 は、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で	改正によりり 東京では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	則新設禁止 援を行うとと はる。 状交付申 時 当等の実施を る情報を提 る情報を提	となった単 もに、市町本 に応いにのは、 ・ はたの情にであるで、 は、 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ は、 のでのでであるできる。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	独処理浄化 対設置事業を 状を作成しな発 にしなれる 員体的体間で によりる によりる	書について、 実施する市 送ずる。また 備内容・方法と ットワークの	合併処理浄化槽への 町村の負担軽減に資金 こ、免状の記載事項に到る。 るで課題への取り組み等	に係る制度・手法に関する検 転換を推進するための効果 するPFI手法の普及促進を図 変更があった場合の書換等 時に関して、環境省が調査し り自治体間のネットワークをを	か こ 190 た
我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業(浄化槽グローバル支援事業費)(平成29~年度) し尿処理システム国際普及推進事業費 (~平成28年度)	15 (16)	16 (16)	15 (13)	_		築する。							らし尿処理の課題を共存 可けた戦略的検討を行う	すするためのネットワークを桁 う。	191
浄化槽情報基盤整備支 援事業費(29年度で終 了)	50 (50)	50 (45)	50 (45)	-		とで、地域(の実情に適し	した浄化槽台	帳システム	の整備を支	援する。		的支援及び運営段階に 治体に情報提供する。	おけるフォローアップを行う	192
施策の予算額・執行額	117 (114)	128 (128)	129(113)	88			系する内閣の重要政策 寅説等のうち主なもの) 廃棄物処理施設整備計画								

(環境省30-19)

施策名	目標4-7	巨日本大震災	災への対応(災害廃棄物	の処理)						担当部	部局名	環境再生·資源循環 局廃棄物適正処理 推進課	作成責任者名 (※記入は任意)	廃棄物適正処理推進 課長
施策の概要	東日本大震	変により発:	生した災害原	廃棄物の安全	とかつ迅速な	な処理を推進	する。					系上の 付け	4. 廃棄物・リサイクル	レ対策の推進	
達成すべき目標	処理が完了支援を通じ	'していないね 、できるだけ	福島県の一早期の処理	部地域につい 完了を目指	いては、市町 す。	「と連携して国	国の代行処3	理等による		設定の 5・根拠	福島県の災いての総点	(害廃棄物等 検	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・) 政策評価実施予定時期	平成31年8月
測定指標	基準値		目標値	;			年月	度ごとの目; 度ごとの実;	績値			測定	指標の選定理由及び	『目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度				
				•	- - - - - - - 東日本大震災に係る災害								量巛に依る巛宝肉棄物	の加理性針(ファタープラン	ハニセハイ 亚成26年
災害廃棄物の処理・処分 割合(%)	東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)においる 東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)においる 100% 3月末までの処理完了を目指していたが、平成25年8月に福島県の 処理を総点検し、できるだけ早期に処理完了を目指すこととした。										島県の災害廃棄物の				
達成手段	予算	算額計(執行額) 当初予算額			関連する										
(開始年度)	27年度	28年度	29年度	30年度	指標		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							行政事業レビュー 事業番号	
(1) 災害等廃棄物処理事業費 補助金	16,046 (5,820)	2,271 (2,271)	839 (293)	0	1				より発生した 基づき補助率				系る事業に対し「東日本	大震災により生じた災害廃	棄 154
(2)災害廃棄物処理代行事業	9,446 (8,933)	24,201 (22,694)	21,205 (4,536)	3,444	1	「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」に基づき、特定被災地方公共団体である市町村の長から要請があった4市町における災害廃棄物(可燃物)の処理事業を国が代行して行う。								৳৻	
(3)循環型社会形成推進交付金	12,202 (9,833)	11,586 (9,362)	12,802 (9,669)	24,893	1	被災地の市町村等や広域処理により災害廃棄物の処理を行う市町村等が整備する一般廃棄物処理施設に対して財政措置による支援 を行う。								援 156	
施策の予算額・執行額	37,694 (24,586)	38,058 (34,327)	34,320 (14,498)	28,337		情係する内閣の重要政策 計演説等のうち主なもの) ・東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)									

(環境省30一20)

														() () () () ()	
施策名	目標4-8 頁	東日本大震災	災等の教訓	を踏まえた災	害廃棄物対	策					担当	部局名	環境再生·資源循環 局環境再生事業担 当参事官室災害廃 棄物対策室	作成責任者名 (※記入は任意) ^災	害廃棄物対策室長
施策の概要	災害廃棄物	物を適正かつ)円滑·迅速	に処理するた	めの対策を	推進する。						ト系上の 量付け	4.廃棄物・リサイクルを	対策の推進	
達成すべき目標				災害廃棄物の も含めた対策			処理につい	て、平時の		設定の 5・根拠			加理基本方針、廃棄 国土強靭化基本計画	政策評価実施予定時期	平成31年8月
測定指標	基準値		目標値					度ごとの目れ きごとの実行	···			測定	指標の選定理由及び	・ ド目標値(水準・目標年度) <i>0</i>	D設定の根拠
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		基準年度		目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	- "		, hy/C - 1/1/2	
市町村における災害廃棄 1 物処理に関する計画策定	8%	25年度	60%	2025年度	-	-	10%	20%	25%	30%	35%	- 第四次循环	^{景型社会形成推進基本}	計画	
率	070	20千尺	00/0	2025年度	9%	9%	21%	24%	-	-	-	为四久旭以	*主任云 // / / / / / / / / / / / / / / / / /	·山岡	
2 ごみ焼却施設における老	77%	25年度	85%	2018年度	_	_	_	85%	_	-	_		里施設整備計画		
² 朽化対策率 ————————————————————————————————————					79%	88%	91%	93%	-	-	_	国土強靭化	[基本計画		
3 熊本地震において発生し 3 た災害廃棄物処理進捗率						_							Ī		
た火音焼果初処垤進抄竿		<u> </u>		<u>:</u>	_	-									
達成手段 (開始年度)		算額計(執行	1	当初予算額	関連する 指標		達成手段の概要等								平成30年 行政事業レビュー
(開始千度)	27年度	28年度	29年度	30年度	101%										事業番号
大規模災害に備えた廃棄 (1) 物処理体制検討・拠点整 備事業 (平成26年度)	20,695 (20,171)	8,315 (8,156)	3,644 (3,539)	3,115	1,2	・災地熊市達害築連方施東治震等段地大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	等におけるタ による廃棄物 gの目標> hにおいても す。 :の連携強化	災害廃棄物物 災害廃棄物物 物処理施設整 、適正かつF 、の災害時の 業者が定指 標(測定指	型理に関する 整備事業への 円滑・迅速な 専門家の派する協議会 票)への寄与	る検証・ノウ の支援を拡 廃棄物の処 後遣体制の事 等を設置し	ハウの蓄積を 充する。 L理が実施可 を備を進める	とともに、地	5、施設整備も含めた強	おいな廃棄物処理システムの 、て、地域ブロック単位で、国・	0169
災害等廃棄物処理事業費 (2)補助金 (昭和49年度)	3,939 (3,348)	36,638 (35,223)	37,491 (36,187)	200	3	・災害廃棄 く達成手段 ・熊本県内 る。 く施策の追	との目標>	で量の災害原 標(測定指	軽棄物の処理	里を、熊本県		して財政支援 「が作成した!		平成30年度末までに完了させ	0165
施策の予算額・執行額	24,634 (23,519)	44,953 (43,379)	41,135 (39,726)	3,315		係する内閣の 演説等のう		•廃棄物処	環型社会 理施設整]化基本計	備計画	基本計画				

(環境省30一21)

施策名	目標4-9 東	東日本大震	災への対応	、(特定復興 <u>持</u>	処点の整備))			環境再生事業担当 参事官室 特定廃棄物対策担 当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	環境再生事業担当参事 官 特定廃棄物対策担当参 事官	
						閣総理大臣の認定を受けた計画(記 復興及び再生の推進に必要な除染		政策体系上の 位置付け	4.	廃棄物・リサイクル対策の	推進	
		避難指示	を解除し、帰	環者等の居		法に基づき、市町村が定める帰還 することを目指す「特定復興再生拠	目標設定の 考え方・根拠	・帰還困難区域の取扱 ・原子力災害からの福息 の基本指針 ・福島復興再生基本方	島復興の加速のため	政策評価実施予定時期	平成31年8月	
測定指標	目標	Ē.	目標	年度			測定指標の選定理由	日及び目標(水準・目標	(年度)の設定の根拠	<u>ı</u>		
1 特定復興再生拠点区域にお ける除染	各自治体の認知 興再生拠点区域 生計画に基づき める	域復興再	各自治体の記 興再生拠点に 生計画に定る	区域復興再	各自治体の	認定特定復興再生拠点区域復興再	i生計画					
2 特定復興再生拠点区域にお ける廃棄物の処理	各自治体の認知 興再生拠点区域 生計画に基づき の処理を進める	域復興再 き廃棄物	各自治体の記 興再生拠点に 生計画に定め	区域復興再	各自治体の	認定特定復興再生拠点区域復興再	i生計画					
達成手段 (開始年度)		額計(執行 28年度	額) 29年度	当初予算額 30年度	関連する 指標		達成手段の概要等					
(1) 特定復興再生拠点整備事業 (平成30年度)	-	-	14,018 (13,701)	69,037	7 1.2 福島復興再生特別措置法に基づき、市町村長が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた計画(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画)に基づいて、特定復興再生拠点区域の復興及び再生の推進に必要な除染や廃棄物の処理事業を実施する。							
施策の予算額・執行額 14,018 (13,701) 69,03						・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針 施策に関係する内閣の重要政策 ・福島復興再生基本方針 (施政方針演説等のうち主なもの) ・総理施政方針演説「福島では、帰還困難区域において復興再生拠点の整備が動き出しました。二〇二二年度 し、除染やインフラ整備を進めます。」(2018年1月・抜粋)						

(環境省30-22)

施策名	5-1.基盤的施策	の実施及び国際的	取組								担当部	部局名	自然環境局 自然環境計画課 生物多様性センター	作成責任者名 (※記入は任意)	自然環境計画課長 奥田 直久
		戦略を始めとする自存を通じて地球規模の			定、及びそ <i>0</i>	ために必要	な情報の収	集∙整備∙提	!供を行う。ま	た、国際的		系上の 付け	5.生物多様性の保全	と自然との共生の推進	
達成すべき目標		戦略2012-2020に基 の取組を進める。また								设定の ĵ・根拠	生物多様性	E国家戦略2 0	012-2020	政策評価実施予定時期	A
測定指標	基準値		目標値					度ごとの目れ 度ごとの実績				測定	指標の選定理由及び	・ ・ ・ ・ 目標値(水準・目標年月	・ (更) の設定の根拠
	Ī	基準年度		目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	-			
1 「生物多様性」の認識状況	30%	16年度	75%	平成31年度	- 46%	- -	- -	- -	-	75%	-	用に関する	行動計画の横断的・	において、生物多様性の係 基盤的施策の一つとして「4 標として、同測定指標を用	生物多様性の主流化の
2 生物多様性地域戦略策定 済自治体数(都道府県)	18都道府県	18都道府県 23年度		平成32年度	- 35	39	- 40	- 42		-	47	的に取り組 会に浸透さ	上国家戦略2012-2020において、おおむね平成32年度まで むべき施策の方向性を示した基本戦略の一つとして「生 せる」ことを掲げており、地方公共団体による生物多様性 ていく際の数値目標として、同測定指標を用いているため		こして「生物多様性を社物多様性を社物多様性地域戦略の策
生物多様性国家戦略 2012-2020に定める我が 国の国別目標の関連指標 の改善状況	-	22年度	100% 平成32年度		_ - 54%	70%	- - 74%	- 集計中		-	100%	の生物多様	性国家戦略2012-20	標である愛知ターゲットの 20において国別目標及び「 進捗状況を測定するための	関連指標を定めている。
全国の1/2.5万地形図面数 に対する植生図整備図面 数の割合[整備図面数/全 国土図面数]	国土の35% 平成18年度		100%	平成32年度	72% 72%	77% 77%	80%	84%	88%	-	100%	る縮尺1/2. 整備するな	5万植生図については	の等において、国土の自然 、平成32年までに国土の「 進めるとしている。そのた& 更があるため。	可能な限り広い面積を
測定指標	目標		目標	· 年度					ν 測定指標	v の選定理由	日及び目標	 (水準・目標	年度)の設定の根拠	Ū	
5 生物多様性保全に係る必 要な国際的取組の状況	生物多様性保全のための国際的な 取組の推進		€のための国際的な ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~		各国の愛知目標達成に向けた取組wp推進するとともに、国際的な枠組全に寄与するため。				みに参加し、	Jーダーシッ [·]	プ・パートナーシップを	・発揮・構築することで、地	球規模の生物多様性保		

達成手段		予算額計(執行額)		当初予算額	関連する	達成手段の概要等	平成29年 行政事業レビュー
(開始年度) 	27年度	28年度	29年度	30年度	指標	建 灰	事業番号
						〈達成手段の概要〉 〈生物多様性条約事務局等に専門家を長期派遣し連絡調整を図るとともに、生物多様性日本基金の運営管理を通じて、愛知目標の達成に向けた取組を推進する。 ・生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム(IPBES)の活動を支援する。 ・南極条約事務局に拠出し、南極条約協議国会議の取りまとめ・運営を実施する条約事務局を支援することにより、南極地域の環境保全に対する国際的な貢献と連携の確保に資する。	
国際分担金等経費 (1) (昭和54年度) (関連:28-②、28-③)	261百万円 (258百万円)	256百万円 (255百万円)	252百万円 (249百万円)	251百万円	5	<達成手段の目標> ・愛知目標達成に向け、各国の国家戦略の策定・改定を進めるため、個別の技術支援・助言や、情報共有・発信を目的としたウェブサイトの運営を通じて、きめ細やかな支援を実施する。 ・IPBESにより生物多様性の地球規模及び地域規模での科学的評価等が実施される。 ・南極条約事務局における会合等の運営及び支援、協議国間の情報交換及び連絡、文書の作成及び翻訳が適切に行われるよう推進する。	191
						〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 ・各国の愛知目標達成に向けた取組が促進されるとともに、我が国の生物多様性分野での国際的なリーダーシップの発揮と国際的なパートナーシップの強化が期待される。 ・IPBESによる生物多様性の地球規模及び地域規模での科学的評価等に基づき、国内外で適切な施策が策定・実施され、地球規模の生物多様性の保全が図られる。 ・南極条約協議国の一員として、南極条約事務局の適切な運営に寄与し、南極地域の環境保全に適切に貢献する。	
生物多様性センター維持 (2) 運営費 (平成10年度)	95百万円 (84百万円)	94百万円 (79百万円)	83百万円 (73百万円)	88百万円	1	〈達成手段の概要〉・生物多様性センターの維持運営に必要な施設維持管理を行う。・文献等の資料、動植物標本及び生物多様性情報を収集・管理・提供する。・生物多様性の保全に関する普及啓発を行う。 〈達成手段の目標〉 適切な施設の維持・運営、文献・標本・生物多様性情報等の収集・管理等、生物多様性の保全に関する普及啓発を行う。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。」に寄与する。	192
(3) 自然環境保全基礎調査費 (昭和48年度)	191百万円 (198百万円)	201百万円 (192百万円)	201百万円 (180百万円)	53百万円	4	<達成手段の概要> 野生生物の分布状況や人間活動、開発等による生態系の変化状況の把握等、自然環境に関する全国的な基盤情報を収集・提供する。 <達成手段の目標> 自然環境に関する全国的な基盤情報を、継続的に収集・提供する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。」に寄与する。	193
地球規模生物多様性モニ (4) タリング推進事業費 (平成15年度)	335百万円 (315百万円)	335百万 (309百万)	301百万円 (299百万円)	309百万円	3	〈達成手段の概要〉 国内の各生態系を対象として、全国約1,000か所において継続的なモニタリングを実施し、その変化を把握する。 東・東南アジア地域の生物多様性情報の整備、分類学能力構築のための研修を実施する。 〈達成手段の目標〉 生物多様性の保全や地球温暖化等による影響評価等に資する基礎情報を収集・提供する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。」に寄与する。	194

	1						
地球規模生物多様性情報 (5) システム整備推進費 (平成6年度)	112百万円 (113百万円)	103百万円 (98百万円)	95百万円 (95百万円)	97百万円	3	<達成手段の概要> 生物多様性情報システム(J-IBIS)等を引き続き整備し、WebGIS技術を用いた提供を行うなど生物多様性保全に係る情報の利活用を推進する。 <達成手段の目標> J-IBISの機能及び提供情報を拡充し、生物多様性に関する情報提供を積極的かつ速やかに実施する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。」に寄与する。	195
生物多様性国家戦略推進 費(「生物多様性基本施策 (6) 関係経費」からの名称変 更) (平成20年度)	38百万円 (37百万円)	38百万円 (33百万円)	38百万円 (29百万円)	36百万円	1,2,3	〈達成手段の概要〉 ・生物多様性条約第10回締約国会議(平成22年10月名古屋で開催)で採択された愛知目標の達成に向け、平成24年9月に閣議決定された生物多様性国家戦略2012-2020に基づき生物多様性関連施策の着実な推進を図る。特に、COP12での中間評価を踏まえてとりまとめられた「生物多様性国家戦略2012-2020の達成に向けて加速する施策」を中心に一層取組を強化していく。 ・生物多様性の状況に関する調査分析を行い、生物多様性基本法に基づく生物多様性白書を作成する。 ・生物多様性保全のための気候変動への適応策の検討のため、手法の評価・検証を行う。また、適応策の一つとして、自然生態系の有する機能を生かした防災・減災対策の基本的な考え方等の普及を図る。 〈達成手段の目標〉 ・生物多様性関連施策の一層の展開を図る。 〈達成手段の目標〉 ・生物多様性関連施策の一層の展開を図る。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 ・生物多様性国家戦略は、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本計画であり、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全に関する施策実施の根拠となることから、同戦略の取組を加速させることは、施策の達成すべき目標である「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める」ことに寄与する。	196
「国連生物多様性の10年」 (7) 推進事業費 (平成23年度)	16百万円 (16百万円)	15百万円 (15百万円)	13百万円 (12百万円)	15百万円	1	く達成手段の概要> 主要なセクターの参画を得て設立した「国連生物多様性の10年日本委員会」により、各セクターや地域における取組のサポート、セクター間の連携促進、国民的理解と参画の増進、生物多様性国家戦略改定へのインブット、他国の委員会とのネットワークを構築する。 く達成手段の目標> ・「国連生物多様性の10年日本委員会」における後半5年の目標と取組をまとめたロードマップに基づき、各取組を更に推進する。 く施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・「国連生物多様性の10年日本委員会」の事業を実施・推進することで、「生物多様性」に関する国民的な認知度向上、理解増進につながる。このことは、施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。」に寄与する。 ・生物多様性に関する各セクターの取組を後押しすることで、生物多様性の保全と持続的な利用を促進し、生物多様性を社会に浸透させることにつながる。このことは、施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。」に寄与する。	197
中間評価をふまえた愛知 目標達成方策検討調査費 (平成24年度:愛知目標の 実現に向けたCOP10主要 課題検討調査費) (平成23年度:ポスト2010 年目標の実現に向けた COP10主要課題検討調査 費)	50百万円 (47百万円)	45百万円 (41百万円)	41百万円 (41百万円)	41百万円	3	〈達成手段の概要〉 生物多様性条約COP10で決定した愛知目標を世界的に実現するため、事業者や消費者等の民間部門における生物多様性保全への参 画推進、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する名古屋議定書の国内措置の着実な実施、生物多様性の経済価値評価、資源動員 戦略の検討等が不可欠となっている。これらに関する課題を整理し、愛知目標の実現に向けて具体的な制度化を図る上での主要課題 を検討することを目的とする。 〈達成手段の目標〉 ・経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の主流化を図るべく、生物多様性の保全と持続的利用に向けた事業者の取組 に関する情報収集・発信を行い、経済社会における生物多様性の保全等の促進につなげる。 ・生物多様性を対象とした経済的価値の評価を促進するとともに、国内外の情報収集を行い、今後の課題について検討を深め、具体的 な施策につなげる。 ・資源動員目標の達成及び愛知目標の達成によるSDGs達成への貢献。 ・各百屋議定書の国内措置の効率的かつ効果的な実施。 ・生物多様性に保る条約関連専門家会合の議論を効率的かつ効果的なものになるよう、進める。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 ・説明会の実施、特設ウェブサイトの整備、諸外国法令の翻訳等を行い、名古屋議定書の国内措置の普及啓発及び実施を支援する。 ・個々の事業者によるサプライチェーンも考慮した自主的な取組の促進を図るとともに、事業者間及び多様な主体間の連携・協働を促進 することにより、民間部門における自発的な生物多様性の取組が推進され、自然環境の保全に寄与する。 ・生物多様性が有する価値を経済的な評価により可視化し、評価結果等を活用して生物多様性の重要性についての普及広報等を推進 することで、生物多様性の主流化に貢献する。 ・資源動員目標の達成により、各種生物多様性保全施策の実施に寄与する。 ・生物多様性に係る条約関連専門家会合への専門家の派遣により、議論の進展に貢献する。	198

生物多様性及び生態系 サービスに関する科学政 策プラットフォーム推進費 (平成25年度)	45百万円 (44百万円)	55百万円 (50百万円)	44百万円 (39百万円)	38百万円	3,5	<達成手段の概要> ・生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学ー政策プラットフォーム(IPBES)の活動に係る国内連絡会等を開催する。 ・既存の観測データ、調査結果の収集・提供を行う。 ・日本人専門家をIPBESの総会、学際的専門家パネル会合、タスクフォース及び専門家グループ会合、地球規模生物多様性情報機構 (GBIF)の会議へ派遣し、評価報告書等の成果物への知見提供・情報収集等を行う。 〈達成手段の目標> ・日本人専門家間での情報共有を推進する。 ・収集した観測データ、調査結果がIPBESの情報基盤となる。 ・IPBESやGBIFの成果物に日本の知見が反映される。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・評価及び予測結果について広く広報や啓発を行うことにより、生物多様性・生態系サービスと暮らしのつながりについての理解を深め、生態系等の重要性が認識され保全や持続可能な利用に向けた取組の一層の推進を図ることで、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及密発」に寄与する。 ・IPBESやGBIFの成果物に日本の知見が反映され、地球規模及び我が国の施策検討の基礎となる科学的知見の深化等が進むことにより、、「国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る」ことに寄与する。	218
アジア太平洋地域生物多 10)様性保全推進費 (昭和57年度)	83百万円 (74百万円)	66百万円 (61百万円)	29百万円 (58百万円)	29百万円	3,5	〈達成手段の概要〉 ・東アジア地域のサンゴ礁生態系のモニタリングを推進し、保全事例に役立てる。 ・「サンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020」を適切に執行する。 〈達成手段の目標〉 ・地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク(GCRMN)東アジア地域のモニタリング体制及び情報共有メカニズムを強化する。 ・「サンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020」に掲げられた3つの優先課題について、平成32年までの間に集中的に取り組み、サンゴ礁生態系の効果的且つ効率的な保全を促進する 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 ・サンゴ礁生態系保全を促進し、「生物多様性国家戦略2016-2020」に掲げられているサンゴ礁生態系保全に関する目標を達成する。	199
森林·乾燥地·極地保全対 11) 策費 (平成23年度)	35百万円 (33百万円)	30百万円 (26百万円)	29百万円 (25百万円)	29百万円	5	〈達成手段の概要〉 ・世界の森林の保全及び持続可能な経営、砂漠化/土地劣化対処に関する住民参加の取組の促進に向けた普及啓発を実施する。 ・南極地域の環境保全に関する国際的枠組みの遵守とその発展に向けた自然資源の総合的な保全・管理を担保する。 〈達成手段の目標〉 ・世界の森林の持続可能な利用と生物多様性の保全を図るためのガイドライン・プラットフォームの更新を実施することで国内企業の海外森林保全活動が継続的に促進される。また、砂漠化/土地劣化に対処するため、乾燥地における持続可能な牧草地管理のための住民参加による計画・管理モデルの普及浸透を図ることで、締約国としての国民意識が向上する。 ・南極地域の環境実態把握モニタリングの実施により南極観測において環境配慮が促進される。南極環境保護法に基づく手続きやその変更の更なる周知徹底を行うことで法的手続きの遺漏を防止する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 ・世界の森林の保全及び持続可能な経営の推進方策の検討及び砂漠化対処手法の検討調査等を実施し、生物多様性条約、国連森林フォーラムや砂漠化対処条約等の国際的取組の進展に積極的に貢献することで、世界の森林地域及び乾燥地域における生物多様性の保全等に寄与する。 ・南極地域の保全により国際的枠組への参加を通じた地球規模の生物多様性保全に寄与する。	200
アジア保護地域イニシア 12)ティブ構築推進事業 (平成25年度)	32百万円 (18百万円)	32百万円 (28百万円)	32百万円 (13百万円)	26百万円	5	〈達成手段の概要〉 我が国を含むアジアにおける保護地域の管理水準の向上のため、第1回アジア国立公園会議(平成25年11月、仙台市)や第6回世界 国立公園会議(平成26年11月、オーストラリア)の成果を踏まえ、我が国がリーダーシップを発揮してアジアにおける保護地域に係る連 携のための枠組みを構築し、こうした枠組みに基づき国立公園等の保護地域の管理手法等に関する情報共有や能力開発等の事業を 実施する。 〈達成手段の目標〉 アジアにおける愛知目標の達成を含めた生物多様性条約に基づく取組の推進に資するため、アジアにおける国立公園等の保護地域 に係る連携のための枠組を構築し、保護地域の管理水準の向上を目指す。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 各国の愛知目標達成に向けた取組が推進されるとともに、我が国の生物多様性分野での国際的なリーダーシップの発揮とパートナーシップの強化を図ることにより、施策の達成すべき目標「国際的枠組みへの参加を通じて、自然資源の保全、地球環境の生物多様性の 保全を図る」に貢献する。	202

(地域における対策・活用推 進のための要注意鳥獣等 (クマ等)監視業務 (平成27年度)	30百万円 (20百万円)	30百万円 (23百万円)	23百万円 (21百万円)	0	3	<達成手段の概要> 生態系や農林水産業などへの被害が甚大化している要注意鳥獣(クマ等)などについて生息状況調査を行い、今後の生息分布を予測する。 なお、平成30年度より、自然環境保全基礎調査費と一体的に実施することにより、より効率的・効果的な事業の実施を目指す。 <達成手段の目標> 要注意鳥獣(クマ等)7種の生息情報を収集し、分布状況を明らかにし、公開する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。」に寄与する。	203
(生物多様性保全推進支援 事業 (平成20年度)(関連:29- 〇)	75百万円 (74百万円)	75百万円 (71百万円)	75百万円 (73百万円)	95百万円		〈達成手段の概要〉 地域における生物多様性の保全・再生(国内希少野生動植物種等対策、特定外来生物防除対策、生物多様性保護地域保全再生、広域連携生態系ネットワーク構築、地域民間連携促進活動)に資する先進的・効果的活動を支援する。 〈達成手段の目標〉 国の生物多様性の保全上重要な地域における保全活動を実施する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 本達成手段は地域における生物多様性の保全・再生(国内希少野生動植物種等対策、特定外来生物防除対策、生物多様性保護地域保全再生、広域連携生態系ネットワーク構築、地域民間連携促進活動)に資する活動を推進するものであり、施策の目標の達成に直接的に貢献する。	207
(気候変動適応計画推進の 15)ための浅海域生態系現況 把握調査	-	-	16百万円 (12百万円)	15百万円	3	〈達成手段の概要〉 浅海域生態系の現状把握調査を行い、沿岸域生態系における気候変動の影響評価等を行うことで、適応策の検討及び推進等に資する 基盤的情報を整備・提供する。 〈達成手段の目標〉 サンゴ群集の分布状況について把握する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。」に寄与する。	新29-0023
	施策の予算額・執行額	1,398百万円 (1,331百万円)	1,375百万円 (1,281百万円)	1,272百万円 (1,219百万円)	1,122百万円		系する内閣の重要政策 演説等のうち主なもの) 生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日 閣議決定)	

(環境省30-23)

施策名	5-2.自然環境	の保全・再生									担当部	\$\$局名	自然環境局 自然環境計画課 国立公園課	作成責任者名 (※記入は任意)	自然環境計画課 奥田 直久 国立公園課長 田中 良典
		及び優れた自然 失われた自然を							とに応じた保:	全を図ると	政策体 位置	系上の 付け	5.生物多様性の保全と	と自然との共生の推進	
達成すべき目標	理する。 ・国内の世界自的な保全管理・過去に損なれ保全・再生を推・生物多様性保・国立公園の保	、環境、里地里山 目然遺産登録地目 を推進するととも れた自然につい 進進する。 保全について先近 保全について先近 民難と利用の好何 公園の区域及び	こついて、世界 に、国内候補地 いて、地域の多材 生的・効果的な耳 電環を図るととも	遺産として認めするの新規登録を まな主体による! 取組を支援する。	られた価値を 目指す。 自然再生のI ことで、今後 ら社会状況、	を将来にわた 取組を支援す	って保全する ることで、自 の推進に繋!	るため順応 自然環境の ずる。	目標語考え方	殳定の 「•根拠	自然再生推 自然公園法	: 地域連携促		政策評価実施予定時期	
測定指標	基準値	基準年度	年度ごとの目標値 目標値 年度ごとの実績値						責値			測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設			度)の設定の根拠
1 自然再生協議会の数	25	基华平 <u>及</u> H27	33	目標年度 平成32年度		27年度 — 25			30年度	<u>31年度</u> -	32年度 33				
当該年度を終期とする国 2 立・国定公園の点検等見 直し計画の達成率	-	-	100%	毎年度	13地区 (100%) 11地区 (85%)	9地区 (100%) 7地区 (78%)	5地区 (100%) 4地区 (83%)	4地区 (100%) 5地区 (71%)	11地区 (100%)	100%	100%	国立・国定な 寄与するた		町の見直しを着実に実施す	ることが目標の達成に
三陸復興国立公園(平成 24年度までは陸中海岸国 立公園)の利用者数(千 人)	458	平成32年度							6,994	が増加する 指標として「	ことは、観光拠点の復 三陸復興国立公園利	かとする様々な取組によっ .旧・復興が進んでいると考 用者数」を選定した。なお、 k準(6,994千人以上)にす	えられることから、測定目標値は、平成32年度		
測定指標	目	標	· · · · · · · ·					測定指標	の選定理日	由及び目標	(水準・目標	票年度)の設定の根拠	処		
4 生物多様性の保全に係る 各種取組の状況		の保全のため 取組の推進	-	里地里山等のための必	の地域の特 要な取組を	性に応じた(性進すること	保全を図るる :により、生物	こともに、過去 勿多様性の係	まに損なわれ R全と自然と	た自然の再 の共生の推	生、生物多 進に資する	様性保全の先進的・効 ため。	果的な取組の支援を行う	など、生物多様性の保全	
5 保護区の管理状況	保護区の適均	刃な保護・管理		原生自然環境保全地域や国内の世界遺産登録地、国立・国定公園はため。							ぱにおいて、う	適切な保護領	管理を行うことにより、タ	生物多様性の保全と自然。	との共生の推進に資する

達成手段	7	5算額計(執行額	Į)	当初予算額	関連する	*キボエのの柳 西 笠	平成29年
(開始年度)	27年度	28年度	29年度	30年度	指標	達成手段の概要等 	行政事業レビュー 事業番号
原生的な自然環境の危機 (1) 対策事業 (平成22年度)	5百万円 (4百万円)	6百万円 (5百万円)	6百万円 (2百万円)	5百万円	5	〈達成手段の概要〉 自然環境保全地域等について、危機状況を把握するための調査を実施する。また、調査結果を分析・評価した上で、必要な対策を検討・ 実施する。 〈達成手段の目標〉 自然環境保全地域等の危機状況の把握及び対策等を実施する(自然環境保全地域等の適切な保全管理)。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 自然環境保全地域等の危機状況の把握及び対策等を実施することにより、当該地域の適切な保全管理を実施することができ、これにより「原生的な自然環境、里地里山などの二次的な自然、干潟などの生態系を地域の特性に応じて保全、維持管理」の一層の促進に寄与する。	206
生物多樣性保全推進支援 事業 (平成20年度)(関連:29- ②))	75百万円 (74百万円)	75百万円 (71百万円)	75百万円 (73百万円)	95百万円	1, 4, 5	〈達成手段の概要〉 地域における生物多様性の保全・再生(国内希少野生動植物種等対策、特定外来生物防除対策、生物多様性保護地域保全再生、広域 連携生態系ネットワーク構築、地域民間連携促進活動)に資する先進的・効果的活動を支援する。 〈達成手段の目標〉 国の生物多様性の保全上重要な地域における保全活動を実施する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 本達成手段は地域における生物多様性の保全・再生(国内希少野生動植物種等対策、特定外来生物防除対策、生物多様性保護地域保 全再生、広域連携生態系ネットワーク構築、地域民間連携促進活動)に資する活動を推進するものであり、施策の目標の達成に直接的に 貢献する。	207
(3) 自然再生活動推進費	6百万円 (14百万円)	9百万円 (9百万円)	9百万円 (8百万円)	10百万円	1,4	<達成手段の概要> 自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設立や自然再生を進めるための技術的課題の解決等の支援を行う。また、自然環境に関する専門的知識を有する学識経験者等による自然再生専門家会議を組織することにより、自然再生の技術課題の解決を図る。 〈達成手段の目標〉 地域の多様な主体による自然再生の取組を支援することによる、自然環境の保全・再生を推進する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 自然再生の技術課題の解決等の支援を行うことにより、自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設立及びその取組の推進を図るものであり、施策の目標の達成に直接的に貢献する。	208
国立·国定公園新規指定 (4) 等推進事業費 (平成25年度)	102百万円 (96百万円)	100百万円 (69百万円)		83百万円	2,5	〈運成手段の概要〉 国立・国定公園の新規指定又は大規模拡張の候補地とされた地域について、利用計画を検討して土地所有者や地域の関係者等との調整に必要な調査を行うとともに、その他の国立・国定公園についても、海域公園地区の指定を含め見直しに必要な自然環境や利用関係のデータ収集等の調査を行う。 海洋基本法・海洋基本計画・生物多様性国家戦略・海洋生物多様性保全戦略に基づき、海洋の生物多様性保全を推進するため、保全施策などの基礎的資料として重要な海域を抽出し、その結果を踏まえ、有識者の意見を聞き、海洋保護区の設定に向けた情報収集及び分析を行う。 〈達成手段の目標〉 国立公園の新規指定又は大規模拡張を推進する。海域公園地区の指定を含む公園区域及び公園計画の見直しを推進する。 重要海域を抽出し、社会的・経済的・文化的要因を考慮し海洋保護区の設定を目指す。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 国立公園の新規指定又は大規模拡張、海域公園地区の指定を含む公園区域及び公園計画の見直しの根拠となる自然環境や公園利用に関するデータを収集することにより、関係者の理解を得ながら調整を進めることにより、点検等の見直しが円滑に進み、「自然状況や社会状況、風景評価の多様化等の変化をふまえ、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保護管理」に寄与する。	209
特定地域自然林保全整備 (5) 事業費 (平成4年度)	6百万円 (5百万円)	6百万円 (5百万円)	6百万円 (5百万円)	6百万円	5	<達成手段の概要> 世界自然遺産地域等において、モニタリングのための機材や保全のための標識の整備・更新等を行う。 〈達成手段の目標> 遺産地域等の基幹的施設の整備・更新(遺産地域等の適切な保全管理) 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> モニタリングのための機材や保全のための標識の整備・更新等を行うことにより、世界自然遺産地域等の適切な保全管理を実施することができ、これにより地域の特性に応じた生態系の保全、維持管理の一層の促進に寄与する。	214

生物多様性保全回復施設 (6) 整備交付金事業 (平成25年度)	85百万円 (85百万円)	35百万円 (35百万円)	100百万円 (178百万円)	100百万円	4	〈達成手段の概要〉 国の自然環境を代表する自然特性を有する地域と生態学的に密接な関連を有する地域で、条例等に基づき指定された保護地域その他重要な自然環境を有する地域として選定された里地里山、湿地等において、地方公共団体が行う地域の生態系の保全・回復を図るための生物の生息空間の整備事業のうち、先進的・効果的で全国的な観点から波及効果が期待される事業に対し、その工事に要する費用の一部を補助する。 〈達成手段の目標〉 国の自然環境を代表する自然的特性を有する地域に隣接するなど生態学的に密接な関連を有する地域において、地方公共団体が実施する生物多様性の保全・回復のための事業を促進することにより、地域の生物や生態系の有機的なつながりを確保する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉地域の特性を踏まえて地方公共団体が行う生物多様性の保全・回復のための事業のを支援を通じて地域の生物や生態系の有機的なつながりを確保することにより、施策の達成すべき目標である、「生物多様性保全について先進的・効果的な取組を支援することで、今後の保全活動の推進に繋げる。」に寄与する。	220
日本の国立公園と世界遺 産を活かした地域活性化 推進費 (平成26年度)	617百万円 (530百万円)	450百万円 (419百万円)		389百万円	5	〈達成手段の概要〉 世界自然遺産の屋久島、白神山地、知床、小笠原諸島については、植生の変化、シカの食害、外来種の影響など長期的なモニタリングを実施し、その結果を科学委員会を通じて対策に反映させる順応的な保全管理を一層充実させる。また、国内候補地については、世界遺産の新規登録に向けて必要な各種資料の作成を行うとともに、保全管理上の課題についての検討を行う。 〈達成手段の目標〉 順応的な保全管理体制の構築を図る(遺産地域等の適切な保全管理)。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 最新の科学的知見に基づく保全管理体制の強化などにより、遺産地域等の保全管理の質を高めるとともに、生物多様性保全の先進地域としてのモデルを示し、これにより地域の特性に応じた生態系の保全、維持管理の一層の促進に寄与する。	221
(8) 地域循環共生圏構築事業 (平成28年度)	-	85百万円 (77百万円)	100百万円 (92百万円)	120百万円	4	〈達成手段の概要〉 我が国の生態系の種類毎にその恵みを定量評価するとともに、資金メカニズム、ナショナルトラスト、地域間連携、地域資源を活用した流通システム、人材育成の環境づくり等資金や労力を確保する方策検討を行い、国民一人ひとりが、自然の恵みを実感し、自然の恵みを支える気運を醸成するとともに、地域の自然資源のストック(自然資本)の持続的な管理手法とそれを支える仕組みを備えた「地域循環共生圏」を構築する。 〈達成手段の目標〉「地域循環共生圏」の構築を図る。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉「地域循環共生圏」の構築により、地域の自立的な自然環境の保全・再生の推進に貢献する。	204
世界遺産保全管理拠点施 (9) 設等整備 (平成24年度)	388百万円 (388百万円)	641百万円 (639百万円)	10百万円 (5百万円)	9百万円	5	〈達成手段の概要〉 世界自然遺産地域を適切に保全管理し、遺産としての価値を維持することは、世界遺産条約国の責務である。新規に世界自然遺産登録に向けた取組を進めている奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島について、保全管理や普及啓発等を担う施設整備のための検討を行う。 〈達成手段の目標〉 本施設を拠点として、世界遺産としての価値の維持を図る。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 世界遺産としての価値の維持が図られていることで、世界遺産地域の適切な保全管理に大きく貢献する。	217
(10) 国立公園内生物多様性保 全対策費(平成15年度)	107百万円 (91百万円)	107百万円 (104百万円)	95百万円 (88百万円)	92百万円	5	〈達成手段の概要〉 外来生物の侵入や里山の草刈り等の人為的な管理停止の影響により地域固有の生態系に影響が生じている地域において、生態系維持回復事業計画等に基づき、効果をモニタリングしながら順応的な生物多様性保全施策を実施する。また、島嶼といった外来種の影響を受けやすい脆弱な自然環境を有する地域において外来種の防除事業を継続する。さらに捕獲や採取等の規制対象となる動植物の見直し・選定を行い、国立公園等の保護地域に生息・生育する絶滅危惧種等の動植物の保全を強化するとともに、利用調整を実施する。 〈達成手段の目標〉 国立公園等の保護上重要な地域において、過剰利用や生態系攪乱を防止し、生物多様性を保全する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 自然環境及び個々の生物種の保護による生物多様性の保全や、人と自然との共生等に寄与する。	210

日光国立公園「那須平成 (11) の森」管理運営体制構築 事業(平成23年度)	33百万円 (34百万円)	33百万円 (33百万円)	33百万円 (32百万円)	33百万円	5	〈達成手段の概要〉 平成23年5月の一般供用後の変化を継続的にモニタリングするとともに、有識者会議を開催し、自然環境の保全や利用のあり方、モニタリングの体制構築について検討を行う。また、那須平成の森フィールドセンターや那須高原ビジターセンターを拠点として、ガイドツアーや自然体験プログラムの実施、施設内展示、解説等を行うことにより、国民に対して、所管換の趣旨に沿った利用環境を国民に提供する。〈達成手段の目標〉 国民が自然を体験し、自然を学び、自然と人間の共生の在り方を学ぶための利用環境を確保するとともに、多様な生物種が確認される豊かな自然を引き続き保全し、国民が自然に直接ふれあえる場として活用するための体制を構築する。〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉豊かな自然の中で国民が自然を体験し、自然と人間の共生のあり方を学ぶための場所にふさわしい利用環境を環境省において確保・維持していくことで、自然との共生の推進に資することに寄与する。	211
(12) 特定民有地買上事業費 (平成17年度)	102百万円 (23百万円)	300百万円 (215百万円)	307百万円 (257百万円)	600百万円	5	〈達成手段の概要〉 国立公園等のうち自然環境保全上特に重要な地域であって、民有地であるために当該土地を買い取らない限り私権との調整上厳正な保護管理を図ることができない地域を対象として、土地及びその上に所在する立木を含めて国が買上を行う。本事業により取得した土地等については、国の行政財産として厳正な保護管理を図る。 〈達成手段の目標〉 国立公園等のうち自然環境保全上重要な地域内に所在し、生物多様性保全の観点等から保護の必要性が高い民有地の買上を行い、これらの地域の保護管理の強化を図る。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 と施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国立公園等のうち自然環境保全上重要な地域内に所在し、生物多様性保全の観点等から保護の必要性が高い民有地の買上を行い、適切な保護管理を行うことにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進に寄与する。	212
(13) 国立公園管理計画等策定 調査費(平成18年度)	18百万円 (12百万円)	22百万円 (16百万円)	33百万円 (29百万円)	20百万円	5	〈達成手段の概要〉 各国立公園を管理計画区として地域区分し、多様な地域の実情に即した、地域の関係者の連携を推進するための具体的な取扱方針等を 定めた「管理運営計画」等を作成し、地域の関係者と国立公園のビジョン等について共通の認識を持ち、国立公園の管理運営を協働により進めていくことで、国立公園の適正な保護及び利用の推進を図ることを目指す。 〈達成手段の目標〉 自然公園法に基づき、各国立公園における地域の自然的・社会的条件を踏まえて、地域の合意形成を通じて「管理方針」及び「管理運営 計画」をとりまとめる。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 各国立公園において、地域の特性に応じた適切な管理方針を作成し、適切できめ細やか、かつ円滑な国立公園の管理運営が実施されることで、自然との共生の推進に資することに寄与する。	215
国立公園等民間活動特定 自然環境保全活動グリー (14) ンワーカー)事業費(平成 13年度)	278百万円 (272百万円)	281百万円 (259百万円)		260百万円	4	〈達成手段の概要〉 国立公園等(国立公園、国指定鳥獣保護区、自然環境保全地域及びこれらと密接な関係にある周辺地域)の貴重な自然環境を有する地域において、自然や社会状況を熟知した地元住民等を活用し、以下の①~④の事業を中心としたきめ細かな自然環境保全活動等を実施する。 ①野生生物の保護・保全、②環境美化、③登山道の整備、④景観の維持 〈達成手段の目標〉 国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、当該地域の自然環境や社会状況を熟知した地元住民等によって構成される民間事業者等を活用し、国民ニーズや地域ニーズを把握した上で、野生生物の保護や歩道の維持・修繕等の活動を最も効率的かつ効果的に実施し、国立公園管理やサービスのグレードアップを図る。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 生物多様性保全、国立公園等の管理やサービスのグレードアップが図られ、国民のニーズにも寄与する。	216
地方環境事務所電子政府 (15) システム維持管理更新費 (平成15年度)	39百万円 (37百万円)	24百万円 (24百万円)	21百万円 (19百万円)	21百万円	5	<達成手段の概要> 国立公園に係る各種申請等に対して効率的な処理を確保するため、「電子政府構築計画」に基づき、国立公園業務管理システムの適切な維持及び必要な更新を実施する。 〈達成手段の目標> 国立公園に係る申請届出手続のスピードアップ、行政サービス及び業務効率の向上を図る。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国立公園に係る申請届出手続のスピードアップ、行政サービス及び業務効率の向上により、円滑な国立公園管理に寄与する。	201

(16) 山岳環境保全対策事業 (平成25年度)	67百万円 (65百万円)	32百万円 (29百万円)	87百万円 (64百万円)	60百万円	4	〈達成手段の概要〉 山岳環境の保全や、中高年、女性登山者、訪日外国人旅行者の利用増加に対し、環境に配慮したし尿処理施設が整備されていない山小屋等トイレを公衆トイレとして活用できるよう整備する。 〈達成手段の目標〉 公衆トイレとしても利用できる山小屋トイレの整備を行うとともに、国立公園等の山岳地域の優れた景観の保持及び自然環境の保全と適正利用を推進する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 当該事業を通じ、国立公園等をより魅力あるものとするとともに、観光地域として再生・活性化することに寄与する。	219
放射線による自然生態系 (17) への影響調査費 (平成28年度)	-	15百万円 (13百万円)	15百万円 (13百万円)	14百万円	4	〈達成手段の概要〉 東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射線による自然生態系への影響を把握するため、野生動植物への放射線の 影響を調査するとともに、関係機関や専門家と連携しながら情報収集に努める。 〈達成手段の目標〉 放射線による自然生態系への影響を把握する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 野生動植物への放射線影響に関する調査、関係機関等との連携や情報収集を実施することにより、放射線による自然生態系への影響を把握することができ、これにより生物多様性の保全のための必要な取組の一層の推進に寄与する。	205
三陸復興国立公園再編成 等推進事業費 (平成28年度から一般会 計)	-	20百万円 (18百万円)	25百万円 (25百万円)	25百万円	3	〈達成手段の概要〉 自然公園の再編成による三陸復興国立公園の創設、長距離自然歩道(みちのく潮風トレイル)の路線設定、エコツア一等の公園利用プログラムの作成、自然環境変化状況の把握のための基礎調査等の取組を実施する。 〈達成手段の目標〉 平成26年度中に三陸復興国立公園に南三陸金華山国定公園を編入、みちの〈潮風トレイルの全線を平成30年度中に設定(開通)する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 国立公園の再編成については、自然環境を活かして復興してい〈基盤として寄与する。みちの〈潮風トレイルの設定については、公園利用者を増やし、地域観光の活性化に寄与する。	245
鳥獣保護管理強化総合対 策事業費 (平成24年度) (関連:29-②)				748百万円	5	〈達成手段の概要〉 シカ等の野生鳥獣による深刻な生態系被害を受けている国立公園等の保全地域又は今後生態系被害が顕在化する可能性がある地域において、野生鳥獣の管理計画を策定するとともに、シャープシューティング等の先進的な捕獲法を導入しつつ捕獲を継続する。 〈達成手段の目標〉 生態系の現況把握、野生鳥獣による生態系の被害状況把握、対象種の生態特性把握、保全対象の優先度整理、捕獲体制の構築等を行い、野生鳥獣の個体数密度を適正化するための基盤を構築する。また、並行して捕獲を進めることで、生態系被害を与える野生鳥獣の生息頭数を適正化し、被害を終息させる。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 我が国の生物多様性保全上重要な国立公園等において、野生鳥獣の適切な保護管理を行うことにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進に寄与する。	213
西之島総合学術調査事業 (20) 費 (平成29年度)	_	-	33百万円 (-)	5百万円	5	く達成手段の概要> ①自然環境に関する各分野の専門家による調査団を組織し、総合学術調査を実施。あわせて、学術的な検討会を実施し、調査計画の作成や、調査結果に基づく当該地域の自然生態系の状況や学術的価値などについての分析・評価を行うとともに、モニタリング計画の策定を行う。 ②保護担保措置の検討に当たっての基礎的調査として、当該地域の生態系を脅かすリスクの把握や、原生的な自然を維持できる条件を有しているかについて、実態調査や海外の事例も含めた情報収集を行う。 ③①、②をもとに、西之島の保護のあり方についての検討を行い、保護の方針を決定する(平成31年度予定)。 <達成手段の目標> 西之島の生態系の保護を図り、島嶼における進化の過程や生態系の形成過程を把握するためのモニタリングサイトとして厳正に管理する。このことにより、生態系の形成過程を一から観測できる貴重な区域としての価値を損なうことなく子孫に引き継ぐことが可能となり、生態系の仕組みの解明等に資するとともに、自然再生、自然と共存した国土の合理的利用といった観点の技術的進歩に貢献する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 原生的な自然環境の生態系を地域の特性に応じて保全、維持管理することにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進に寄与する。	新29-0024
	(19) (平成25年度) 放射線による自然生態系(17) への影響調査費 (平成28年度) 三陸復興国立公園再編成等推進事業費(平成28年度から一般会計) 鳥獣保護管理強化総合対策事業費(平成24年度)(関連:29-②)	(65百万円) 放射線による自然生態系	(16) (平成25年度) (65百万円) (29百万円) (29百万円) 放射線による自然生態系 - 15百万円 (13百万円) (18) 三陸復興国立公園再編成 等推進事業費 (平成28年度から一般会計) (19) 集事業費 (平成28年度) (19) (第連:29-②) (19) (19) (19) (19) (19) (19) (19) (19	(16) (平成25年度) (65百万円) (29百万円) (64百万円) (17) 放射線による自然生態系への影響調査費 (平成28年度) - 15百万円 (13百万円) (13百万円) (13百万円) (18百万円) (18百万円) (18百万円) (18百万円) (18百万円) (18百万円) (18百万円) (18百万円) (18百万円) (19) (東事業費 (19) (平成28年度) (19) (19) (19) (19) (19) (19) (19) (19	(65百万円) (29百万円) (64百万円) (61百万円) (61百万円) (61百万円) (17) 放射線(による自然生態系 (平成28年度) 15百万円 (13百万円) (13百万円) (13百万円) (13百万円) (180百万円) (180百万円) (180百万円) (180百万円) (180百万円) (190 京事業費 (平成28年度) (円成28年度) (円成28年度) (円成28年度) (円成28年度) (円成28年度) (円成28年度) (円成28年度) (日本による自然生態系 (13百万円) (13百万円) (13百万円) (13百万円) (13百万円) (13百万円) (13百万円) (13百万円) (14百万円) (13百万円) (14百万円) (15百万円)	(65百万円) (29百万円) (64百万円) 60百万円 4 (65百万円) (70百万円) (15百万円 (13百万円) (13百万	山田原連位を分別策事業

里地里山及び湿地におけ る絶滅危惧種分布重要地 域抽出調査費 (平成30年度)		-	-	19百万円	4	とともに、絶滅危惧種分 <達成手段の目標> 絶滅危惧種分布重要地 <施策の達成すべき目:	湿地に生息・生育する種の詳細情報を文献調査・現地調査(魚類は環境DNA分析技術を含む)によって拡充する 布重要地域を抽出する。 地域を抽出することにより、自然再生等の保全対策等に活用する。 標(測定指標)への寄与の内容> 再生等の保全対策や生息地等保護区の指定検討等の取組の基礎資料として有用であることから、施策の目標の	新30-0013			
施策の予算額・執行額	2,696百万円 (2,395百万 円)	3009百万円 (2,734百万 円)		2,714百万円	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) 生物多様性国家戦略2012-2020						

(環境省30一個)

施策名	5-3.野生生	物の保護管	理								担当	部局名	自然環境局 野生生物課	作成責任者名 (※記入は任意)	野生生物課長 堀上 勝
施策の概要	野生鳥獣の		・管理と狩猟						増殖による 対策推進等			系上の i付け	5.生物多様性の保全	と自然との共生の推進	
達成すべき目標		絶滅が生じ鳥獣の適切								設定の 5・根拠	種の保存法法、カルタイ		· 隻管理法、外来生物	政策評価実施予定時期	平成30年5月
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	26年度	27年度		度ごとの目 度ごとの実 │ 29年度		31年度	32年度	測定	指標の選定理由及び	び目標値(水準・目標年度	三の設定の根拠
(~25年度) 絶滅危惧種の現状把握と 保護増殖の進捗状況 1 (26年度~)	-	-	300種	32年度	30種	75種 	120種	165種	210種	255種	-	的な現状排	巴握を行い、その結果を	推進するためには、レッドリストの改訂等による気をもとに、種の保存法に基づく国内希少野生動で でもとに、種の保存法に基づく国内希少野生動で	
国内希少野生動植物種の 新規指定数 (平成26年度以降の累計)					41種	86種	119種	171種				物種の新規	見指定や見直し等を行	う必要があるため。	
を美大島におけるマン グースの捕獲努力量あた	_	-	奄美大島	平成34年度	_	-	_	_	_	_	_			被害を防止するため、特に奄美大島において我 たきな被害を及ぼしている特定外来生物マング-	
2 りの捕獲数(1000罠日当た りの捕獲数)			0頭		奄美大島 0.015頭	奄美大島 0.008頭	奄美大島 0.010頭	集計中				スを科学的	り知見に基づき根絶する		
ニホンジカ・イノシシの生息 頭数の推定値(全国)を平 成23年度比で半減(イノシ	推定の中央 値ニホンジカ 251万頭 イノ	•	平成23年 度比で半 減		-	_	_	-	_	-	_	ュニホンジカ	イノシシによる白然4	- 能系等への影響が深刻で	あり捕獲の一層の強
3 シは50万頭) (推定は毎年度新しいデータを追加 して実施。過去に遡って推定値が見 直されるため、過去の推定結果も変 動する)	シシ96万頭 ※29年度に 算出	能定の中央 ニホンジカ 訪1万頭、イ/ ンシ96万頭 ※29年度に 平成23年度 (ニホンジカ 平成35年度 125万頭、イ				************************************									
測定指標		標	目標	 年度					測定指標	の選定理日	由及び目標	(水準・目標	票年度)の設定の根拠	л Л	
4 侵略的外来種の状況	定着経路が 優先順位付 先度の高い	日標年度 略的外来種とその 着経路が特定され、 先順位付けられ、優 - 度の高い種が制御 れ又は根絶される。				外来種の情報収集を行い、対策の優先度の高い外来種を明らかにすることで、外来種による生態系への被害の防止を図るため。また、外来種の侵入経路の把握にめ、より効率的な対策を進めるため。									
適切な野生生物保護管理 5 の推進に向けた対策の実 施状況	, 野生生物の週切は				鳥獣の保護・管理の担い手の確保・育成、国際希少野生動植物種の保存、遺伝子組換え生物対策、野鳥の高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況の監視やモニタリング等を総合的に推進することにより、野生鳥獣の保護・管理の強化に寄与するため。										

	達成手段	予算	算額計(執行	額)	当初予算額	関連する	達成手段の概要等	平成30年 行政事業レビュー
_	(開始年度)	27年度	28年度	29年度	30年度	指標	连成于段の似安寺	事業番号
() 希少種保護推進費 (平成5年度)		656百万円 (620百万 円)	663百万円 (654百万 円)	678百万円	1	〈達成手段の概要〉レッドリストの見直し、保護増殖事業の実施等の国内希少野生動植物種の保全に関する事業、国内希少野生動植物種の指定に向けた調査等を実施する。 〈達成手段の目標〉 絶滅危惧種の保全施策を実施する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 国内希少野生動植物種の新規指定、希少野生動植物の生息状況等の現状把握、保護増殖事業の実施等により種の保存に寄与する。	228
(1	トキ生息環境保護推進協 ② 力費 (平成13年度)	16百万円 (15百万 円)	13百万円 (16百万円)	13百万円 (10百万 円)	13百万円	1	<達成手段の概要> 日中双方における、人工飼育個体群の拡大・野生復帰に向けた取組・トキ保護技術の調査研究などの日中のトキ保護協力に関する事業を実施する。 <達成手段の目標> 絶滅危惧種の保全施策を実施する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 中国におけるトキの生息状況等の現状把握等により、日本のトキ野生復帰の取組等に寄与する。	226
(野生生物保護センター等 3)整備・維持費 (平成4年度)		154百万円 (154百万 円)	329百万円 (157百万 円)	485百万円	1	<達成手段の概要> 野生生物保護センター、水鳥・湿地センター、世界遺産センター等維持管理を実施する。 また、国内希少野生動植物種の保護増殖及び渡り性水鳥の重要生息地の保全等を推進するための拠点となる施設の整備・改修を実施する。 〈達成手段の目標〉施設の整備・増改築・修繕等適切な維持・運営を図る。 野生生物保護センター、絶滅危惧種の野生順化施設、水鳥・湿地センター、鳥獣保護区管理棟及び世界遺産センター 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 絶滅危惧種の調査や野生復帰、利用者への普及啓発により種の保存等に寄与する。 絶滅危惧種を含む野生生物及びそれらの生息地の保全に寄与する。	232
(.) 野生生物専門員活用事業 (平成19年度)		40百万円 (42百万 円)	40百万円 (38百万 円)	55百万円	1	<達成手段の概要> 絶滅危惧種の生息状況調査等を実施するための野生生物専門員を雇用する。 <達成手段の目標> 絶滅危惧種の保全施策を実施する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 専門家が実施する絶滅危惧種の生息状況調査等により種の保存に寄与する。	237
((国際希少野生動植物種流 i)通管理対策費 (昭和61年度)		27百万円 (25百万 円)	36百万円 (36百万 円)	38百万円	5	〈達成手段の概要〉 ワシントン条約の科学当局としての任務(①野生動植物の国際取引に際し、その取引がその種の存続を脅かすことにならないかを判断し、管理当局に助言すること②標本の同定等条約の適正な実施に必要な科学的知見の集積提供等を行うこと)を遂行するため、条約対象種に係る最新の生物学的・生態学的データの整備や保全状況の把握等の業務を実施する。 〈達成手段の目標〉 ワシントン条約の科学当局としての任務を遂行する。 〈施策の達成すべき目標への寄与の内容〉 ワシントン条約締約国としての責任を遂行し、国際的に絶滅のおそれのある野生動植物種の保存を図ることに寄与する。	225

(;) 外来生物対策費 (平成16年度)	60百万円 (69百万 円)		270百万円 (256百万 円)		4	〈達成手段の概要〉 ①特定外来生物等の選定作業、②外来生物全般に係る侵入・生態及び流通実態等の調査(水際における定点モニタリング調査等を含む)、③「外来生物飼養等情報データベースシステム」の保守点検・運用等を実施する。 〈達成手段の目標〉 適切な規制や水際対策等を実施し、侵略的な外来生物による我が国の生態系等に係る被害を低減する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 特定外来生物等の選定は、外来生物法に基づく規制対象の追加に資する。外来生物全般に係る調査は、海外から我が国に侵略的な外来生物が導入されること等の阻止、今後の防除等の対策のための基礎的情報を提供する。「外来生物飼養等情報データベースシステム」の保守点検・運用は、外来生物法に基づき規制されている特定外来生物の飼養等の規制を担保するために必要なシステムの維持に貢献する。	229
(外来生物対策管理事業地 ()方事務費 (平成18年度)		24百万円 (21百万 円)		22百万円	4	〈達成手段の概要〉 ①外来生物法に基づく申請・届出の審査、規制内容の申請者への周知及び防除の確認・認定の諸業務を実施するために必要な派遣職員を雇用する。②水際(税関)において任意放棄された特定外来生物等の個体並びに警察及び地方公共団体から引渡された特定外来生物の個体について、引取及び処分等を行うほか、輸入業者・旅行者等への普及啓発を実施する。 〈達成手段の目標〉 外来生物法の実効性を確保する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 外来生物法関連の諸業務を実施するために必要な派遣職員の雇用により、同法に基づく特定外来生物の飼養等の規制を担保する。また、任意放棄された特定外来生物の引取等により、特定外来生物の野外における拡散や被害を防ぐことに寄与する。	235
(特定外来生物防除等推進 3)事業費 (平成18年度)			.486百万円 (486百万 円)	522百万円	2, 4	〈達成手段の概要〉 外来生物法第11条に基づいて、特定外来生物の防除を実施する。①生態系等への被害を防止するため、ラムサール条約湿地など我が 国の生物多様性保全上特に重要な地域において定着が確認された特定外来生物の防除を行うとともに、②生息・生育地が限定的であ り、侵略性の高い特定外来生物等について、緊急的に防除を行い、③さらに、全国的に分布、定着し広域で被害を発生させている特定 外来生物について、各地の地方公共団体、民間団体及び地域住民が連携して効果的に防除を行えるよう、実施体制や防除手法の検 討、地域間の連携や情報共有体制を構築するための事業を行い、特定外来生物の防除が円滑に推進されるよう支援を実施する。 〈達成手段の目標〉 特定外来生物の防除の取組を推進し、特定外来生物による生物多様性への被害を軽減する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 ①ラムサール条約湿地など我が国の生物多様性保全上特に重要な地域における特定外来生物の防除、また、②我が国で新たに定着 が確認された、もしくは生息・生育地が限定的であり、侵略性の高い特定外来生物等の防除を自ら実施し、生息数を削減することで生態 系等への被害を防止することに寄与する。 ③実施体制や防除手法の検討、地域間の連携や情報共有体制を構築するための事業を行うことにより特定外来生物の防除を自ら実施 し、生態系等への被害を防止するとともに、その成果をマニュアル化して周知することで、地域における防除の推進に寄与する。	236
(_{i)} 遺伝子組換え生物対策費 (平成16年度)		21百万円 (14百万 円)		22百万円	5	〈達成手段の概要〉 遺伝子組換え生物の使用規程の承認に当たっての法に基づく学識経験者への意見聴取会合の開催、立入検査の実施、遺伝子組換え 生物に関する情報の収集、リスク評価手法の検討、野外での遺伝子組換え生物の生育状況監視、改正カルタヘナ法の適切な施行に向 けた普及啓発、ゲノム編集の概念整理、ホームページ(J-BCH)による国民への情報提供等を実施する。 〈達成手段の目標〉 国内における遺伝子組換え生物の使用等の適切な規制を実施する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 遺伝子組換え生物の使用等の規制を行うとともに、最新の知見に基づく規制を実施するための情報収集や国民への情報提供を行い、 我が国の生物多様性の確保に寄与する。	231

(10) 指定管理鳥獸捕獲等事業 費(平成26年度)	円	1,440百万 円 (779百万 円)	1,446百万 円 (932百万 円)	830百万円	3	〈達成手段の概要〉 平成27年5月に施行された改正鳥獣法に基づき都道府県が実施する指定管理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ)の捕獲事業(指定管理鳥獣捕獲等事業)等を支援するための交付金を交付する。 〈達成手段の目標〉 ニホンジカ・イノシシの個体数を、平成23年度の推定値を基準として、平成35年度までに半減する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 都道府県による指定管理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ)の捕獲事業を支援することにより、指定管理鳥獣の管理の強化に寄与する。	238
鳥獣保護基盤整備費 (11)(平成10年度、一部平成19 年度)		41百万円 (52百万 円)	41百万円 (54百万 円)	42百万円	5	<達成手段の概要> 科学的で計画的な鳥獣保護管理の推進の基礎となる情報収集等を実施する。 〈達成手段の目標〉 情報収集等による鳥獣保護管理の基盤整備を実施する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 鳥獣保護管理の基盤を整備することにより、野生鳥獣の保護・管理の適正な推進に寄与する。	227
鳥獣保護管理強化総合対 (12) 策事業費 (平成24年度)	768百万円 (665百万 円)	768百万円 (694百万 円)	758百万円 (673百万 円)	748百万円	5	〈達成手段の概要〉 平成28年度に改訂した基本指針の見直し結果を踏まえ、鳥獣保護管理に係る担い手を確保するとともに、特定鳥獣及び指定管理鳥獣の保護管理等を実施する。 〈達成手段の目標〉 改訂した基本指針を踏まえ、科学的・計画的な鳥獣保護管理計画の推進及び鳥獣保護管理に係る担い手の確保等を推進し、野生鳥獣の保護・管理の強化を実施する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 改訂した基本指針を踏まえ、引き続き鳥獣の保護・管理の担い手の確保・育成、特定鳥獣及び広域分布型鳥獣の保護・管理等を総合的に推進することにより、野生鳥獣の保護・管理の強化に寄与する。	213
野生鳥獣感染症対策事業 (13)費 (平成17年度)	70百万円 (72百万 円)	78百万円 (80百万 円)	78百万円 (65百万 円)	82百万円	5	<達成手段の概要> 野鳥の高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況の監視、各種調査等の実施による危機管理体制の整備を実施する。 〈達成手段の目標> 通常時のサーベイランス等を適切に実施し、発生時に迅速な対応を行い、感染拡大を防止する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 野生鳥獣の感染症対策を実施することにより、国民の安全・安心な生活の確保とともに、適正な野生鳥獣の保護・管理の推進に寄与する。	230
国指定鳥獣保護区対策費 (14) (昭和46年度、一部平成21 年度)		23百万円 (26百万 円)	23百万円 (22百万 円)	24百万円	5	<達成手段の概要> 国指定鳥獣保護区における鳥獣の生息状況調査等、新規指定予定箇所の調査等を実施する。 〈達成手段の目標〉 国指定鳥獣保護区の適切な保護管理を推進する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 国指定鳥獣保護区の適切な保護管理を推進すること等により、野生鳥獣の保護管理の適正な推進に寄与する。	234
希少野生動植物種生息地 (15) 等保護区管理費 (平成18年度)		8百万円 (8百万円)	8百万円 (8百万円)	8百万円	1	<達成手段の概要> 生息地等保護区における対象とする国内希少野生動植物種の生息・生育状況調査等、新規指定予定箇所の調査等を実施する。 〈達成手段の目標> 生息地等保護区における対象とする国内希少野生動植物種及びその生息・生育環境の適切な保護管理を推進する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 生息地等保護区の適切な保護管理を推進すること等により、国内希少野生動植物種の保存に寄与する。	233

			•			1						
国際分担金等経費 (16)(昭和54年度) (関連 : 28-②、28-②)	261百万円 (258百万 円)	256百万円 (255万円)		251百万円	5	バイオセーフティに関す アジア・オートラリア・ ウェイパートナーリアプ く達成手段、調査・ 温地の保全、調査・ 満約国がカル運営・団ベー 医AAFPの加達地のは と、 施約国のな取組が促進 と、 は際的なの取組が促進 は際的なの取組が促進 を いまなのに は ののに ののに	保全連合により、湿地の保全、調査研究及び普及啓発等のための事業を実施する。るカルタへナ議定書を締約国が着実に履行するため、カルタへナ議定書事務局に拠出する。 は域の渡り性水鳥及びその生息地の保全に係る国際協力を強化するため、東アジア・オーストラリア地域フライ (EAAFP)に拠出する。 及び普及啓発等を推進し、世界の湿地の保全及び湿地に依存する人々の生活の維持・向上に寄与する。 定書を履行できるようリスク評価等の能力開発を進めるため、各種会議の開催、情報共有・発信を目的としたウェ (要を実施し、カルタヘナ議定書の戦略計画を達成する。 度り性水鳥の重要生息地間の連携強化によって、渡り性水鳥に係る保全活動や調査研究等が進展する。 (課り性水鳥の重要生息地間の連携強化によって、渡り性水鳥に係る保全活動や調査研究等が進展する。 標(測定指標)への寄与の内容> び湿地を生息地とする水鳥をはじめとする野生生物の保全に寄与する。 れ、国境を越えて移動する遺伝子組換え生物等が適切に管理されることにより、我が国の生物多様性の確保には、は、なり性水鳥及びその生息地の保全に寄与する。	191				
アジア太平洋地域生物多 (17) 様性保全推進費 (昭和57年度) (関連:28-①)	83百万円 (74百万円)	66百万円 (60百万 円)	29百万円 (58百万 円)	29百万円	5	〈達成手段の概要〉 ラムサール条約、東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ及び二国間渡り鳥保護条約・協定等の実施のための業務を行う。 〈達成手段の目標〉 アジア太平洋地域において、関係する国、機関、地域住民等との協働による取組の推進を通じて、損失や劣化が著しい湿地生態系の保全及び持続可能な利用の推進、並びに国境を越えて移動する渡り鳥の保全を効果的に推進する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 アジア太平洋地域における湿地及び渡り鳥の保全に寄与する。						
施策の予算額・執行額	円	4,192百万 円 (3,382百 万円)	: 円	4,072百万 円		する内閣の重要政策(施 演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020					

(環境省30一25)

施策名	5-4.動物の	愛護及び管	理								担当部	部局名	自然環境局総務課 動物愛護管理室	作成責任者名 (※記入は任意)	動物愛護管理室長則久 雅司
施策の概要	飼い主によ 進すること	る終生飼養により、人と	等の適正な 動物の共生	飼養、動物取 する社会の多	双扱業の適〕 ≷現を図る。	E化、都道府	ff県等に引き	取られた犬	猫の返還・譲	譲渡等を推		系上の 付け	5.生物多様性の保全の	と自然との共生の推進	
達成すべき目標	自治体にお	いる犬及び	猫の引取り	数の75%減(⁻	平成16年度」	七)、犬及び	猫の殺処分	率の減少		設定の 5・根拠		愛護管理基	-関する法律第5条に 本指針(平成18年10 40号)	政策評価実施予定時期	平成31年6月
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	26年度	27年度		度ごとの目 ² 度ごとの実 ² │ 29年度		31年度	32年度	測定	指標の選定理由及び	ド目標値(水準・目標年度	シの設定の根拠
自治体における犬及び猫 1 の引取り数の75%減(平成 16年度比)となる10万頭	418千頭	16年度	100千頭		20年度	- 136千頭	- 114千頭		- 30年度				リ組むべき動物愛護管3 35年度までに目指すこ	里施策を定めている動物愛 ととされているため。	き護管理基本指針にお
犬および猫の殺処分率の 2 減少	94%	16年度	減少傾向維持	35年度		維持 減少傾向維持									き護管理基本指針にお
1193.39		<u>!</u>	小庄1寸		67% 60% 49% 集計中 (いて、平成35年度までに図ることとされているだめ)。										
達成手段	予算額計(執行額) 当初予算額 関連する 達成手段の概要等 1											平成30年 行政事業レビュー			
(開始年度)	27年度	28年度	29年度	30年度	指標					~	=/%] /207	州又 寸			事業番号
動物適正飼養推進・基盤 強化事業 (1)(平成13年度 ※総理府か らの移管前においては昭 和52年度から)		116百万円 (179百万 円)		138百万円	1,2	普及啓発、 全達成要 動物策の 動物の 動物の 動物の 動物の 動物の 動物の 動物の 動物	设の目標> 管理施策の終 達成すべき目 獲と適正な管	ンサス、基本 総合的な推進 は標(測定指 ・理について 解決と更なる	<u>(</u> 漂)への寄与 、国民の意言	-の内容> 戦の向上を図	3るとともに、		な状況の実態等につい	て継続的に調査及び評価な	を行
動物収容·譲渡対策施設 (2) 整備費補助 (平成21年度)	87百万円 (80百万円)	(00五五	119百万円 (111百万 円)	145百万円	2	<達成手段の概要> 自治体に引き取られた犬及び猫を返還・譲渡に結びつけることが重要であることから、動物の収容及び譲渡のためのスペースの新築・改築・増築にかかる費用を補助するもの 〈達成手段の目標〉 自治体に収容された犬猫の返還・譲渡の推進 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 1頭でも多くの犬及び猫を元の飼い主へ返還及び新たな飼い主へ譲渡する場を整備することで、殺処分数の減少に寄与する。									~
施策の予算額・執行額 199百万円 212百万円 250百万円 (182百万 (263百万 円) 円) 283百万 円 (施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)															

(環境省30-26)

														(琼児自30一個)					
施策名	5-5.自然と	のふれあいの	り推進								担当	部局名	自然環境局 国立公園課 国立公園課利用推進室 自然環境整備課	作成責任者名 (※記入は任意)	国立公園利用推進室長 西村 学 自然環境整備課長 池田 幸士 国立公園課長 田中 良典				
施策の概要		*とのふれあい :のふれあい							全を図りつつ	、安全で快		系上の 付け	5.生物多様性の保全	と自然との共生の推進					
達成すべき目標	ることでエ	適な自然との。 コツーリズムで との保護と適う	を推進し、自	然とのふれる						設定の 5・根拠		法 ズム推進法 ズム推進基本	· 卜方針	政策評価実施予定時期	平成30年6月				
測定指標	基準値		目標値					度ごとの目 度ごとの実				_ 測定打	指標の選定理由及び	び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
		基準年度		目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度								
自然公園の年間利用者数の	_	-	_	_	-	-	-	-	-	-	-	▶自然とのふれ	れあいの機会を増加させ	よるため、自然公園の年間利用	者数を評価する。				
推移(千人)※暦年 ————————————————————————————————————		<u>:</u>		<u>:</u>	872336%	899,144	895,010	集計中											
エコツーリズム推進法に基2 づく全体構想の認定数(括		20年度	(47)	40年度	-	-	-	-	-	-	-	全体構想の記	認定数が増加することは	は、エコツーリズムの推進に直持	妾的に結びつ				
弧内は総数)		20年度	(47)	40平皮	2(6)	1(7)	5(12)	O(12)				うき、自然と人の共生について国民の意識の向上を図ることに繋がる。							
3 温泉の自噴湧出量(L/分)	651.265	昭和45年度	前年度の水	_	726,000	733,000	686,000	747,000	-	_	-	温泉資源が保護され、適正に利用されているかは自然の産物である「温泉の自噴							
0 温水砂石块房田里(口))	001,200		準を維持		733,740	686,427	747,747	集計年				湧出量」を把	一世によっては、過二によりにもなるとが可能となるため。						
国立公園・国民公園年間	_	_	前年度比1%	_	349,325	369,978	380,419	378,325	-	-	-	自然とのふれあいの機会を増加させるため、国立公園・国民公園の年間利用者 							
4 利用者数の推移(千人)			理		366,335	376,652	374,579					を評価する。							
国立公園における自然再 5 生事業推進のための実施		:	16	32年度	-	-	-	-	-	-	_	自然環境の何	保全や消失・変容した自	然生態系の再生を図るため、	国立公園におけ				
計画数	_		10	32平及	11	11	11	11				る自然再生	事業推進のための実施	計画数を評価する。					
。国指定鳥獣保護区におけ	_		10	32年度	-	_	_	_	_	_	-	自然環境の	保全や消失・変容した自	然生態系の再生を図るため、	国指定鳥獣保				
の る保全事業実施計画数	_	_	12	32年及	11	11	11	11				護区における	る保全事業実施計画数で	を評価する。					
7 国立公園訪日外国人利用	490万人	27年度	1000万人	32年度	-	-	-	-	-	_	1000万人			光ビジョン」に基づき実施して					
/ 者数 	.00/3/	27-12	.300/3/	32-1X	- 490万人 564万人 600万人 000万人 プロジェクト」において、2020年に1000万人の目標を掲げ							1000万人の目標を掲げてい	へるため。 						
達成手段	予算	算額計(執行	額)	当初予算額									平成30年 行政事業レビュー						
(開始年度)	27年度	28年度	29年度	30年度	指標					~	-170] 1707	,,,,, vj			事業番号				
エコツーリズム総合推進事 (1) 業費 (平成16年度)	24百万円 (21百万円)	15百万円 (8百万円)	15百万円 (6百万円)	7百万円	2	〈達成手段の概要〉 エコツーリズム推進法に定められている国の責務である全体構想の認定、周知、技術的助言、情報収集、広報活動等を所管省庁と連携して実施する。 〈達成手段の目標〉 エコツーリズム推進全体構想認定数が各都道府県に1以上となるよう、エコツーリズムの推進を図る。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 エコツーリズムの推進を図ることで、持続可能な利用が図られる「自然と共生する社会」の実現に寄与する。													

(2) 自然公園等事業費等 (平成6年度)			15,341百万円 (15,341百万 円)	7,091百万円	4,5,6	〈達成手段の概要〉 国立公園等において自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るとともに、国立公園等の保護上及び利用上重要な事業 (登山道、避難小屋、木道、植生復元施設、山岳トイレ等の整備)並びに国民公園等の施設整備を実施し、維持管理を行うもの。 〈達成手段の目標〉 国立公園等における優れた自然風景地等の保護と、利用の増進を図る。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 自然公園等事業を通じて、国立公園等における優れた自然風景地等の保護と利用を図るとともに、安全で快適な自然とのふれあいの 場の提供に寄与する。	
温泉の保護及び安全・適 (3) 正利用推進事業 (平成18年度)	19白万円	24百万円 (15百万円)	23百万円 (17百万円)	19百万円	3	<達成手段の概要> 温泉の保護や可燃性天然ガスによる災害の防止、温泉の適正利用等、温泉法の適正な執行を図るための調査を行う。 〈達成手段の目標> 温泉法に基づき都道府県等が行う許可の判断基準等に関連する事項を策定し、技術的助言を実施することにより、温泉の保護及び適正な利用を推進する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 当該事業を通じて、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止、温泉の適正利用を推進するとともに、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供に寄与する。	
自然公園等利用ふれあい (4) 推進事業 (平成19年度)	10百万円 (9百万円)	10百万円 (9百万円)	10百万円 (9百万円)	9百万円	1,4	〈達成手段の概要〉 国立公園等において、重点推進期間等における自然とのふれあい行事を実施するとともに、利用者指導等をおこなう自然公園指導員及 び自然解説等をおこなうパークボランティアの技術向上のために研修等を実施する。 〈達成手段の目標〉 自然とのふれあいの機会・情報の提供等により、自然環境保全に関する理解の深化、各種取組への意欲の増進、適正利用の促進等を 図る。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 自然とのふれあいの機会及び情報提供等は直接的に自然とのふれあいを推進することに寄与する。	
国立公園におけるユニ (5) バーサルデザインプロジ クト事業 (平成28年度)	_	40百万円 (44百万円)	0	0	1,4	〈達成手段の概要〉 ICTを活用した情報発信の充実や、ビジターセンター職員等に対する研修等の実施により国立公園のユニバーサルデザイン化を図る。 〈達成手段の目標〉 訪日外国人や高齢者及び障がい者など、誰もが快適に過ごせる国立公園となるよう、ソフト面でのユニバーサルデザイン化を図る。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 国立公園の魅力向上により、利用者数の増加をはじめ、地域の観光振興・活性化に寄与する。	
国立公園満喫プロジェク (6) 推進事業 (平成28年度補正)	-	51百万円 (50百万 円)	547百万 円 (408百万 円)	380百万円	1,4,7	〈達成手段の概要〉 政府の「明日の日本を支える観光ビジョン(平成28年3月)」に基づき、国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化するため、「国立公園満喫プロジェクト」として、まずは8箇所の国立公園で、保護すべきところは保護しつつも、利用の推進を図るための取組を 先行的、集中的に推進する。また、8公園の個々の事例やノウハウを他の公園に情報提供するなどして横展開する。 〈達成手段の目標〉 2015年に490万人であった訪日外国人国立公園利用者数を2020年に1000万人にする。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 国立公園の持続可能な利用を促進し、利用による地域への経済的効果の波及に伴い、地域に観光資源としての自然環境の価値を認識してもらうことで、自然との共生の推進に寄与する。	223
施策の予算額・執行額	8,479百万円 (8,140百万円)	8,125百万円 (7,662百万円)	15,936百万円 (15,781百万円)	7,506百万円		係する内閣の重要政策 ・演説等のうち主なもの) 施政方針演説、生物多様性国家戦略2012-2020、未来投資戦略2017、観光ビジョン実現プログラム2 ・演説等のうち主なもの)	2017

(環境省30一②))

														(來死自00 년)/	
施策名	5-6.東日本	本大震災へ √	の対応(自	然環境の復	旧・復興)						担当	部局名	国立公園課 野生生物課 自然環境整備課	作成責任者名 (※記入は任意)	国立公園課長田中 良典野生生物課長 堀上 勝自然環境整備課 池田 幸士
	地域の自然む。	《資源等を活	用した三陸	垫復興国立公 園	園の拡張、被	びした公園	事業施設の)復旧や復興	しのための整	≟備に取り組		体系上の 置付け	5.生物多様性の保全	と自然との共生の推進	
		:自然環境と地)とした様々な耳 しを後世に伝え					日信記	設定の 方・根拠	23年7月29 決定) ・「復興・創 らの復興の 決定) ・三陸興(ン復興のビ	9日 東日本プロリック 東日本プロリック 東日本プロリック 東日本プロリック 東日本プロリック アイス 東京 できます アイス 東京 できます できます まます アイス	復興の基本方針(平成大震災復興対策本部 5ける東日本大震災か平成28年3月11日閣議 創設を核としたグリー 224年5月7日 環境省) 2012-2020(平成24年		平成30年6月
測定指標	基準値		目標値			年度ごとの目標値年度ごとの実績値						測定	指標の選定理由及び	バ目標値(水準・目標年度	の設定の根拠
三陸復興国立公園(平成		基準年度		目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			めとする様々な取組によって	
三陸復與国立公園(平成 24年度までは陸中海岸国 立公園)の利用者数(千 人)	458	23年度	6,994	32年度	2,250	2520	3380	2850	集計中		,	測定指標と	こして「三陸復興国立公)復旧・復興が進んでいると ・園利用者数」を選定した。な 以前の水準(6,994千人以上	なお、目標値は、平成
三陸復興国立公園内の利	1				-	-		_	-	'				地の再生に資する復興を図	
2 用拠点(集団施設地区)の 年間利用者数(千人)		17~21年	2,975	32年度	1711	1850	1776	1383	集計中			立公園内σ		地区)での震災前5年間の平	
	ı /:		/	4 /	ı	<u>, </u>	· '	'	'	'	_			るため、総延長約700kmの!	
3 みちのく潮風トレイル踏破 3 認定証の発行数(人)					(以下、トレースのく潮風トレイル」(以下、トレースのく潮風トレイル」(以下、トレースを上は、地域内外の交流、測定指標として、「踏破認定制制を指標として、「踏破認定制を上して、「踏破認定制を上げるが大きく変」がけて3か年程度の発行数の※当初、環境省主体事業とし地元協議会が主体となり、協							、地域内外の交流を生 として、「踏破認定制度」 に方法が大きく変更と 年程度の発行数の推 環境省主体事業として無	み、地域の活性化にも資す」による認定証の発行数を打なったため(※)、目標値は 移を確認したうえで適切な目 無料で認定証を発行していた。	ると考えられるため、 指標とした。なお、H28 、H28~H30年度に 目標値を設定する。 こが、H28年度からは	
測定指標]標		標年度	1										
CPUE(一つのわなで捕獲 4 できる捕獲数(イノブタを除 く))の減少	効率的に排 が軽減する	Fの安全かつ 捕獲し被害 る生息密度 叩える		_									ことは、帰還後の住民 なで捕獲できる捕獲数)	の生活環境を整備すること を測定指標とする。	に直結し、東日本大震

達成手段	予算	算額計(執行	額)	当初予算額	関連する	達成手段の概要等	平成30年
(開始年度) 	27年度	28年度	29年度	30年度	指標	達成手投の概要等 	行政事業レビュー 事業番号
三陸復興国立公園再編成 等推進事業 (平成23年度から復興特 会→平成28年度)(再掲)	522百万円 (462百万 円)	-	-	_	1,3	〈達成手段の概要〉 自然公園の再編成による三陸復興国立公園の創設、長距離自然歩道(みちの〈潮風トレイル)の路線設定、エコツア一等の公園利用プログラムの作成、自然環境変化状況の把握のための基礎調査等の具体的な取組を実施する。 〈達成手段の目標〉 平成26年度中に三陸復興国立公園に南三陸金華山国定公園を編入、平成30年度中にみちの〈潮風トレイルの全路線を設定(開通)する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 国立公園の再編成については、自然環境を活かして復興していく基盤として寄与する。みちの〈潮風トレイルの設定については、公園利用者を増やし、地域観光の活性化に寄与する。	_
放射線による自然生態系 への影響調査費 (2)(平成25年度から復興特 会) (再掲)	83百万円 (70百万円)	-	-	_	_	〈達成手段の概要〉 東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射線による自然生態系への影響を把握するため、野生動植物への放射線の影響を調査するとともに、関係機関や専門家と連携しながら情報収集に努める。 〈達成手段の目標〉 放射線による自然生態系への影響把握 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 野生動植物への放射線影響に関する調査、関係機関等との連携や情報収集を実施することにより、放射線による自然生態系への影響を把握することができ、これにより復興に寄与する。	_
三陸復興国立公園等復興 (3) 事業 (平成24年度)	1,363百万 円 (924百万 円)	1,652百万 円 (1,393百 万円)	1,382百万 円 (1,211百 万円)	544百万円	2	〈達成手段の概要〉 安全・安心の観点から津波対策等の防災機能を強化しつつ、国立公園の集団施設地区、歩道等及び東北太平洋岸自然歩道の利用拠点等において、被災した既存利用施設の復旧整備や、観光地の再生に資する復興のための整備を行う。 〈達成手段の目標〉 三陸復興国立公園(平成25年度指定)における利用の回復・増進を図る。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 当該事業を通じて、国立公園事業施設の復旧・復興を図ることで、国立公園の利用の回復・増進に寄与する。	
旧警戒区域内等における (4) 鳥獣捕獲等緊急対策事業 (平成25年度)		192百万円 (78百万 円)		415百万円	5	<達成手段の概要> 旧警戒区域内等において、イノシシ等野生鳥獣の捕獲等を実施する。 〈達成手段の目標> 旧警戒区域内等のイノシシ等野生鳥獣の生息状況を把握し、効率的かつ安全な方法で捕獲等を実施することにより、個体数の削減と被害の軽減を図る。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> イノシン等野生鳥獣による農業被害や生活環境被害等の軽減を図ることによって、住民の帰還に向けた環境整備の円滑な実施に寄与する。	
施策の予算額・執行額	2,058百万 円 (1,522百万 円)	1,844百万 円 (1,471百万 円)	1,574百万 円 (1,349百万 円)	959百万円		条する内閣の重要政策 演説等のうち主なもの)	

(環境省30一28)

															<u> </u>			
施策名	5-7.国際観	光資源の整	備								担当普	部局名	自然環境局 国立公園課 国立公園利用推進 室 自然環境整備課	作成責任者名 (※記入は任意)	国立公園課長 田中 良典 国立公園利用推進室 長 西村 学 自然環境整備課長 也田 幸士			
施策の概要	美しい国立	公園等の自	然を持続的	に活用し観光	光資源の整 備	帯等により、「	内外の旅行	者の地域での	の体験滞在の	の満足度の「		系上の 付け	 5. 生物多様性の保全	と自然との共生の推進				
				日本を支える F達成し、「観				公園訪日		殳定の ĵ・根拠	国際観光力	旅客税(仮科 :ついて(観:	・ 現光ビジョン か)の使途に関する基 光立国推進閣僚会議	政策評価実施予定時期	平成〇年〇月			
測定指標	基準値		目標値					きごとの目れ きごとの実終				測定	指標の選定理由及び	· 「目標値(水準・目標年度	の設定の根拠			
		基準年度		目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度							
国立公園訪日外国人利用 1 者数	490万人	27年度	1000万人	32年度	- -	1000万人 - 政府の「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき実施している「国 プロジェクト」において、2020年に1000万人の目標を掲げているため。												
					_													
2 利用施設の多言語化	_	_	40施設	32年度	_	-	_	_				リ、QRコー 解説を面的	ド等のICTを駆使し、現 かに充実させる目標を定	!地の自然・文化・歴史がつク Eめたもの。	はがる奥深い多言語			
達成手段	予算	算額計(執行	·額)	当初予算額	関連する					곀	権成手段の権	野要等			平成27年 行政事業レビュー			
(開始年度)	27年度	28年度	29年度	30年度	指標					~	=1%] 7% 07 1	水 女 寸			事業番号			
国立公園多言語解説等整 (1) 備事業 (平成30年度)	()			250百万円		<達成手段 国立公園内 的な多言語	における、記				う上させるた	め、利用者	ニーズを踏まえ、ICT等	€の先進的技術を活用し、魅	カ			
			1 1 1 1 1															
			1 1 1 1 1															
施策の予算額・執行額	()	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·																

(環境省30一29)

														(垛况自30一位)/			
施策名	目標6-1	環境リスク	の評価								担当	環境安全 環境リスク		作成責任者名 (※記入は任意)	環境安全課長 瀧口 博明 環境リスク評価室長 笠松 淳也		
施策の概要	化学物質に	こよる人の健	康や生態系	に対する環境	竟リスクを体	系的に評価	i				政策体 位置	系上の 付け 6. 化学物	質対策の持	推進			
達成すべき目標	・化学物質 止を図る。・子どもの何る。・化学物質	の環境リスク 建康と環境に の内分泌系	7初期評価記 関する全国 かく乱作用に	況を調査し、 関査を実施し 調査を実施 こついて調査 し、リスク評価	、環境を経由し、次世代育 研究を実施	自した化学物 所成に係る健 し、各化学物	質による影響やかな環境	響の未然防の実現を図		設定の ӯ・根拠	価専門委員 ・子どもの係計画 ・化学物質: 検討会報告	健康と環境に関する全国 環境実態調査のあり方	国調査基本に関する	政策評価実施予定時期	平成31年6月		
								度ごとの目れ									
測定指標	基準値		目標値					度ごとの実績				測定指標の選択	定理由及び	び目標値(水準・目標年度	夏)の設定の根拠		
		基準年度		目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度						
		:			80	80	80	80	80	_	_			から一般環境中における残			
1 化学物質環境実態調査を 1 行った物質・媒体数	-	-	80	平成30年度	88	77	94	89	-	-	-	年度選定することが、 ている。また、目標値1	望のあった化学物質のうち、優先度の高いものを調査対象物質として発することが、「化学物質環境実態調査のあり方について」により定められた、目標値は、過去の実績値を勘案して設定しており、今年度も同程度 着実に調査を実施することとしている。 定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠				
								度ごとの目	~~~								
測定指標	基準		目標		00 to the	1 0= /= /=		きごとの実績	<u> </u>	1 a. 6- 6-		測定指標の選	定理由及	び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
		基準年度		目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度						
2 環境リスク初期評価実施	_	<u> </u>	14	<u>.</u>	14	14	14	12	14			過去の実績及び情報	カ収集・検討	討状況を踏まえ設定した。			
物質数		:		į	18	22	15	12	-	_	-		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				
		<u> </u>				<u> </u>	年月	更ごとの目れ	標値	<u> </u>							
測定指標	基準値		目標値				年月	度ごとの実績	績値			測定指標の選択	定理由及び	び目標値(水準・目標年度	夏)の設定の根拠		
		基準年度		目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度						
内分泌かく乱作用に関し 3 て、文献等を踏まえ評価対	132	_	200	32年度	80	100	120	140	160	180	200			海外での知見を踏まえて、 されており、EXTEND2016に			
る 象として選定した物質数 (累積)	102		200	02 1/2	114	132	155	175	_	_	-	質を選定する。		C40 C80 X EXTENDED OF	-000 (000)		
測定指標	基準値		目標値					度ごとの目れ 度ごとの実績				測定指標の選択	宇理由及7	ぶ目標値(水準・目標年度)	(の) かいまま (の) おおお (の) おおい (の) おおい (の) おおい (の) おおい (の) おおい (の) おおい (の) はい		
WINCIH IN		基準年度		目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	MINCILIM 37 (25)			C/ IX/C IX/C		
4 子どもの健康と環境に関 4 する全国調査の進捗状況	_	-	全国10万人 のデータ解析 を行い、健康 と環境の関		_	_	参加者の フォロー アップ及び 化学分析 の進捗	参加者の フォロー アップ及び 化学分析 の進捗	だくための取	査を継続いた	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗	るため、「調査の推進 データの解析を行うこ	成に係る健やかな環境の実現を図るためには調査の推進が不可欠でる 調査の推進」を測定指標としている。また、調査の推進には「参加者の 解析を行うことで、健康と環境の関連性を明らかにすること」が必要であ 標と設定している。さらに、目標を達成するためには、解析に係るデータ 化学物質の分析が必須であるため、施策の進捗状況として参加者に調				
7 0工日間日本77年1970人が			連性を明らかにする。	: : : : : : : :	参加者登録 及び追跡調 査の実施	参加者登録 の終了及び 追跡調査の 実施	追跡調査の 実施及び詳 細調査、化学 分析の開始	追跡調査、詳 細調査及び 化学分析の 実施	_	_	_	の蓄積と化学物質の名	↑析が必須		状況として参加者に調査		

	達成手段	予算	算額計(執行	額)	当初予算額	関連する	************************************	平成30年
_	(開始年度) 	27年度	28年度	29年度	30年度	指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号
(1	化学物質環境実態調査費 (昭和49年度)	319 (282)	319 (286)	319 (292)	326	1	<達成手段の概要> ・一般環境中の化学物質による残留状況を把握し、各種化学物質関連施策に活用するため、関係課室からの要望物質について全国規模の調査を実施する。 <達成手段の目標(30年度)> ・80調査物質・媒体数の分析を実施し公表する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会の議論も踏まえ、着実に一般環境中の化学物質の残留状況調査を実施する。	298
(2	化学物質環境リスク初期 評価推進費(平成9年度)	81 (80)	81 (78)	81 (78)	81	2	<達成手段の概要> 環境リスク初期評価を実施する。 〈達成手段の目標(30年度)> 環境リスク初期評価を実施し、14物質程度を目標に結果を取りまとめ、公表する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会の議論も踏まえ、着実に環境リスク初期評価を実施することにより化学物質対策の推進に資する。	249
(3	環境汚染等健康影響基礎調査費(うち化学物質の内分泌かく乱作用に関すること)	216 (191)	200 (165)	171 (169)	170	3	〈達成手段の概要〉・化学物質の複合影響についての知見の収集・分析を行うとともに、化学物質が及ぼす健康影響についての評価方法及びメカニズム解明方法等についての検討を行う。 ・化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進するため、必要な調査研究や試験法の開発、試験等を実施する。 〈達成手段の目標(30年度)〉・化学物質の複合影響及について評価検討を行う・必要な調査研究や試験法の開発等の進展。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉・化学物質が及ぼす健康影響についての評価、メカニズム解明・各化学物質の内分泌かく乱作用を評価するための手法等を確立する。	297
(4	子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査) (平成22年度)	5,818 (5,521)	5,763 (5,546)	5,360 (5,300)	5,054	4	<達成手段の概要> 10万組の親子を対象とし、13年間にわたって質問票による追跡調査、化学分析等を着実に実施すると共に、その結果を用いたデータ解析を計画的に推進する。 〈達成手段の目標(44年度)〉 子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)の実施により、全国10万人データの解析を行い、健康と環境の関連性を明らかにする。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)の実施により、小児の発育に影響を与える環境要因を解明し、次世代育成に係る健やかな環境の実現に寄与する。	296,315
	恵策の予算額・執行額	6,434 (6,074)	6,363 (6,075)	5,931 (5,839)	5,631		系する内閣の重要政策 演説等のうち主なもの)	

(環境省30一30)

												(現現自30—30)
施策名	目標6-2	環境リスク	の管理								担当	環境保健部 環境安全課長 環境安全課 環境リスク評価室 化学物質審査室 (※記入は任意) 環境リスク評価室長 (※記入は任意) 笠松 淳也 化学物質審査室長 新田 晃
施束の概 要	握管理促進 を活用した	≛法(以下「化 リスクコミュニ	と管法」という ニケーション	去」という。)に う。)に基づく の推進を図り 係る国民の野	PRTRデータ リ、もって環境	タを円滑に集 竟リスクを低	€計·公表、清	5用すること	こより、PRTI	Rデータ等	政策体	系上の 計付け 6. 化学物質対策の推進
達成すべき目標	のPRTR制	度に基づき	、事業者に。	『価を実施し、 よる自主的な リスクに関する	化学物質管	理を促進す				没定の ӯ∙根拠		審法の一部を改正する法律案に 5決議、化管法、化管法に基づくP 政策評価実施予定時期 平成31年6月
								度ごとの目れ				
測定指標	基準値		目標値	F=0=000e0				きごとの実行		I		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
化審法に基づくスクリーニ ング評価において生態毒 性に関する有害性クラスを	37物質	23年度	517物質	32年度	40	40	40	40	75	75	75	化審法においては、スクリーニング評価を行い、優先評価化学物質を指定をした上で、段階的にリスク評価を行う体系となっている。スクリーニング評価の対象となるー般化学物質のうち、全国合計排出量10t超の物質について、生態毒性に関する
付与した物質数		:		:	131	73	25	134				有害性評価を着実に実施していく。
						<u> </u>	年月	更ごとの目れ	票値			
測定指標	基準値		目標値				年	度ごとの実績	責値			測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
有害性評価困難な化学物質の試験法の開発を実施2及び国際機関に対する試験法標準化のためのデー	試験法の 調査・検討		標準化の ための データ提供	32年度	-	試験法案 の作成	武験法条 の検討	課題への 対応の検 討、試験法 案の改善	課題への対応、試験法案の検証	試験法案 の取りまと め	····· <i>,</i>	化審法のリスク評価を加速化するため、既存の試験法では対応できない有害性評価が困難な物質(難水溶性等)について、新たな試験法の開発が必要であるため。 ※なお、経済協力開発機構(OEOD)の国際会議等での議論や他国の動向も踏まえつつ、必要に応じ測定指標を見直す。
タ提供		:		:	調査・検討	試験法案 の作成	試験法の 比較検討	試験法の 比較検討				た プラ、 必安に 心しが た i i i i i i i i i i i i i i i i i i
							施策0	D進捗状況	(目標)			
測定指標	基準		目標	5454255C		I		D進捗状況				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
PRTR対象物質の環境へ					-	-	-	-	-	-	-	化管法に基づくPRTR制度において、事業者による化学物質の自主的な管理の改
3 の総届出排出量・移動量 (トン)の把握	_	-	2%	=	401,855	385,340	377,048	383,713	375,384	375,924		*善の促進の結果として、把握した対象化学物質(第一種指定化学物質)の総届出排出量・移動量を指標として設定した。
and the United	44.44						施策0	D進捗状況	(目標)			
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	24年度	25年度	施策 <i>0</i> 26年度	D進捗状況 27年度	(実績) 28年度	29年度	30年度	】 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
4 化学物質アドバイザーの	_	-	過去3年間 の実績の中 で最も多い		-	-	28	27	24	27		PRTRデータ等を活用したより一層のリスクコミュニケーションの推進を図る観点から、化学物質アドバイザーの派遣数を測定指標として設定した。派遣数の増加を目
* 派遣数 			派遣実績以上とする		_	28	27	24	23	17		指すために、派遣実績を過去3年間の実績の中で最も多い派遣実績以上とすることを目標として設定した。

							年月	度ごとの目	票値					
測定指標	基準値		目標値				年月	度ごとの実績	責値			測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の	設定の根拠	
		基準年度		目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度			
					_	-	-	週午及ナー タの解析の 実施・次期 調査計画の	「人へのばく 露量調査」 の実施	「人へのばく 露量調査」 の実施		・化学物質の日本人の体内中の蓄積状況を継続的に把握し、環		
「化学物質の人へのばく露 5 量調査」の進捗状況	-	-	-	-	実施·公表 (81人、68物	露量調査」の 実施・公表	露量調査」の 実施・公表80 人、69物質を					化学物質管理のための基礎情報を得ることが目標であることから 測定指標として選定。	、調査の進捗を	
達成手段	予:	算額計(執行	額)	当初予算額	関連する					ä	産成手段の	概要等	平成30年 行政事業レビュー	
(開始年度) 	27年度	28年度	29年度	30年度	指標					~	£/20] +2.00	1970 A. 13	事業番号	
化学物質の審査及び製造	283	262	298			<達成手段の概要> 事業者から提出された製造・輸入数量や毒性試験データ等の資料に加え、届出物質・類似物質等に係る国内外の知見や生態影響に係る専門家の意見を踏まえて分析し、必要な資料を取りまとめて化審法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価を厚生労働省(人への毒性)及び経済産業省(製造・輸入数量)と共同で実施する。 (達成手段の目標(30年度)>								
(1)等の規制に関する法律施 行経費(平成16年度)	(272)	(252)	(255)	290	1	全ての一般	化学物質等 成すべき目	を対象に、化 標(測定指標	票)への寄与	の内容>		なびリスク評価を実施する。 ラスが付与される。	251	
(2) 化学物質緊急安全点検調 查費	218 (201)	223 (222)	223 (250)	254	2	(達成主) と	後の概要> 注法では有害を加速化する との目標(30 近が困難な物 ではすべき目	『性評価が压る。 年度)> 加質の生態毒 標(測定指格 に試験法や語	難な物質(性試験法や 票)への寄与	維水溶性等。 評価手法等 の内容>)について試	験法の検討・開発等により、化審法に基づくスクリーニング評価・	252	
PRTR制度運用・データ活 (3) 用事業 (平成11年度)	122 (124)	130 (127)	150 (124)	188	3,4	か、PRTRテ <施策の達	条に基づき データを環境 成すべき目	リスクの管理 標(測定指標	型やリスクコ: 票)への寄与	ミュニケーシ の内容>	ョンなどに幅	計・公表を行い、環境リスクの理解に有用な情報を提供するほ 版大活用する。 本事業において化学物質アドバイザー制度を適切に実施する。	250	
(4) 化学物質の人へのばく露 総合調査事業費	105 (96)	94 (92)	94 (88)	94	5	<達成手段 平成29年度 <施策の達	学物質モニ めの目標(30) をに見直した がなすべき目	年度)> 調査計画を記 標(測定指標	基に、化学物票)への寄与	物質の人への の内容>		ら。 タリング調査を着実に実施する。 評価及び化学物質管理のための基礎情報を得る。	299	
施策の予算額・執行額	728 (693)	709 (693)	765 (717)	826		係する内閣の 演説等のうち	D重要政策		_ ,121					

(環境省30一③))

													(現現有30一回)	
施策名	目標6-3	国際協調に	よる取組								担当領	環境保健部環境安全課、環境保健部環境保健企画管理課 水銀対策推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	環境安全課長 瀧口 博明 水銀対策推進室長 西前 晶子
施策の概要	について、「	り(残留性有機 関連する施策 こよる地球規模	を推進する	らとともに、ロ	ECD, UNE							系上の 付け 6. 化学物質対策の推	進	
達成すべき目標	図り、化学物	関連条約に関 物質による環 物質対策に係	環境リスクを	低減させる。	また、東アジ	ア地域等を	対象としたオ	 関との連携を K銀対策な	口 1示百	设定の ĵ・根拠	ストックホル	1(残留性有機汚染物質に関する レム条約)、水銀に関する水俣条約 加質関係の各条約	政策評価実施予定時期	平成31年6月
							年月	度ごとの目標	票値					
測定指標	基準値		目標値					度ごとの実績				測定指標の選定理由及び	目標値(水準・目標年度	()の設定の根拠
		基準年度		目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度			
POPs条約に基づく化学物質モニタリングの進捗度1(一般環境中の測定を行っ	_	_	16物質	30年度	12	12	12	16	16	-	_	・POPs条約対象物質及び候補物		
ているPOPs条約対象及び 候補物質群数)			1019354	00+1 <u>X</u>	15	16	16	14				ついて」(平成22年3月)の調査対象	象物質選定要件に基づき記	段定した。
							年月	度ごとの目標	票値					
測定指標	基準値		目標値				年原	度ごとの実績				測定指標の選定理由及び	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度			
途上国等の水銀対策に係					_	0	2	4	6	8	10	・水銀による環境リスクの低減のた を踏まえ、途上国側のニーズを踏 クトへの貢献で評価するもの。		
2 るプロジェクトを形成・支援した数(累積)	0	27年度	10件	32年度		0	2	4				・平成26~28年度までに10ヶ国にいてプロジェクトを形成・支援すること仮定し、目標年度を設定した。	ことを想定。1つのプロジェ	
							年原	度ごとの目標	票値					
測定指標	基準値		目標値				年原	度ごとの実績				測定指標の選定理由及び	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度			
GHSに基づく環境有害危					_	_	_	_	_	_	177	・化審法、化管法等においてリスク Harmonized System of Classificat	ion and Labelling of Chemi	cals; 化学品の分類お
3 険性分類を実施した分類 物質数(再分類を含む)	177物質	28年度	177物質	32年度	160	180	177	150				よび表示に関する世界調和システ施していくため、毎年度の分類物が 害性情報の更新を踏まえた昨今の 「再分類を含めた分類物質数」を業	·ム)に基づく環境危険有害 質数によってその進捗状況 D再分類の実施状況に鑑る	学性の分類を着実に実 記を把握する。特に、有 み、平成28年度から

達成手段	予算	算額計(執行	·額)	当初予算額	関連する	*************************************	平成30年
(開始年度)	27年度	28年度	29年度	30年度	指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号
POPs(残留性有機汚染物 (1) 質)条約対応関係事業 (平成13年度)	165 (158)	185 (173)	196 (184)	208	1	〈達成手段の概要〉 POPs条約における新たな条約対象物質の追加等、条約の動向に対して我が国として適切に対応していくため、国内実施計画に基づき、環境中のPOPs残留状況を正確に把握していく。 〈達成手段の目標(30年度)〉 全国で採取した試料(水質・底質・大気・生物)中のPOPs条約対象物質及び候補物質16物質群を分析 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 得られたモニタリングデータは、POPs条約有効性評価のためのアジア太平洋地域モニタリング報告書として取りまとめ、POPs条約締約 国会議に提出後、条約の有効性評価資料として使用される。	0254
(2) 国際分担金等経費	26 (26)	62 (26)	86 (53)	212	1,2,3	〈達成手段の概要〉 POPs条約締約国が義務的に負担するPOPs条約拠出金を拠出する。また、化学物質の評価手法等の国際標準等を開発しているOECD環境保健安全プログラムに対し分担金の拠出を行う。さらに、水銀による環境リスクの低減を図るため、水俣条約事務局に対し、分担金及び専門家派遣費用の拠出を行う。 〈達成手段の目標(30年度)〉適切な資金拠出の実施 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 POPs、水銀による環境リスクの削減	0253
(3) 化学物質国際対応政策強 化事業費	22 (25)	19 (24)	24 (26)	27	3	<達成手段の概要> H24年度に策定されたSAICM国内実施計画の着実な遂行及び進捗状況把握を実施するとともに、国際機関等における議論へ発信し国際的なSAICMの取組の推進に資する。また、化学物質と環境に関する政策対話を実施し、多様な主体による化学物質の環境安全に係る政策決定プロセスへの参加と円滑な議論の推進を図る。また、GHS(化学品の分類及び表示に関する世界調和システム)未分類の化学物質について分類を実施するとともに、分類済みの化学物質について、新たな知見や国際動向を踏まえつつ、分類結果の見直しを行い、結果を公表する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 我が国の化学物質対策に係る国際協調の指標となるGHS分類については、本事業において着実に分類及び再分類を進める。	0255
(4) 水銀に関する水俣条約実 施推進事業	237 (216)	260 (243)	297 (295)	293	2	〈達成手段の概要〉 我が国の水銀対策技術シーズと途上国側のニーズのマッチング等を通じ、我が国の水銀対策技術の国際展開に係る調査・検討を行うとともに、途上国の水銀に関する水俣条約締結に向けた支援を行う。 〈達成手段の目標(30年度)〉 途上国等の水銀対策に係るプロジェクトを形成・支援した数(累積) 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 我が国の技術・知見の更なる普及を目指し、過去の調査における知見も活用しつつ、対象国の調査を実施する。 また、過去実施したニーズ調査に基づき、外部資金を利用した案件化を図る。	0256
施策の予算額・執行額	450 (425)	526 (466)	603 (558)	740		係する内閣の重要政策 演説等のうち主なもの)	

(環境省30一②)

施策名	目標6-4	国内におけ	る毒ガス弾	等対策							担当	環境保健部環境安 全課環境リスク評価 室 作成責任者名 (※記入は任意	環境リスク評価室長 笠松 淳也			
				国内における り、もって調査					こ、有機ヒ素	化合物症		系上の 付け 6. 化学物質対策の推進				
達成すべき目標		素化合物症(国内における 美及び病態の					目標記 考え方	•根拠	染等への緊 月6日閣議 「国内におり	栖町における有機ヒ素化合物汚 &急対応策について」(平成15年6 了解) ける毒ガス弾等に関する今後の対 いて」(平成15年12月16日閣議決	用 平成31年6月			
測定指標	基準値		目標値					度ごとの目 度ごとの実績				- 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年	度)の設定の根拠			
		基準年度		目標年度												
旧軍毒ガス弾等対策の実 1 施(A事案区域等における	_	-	_	_	ー ー ー ー ー ー 旧軍毒ガス弾等対策の実施状況を示す指標として設定。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・											
環境調査等件数)		:														
2 健康被害者対策の実施	_		_	_	3 5 6 10 健康被害者対策の規模を示す指標として設定。											
2 (医療手帳交付件数)		:			149	149	147	147	_	_	_	医療手帳は新規交付や返還を行うものではないため、目標	標値の設定は困難。			
達成手段	予算	算額計(執行	額)	当初予算額	関連する					注	を成手段の	· 斯·莱·生	平成29年 行政事業レビュー			
(開始年度) 	27年度	28年度	29年度	30年度	指標						EIXTIXON	M 攵 寸	事業番号			
茨城県神栖市における有 (1) 機ヒ素化合物汚染等への 緊急対応策(平成15年度)	551 (321)	531 (400)	481 (390)	467	1,2	指標										
施策の予算額・執行額	551 (321)	531 (400)	481 (390)	467		系する内閣の 演説等のうち										

(環境省30一33)

施策名	目標7-1	たきに係る健康被害について、公害健康被害の補償等に関する法律(以下、「公健法」という。)に基づき認定患者へいて、公害健康被害の補償等に関する法律(以下、「公健法」という。)に基づき認定患者へいて、公害健康被害の補償等に関する法律(以下、「公健法」という。)に基づき認定患者へいて、治療を確保するとともに、公健法による健康被害予防事業を推進し、さらに地域人口集団に係る。													保健業務室長 倉持 憲路
他束の做安	の公正な補	慣給付等の	実施を確保	するとともに	、公健法に。	よる健康被害	予防事業を	推進し、さら	に地域人口	集団に係			7. 環境保健対策の推	生進	
達成すべき目標							事業を行い、	さらに環境			公害健康被	抜害の補償等	Fに関する法律	政策評価実施予定時期	平成31年6月
測定指標	目	標	目標	年度					測定指標	の選定理由	3及び目標((水準・目標	(年度)の設定の根拠	<u>ı</u>	
1 公健法に基づく補償等の 1 進捗		-	-					τ気汚染等 <i>σ</i>)影響により	健康被害に	係る損害をは	真補するため	の補償等を行うことに	こより、健康被害に係る被害	言者の迅速かつ公正な
測定指標	基準値		目標値				年	きごとの目材 きごとの実糸	責値			測定	指標の選定理由及び	「目標値(水準・目標年度	()の設定の根拠
		基準年度		目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度				
公害健康被害予防事業の 参加者に対して実施する 。アンケートにおける事業満					80%	80%	80%	80%	80%	80%	80%	実施する公	害健康被害予防事業	康被害の補償等に関する については、同機構の第3 実施されているところ。当記	E期中期目標及び第三
2 足度(5段階評価のうち上位2段階までの評価を得た回答者の割合)	Ι	-	80%	_	89.3%	88.9%	88.0%	91.2%	90.9%	-		業参加者等 るようにする	へのアンケート調査の)回答者のうち80%以上の されており、これを達成す	ものから満足が得られ
							年月	度ごとの目標	票値						
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	05年度	06年度	年月	きごとの実績	漬値 20年度	20年度	21年由	測定法	指標の選定理由及び	「目標値(水準・目標年度	()の設定の根拠
		本华 平 及		日信平戊	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度				
各地方公共団体が行うリ ハビリテーションに関する 事業、転地療養に関する					80%	80%	80%	80%	80%	80%	80%		3害の補償等に関する	法律第46条に基づき実施	する。当該事業に参加し
3 事業その他の事業(公害保健福祉事業)に参加した延べ人数の被認定者数に対する割合	_	-	80%	-	87.4%	86.8%	82.9%	81.2%	82.7%	-		した者の延	べ人数の割合が被認	定者数の80%を超えるよう、 、健康の回復・保持・増進し	な事業を実施すること

測定指標	基準値		目標値					度ごとの目標 度ごとの実約				測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の	設定の根拠
		基準年度		目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
環境保健施策基礎調査の 着実な実施(調査対象者	_	_	60,000人	_	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	中公審答申及び附帯決議に基づき、地域人口集団の健康状態と 係を毎年、継続的に観察し、何らかの傾向が認められる場合には 察し、大気汚染との関係が認められる際には、必要な措置を講っ	ま、その原因を考
数及び調査対象者の同意 率(3歳児調査))		: : : : :	及び75%		87,072人 83.94%	85,882人 83.37%	84,105人 84.14%	83,279人 85.20%	(集計中)	_		の調査対象人数を得る事及び75%以上の同意率を得ることで信を実施する。	頼性のある調査
母 環境保健施策基礎調査の 着実な実施(調査対象者			60.000人		60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	中公審答申及び附帯決議に基づき、地域人口集団の健康状態と係を毎年、継続的に観察し、何らかの傾向が認められる場合には	ま、その原因を考
数及び調査対象者の同意 率(6歳児調査))	_		及び75%	_	84,735人 87.07%	85,100人 87.31%	83,794人 85.07%	82,236人 86.78%	(集計中)	_		察し、大気汚染との関係が認められる際には、必要な措置を講すの調査対象人数を得る事及び75%以上の同意率を得ることで信を実施する。	
達成手段	予算	算額計(執行	·額)	当初予算額	関連する								平成30年
(開始年度)	27年度	28年度	29年度	30年度	指標					達	成手段の	既要等	行政事業レビュー 事業番号
公害健康被害補償基本統 (1)計調査 (平成7年度)	5 (4)	5 (4)	5 (4)	5	1	者に関する く達成手段 公害健康被 会 と施策の達	害の補償等 基礎資料を の目標() 事補償() 事補の将き目 成すべき目	得る。 の今後の運 推計等を行 標(測定指標	営のため、 い、認定患 表) への寄与	被認定患者 者の補償を行 の内容>	数及び補償 īう。	度離脱状況等及び補償給付関係項目を更新整理し、公害認定患 費用等の変動推移を更新整理した基礎資料を元に、被認定患者 定根拠となり、公害健康被害補償制度の安定的な運営に寄与。	258
公害健康被害補償給付支 (2)給事務費交付金 (昭和49年度)	1,072 (1,072)	1,096 (1096)	1,098 (1098)	1052	1	く達成手段 健康被害に く施策の達	の影響によ の目標> 係る被害者 成すべき目 事又は同法		護及び健康 (素) への寄与	の確保 の内容>		健康被害認定審査会運営経費など、事務の処理に要する費用	260
公害健康被害補償基礎調 ⑶查費 (昭和51年度)	14 (13)	14 (12)	11 (10)	11	1	の実態を把 く達成手段 不正請求の く施策の達	又は同法第 握し、各自決 の目標> 未然防止や 成すべき目	4条第3項 <i>0</i> 44条第3項 <i>0</i> 44条第元す 早期発見に 標(測定指標 東震(大田)	-る。 資する。 震)への 寄与	の内容>	が行う公害診	療報酬の審査及び支払い状況について抽出集計し、療養給付	262

自立支援型公害健康被害 (4) 予防事業補助金 (平成20年度)	200 (200)	200 (200)	200 (200)	200	1	<達成手段の概要> 地域住民の大気汚染による健康被害を予防するための総合的な環境保健施策。 〈達成手段の目標> 地域住民の大気汚染によるぜん息等の健康被害の予防や健康回復を図る。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ぜん息患者等が日常生活の中において自立的にぜん息等の発症予防、健康回復等を行うことを支援するために補助金を交付。	263
(5) 公害保健福祉事業助成費(日本) (昭和49年度)	42 (38)	44 (37)	43 (36)	41	1	〈達成手段の概要〉 大気汚染等の影響による健康被害者の福祉に必要な事業を行う。 〈達成手段の目標〉 被害者の適切な保護及び健康の確保 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 独立行政法人環境再生保全機構が納付金を納付する事業を交付の対象とし、補助を行う。	261
環境保健施策基礎調査 (環境保健サーベイランス (6)調査費(健康影響等調 査)) (平成8年度)	176 (159)	192 (177)	187 (170)	178	2	〈達成手段の概要〉 地域人口集団の健康状態と大気汚染の関係について調査するもの。中公審答申及び公健法改正時の附帯決議により、定期的・継続的に観察実施することを求められている。 〈達成手段の目標〉 60,000人以上の調査対象人数と75%以上の同意率を得ることで信頼性を確保した調査を滞りなく実施する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 確立された調査方法に基づいて当該調査を確実に実施し、地域人口集団の健康状態と大気汚染の関係について観察し、必要に応じて所用の措置を早期に講ずることにより、被害の未然防止に資する。	259
イタイイタイ病及び慢性カ (7)ドミウム中毒に関する総合 的研究 (平成13年度)	34 (31)	34 (34)	34 (34)	34	1	<達成手段の概要> イタイイタイ病の病態解明や慢性カドミウム中毒の健康影響に関する調査研究を行う。 〈達成手段の目標> イタイイタイ病や慢性カドミウム中毒に関する質の高い研究による科学的知見の充実。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> カドミウムによる健康影響を当該研究により解明し、イタイイタイ病や慢性カドミウム中毒の特徴を把握することにより、被害の未然防止や健康確保に資する。	302
イタイイタイ病及び慢性砒 (8)素中毒発生地域住民健康 (8)影響実態調査 (昭和47年度)	44 (31)	42 (37)	39 (31)	39	1	<達成手段の概要> カドミウムや砒素の汚染地域住民の健康調査を通じたカドミウムや砒素の健康影響の把握等を実施する。 〈達成手段の目標> 汚染地域住民の健康上の問題の把握、軽減。イタイイタイ病に関する情報収集・発信。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 汚染地域住民の健康影響を調査することにより汚染地域住民の健康状態の適切な管理等を実施する。	303
自動車重量税財源公害健 (9) 康被害補償に係る納付金 財源交付 (昭和49年度)		7,815 (7,809)	7,616 (7,610)	7,361	1	<達成手段の概要> 大気汚染等の影響による健康被害に係る損害を補填するための補償。 〈達成手段の目標> 健康被害に係る被害者の適切な保護及び健康の確保 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 公害健康被害の被認定者に関する補償給付等の費用に充てるための納付金のうち、大気の汚染の原因である物質を排出する自動車に係る分として自動車重量税の収入見込額の一部に相当する額を交付することで、公健法に基づく公正な補償給付を迅速に行う。	264
施策の予算額・執行額	9,639 (9,595)	9,442 (9,406)	9,233 (9,193)	8,921		関係する内閣の重要政策 計演説等のうち主なもの)	

(環境省30-34)

														(境境省30一34))		
施策名	目標7-2	水俣病対策	F.								担当	部局名	環境保健部環境保 健企画管理課 特殊疾病対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	環境保健部特殊疾病 対策室長 佐々木 孝治	
施策の概要	病発生地均	【の医療・福		再生・融和・持				.水俣病被害 二関する総合				系上の 付け	施策7 環境保健対象	きの推進		
達成すべき目標	等を通じ、7		の最終解決な	俣病発生地域 を図り、すべ [・]						没定の j・根拠	決に関する	特別措置法法に基づく「	び水俣病問題の解 (平成21年法律第81 敗済措置の方針」(平	政策評価実施予定時期	平成31年6月	
測定指標	目柱	票値	目標	年度					測定指標	の選定理的	自及び目標	(水準・目標	年度)の設定の根拠	ļ		
水俣病患者等に対する補 (賞・救済の進捗		音等の補償・ 済		_	解)、「水俣	病被害者の	救済及び水	俣病問題の	解決に関す	る特別措置	法」(平成21:	年法律第81	号)及び「水俣病被害者	る支援措置について」(平成 首の救済及び水俣病問題の k俣病患者等の補償・救済	解決に関する特別措	
							施策(の進捗状況	(目標)							
測定指標	基準	2 - 12 - 12 - 1 - 1	目標													
		基準年度		目標年度	・「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」											
水俣市の観光入込客数の	436,978人	24年度	481,000人	29年度		469,000 472,000 475,000 475,000 481,000 法律第81号)、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関するの救済措置の方針」(平成22年4月閣議決定)に基づき、水俣病発生地興を推進。 ・平成30年度までに地域振興施策を通じて、観光入込客数を平成24年										
· 增加			,	1	436,978 587,136 520,253 542,711 519,678 510,360 ・平成30年度までに地域振興施策を通じて、観光入込客数を平成24年を目標。 (第5次水俣市総合計画)											
達成手段	予算	算額計(執行	「額)	当初予算額	関連する						- 15				平成30年	
(開始年度)	27年度	28年度	29年度	30年度	指標					Ĭ.	を成手段の	概要等			行政事業レビュー 事業番号	
(1) 水俣病総合対策関係経費 (昭和49年度)		11,956 (11,155)	11,738 (10,946)	11,224	1,2	祉対策、再 く達成手段 水俣病発 、水俣病発 く施策の追	対象者(医療生・融和対象の目標> 生地域にお生地域の地 生地域の地 生成すべき目	策(もやい直) ける健康上の 域振興:観労 目標(測定指	し)及び地域 の問題の軽減 光入込客数 漂)への寄与	振興を推進 咸・解消等: の内容>	する。 数値化困難		·支給する。また、水俣 らしていける環境づくり	病発生地域における医療・ を進める。	福 265	
(2) 水俣病対策地方債償還費	2,353 (2,353)	2,828 (2,828)	3,392 (3,392)	1,278	1	<達成手段 県債の償 <施策の遺	、水俣病対 gの目標> 還率:100% 達成すべき目	標(測定指	票)への寄与	の内容>				浦償を行うことを確保する。	266	
【9-3再掲】 (3) 水俣病に関する総合的研究 (昭和48年度)	37 (36)	40 (37)	40 (39)	40	1	<達成手段 訴訟に必 <施策の遺	メチル水銀(との目標> 要な科学的 を成すべき目	の健康影響(知見、社会等 相標(測定指析 争の解決を図	学的知見の4 票)への寄与	又集:数値化	-				300	
【9-3再掲】 国立水俣病総合研究セン (4) ター 調査研究 (昭和53年度)	532 (465)	625 (592)	617 (559)	565	1	水俣病に る研究の実 <達成手段 国内外で	∈施。 设の目標> 過去に水銀		こ引き起こさ	れた健康被			報の収集、整理、提供: 将来的な発生防止:数	を行うこと及びこれらに関連な値化困難	301	
(FHTHOUTIZ)											信、及び途」	上国支援を中	ロート 中心とする水銀管理技	術の移転による国際貢献。		

(環境省30一35)

														(環境自30一級)					
施策名	目標7-3	石綿健康被	按害救済対策	Ę							担当	部局名	環境保健部環境保 健企画管理課石綿 健康被害対策室		5綿健康被害対策室 長 岩﨑 容子				
施策の概要	石綿の健康	東被害の救済	作に関する法	律(以下、「	石綿法」とい	う。)に基づ	き、被害者及	なび遺族の迂]速な救済を	図る。		系上の i付け	施策7 環境保健対	策の推進					
達成すべき目標		健康被害を り、石綿によ。 生進する。								没定の j・根拠			救済に関する法律 第1条、第80条	政策評価実施予定時期	平成31年 6月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	. 目標年度	26年度	27年度		度ごとの目れ 度ごとの実績 ┃ 29年度		31年度	32年度	測定	指標の選定理由及び	び目標値(水準・目標年度)	の設定の根拠				
石綿法に基づく認定業務 の進捗状況(療養者からの			120日(平	:	120日	120日	120日	120日	120日	120日	120日	することが までの平均	重要であり、療養者か 処理日数を指標とし	政済を図るためには、認定業 らの医療費等の申請に対す て選定。 化・必要な提出書類に関する	る認定・不認定決定				
1 医療費等の申請に対する 認定・不認定決定までの平 均処理日数)		平成18年度 	成18年度 の3割減)	-	116日	106日	98日	96日				等により、 ³ を維持する	平成18年の石綿健康や よう目標を設定してき 返することにより、制度	版: かなば出書頭に関す。 旅害教済制度発足当時の平 たところ。平成26年度以降は 発足当時の平均処理日数の	匀処理日数の2割減、これらの取組みを				
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	27年度	28年度		D進捗状況 D進捗状況 30年度				測定	E指標の選定理由及 である である できません こうごう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい か	び目標(水準・目標年度)の	D設定の根拠				
2 石綿ばく露者の健康管理 2 に係る試行調査の進捗	_	_	健の等え的のび策す査を 康事をたな抽対等る・行 管業見実課出応に調検う。 理化据務題及方関制。	:	実課出応に調・1.対健胸査いのび策す検・人、導工指部等を ・人、導工を実務を ・人、や検行的な抽対等る討・に保や検行的	を実課出応に調 見務題及方関査・ 据的のび策す検・人、導工 も、 り、1,936 は指部等実務・に保や検行的	を実課出応に調 2.1が健胸査 見務題及方関査 4.165し指部等 人て導口を 人に導口を 人に導てを	を見務語のび策すを記述したに調査をはいるに関する。	石綿はく路省 の健康管理 に係る試行調 査の取りまと	/		健康相談及 経過観察等 響に関する な目的とす	なび問診の実施や、医 等、健康管理対策を図 ら検討会報告書で、平 る調査ではなく、健康	時の附帯決議で、石綿にばく露した可能性のある周辺に間診の実施や、医学的に必要と認められる住民に対す健康管理対策を図るよう努めることとされているほか、討会報告書で、平成27年度以降は、従来のように、デ調査ではなく、健康管理の実施に伴う課題等を検討するとして位置づけることが考えられるとされていることから					
測定指標	E	標	目標	年度					測定指標	の選定理由	自及び目標	(水準・目標	栗年度)の設定の根拠	Ų.					
石綿健康被害救済小委員 会報告書「石綿健康被害 3 救済制度の施行状況及び 今後の方向性について」の 進捗		沿った必要 措置の実施	平成	33年度	・石綿健康被害救済小委員会において、平成28年12月に取りまとめられた報告書「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」において、「現行														
達成手段	予:	算額計(執行	·額)	当初予算額															
(開始年度)	27年度	28年度	29年度	30年度	指標					E	=1 7.] * +X	M 女 寸			事業番号				
(1) 石綿問題への緊急対応に 必要な経費(平成18年度)	700 (603)	696 (589)	706 (605)	713	1, 2, 3	・(独)環境再生保全機構への交付金により、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく救済給付の支給に係る認定業務等を実施。 2、3 ・各種調査・研究の実施により医学的判定の迅速化等に資するよう、石綿健康被害に関する知見等を収集。 - 石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の実施により、健康相談及び問診の実施や定期的な経過観察等、健康管理対策を図る。 - これらにより、石綿健康被害救済制度を着実に運用するとともに、被害者及び遺族の迅速な救済を実施。													
施策の予算額・執行額	700 (603)	696 (589)	706 (605)	713		系する内閣の演説等のうな													
				1															

(環境省30一36)

														(殊死首00 997		
施策名	目標7-4	環境保健に	関する調査	₹研究							担当	部局名	環境保健部環境安 全課		境安全課長 口 博明	
	種々の環境 報提供を行 ①花粉症や	超子についい、 い、必要なな 対象のの	て、調査研り 対処等を行う 健康影響につ	「指摘され、国究を推進する」 うよう意識啓認 いての実態 はに普及啓発	。また、既に 発を進める。 を明らかにし	こ明らかにな	っている知り	見について、	一般に分か			系上の 計付け	7. 環境保健対策の対	進		
達成すべき目標	花粉症、黄 啓発を図る		響、熱中症の	の健康影響に	こついて調査	査研究を進め	るとともに、	一般に普及		設定の 5・根拠			らしていると指摘され て調査研究を行う。	政策評価実施予定時期	平成31年6月	
測定指標	基準値		目標値	,			年月	きごとの目れ きごとの実糸	漬値			測定	指標の選定理由及び	が目標値(水準・目標年度)	の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	26年度 27年度 28年度 29年度 30年度 31年度 32年度											
	1回	25年度	_	_	1	1 1										
資料の改訂凹剱				<u> </u>	2											
熱中症の普及啓発の進捗 2 度(熱中症啓発資料の配	1,343千部	24年度	_	_	_											
布数)					2,539	3,132	3,277	3,313				るかが把握	屋できる。			
熱中症の普及啓発の進捗 度(アンケートにおいて暑く 3 なる前から熱中症対策を	89.8%	25年度	89.8%	28年度	_	_	-	-	100	_	83%	指標にする	ることで、環境省が自治	の熱中症対策を実際にどの程 体等に対して行っている啓蒙	活動の定着が把握	
行ったと回答した自治体の割合)	03.0%	. 20 平及	03.0%	20千及	99.2%	100%	98.6%	95.5%				できる。平 する。	成29年度においては、	アンケート実施開始年度(254	F度)以上を目標と	
達成手段	予算	算額計(執行	額)	当初予算額	関連する					\ <u>-</u>	±-4-7 m.o.	1017 332 645			平成30年	
(開始年度)	27年度	28年度	29年度	30年度	指標					į	権成手段の	概要寺			行政事業レビュー 事業番号	
環境中の多様な因子によ(1)る健康影響に関する基礎 調査	23 (21)	22 (20)	21 (17)	19	1											
(2) 熱中症対策推進事業	60 (54)	80 (75)	64 (57)	62	2,3	〈達成手段の概要〉 熱中症対策に関するマニュアルやリーフレット等の作成・配布、講習会の実施等を通じて、自治体等で熱中症対策を早期から開始してもらう 〈達成手段の目標〉 全ての自治体が暑くなる前から市民に向けた熱中症対策を継続して実施する 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 必要な普及啓発資料の作成や配布、なるべく早い時期に講習会を開催すること等を通じて、自治体の取組を支援する。										
施策の予算額・執行額	83 (75)	102 (95)	85 (74)	81		施策に関係する内閣の重要政策 施政方針演説等のうち主なもの)										

別紙1

(環境省30一③))

	施策名	Z	目標8-1	経済のグリ	一ン化の推								担当部	大臣官房 環境経済課 作成責任者名 大臣官房 環境計画課 (※記入は任意	環境経済課長 奥山 祐矢) 環境計画課長 秦 康之		
	施策の概	既要	市場におい れる社会を		値が評価さ	れる仕組みで	づくりを通じて	て、暮らしや流	舌動の中で自	自ずから環境	徒保全の取 組	且が続けら	政策体 位置		·		
	達成すべき	き目標	税制、補助等する事業活		る政策手法を ビジネスを促		に配慮した製	製品・サービス	ス等や環境化	呆全に貢献	目標詞 考え方	设定の 5・根拠	律・環境情報のに配慮した事	境物品等の調達の推進等に関する法 供の促進等による特定事業等の環境 送活動の促進に関する法律 温室効果ガス等の排出の削減に配慮し に関する法律	定時期 平成31年8月		
	測定指	標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	00Æ	07左左	年度	きごとの目れ	責値	o. F. E.	00左车	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目	標年度)の設定の根拠		
Г				基準年度		日標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度				
	環境産業の 1 円)	市場規模(兆	約91	18年度	増加傾向 の維持	-	— 約101	— 約101	— 約104	— 調査中				環境産業の市場規模を推計することにより、経済のク することになるため。	ブリーン化の推進状況を把握		
-						i !		_	_								
	2 環境産業の	雇用規模	約216	18年度	増加傾向 の維持	-					····-		ļ <u>-</u>	環境産業の市場規模を推計することにより、経済のク することになるため。	ブリーン化の推進状況を把握		
					リンが正す守	! !	約247	約254	約260	調査中				9 &CC1-4-0/-07。			
	地方公共団 3 体における 施率(%)	体及び民間団 グリーン購入実	-	-				;	別紙のとおり	J				各主体のグリーン購入実施率が向上することによって ごス等の市場が拡大され、環境ビジネスが促進され			
		る環境配慮契					1,828	2,049	2,271	2,372	2,500	2,600	2,700	国及び独立行政法人等の電気契約における環境配	表却幼供粉が向上することに		
	4 約実績(電報 高圧) 契約	気∶高圧•特別 5件数(件)	-	-	2700	32年度	2,049	2,271	2,372					国及い独立行政法人等の電気失約における環境能力 よって、温室効果ガス削減が推進されるため。	思大的什致が同工することに		
	環境報告書	なま企業割合 (非上場企業)	約30/約12	13年度	80/30	30年度	80/30	80/30	80/30	80/30	80/30	-	-	環境報告書の作成・公表を通じて、自主的な環境配	憲経営を促進し、経済の グ		
	(%)	乔工场正 来/	#300/ #312	10千皮	80/30	. 30千皮	65.4/28.0	59.9/26.2	57.8/29.8	調査中				リーン化が推進されるため。			
		ン21(※)登録					8,500	8,500	8,500	8,500	9,000	-	-	ᆉᅈᅠᆎᄼᇫᆇᇆᆉᄔᄼᇛᄷᄵᇄᅼᇄᄱᄼᄱᄧᄔᆠᄔ	- 欠さのだ し 、ルロ ち かっ		
	6 事業者数 ※中小企業 ジメントシス	に 向け環境マネス・ テム	7,241	23年度	9000	30年度	7,554	7,690	7,791	7,946				中堅・中小企業における環境経営取組の裾野拡大は あるため。	、、柱舟のグリーン161に有効で		
		社会の形成に (行動原則署名	177	23年度	250	30年度	200	205	230	240	250	-		- 金融行動原則署名金融機関数の増加は、環境金融の拡大、ひいては持続可能			
	金融機関数		177	20十尺	200	00十尺	193	200	243	256				社会に資すると考えられるため。			

達成手段	予算	草額計(執行	額)	当初予算額	関連する	達成手段の極悪な	平成30年
(開始年度)	27年度	28年度	29年度	30年度	指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号
国等におけるグリーン購入 (1) 推進等経費 (平成14年度)	60 (44)	60 (52)	54 (52)	45	3	〈達成手段の概要〉 グリーン購入法に定められた基本方針等の改定検討を行う。また、グリーン購入法に関するブロックごとの説明会を行う。 〈達成手段の目標〉 国等を始め、地方公共団体等のグリーン購入の理解の醸成を図る。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 地方公共団体の環境物品等の調達に対する共通の理解を醸成することによって、地方公共団体のグリーン購入実施率の向上に寄与する。	271
(2) 製品対策推進経費 (2) (平成13年度)	28 (27)	25 (21)	22 (20)	21	3	〈達成手段の概要〉 事業者、消費者にとって相互に有効な環境ラベル等の環境情報や環境保全型製品・サービスに関する情報提供を行うとともに、全国各地でのグリーン購入地域ネットワークの構築を促進する。 〈達成手段の目標〉 グリーン購入の普及啓発を図る。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 事業者、消費者に環境情報や環境保全型製品・サービスに関する情報提供を行うことによって、民間におけるグリーン購入実施率の向上に寄与する。	272
国等における環境配慮契 (3) 約等推進経費 (平成20年度)	22 (21)	24 (20)	22 (20)	23	4	<達成手段の概要> 環境配慮契約法に定められる基本方針等の改定検討を行う。また、環境配慮契約に関するブロックごとの説明会を行う。 <達成手段の目標> 国等を始め、地方公共団体等の環境配慮契約の普及促進を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国等及び地方公共団体の環境配慮契約の取組に対する共通の理解を醸成することによって、国等及び地方公共団体の環境配慮契約の取組に対する共通の理解をではよって、国等及び地方公共団体の環境配慮契約実施率の向上に寄与する。	273
税制全体のグリーン化推 (4) 進検討経費	26 (31)	26 (34)	26 (24)	35	1,2	<達成手段の概要> せ球温暖化対策のための税の導入によるCO2削減効果等に関する分析、更なる税制全体のグリーン化に向けた検討等、税制全体のグリーン化の推進に必要な調査検討を行う。 〈達成手段の目標〉 税制全体のグリーン化を推進する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 税制という政策手法を通じ、環境負荷の抑制に向けた経済的インセティブを働かせることで、環境に配慮した事業活動を推進する。	274
(5) 企業行動推進費(平成14 年度)	101 (98)	98 (96)	135 (119)	152	1,2,5,6,7	〈達成手段の概要〉 エコアクション21を活用した中堅・中小企業による環境経営の普及促進、環境金融に関心がある金融機関が活動のコミットを行う「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」の普及促進及び地域金融機関への環境金融の普及促進を行う。また、ICTを活用した環境情報開示基盤の整備や環境コミュニケーション促進のための各種事業の推進等を行う。 〈達成手段の目標〉 〈業の環境配慮が促進される仕組みを構築し、環境負荷の低減と経済発展の両立を実現する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 各施策により、環境経営・環境金融・環境報告を社会の仕組みとして根付かせることにより、企業や金融機関の自主的な環境配慮行動を後押しする。	275
環境金融の拡大に向けた (6) 利子補給事業(平成19年 度)	2,224 (1,382)	2,070 (1,422)	2,070 (1,292)	1,573	1,2	〈達成手段の概要〉 ・環境配慮型融資促進利子補給事業 金融機関が行う環境配慮型融資のうち、地球温暖化対策のための設備投資への融資について、融資を受けた年から3カ年以内にCO2 排出を3%(又は5カ年以内に5%)以上削減することを条件として、年利1%を限度として利子補給を行う。 ・環境リスク調査融資促進利子補給事業 金融機関が行う環境リスク調査融資のうち、低炭素化プロジェクトへの融資について、CO2排出量の削減・抑制状況をモニタリングすることを条件として、年利1.5%を限度として利子補給を行う。 〈達成手段の目標〉 環境配慮型融資及び環境リスク調査融資の普及・拡大を図るとともに、地球温暖化対策を促進していく。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 年利1%または1.5%を上限とする利子補給により、その何十倍もの温暖化対策投資を誘発することができ、環境産業の市場及び雇用 規模の拡大に寄与する。	010 【再掲】

(7) エコリース促進事業(平成 23年度)	1,800 (1,787)	1,800 (1,761)	1,900 (1,704)	1,900	1,2,7	〈達成手段の概要〉中小企業等が低炭素機器をリースにより導入した際に、リース料総額の2%から5%(東北三県に係るリース案件については10%)を指定リース事業者に助成を行い、機器利用者の負担するリース料を低減させる。 〈達成手段の目標〉低炭素機器を取り扱うリース事業者の増加及び低炭素機器の普及を図る。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉低炭素機器の導入を促進し、CO2排出量削減を加速化させる。補助事業者の事務費を除く予算額18.3億円に対し、低炭素機器導入のリース料に対する平均補助率は約4.2%であることから、低炭素機器の設備投資額約436億円の効果があると見込む。	006 【再掲】
グリーン経済の実現に向けた政策研究と環境ビジネス情報整備・発信事業 (平成21年度)	199 (177)	199 (191)	183 (176)	171	1.2	〈達成手段の概要〉 政策ニーズを踏まえた「環境経済の政策研究」を機動的に実施することにより、環境政策の企画・立案に活用できる経済・社会効果分析手法等に関する研究を実施するとともに、経済・社会のグリーン化を支える環境産業の動向を把握するため、環境ビジネス市場の景況感を把握する環境経済観測調査(環境短観)、環境産業の市場規模・雇用規模調査及び企業の成功要因等の調査・分析等を実施する。 〈達成手段の目標〉 グローバル化などの経済・社会動向の変化の中で、我が国の持続可能な発展に貢献する経済・社会のグリーン化を実現・牽引していくための政策研究・調査を行うことにより、種々の環境政策のもたらす経済・社会効果を明らかにし、環境政策の企画立案に資する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 環境政策の企画・立案に活用できる経済・社会効果分析手法等に関する研究を実施するとともに、環境ビジネス市場の景況感・市場規模・雇用規模調査及び企業の成功要因等の調査・分析を実施する。	296
(9) 地域低炭素投資促進ファンド事業(平成25年度)	4,600 (4,600)	6,000 (6,000)	4,800 (4,800)	4,800	1,2,7	〈達成手段の概要〉 一定の採算性・収益性が見込まれる低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトを「出資」により支援。地域金融機関等との連携をさらに強化して、地域貢献性の高い案件への手厚い支援等を図ることにより、民間資金の呼び水となる「地域低炭素投資促進ファンド」の出資を効果的に実施する。 〈達成手段の目標〉 民間資金による低炭素投融資の促進することで、地域での資金循環を円滑化すること。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 低炭素化プロジェクトを「出資」により支援することで、環境産業の市場及び雇用規模の拡大に寄与する。	009 【再掲】
グリーンボンドや地域の資 (10) 金を活用した低炭素化推 進モデル事業	-	-	-	950	1,2,7	①グリーンボンド発行促進体制整備支援事業 〈達成手段の概要> グリーンボンドを発行しようとする者に対して支援グループを構成し効率的・包括的な発行支援(外部レビュー付与、グリーンボンドフレームワーク整備のコンサルティング等)を行う者に対し、その支援に要する費用を補助すること等を通じ手我が国におけるグリーンボンドの発行を促進する。 〈達成手段の目標> グリーンボンドが普及することで、国内低炭素化事業に民間資金を大量に導入し、活用していくこと。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> グリーンボンドが普及することで、環境産業へ民間資金が導入されることに寄与する。 ②地域低炭素化推進事業体設置モデル事業 〈達成手段の概要> 地方公共団体の戦略的な参画又は関与の下、地域における面的な低炭素化事業を実施する事業体を市民、地元企業、地域金融機関等の地域の資金によって設置する場合に、事業化(事業体の設置又は強化・拡充)に係る費用の一部を補助する。 〈達成手段の目標> 地域低炭素化推進事業体を設置又は強化・拡充することで、エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制に資する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 事業期間(平成30年度~32年度)に地域低炭素化推進事業体設置モデル事業に資する事業体のモデル事例(地域外の自治体等へノウハウの展開が可能となるような)となる事業体の設立を推進すること。	001 【再掲】
施策の予算額・執行額	8,008 (7,925)	10,302 (9,597)	9,212 (8,207)	9,670		係する内閣の重要政策 演説等のうち主なもの)	

別紙

3 地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率

							年度	€ごとの目	漂値		
	基準値	_	目標値	_			年度	きごとの実績	績値		
		基準年度		目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
地方公共団体	_		100%	H32年度	_	_	-	100.0	100.0	100.0	100.0
地力公共団体	_		100/0	口32千茂	69.0	68.4	67.3	66.4			
上場企業	_		80%	H32年度	_	_	-	80.0	80.0	80.0	80.0
工物正未	_		00/0	口32千茂	76.7	66.6	68.3				
北上坦企業	_	_	60% H	H32年度	-	-	-	60.0	60.0	60.0	60.0
非上場企業			00%	口32千段	54.1	54.5	50.3				

(環境省30一38)

													(探光目00 00/	
施策名		環境に配慮		.,						担当	部局名	大臣官房 環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	環境計画課長 秦 康之
施策の概要	的展開を図 の健康を保	る。また、公 護し、生活球	害防止計画 環境を保全す	īを推進する。 ける。	髻にも強く、⅓ ことにより、∕	公害の早急な	は解決と未然	防止を図り	、地域住民		系上の 付け	 8. 環境・経済・社会の統合的 		
達成すべき目標	方公共団体	においても	策定を促進す	するとともに.	共団体実行 、具体的な対 気に配慮した	対策の実施の)支援等を通 ·推進する。	じ低炭素な	日信	設定の 5・根拠			政策評価実施予定時期	平成31年8月
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	26年度	27年度	年度ごと 年度ごと 28年度		30年度	42年度	3	側定指標の選定理由及び目標	票値(水準・目標年度)の	設定の根拠
地方公共団体実行計画 (区域施策編)の策定義務				:	- 20千皮	-	- 20千及	20千及	30千度	100%				
1 を有する地方公共団体に おける計画の策定率	_	一年度	100%	42年度	94%	77								
地球温暖化対策計画に即		一年度	100%	42年度	-	100% 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、全ての地方公共団体は、国温暖化対策計画に即して地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定をすれているため								
4 画(事務事業編)の地方公共団体における策定率	_	一年度	100%	42年及	-									
達成手段	予算額計(執行額) 当初予算額 関連する 達成手段の概要等											要等		平成30年 行政事業レビュー
(開始年度) 	27年度	28年度	29年度	30年度	指標					~E.	1 TX - 7 10			事業番号
地方公共団体実行計画を (1) 核とした地域の低炭素化 基盤整備事業 (平成26年度)	82 (25)	110 (85)	332 (284)	580		〈達成手段の概要〉・地方公共団体における実行計画の策定状況等を調査・分析・フィードバックを行う。 ・実行計画における温室効果ガス排出量推計に関する情報を収集・分析し、実態に即した推計手法等を検討する。 ・実行計画のPDCAに係る支援モデルを検討し、地方公共団体において実証を行う等PDCA体制の構築・強化体制の支援を行う。 ・実行計画策定・実施マニュアル説明会等の開催や同マニュアルに追加する別冊等の作成を検討する。 ・低炭素な地域づくりに資する持続可能な事業の案件形成を促進すべく、専門人材を派遣し、地方公共団体への研修・助言を行う。 〈達成手段の目標〉 施行状況調査結果を分析・評価して、地方公共団体にフィードバックするとともに、地方公共団体職員を対象とした集中講座や改定された地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルにより、地方公共団体実行計画策定から事業実施までの基礎的・実務的知識(調整・技術・交渉・法体系・金融等)を効率的・効果的に習得させる。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルの改定等により、国の地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画の策定・見直しを促進し、もつて同計画の策定率の向上と地域における実効性の高い温室効果ガス削減の対策施策を推進。								
再生可能エネルギー電気・ (2) 熱自立的普及促進事業 (経済産業省連携事業) (平成28年度)	-	6,000 (2,199)	8,000 (3,189)	5,400	2	く達成手段の概要> 地域における再生可能エネルギー普及・拡大の妨げとなっている課題への対応の仕組みを備え、かつ二酸化炭素の削減に係る費対効果の高い取組に対し、再生可能エネルギー設備を導入する事業等に対する補助を実施。 〈達成手段の目標> 再生可能エネルギーの自立的普及を促進。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 再生可能エネルギーの自立的普及を促進することにより、低炭素社会の実現に寄与する。								

地方公共団体カーボン・マ (3) ネジメント強化事業 (平成28年度)	-	5,000 (1,032)	3200 (2,227)	3,270		〈達成手段の概要〉 地方公共団体を対象とし、国の地球温暖化対策計画に即した高い目標を掲げる地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定・見直 し等を行うための調査・検討支援や、先進的・モデル的である全庁的なカーボン・マネジメントの取組を踏まえた省エネ設備の導入に 対する補助を行うことにより実施。 〈達成手段の目標〉 国の地球温暖化対策計画に即した高い目標を掲げる地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定率の向上及びPDCAを組み込ん だ取組の強化・拡充並びに地方公共団体実行計画(事務事業編)に基づ〈率先的な公共施設の低炭素化の推進。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定率の向上。	0047
地域における都市機能の 集約及びレジリエンス強化 (4)を両立するモデル構築事 業 (平成29年度)	-	-	100 (53)	200	1	〈達成手段の概要〉 都市機能の集約とレジリエンス強化を両立させる取組のモデル事例を構築することを目的として、当該取組を実施しようとする地方公 共団体へ委託し、当該取組を実現するための事業計画の策定や実現可能性調査を実施するもの。 〈達成手段の目標〉 地球温暖化対策計画に即した地域の低炭素化と気候変動による影響を加味した防災・減災等が、都市機能の集約の拠点形成や土 地利用の在り方の見直しともに一体的に進められ、長期的な温室効果ガスの排出に係るロックインを回避できる低炭素かつレジリエ ントな都市・地域づくりのモデル事例を各度3件程度形成する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 事業期間(平成29年度~31年度)に低炭素かつレジリエントな都市・地域づくりのモデル事例を各年度3件程度形成する。	0064
(5) 公害防止計画策定経費 (5) (昭和45年度)	2 (1)	2 (1)	1 (1)	1	-	<達成手段の概要> 公害防止計画策定地域について、公害防止計画の実施状況を把握するため、環境質の改善状況や公害防止対策事業の進捗状況の現況調査等を実施。 〈達成手段の目標> 公害防止計画制度の効果的運用が図られ、公害防止計画と公害防止対策事業の推進により、著しい公害が改善されることを目的としており、公害防止計画策定地域における公害対策事業の実施状況等を的確に把握する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容>各年度の公害防止計画の実施状況を把握する等により、平成29年4月現在公害防止対策事業計画が策定されている21地域117市町村において公害防止計画制度の効果的運用と公害防止対策事業の推進が図られ、環境に配慮した持続可能な地域づくりの促進を図ることができると見込んでいる。	0276
施策の予算額・執行額	6,534 (5,366)	14,374 (6,208)	11,633 (5,754)	9,451	施策に関係 (施政方針	系する内閣の重要政策 地球温暖化対策計画 第3章第1節2.「『地方公共団体』の基本的役割」、第3章第3節「公的機関には演説等のうち主なもの)「〇地方公共団体の率先的取組と国による促進」、第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する』	おける取組」の基本的事項」

別紙1

(環境省29-39)

施策名	目標8-3	環境パート	ナーシップの	D形成							担当部	部局名	大臣官房 民間活動支援室	作成責任者名 (※記入は任意)	民間活動支援室長 佐藤 隆史	
施策の概要	相互に連携	した自主的	•積極的取約	も団体、国等 且が行えるよ ーシップの形	う、各主体間	のネットワ-						系上の 付け	8. 環境·経済·社会 <i>0</i>	D総合的向上		
達成すべき目標)ネットワーク シップの形成		環境保全の <i>た</i> 。	こめの情報の)集積・交換	・提供等を行	い、環境		设定の ĵ・根拠	1章ほか) •環境教育		第1部第2章、第2部第 竟保全の取組の促進 か)	政策評価実施予定時期	平成30年8月	
測定指標	基準値		目標値				年月	きごとの目れ きごとの実績				測定	指標の選定理由及び	· 「目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度					
,協働取組のモデル事業数		! ! ! !			34 51 67 75※ 83 行政のみでは行政課題を解決することが難しくなってきていることや 社会課題が密接に関係していることから、地域において環境課題と 時解決を目指してより多くの関係者を巻き込みつつ協働し、SDGsに つつ進めることにより、他の課題との関係に気づき、関係者と課題を									課題と社会課題の同 BDGsに照らし合わせ		
1 伽劇収和のモデル争来效(累計)	15	25年度	98	31	29	つつ進めることにより、他の課題との関係に気づき、関係者と課題を誤している。 しにより、環境課題と社会課題を同時解決しようとする取組が加速化さ										
達成手段	予算	算額計(執行	額)	当初予算額												
(開始年度)	27年度	28年度	29年度	30年度	 開選9											
地域の環境課題と社会課題 を同時解決するための民間 活動支援事業 ※地域活性に向けた協働取 組の加速化事業(平成25~29 年度)	83 (82)	72 (72)	69 (59)	45	1	<達成手段の概要> SDGsを活用し地域における課題解決に向けた取組を公募し、実施することにより中間支援組織や各主体による協力・連携体制の強化が進み、協働取組の促進が図られる。 〈達成手段の目標> 各地方パートナーシップオフィスが担当する地域において各1事業を実施する中で、SDGsに照らし合わせつつ進めることにより、他の課題との関係に気づき、関係者と課題を整理することにより、環境課題と社会課題を同時解決しようとする取組が加速化される。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地方8ブロックで1カ所の公募により実施することを通じて、各主体による協働・連携体制を構築する。										
⁽²⁾ 地球環境パートナーシッププ ラザ運営(平成8年度)	96 (92)	72 (90)	71 (119)	71	-	地方8ブロックで1カ所の公募により実施することを通じて、各主体による協働・連携体制を構築する。 <達成手段の概要> 「環境教育等促進法」第19条に基づく拠点として地球環境パートナーシッププラザの運営を通じて、広く国民、民間団体に対して環境教育や環境保全活動、協働取組等に関する情報提供、助言、交流等の場の提供を行う。 <										
(3) 地方環境パートナーシップオ フィス推進費(平成18年度)	171 (171)	128 (126)	128 (127)	145	-	<達成手段の概要> 環境教育等促進法第19条に基づく拠点として地方環境パートナーシップオフィスの活動を通じて、広く国民、民間団体に対して環境教育や環境保全活動、拡働取組等に関する情報提供、助言、交流等の場の提供を行う。 〈達成手段の日標〉										
施策の予算額・執行額	350 (345)	272 (288)	268 (305)	261		系する内閣の 演説等のう ^な							全律(第3章他)			

(環境省30一個)

														(** **********************************				
施策名	目標8-4	環境教育・	環境学習の	推進							担当	部局名	大臣官房 環境教育推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	環境教育推進室長 永見 靖			
施策の概要				国等の様々な主 くため、ESDの視								系上の 付け	8. 環境・経済・社会の					
	取組の活性		とで、生涯に	環境保全活動 こわたる質の₹ ⁻ る。						設定の 5・根拠	・環境教育等 法律(第3章(・我が国にお	による環境保全 也) ける「持続可能	■ 1 ■ 1 ■ 1 ■ 1 ■ 1 ■ 1 ■ 1 ■ 1	政策評価実施予定時期	平成31年8月			
測定指標	基準値		目標値				年原	度ごとの目? 度ごとの実?	標値 績値			. 測定	指標の選定理由及び	・ ド目標値(水準・目標年度	の設定の根拠			
		基準年度		目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度							
教職員・環境活動リーダー 1 養の新りませ	-	-	150	毎年度	150	150	150	150	200	200	200	都道府県ごと	に小学校、中学校、高校か	況を把握する指標として適切といる1名程度の参加を見込み、目 くなるよう、地方に講師を派遣す	標値を150としていたが、全			
等の参加者数		1			223	186	221	220				ら、目標値を2	200とする。					
環境人材コンソーシアムが 2 実施する企業関係者向け セミナーの参加者数	-	-	200	毎年度	_ 	500 500 200 150 150 150 企業における先導的人材の育成状況を把握する指標として適切と考えた。 29年度からは内容を精査したことにより、グループワークの定員を切り下げが標値も適正な数値に修正した。												
				:	400,000	0 400,000 400,000 400,000 300,000 300,000 環境教育に関する国の施策等の情報を総合的に発信するHPへのアクセス件数は、 育への関心度を図るための指標として有効である。								ス件数は、国民の環境教				
る 3 環境教育推進室HPアクセ ス数 ー	276,471	24	400,000	毎年度	345,375	337,968	348,718	208,239				目標値の設定間維持するこ	ミについては、法改正を行っ ととしてきたが、28年度及び	った平成24年度の276,471件を基 い29年度に一部コンテンツの統成 数程度を乗じた数値を設定する	経合を行ったため、現実に			
₄ ESD関連フォーラム参加人	_	i i i i –	750	毎年度	-	250	500	750	1,300	1,300	1,300	ESD活動の全国的な関心の高まりと活動の普及状況を把握する指標として適ち考えた。東京開催分で500人、各地方環境事務所の管轄(8ブロック)ごとに100						
4 数		1	700	д-/ <u>х</u>	-	182	425	1003										
5 RCE拠点数の増加		i i	190	平成31年度	136	146	156	166	179			し、目標を設定した。 平成24年に国連へ提出した「環境省イニシアティブ」により、国連大学が実施するESDプログラム 資金を拠出し、持続可能な開発のための教育に関する地域拠点(RCE)のネットワーク化を推進						
13 代の自然は数の追加	_	-	190	平成31年度 	137	146	154	164				としており、平	成31年度末までに国連加! 適切と考えた。	盟の各国・各地域に1箇所以上	忍定することを目標としてま			
達成手段	予:	算額計(執行	·額)	当初予算額	関連する										平成30年			
(開始年度)	27年度	28年度	29年度	30年度	指標					į	達成手段の	概要等			行政事業レビュー 事業番号			
(1) 環境教育強化総合対策事 業	252 (216)	80 (69)	69 (59)	64	1,2,3	供を行う。 く達成手段 国民、民間 く施策の達	職場等で環境の目標> の目標> 団体等におけ 成すべき目標	る環境教育等 栗(測定指標)・	Fの自発的なF への寄与の内	取組の促進]容>				もに、参考となる教材等の情報。				
(2) 「国連ESDの10年」後の環 (2) 境教育推進費	37 (37)	218 (176)	232 (166)	205	4	環境教育・環境学習に関する総合的な施策の推進を通じて、持続可能な社会づくりの担い手育成の加速化に資する。 〈達成手段の概要〉 複雑化した地域の環境課題に対応すべく、ESDの観点から多様な主体が参画する場作りを進めていく。 〈達成手段の目標〉 多様な主体が参画する場の増加。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 多様な主体が参画する場づくりを進めることで、持続可能な社会づくりの担い手育成の加速化に資する。												
(3) 国連大学拠出金	160 (160)	160(160)	160 (160)	160	5	<達成手段の概要> 国連大学が進めるRCE事業やProSPER.Netの強化事業に対して拠出協力する。 <達成手段の目標> 世界規模でのESD推進を図り、国際社会への貢献を果たす。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> RCE事業やProSPER.Netへの拠出協力を通じて世界規模でのESD推進を図ることで、持続可能な社会づくりの担い手育成の加速化に資する。												
施策の予算額・執行額	449 (413)	458 (342)	461 (385)	429		関係する内閣の重要政策 ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 ・我が国における「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画								画				

(環境省30—41))

										(現現有30一個))				
施策名	目標9-1	環境基本計	十画の効果的	的実施				担当部局名	大臣官房 環境計画課		環境計画課長 秦 康之			
		らける環境配り、環境保全				を活用した普及啓発等を行うなど、環 る。	境基本計画の効果的	政策体系上の 位置付け	9. 環境政策の基盤素					
達成すべき目標	環境の保全	≧に関する施	策の総合的	かつ計画的	な推進		目標設定の 考え方・根拠	環境基本法第15条		政策評価実施予定時期	平成31年8月			
測定指標	目	標	目標	年度	•		測定指標の選定理的	由及び目標(水準・目標	票年度)の設定の根拠	ū				
第五次環境基本計画の進 1 捗状況	第五次環 ^域 画の点検	境基本計	324	年度	・第五次環境基本計画に基づき、2020年度(平成32年度)に中央環境審議会において計画の総合的な進捗状況の点検を行うこととされているため。									
環境白書、英語版白書:年 1回発行	環境白書、 書:年1回		304	年度	・環境基本法第12条の規定に基づき、環境行政年次報告書(環境白書)を作成し、毎年国会報告を行うこととされているため。									
見積りの方針の調整を 3 行った結果の資料への取 りまとめ、国会等への説明			;	年度	・環境省設置法第4条第3号に基づき、環境保全経費の見積り方針の調整を行うこととされているため。									
達成手段	予算	算額計(執行	額)	当初予算額	関連する		ì	達成手段の概要等			平成30年 行政事業レビュ・			
(開始年度)	27年度	28年度	29年度	30年度	指標						事業番号			
環境行政年次報告書作成 (1) 等経費 (昭和43年度)	30 (24)	30 (15)	35 (31)	31	2	〈達成手段の概要〉 環境基本法第12条の規定による環境行政年次報告書を作成し国会報告を行うとともに、白書を用いた環境施策に関する普及啓発を行う。 〈達成手段の目標〉 環境白書、英語版白書:年1回発行(環境省ホームページで公表している環境白書へのアクセス数:149,000件) 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 達成手段を実施することにより、環境基本法第12条に定められた環境行政年次報告書(環境白書)の作成、毎年の国会報告を着実に実施することができる。								
(2) 環境保全経費見積調整費 (昭和46年度)	3 (3)	3 (2)	3 (3)	3	3	<達成手段の概要> 環境省設置法第4条第3号に基づく環境保全経費の取りまとめ及び国会等への説明を行う。 <達成手段の目標>								
環境統計・環境情報の総 (3)合的な整備推進費 (平成22年度)	11 (8)	9 (9)	12 (9)	15	1	きる。 〈達成手段の概要〉 第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)及び公的統計の整備に関する基本的な計画(平成30年3月6日閣議決定)に基づき、環境統計・情報を容易に利用できる形で国民に提供するとともに、政策立案等により一層活用していくため、環境データの整備等を実施する。 〈達成手段の目標〉環境省ウェブサイトの統計ページへのアクセス数 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉環境統計の整備を通じて、地球環境問題に対する関心度向上に寄与する。								

(4) 環境基本計画推進事業費 (4) (平成7年度)	23 (23)	39 (44)	34 (33)	21	1	<達成手段の概要> (1)社会経済、環境の状況に関する調査 (2)諸外国の環境政策に関する調査 (3)国内の優良事例に関する調査 (4)学識経験者等の有識者によるヒアリング等の開催 〈達成手段の目標〉 学識経験者を含む専門家で構成するヒアリング等の開催回数:20 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> (1)(2)(3)により、計画の点検に関する議論を進める上で必要な資料・知見が得られる。 (4)により、様々な主体の意見を第五次計画の着実な推進及び点検に反映することができる。	286
持続可能な社会のための (5) グッドライフ総合推進事業 (平成26年度)	21 (20)	20 (20)	20 (20)	20	1	〈達成手段の概要〉グッドライフアワード(平成25年度から実施)を引き続き実施するとともに、グッドライフアワードの受賞取組の現地取材、ホームページ等を通じた社会への情報発信等を行う。 〈達成手段の目標〉グッドライフアワードへの応募促進のための周知・広報の件数(facebookのリーチ件数) ※「リーチ数」とは、Facebookページで投稿した記事を見た人の数。(読者のFacebook画面上に表示された数)(facebookのリーチ件数:対前年度実績からの増) 〈施策の達成すべき目標(測定資料)への寄与の内容〉 達成手段を実施することにより、第五次環境基本計画で掲げるあらゆる観点からのイノベーションの創出に関係する優良事例の発掘等に資することができる。	287
施策の予算額・執行額	88 (78)	103 (90)	104 (96)	90		系する内閣の重要政策 演説等のうち主なもの)	

(環境省29一個)

														(現現省29一年)	
施策名	目標9-2月	環境アセスメ	シト制度の	適切な運用と	≃改善						担当	部局名	大臣官房 環境影響評価課	作成責任者名 (※記入は任意)	環境影響評価課長 熊倉 基之
施策の概要		『を及ぼすと』 『慮を確保す		意思決定の名	各段階におい	ヽて、質が高	く効率的な理	環境影響評 価	面制度等を通じ、∃	環境保全上		系上の ^{置付け}	9. 環境政策の基盤素	を備	
達成すべき目標				向上を図りた 環境保全上 <i>0</i>				をインター	目標設 考え方・		環境影響詞	平価法		政策評価実施予定時期	平成31年8月
測定指標	基準値	! 基準年度	目標値	目標年度	25年度	26年度		年度ごとの 年度ごとの 1 28年度		30年度	31年度	測定	指標の選定理由及び	· 「目標値(水準・目標年度	E)の設定の根拠
環境影響評価法に基づく 手続の実施累積件数(途 中から法に基づく手続に乗 り換えたものの内数)[件]	_	 	-		321(122)	355(122)	-	- 447(122)	497(122)	-	-		評価法に基づく制度の過 として選定。	適切な運用の実態を把握す	「るため、当該指標を
環境影響評価法に係る環 2 境大臣意見の提出累積回 数[回]	-	- -	-	-	- 174	- 224	- 283	- 345	- 423		_		評価法に基づく制度の過 として選定。	「るため、当該指標を	
3 風力発電の迅速化による 審査日数(累積平均)[日]	-	-	465	-	410	409	412	433	- 453				評価法に基づく制度の過 として選定。	適切な運用の実態を把握す	^ト るため、当該指標を
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) 当初予算額 27年度 28年度 29年度 30年度 30年度											平成30年 行政事業レビュー 事業番号			
(1) 環境影響評価制度高度化 経費(昭和55年度)	45 (46)	51 (46)	49 (51)	41		〈達成手段の概要〉 配慮書手続、報告書手続の追加、放射性物質対応等、新たな環境影響評価制度の適切な運用及びその改善を図りつつ、風力発電等の再生可能エネルギーや火力発電の改善リプレースに係る環境影響評価の迅速化を目指すとともに、環境影響評価制度の円滑な実施に必要な知見・技術等に係る専門性を有する人材を育成するための研修等を行う。また、配慮書手続・報告書手続についての情報を多くの主体が有効に活用できるよう、「環境影響評価情報支援ネットワーク」にて情報提供を行うとともに、当該ネットワークに収録するデータベースの拡充を行う。〈達成手段の目標〉環境影響評価法の適正な施行のため、制度の円滑な実施に向けた課題を検討する。さらに、インターネットの活用や研修の開催等により、情報提供の場を整備する。これにより、国民、事業者、行政担当者など環境アセスメントに携わる多くの主体が様々な情報に容易にアクセスし、有効に利用することを目指す。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 改正された環境影響評価法の確実かつ円滑な実施のために必要な調査・検討、情報整備及び研修等を行うとともに、上位計画段階や政策段階における戦略的環境アセスメント制度について調査・検討を進めることで、環境影響評価制度の運用改善及び今後のより良い環境影響評価									
環境アセスメント技術調査 (2)費 (昭和55年度)	38 (25)	38 (34)	36 (32)	50	1,2,3	階における戦略的環境アセスメント制度について調査・検討を進めることで、環境影響評価制度の運用改善及び今後のより良い環境影響価制度の実現に資する。 〈達成手段の概要〉 評価技術の開発等が必要な分野毎あるいは環境要素毎に、調査・予測・評価、環境保全措置等について、国内外の最新の技術的知見や例等を収集・整理し、有識者へのヒアリングや研究会の開催等により専門的な知見を加えながら、技術手法の研究及び開発の推進、普及行う。 〈達成手段の目標〉 事業者における適切な環境影響評価の実施が確保されるよう、調査・予測・評価や環境保全措置等の技術的手法の研究及びを開発を推し、その成果を普及する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 調査・予測・評価や環境保全措置等の技術的手法をの研究及び開発を推進し、その成果を普及することにより、事業者における適切な環影響評価の実施に寄与する。									

環境影響評価制度合理 (3) 化·最適化経費(平成22年 度)	60 (62)	60 (52)	73 (39)	69	1,2	〈達成手段の概要〉 将来的に本格的な実施が予想される事業や昨今の状況から検討を要する事業に係る環境影響評価について、環境影響評価法の対象とすべきか等について必要な検討を行う。また、アジア各国による環境影響評価の改善に向け、公衆参加や、環境保全措置、事後調査の徹底に焦点を当て知見の共有を図る。 〈達成手段の目標〉 今後実施され環境影響が懸念される事業について対象事業の追加の必要性を判断するなど、環境影響評価制度全体の合理化・最適化のための検討を行う。また、アジア各国との環境影響評価制度に関するネットワークを構築・発展するとともに、環境影響評価制度の改善のため支援が必要な諸国と政策協力を行う。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 法の施行状況について調査検討を行うことにより、事業者による合理的かつ効果的な環境影響評価実施に寄与する。	0290
(4) 環境影響評価審査体制強 化費(平成23年度)	33 (31)	41 (28)	45 (41)	43	1,2,3	〈達成手段の概要〉 配慮書段階、準備書又は評価書段階及び事後調査の報告段階それぞれについて、事業種ごとに、環境大臣意見を述べる際に必要な知見を 収集、整理し、審査の円滑化に資する。この他、学識経験者の意見聴取が必要と判断される個別事業については、専門家の意見を聴取する とともに、必要に応じて委員会等を開催し、審査案件ごとの進捗状況の確認や過去の大臣意見内容のレビューなどを行う。 〈達成手段の目標〉 環境影響評価法の改正により、計画段階配慮書手続及び事後調査結果の報告・公表義務づけ等が盛り込まれ、また、新たに風力発電事業 が環境影響評価の対象となったことから、審査業務等が大幅に増加している。環境省として改正法の施行及び円滑な審査を行うために、審査 体制の強化を図る。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 環境影響評価法改正による環境大臣意見の意見提出機会の増加等に対応するため、有識者会合の開催や事業種ごとに必要な知見の収集・ 整理を行うことで、審査の適正化等が見込まれる。	0292
地方環境事務所における (5) 環境影響評価審査体制強 化費(平成20年度)	25 (23)	27 (25)	32 (28)	36	1,2,3	〈達成手段の概要〉 地域特性を踏まえた環境影響評価審査ガイドラインの作成や現地調査により、適切な環境影響審査を行う。また、環境影響評価手続終了後のフォローアップを進めるため、事後調査報告書の収集等を行う。 〈達成手段の目標〉環境影響審査を行う際に、地域の特性を踏まえた適切な環境影響評価が確実に実施されるように、地方環境事務所において、環境大臣意見形成の基礎となる情報収集、現地調査等を実施できる審査体制の強化を図る。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉環境影響評価が予定される案件の情報収集を行うとともに、地域の環境情報の収集・整理、現地調査、専門家ヒアリング、地方環境事務所における審査手続マニュアルの作成等を行い、地域特性に応じた審査を実施するための体制強化を図る。これら地方環境事務所の審査体制の強化により、環境影響評価法改正に伴う審査業務の増加等に対応し、地域特性に応じた環境影響審査の円滑かつ効果的な実施が図られる。	0291
風力発電等に係るゾーニ ング導入可能性検討モデ (6) ル事業 (平成29年度)	-	-	300 (277)	400	1,2,3	〈達成手段の概要〉 (1)実証事業におけるゾーニングの実践 平成30年3月に公表し、平成30年度さらに内容の向上を図ることとしている「ゾーニングマニュアル」を参考にしつつ、4地域程度の実証地域において、制度化を見据えたゾーニングを実施するとともに、累積的影響の検討を行う。 (2)ゾーニングの制度化を見据えた検討 上記実証事業の状況等を踏まえ、環境影響評価制度におけるゾーニングの位置づけを含めた効果的な制度化の在り方に関する検討を行うとともに、累積的影響等技術的事項についても検討を行う。 〈達成手段の目標〉 風力発電については、環境影響評価手続きの迅速化が求められるとともに、立地適地をめぐって事業が集中する状況にあり、環境影響の重なり(いわゆる累積的影響)への対応などが課題となっている。これらの課題に対応し、再生可能エネルギーの導入と環境配慮を両立させるためには、地域の自然的条件/社会的条件を評価し、導入促進に向けた促進エリアや環境保全を優先するエリア等を設定するゾーニングが有効である。ゾーニングの効果を担保するために、環境影響評価におけるゾーニングの制度化を見据えた検討を行う。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 効果的なゾーニング手法に関するマニュアルの普及促進を図るとともに、制度化を見据えた検討を進めることにより、環境影響に適切に配慮した形での風力発電の大量導入を促進する。	0065
施策の予算額・執行額	201 (187)	217 (185)	535 (468)	639		環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)、地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)、 まする内閣の重要政策 演説等のうち主なもの) 規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)、海洋基本計画(平成28年5月15日閣議決定)、	

(環境省30一43)

															(珠光百00 顿)	
	施策名	目標9一3	3 環境問題	に関する調査・研究	究•技術開発	Ě						担当部	部局名	大臣官房総合政策課 環境研究技術室	作成責任者名 (※記入は任意)	環境研究技術室長 行木 美弥
		係に関する	分析、対策:	問題の発見、環境! 技術の開発など各 の研究・技術開発:	種の調査研	究•研究開多	発を実施する	るとともに、研	究開発のた	めの基盤の			系上の 付け	9. 環境政策の基盤整6	備	
	達成すべき目標	環境技術の)研究開発を	進め、環境と経済	の統合され	た社会の実	現に寄与する	る。			設定の 5・根拠	第5期科学	技術基本計	画	政策評価実施予定時期	平成31年8月
	測定指標	基準値		目標値		00 to the	L on trusts	年	度ごとの目; 度ごとの実	績値	L ou te etc		測定	指標の選定理由及び	· 目標値(水準・目標年度)	の設定の根拠
			基準年度		目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度				
1	環境研究総合推進費の事 後評価(5段階)で上位2段 階を獲得した課題数(上位 2段階の課題数/全評価 対象課題数)	-	-	60%以上	各年度	60%以上 51/98 (52.0%)	60%以上 29/55 (52.7%)	60%以上 27/42 (64.3%)	60%以上 35/58 (60.3%)	60%以上			資金による 寄与するこ 等を把握し	予算であり、採択された とになる。このため、研究	おける環境技術の研究開身 個々の課題の成果を上げる 宅開発の終了時に目標の達 展への活用等を行うために ことを指標としている。	ことが、目標達成に 成状況や成果の内容
				対象技術分野数	 	36	32	36	20	20	_	_ _	及促進によ	る環境保全と地域の環	チャー企業等の中小企業の 境産業の発展による経済活 現に寄与することである。そ	性化を同時に達成し、
2	環境技術実証事業における実証技術数 (単位:件)	87件	20年度	×4(平成29年 度からは(テーマ 自由枠以外の技 術分野数)×2 件+6件)		29	18 15 14					当該事業に参加する実証技術数を指標としている。なお、近年に技術及びその測定手法が広く普及したことを受け、対象技術のや、「試験室等での実証」から「現場での実証」が主体となる等、性質が推移していることを受け、1技術あたりの実証に要する業等が増加していることから、平成26年度事業から見直しを行って度より対象技術分野としてテーマ自由枠を設置している。			は本事業により環境 一部がJIS化したこと 、先進的環境技術の 養務量、時間及び経費	
	達成手段	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する		達成手段の概要等								平成30年 行政事業レビュー
	(開始年度)	27年度	28年度	29年度	30年度	指標		達 成十段の概要等								事業番号
(1)	環境研究総合推進費 (環境研究・技術開発推進 費は平成13年度に「環境研究・技術開発開)※1 平成22年度に「環境研究・技術開発能 会権に 支援が関係を が環境のし、 で が環境のし、 で の で の に に で の で の に が の に が に の に の で の に が の に の で の に が の に の で の に の で の に の で の で の に の で の で	5,300 (5,228)	5,100 (5,040)	5203 ()	5021	1	確保など、必要では、必要では、必要では、必要では、必要では、必要では、必要では、必要では	i 耐型の競争 持続可能な う 有識部業 を の を の を で 形成プログラ で と と と と と を ま き で に で き で き で き で き で き で き で き で き で	社会構築の 究開発テー よる事前評() 移管などを を改善し(要 ラムオフィサ る。また、Pi 標(測定指)	ための環境はマ(行政二一面を経て、競して、弾力で経て、弾力を供の明確化一)、行前評価標)への寄与	数策の推進に ズ)を提示し かいに選用さい のいな運用 交換の のではいい のでではいるでは、 のでではいるでは、 のでではいるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるできるできます。 できるできまるでは、 できまるできまるできます。 できまるできます。 できまるできます。 できまるできます。 できままるできます。 できままるできまます。	ことって不可 てない ない ない での 対 での 対 を の が 等 に 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	欠な科学的: い、産学官員題を採択・実 な運用を図 行政一献に 一ボード会合	知見の集積及び技術開 その研究機関の研究者が 施する。平成28年10月。 り研究成果の最大化を目 繋がる研究課題の新規	から公募により提案を募り、 より独立行政法人環境再生 目指す。 公募を行う。 政策検討状況等の情報提供	外 保 0316-2
(2)	環境研究·技術開発推進 事業(平成18年度)	18 (14)	11 (11)	90 (74)	87	-	①環境省の ②「環境省研 ③環境省 会議で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	達成手段の概要> 環境省の競争的研究資金制度を統括し評価及び管理を行うプログラムディレクター(PD)を配置する。 環境研究・環境技術開発の推進戦略について」(平成27年8月中環審答申)のフォローアップを行う。。 環境省競争的資金の、終了後3~4年が経過した課題に係る成果の実用化・普及等に係る追跡評価を行う。 達成手段の目標> 竟省が実施している研究・技術開発制度の管理及び評価を適切に行うとともに、社会動向に適した研究課題の採択に資する情報整理								295

(3)	環境技術実証事業 (平成15年度)	102 (99)	92 (89)	103 (99)	92	2	<達成手段の概要> 環境保全効果等について客観的評価がない先進的環境技術について、第三者機関が実証し、その結果を公表する。 <達成手段の目標> 実証試験結果を環境省ウェブサイト等で公表し、環境技術の普及を支援する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 優れた環境技術を普及させることで、環境保全に資する。	297
(4)	化学物質環境実態調査費 (昭和49年度)	319 (282)	319 (286)	319 (292)	326	-	〈達成手段の概要〉 ・一般環境中の化学物質による汚染状況を把握し、施策に活用するため、関係課室からの要望物質について全国規模の調査を実施する。 〈達成手段の目標〉 ・80調査物質数・媒体数の分析を実施し公表する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会の議論も踏まえ、着実に一般環境中の化学物質の残留状況調査を実施する。	300 【再掲】
(5)	熱中症対策推進事業 (平成24年度)	45 (40)	80 (75)	64 (57)	62	-	〈達成手段の概要〉 ・熱中症対策に関するマニュアルやリーフレット等の作成・配布、講習会の実施等を通じて、自治体等で熱中症対策を早期から開始してもらう。 ・暑熱環境中における熱中症患者の発生リスクを把握するとともに、外国人に対する効果的な普及啓発活動を検討する。 〈達成手段の目標〉 ・全ての自治体が暑くなる前から市民に向けた熱中症対策を継続して実施する ・平成27年度に作成し平成28年に改訂した「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」を更新し、関係機関と共有するとともに、内閣官房等と連携して外国人に対する普及啓発活動を行う。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 ・必要な普及啓発資料の作成や配布、なるべく早い時期に講習会を開催すること等を通じて、自治体の取組を支援する。 ・関係機関と連携して夏期の大規模イベントにおける暑熱環境の計測を実施する。	306 【再掲】
(6)	子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査) (平成22年度)	5,818 (5,521)	5,764 (5,639)	5360 (5,360)	5054	_	<達成手段の概要> 10万組の親子を対象とし、13年間にわたり、質問票による追跡調査等を実施する。 <達成手段の目標> 子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)の実施により、全国10万人データの解析を行い、健康と環境の関連性を明らかにする。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)の実施により、小児の発育に影響を与える環境要因を解明し、次世代育成に係る健やかな環境の実現に寄与する。	298、317 【再掲】
(7)	化学物質の人へのば〈露 総合調査事業費 (平成10年度)	105 (96)	94 (95)	94 (88)	94	-	<達成手段の概要> 人体中の化学物質モニタリング調査のデータを継続的に収集・解析する。 〈達成手段の目標(30年度)> 過年度データの解析を実施するとともに、次期調査計画の見直しのための検討を行う。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 化学物質の日本人の体内中の蓄積状況を継続的に把握し、環境リスク評価及び化学物質管理のための基礎情報を得る。	301 【再掲】
(8)	水俣病に関する総合的研究(昭和48年度)(再掲: 27-32)	37 (36)	40 (37)	40 (39)	40	-	<達成手段の概要> 水俣病やメチル水銀の健康影響に関する調査研究を行う。 〈達成手段の目標> 訴訟に必要な科学的知見、社会学的知見の収集:数値化困難 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 認定審査の促進、紛争の解決を図る。	302
(9)	イタイイタイ病及び慢性カドミウム中毒に関する総合的研究 (平成13年度)	34 (31)	34 (34)	34 (34)	34	1	<達成手段の概要> イタイイタイ病の病態解明や慢性カドミウム中毒の健康影響に関する調査研究を行う。 〈達成手段の目標> イタイイタイ病や慢性カドミウム中毒に関する質の高い研究による科学的知見の充実。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> カドミウムによる健康影響を当該研究により解明し、イタイイタイ病や慢性カドミウム中毒の特徴を把握することにより、被害の未然防止や健康確保に資する。	304 【再掲】

(10)	イタイイタイ病及び慢性砒 素中毒発生地域住民健康 影響実態調査(昭和47年 度)	44 (31)	42 (37)	39 (31)	39	1	<達成手段の概要> カドミウムや砒素の汚染地域住民の健康調査を通じたカドミウムや砒素の健康影響の把握等を実施する。 〈達成手段の目標> 汚染地域住民の健康上の問題の把握、軽減。イタイイタイ病に関する情報収集・発信。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 汚染地域住民の健康影響を調査することにより汚染地域住民の健康状態の適切な管理等を実施する。	305 【再掲】
(11)	国立水俣病総合研究セン ター (昭和53年度)	532 (465)	625 (592)	617 (559)	565	-	<達成手段の概要>	303
(*	12)	環境汚染等健康影響基礎 調査費 ※3 平成28年度までは化 学物質の内分泌かく乱作 用に関する事業に係る額 を記載	216 (191)	200 (178)	201 (204)	201	-	〈達成手段の概要〉 ・化学物質の複合影響についての知見の収集・分析を行うとともに、化学物質が及ぼす健康影響についての評価方法及びメカニズム解明方法等についての検討を行う。 ・化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進するため、必要な調査研究や試験法の開発、試験等を実施する。 〈達成手段の目標(30年度)〉 ・化学物質の複合影響及について評価検討を行う・必要な調査研究や試験法の開発等の進展。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 ・化学物質が及ぼす健康影響についての評価、メカニズム解明・各化学物質の内分泌かく乱作用を評価するための手法等を確立する。	299 【再掲】
(*	13)	水銀に関する水俣条約実 施推進事業	237 (216)	260 (243)	297 (295)	293	-	<達成手段の概要> 我が国の水銀対策技術シーズと途上国側のニーズのマッチング等を通じ、我が国の水銀対策技術の国際展開に係る調査・検討を行うと共に、途上国の水俣条約締結に向けた支援を行う。 〈達成手段の目標(28年度)> 途上国の水俣条約締結に向けた支援を実施した累積国数 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 水俣条約の発効及び我が国の技術・知見の更なる普及を目指し、過去の調査における知見も活用しつつ、対象国の調査を実施する。また、過去実施したニーズ調査に基づき、外部資金を利用した案件化を図る。	258 【再掲】
(*	14)	温室効果ガス観測技術衛 星「いぶき」による地球環 境観測事業 (平成18年度)	1,037 (1,023)	254 (252)	64 (64)	72	1	〈達成手段の概要〉 衛星による宇宙からの温室効果ガス観測は、全球の温室効果ガスの濃度や分布の観測に極めて有効であり、「いぶき」(GOSAT)は、平成21年の打ち上げ以後9年以上観測し、その結果を公表しを続けている。衛星搭載センサの経年劣化や大気・雲の状態に対して、品質を管理し質のよいデータを提供し続けるためには、地上観測等によるデータを用いた校正・検証と観測データの補正が必要である。本業務では、校正・検証された9年分のGOSAT観測データや平成30年度の打上げを目指す後継機「いぶき2号」(GOSAT-2)の観測データを用いた研究成果や新しい知見を情報発信し、利用促進を進めるとともに、気候変動に関する政策の立案・実施に貢献するものである。また、GOSATシリーズによる継続的な全球観測体制を構築し、信頼性を維持するため3号機(GOSAT-3)の開発に着手する。 〈達成手段の目標〉・GOSATシリーズの総続観測によって気候変動に関する科学的知見を充実させる。・世界各国がGOSATシリーズの観測データを自ら利活用することで、各国の政策に貢献する。・地球温暖化の現状について情報発信を行うことにより、国民の環境への意識を啓発する。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉GOSATシリーズの観測データに対し、地上や航空機観測から得たデータを用いた校正・検証を施すことで、9年以上にわたるデータの精度維持管理を行う。これらのデータを用いた研究成果は、地球全球レベルでの気候変動把握に有用であるとともに、得られた知見を広く発信することで気候変動に関する施策の立案・実施に貢献する。また、GOSAT-3の開発に着手し、GOSATシリーズによる継続的な全球観測体制の整備に寄与する。	308 【再掲】

(15)	農薬影響対策費(平成19 年度)	106 (96)	111 (104)	97 (91)	117	-	〈達成手段の概要〉 ・種の感受性分布等を活用した我が国における水域生態系への新たな影響評価手法の開発。 ・農薬による野生ハチ、水草、鳥類への影響について環境中での調査等を行い、それを踏まえてリスク評価・管理手法を開発。 〈達成手段の目標〉 ・水生生物における種の感受性差を農薬の作用機構・系統毎に明らかにするとともに、高次毒性評価手法等を確立。 ・農薬の野生ハチ、水草、鳥類への影響を調査し、リスク評価・管理手法を確立。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 ・動植物の保全のための適切な農薬のリスク評価・管理を実施。	294
(16)	大気汚染物質による曝露 影響研究費 (平成23年度組替)	273 (226)	245 (193)	221 (208)	138	-	〈達成手段の概要〉 ・微小粒子状物質等の大気汚染物質に関する肺機能発達・循環器疾患に関する疫学調査等の実施。 ・大気汚染物質への曝露状況を把握するため、微小粒子状物質等の濃度等を全国の調査対象地点で測定。 ・光化学オキシダント等の大気汚染物質に関する国内外の文献を収集・整理。 〈達成手段の目標〉 ・微小粒子状物質等の大気汚染物質の曝露と健康影響に関する知見の集積を図る。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 ・大気汚染物質曝露と健康影響との関連性を明らかにする。	293
(17)	気候変動に関する政府間パネル (IPCC)評価報告書作成支援	43 (18)	38 (34)	38 (37)	55	1	く達成手段の概要> IPCCの各種報告書のための執筆者会合や専門家会合、IPCC総会等への我が国専門家の派遣等を通して、日本人執筆者を育成・支援し、IPCCの各種報告書に我が国の科学的知見が適切に反映されるようにする。また、各種報告書の作成などのIPCCの活動に積極的に貢献することによって、我が国のIPCCにおけるプレゼンスを向上させる。 〈達成手段の目標> IPCCの各種報告書に我が国の科学的知見を適切にインプットし、IPCCにおける我が国のプレゼンスを向上させる。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> IPCC報告書は気候変動に関する国際枠組みや世界各国の国内政策の基盤となる科学的知見を提供するものであり、我が国の研究者の知見をインプットし、その作成に貢献する必要がある。IPCC報告書の執筆に参加する科学者はボランタリーペース(無給)の参加であるため、その活動を国として支援することで、我が国の知見のインブットが結果的に増すことが期待できる。	0304 【再掲】
施	策の予算額・執行額	14,266 (13,613)	13,309 (12,939)	12881 ()	12290		第5期科学技術基本計画「第1章(3), (4)」(平成28年1月22日閣議決定) 案する内閣の重要政策 演説等のうち主なもの) 宇宙基本計画「4. (1) ② i), (2) ① ii)」(平成28年4月1日閣議決定) 未来投資戦略2017「中短期工程表 I. 6. 」(平成29年6月9日閣議決定)	

環境省30—44)

														(境境省30一组)		
施策名	目標9-4 環	境情報の整		報の充実							担当	部局名	大臣官房環境計劃課 大臣官房総務課環境情報室 大臣官房総各政策課政策評価室 大臣官房総務課広報室	作成責任者名 (※記入は任意) 東線	東之 里香 議章 純士	
施策の概要	環境保全施策 ズに対応したが 現状と取組にご	青報を整備し	、各主体へ	の正確かつ	適切な提供に							本系上の 置付け	9. 環境政策の基盤	整備		
	環境情報を体	系的に整備	するとともに	、国民等への	り提供を行い	、環境行政	の各種施策	を推進する		設定の 5・根拠	第五次環境	竟基本計画(閣議決定)	政策評価実施予定時期	平成31年8月	
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	26年度	27年度	年原 年原 28年度	きごとの目れ きごとの実績 29年度	標値 績値 30年度	31年度	32年度	. 測定	指標の選定理由及び	が目標値(水準・目標年度)の	の設定の根拠	
現現自小一ムハーノへの	理培尘士— /。		175,787,779			- 27 牛皮		- 29 牛皮	169,091,101	170,765,271	172,439,440	環境省ホームページは、環境省施策や取組を国民へ広く発信するものとは 運用され、今後策定予定の「環境省デジタル・ガバメント中長期計画」に基 ブンデータ化の取組等の中核として期待されるシステムである。アクセス は利用者ニーズに応じた情報の提供がなされているかの評価の指標とし				
' アクセス数	クセス数	. –	175,767,779	344-1及	-	-	-	-				ある。目標		デジタル・ガバメント中長期計画		
2 研修実施回数	研修計画書に 基づく研修の		50	-	50	49	50	54	54		-			則第二条に基づき研修計画書 系的かつ専門的な人材の養成		
2 切修关旭回奴	実施		30		50	49 52 54						で日的とした明修				
達成手段 (開始年度)	予算	預)	当初予算額	関連する 指標		達成手段の概要等							平成30年 行政事業レビュー			
(開知平度)	27年度	28年度	29年度	30年度	7日1示										事業番号	
環境統計・環境情報の総 (1) 合的な整備推進事業 (平成22年度)	11 (8)	9 (9)	12 (9)	15	1	環境統計・ する。 く達成手段 環境省ウェ く施策の達	基本計画(注 情報を容易に との目標> ブサイトの紹 ではすべき目	こ利用できる 計ページへ 標(測定指	がで国民に のアクセス 標)への寄与	提供するとと数	ともに、政策	立案等により		年3月6日閣議決定)に基づき か、環境データの整備等を実が		
(2) 環境調査研修所 (四和48年度)	86 (77)	100 (98)	98 (93)	83	2	する研修を く達成手段 策定した研 く施策の達)動向及び前 実施する。 gの目標(304 修計画に基 域すべき目	年度)> づき、行政研標(測定指	研修23回、分標)への寄与	析研修21回 の内容>	及び職員研	干修10回の、:	全54回の研修を実施す	引や地方公共団体職員等に対 する。	311	
(3)情報基盤の強化対策費 (平成7年度)	1,316 (1,116)	1,858 (1,699)	1,724 (1,662)	1,874	1	デジタル・ナ に取り組む く達成者ネッ く施策の達	(の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ②方公共団体職員等の能力の開発、資質の向上を図り、環境行政の基盤の強化に資する。									

(4) 環境保全普及推進費 (平成2年度)	81 (77)	80 (71)	81 (76)	81	〈達成手段の概要〉 環境基本法に基づく「環境の日」を含む6月の環境月間に、国、都道府県、政令市を中心に、国民の環境保全への関心と理解を深め、 積極的に活動を行う意欲を高めるための普及啓発に関する行事等を行う。 〈達成手段の目標〉 6月の環境月間の中心行事であるエコライフ・フェアにおいて、地球温暖化、生物多様性、3Rについて、来場者の60%の者の理解度と 行動を向上させる。 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 環境月間に関する行事の普及啓発効果を把握することにより、今後の広報活動に活かす。	310
諸外国における環境法制 に共通的に存在する基本 問題の収集分析 (平成23年度)	5 (8)	4 (6)	5 (4)	5	〈達成手段の概要〉 環境法制に共通的に存在する基本的な諸原則や重要な論点、課題等に関し、諸外国における最新の知見や動向を把握するとともに、 今後の我が国の環境政策における基本的な枠組の方向性や課題等について分析を行う。 〈達成手段の目標(30年度)〉 報告書(論文)の累積数 〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 成果物である報告書を蓄積していくことで、環境法制に共通的に存在する論点や課題を体系的に整備し、環境行政の各種施策を推進するための情報を充実させる。	312
施策の予算額・執行額	1,499 (1,286)	2,052 (1,883)	1,920 (1,844)	2,058	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	

(環境省30一個)

											(2x 3t 1 0 0 0 7				
施策名	目標10-1	放射性物質	により汚染さ	れた廃棄物	の処理						担当	部局名	環境再生·資源循環局 特定廃棄物担当参事 官室	TF队具证有有	特定廃棄物担当参事 官
施策の概要	放射性物質	〔污染 対処特	持措法の円滑	骨な施行等に	より、放射性	生物質により	汚染された原	廃棄物の適]	正な処理を推	進する。		系上の 付け	10 放射性物質によ	- - る環境の汚染への対処	
	対策地域内れた廃棄物			易への搬入を	を完了する。:	最終的には、	放射性物質	質に汚染さ		殳定の ・根拠	対策地域内	n廃棄物処 ^ឆ	里計画	政策評価実施予定時期	平成30年8月
測定指標	基準値		目標値					度ごとの目れ 度ごとの実績				測定	指標の選定理由及び	び目標値(水準・目標年度)	の設定の根拠
		基準年度		目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度				
					_	1市町村	3市町村	7市町村	7市町村	_	-	. 游難均元	- 解除進備区域及15早	住制限区域の災害廃棄物等	(対等地域内廃棄物)
対策地域内廃棄物の仮置 1 場への搬入が完了した市 町村数	1	27年度	7市町村	30年度	_	1市町村	1市町村	3市町村				の発生推言 考にしつつ	計量や原子力災害対策 D、公表資料「国直轄に	住間は区域の欠日洗涤物等 長本部による各市町村の避棄 よる福島県(対策地域内)に 5各市町村の進捗状況を踏ま	推示解除時期を参 おける災害廃棄物等
					36か所	36か所	38か所	40か所	40か所	_	_	・仮署提の		設の整備により、対策地域内	1 廃棄物と指字廃棄物
定廃棄物> 2 仮置場の確保・仮設処理 施設の設置数	0	23年度	40か所	30年度	30か所	36か所	37か所	39か所					を設の合計数を目標		
達成手段	予算	算額計(執行	(額)	当初予算額	関連する					곀	産成手段の	脚亜生			平成30年 行政事業レビュー
(開始年度) ————————————————————————————————————	27年度	28年度	29年度	30年度	指標					Æ	E1967-1207	M 女 寸			事業番号
放射性物質汚染廃棄物処 (1) 理事業 (平成23年度)	149,867 (88,438)	214,021 (146,970)	185,123 (128,870)	145,542	1•2	放射性物質汚染対処特措法に基づき、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減することを目的として、対策地域内廃棄物及び指定廃棄物を適切かつ迅速に処理する。								策 0159	
施策の予算額・執行額	149,867 (88,438)	214,021 (146,970)	185,123 (128,870)	145,542		系する内閣の 演説等のうち			生期間」に き害からの福	!の基本方針 針					

(環境省30一個)

施策名	目標10-2	2 放射性物	質汚染対処	特措法に基	づく除染等の	D措置等		担当部局名	環境再生事業担当 参事官室 環境再生施設整備 担当参事官室	作成責任者名 官 (※記入は任意)環境	竟再生事業担当参事 竟再生施設整備担当 事官			
施策の概要	放射性物質	汚染対処特	持措法に基づ	き、除染等の	の措置等を迅	迅速に実施する。		政策体系上の 位置付け	10. 放身	対性物質による環境の汚染への	D対処			
達成すべき目標)事故によっ [.] 響を速やか		≿放射性物質による環境の汚染が 。	目標設定の 考え方・根拠	・今後の避難解除、復り 護に関する基本的な考 ・放射性物質汚染対処 方針 ・各市町村毎の特別地 ・「東京電力福島第一原 伴う放射性物質による いて必要な中間貯蔵施 について」等	え方について 特措法に基づく基本 域内除染実施計画 原子力発電所事故に 環境汚染の対処にお	政策評価実施予定時期	平成31年8月			
測定指標	目	標	目標	年度			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
1 除去土壌等の仮置場等の解消等	除去土壌等(の管理・原状 土壌の処分		長期的	で目標	福島復興再	復興再生基本方針、総理所信表明演説等								
中間貯蔵施設の整備、除去 2 土壌等の搬入及び処理の推 進	中間貯蔵施記 去土壌等の対理	設の整備、除 般入及び処		のな目標	放射性物質	「汚染対処特措法に基づく基本方金	†、輸送実施計画等							
達成手段	予算	算額計(執行	·額)	当初予算額	関連する		25	達成手段の概要等			平成29年 行政事業レビュー			
(開始年度)	27年度	28年度	29年度	30年度	指標		면	重 成于段の概安寺			事業番号			
除去土壌等の適正管理・ (1) 搬出等の実施 (平成23年度)	539,568 (531,239)			121,212		放射性物質汚染対処特措法の内容を決状況重点調査地域における地方な			め、除染特別地域におけ	る国による除染等の措置等、汚	0163			
(2) 中間貯蔵施設の整備等 (平成23年度)	121,581 (17,003)			279,901		除染に伴って大量に発生する除去土 行うとともに、除去土壌等の輸送を実		理・保管するための中間貯	蔵施設の整備に向け、用	地交渉、中間貯蔵施設の建設を	0164			
施策の予算額・執行額	661,149 (548,242)			401,113	施策に関係(施政方針)	する内閣の重要政策 寅説等のうち主なもの) れたこと		加速のための基本指録 なで大きな被害を受け <i>†</i> 庁蔵施設が稼働しまし <i>†</i>	計 :福島では、帰還困難	推区域を除き、ほぼ全ての選 F進め、二○二○年には身i				

(環境省30一個) L

施策名								(垛况自00 ⑪/)								
池朵石	目標10-	3 放射線に	係る一般住	民の健康管理	理•健康不安	対策					担当問	部局名 侹	環境保健部放射線 建康管理担当参事 『室	作成責任者名 (※記入は任意)	放射線健康管理担当参事官 前田 光哉	
施策の概要	子力被災を	舌の健康の確	催保に必要な 福島県の基:	枚を受け、福. ・事業を中長 金実施事業 <i>0</i> ・行う。	期的に実施	する体制整体	備を支援した	こ。さらに、原	子力被災者	の健康確		系上の 1	0. 放射性物質によ	る環境汚染への対処		
達成すべき目標	原子力被多	災者の健康確	雀保、健康不	安の解消						設定の 5・根拠		事生特別措置法 事生基本方針	及び同法に基づく	政策評価実施予定時期	平成31年6月	
and the law	** ***							度ごとの目れ								
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	26年度	27年度	年月 28年度	度ごとの実績 29年度	^{賃値} 30年度	31年度	32年度] 測定指導	標の選定埋田及び	·目標値(水準·目標年度	この設定の根拠	
研究の採択等件数 」、(被ばく線量評価、健康影	2014		20.44		20件	20件	20件	20件	20件	20件	20件	ついて指摘さ	れている。被災者の	対線の人体への影響等に 健康管理、不安対策のた。 ご把握、放射線被ばくの線	め求められる研究成果	
「響、健康不安対策等に関する調査研究)	22件	26年度	20件	_	22件	20件	23件	25件				の健康影響に	関する研究調査等	の解明、被災者の健康不会 を得る必要がある。必要。 で、政策に必要な知見を得	とされる研究課題を精	
受講者満足度(%) 2 (保健医療福祉等関係者	92%	26年度	80%	_	80%	80%	80%	80%	80%	80%	80%	に対応する保	健医療福祉関係者、	し、公開及び配布するとと 、教育関係者、自治体職員	等への研修や福島県	
ゲーダ 研修会、住民セミナー平均)	32%	. 20千及	00%		92%	87%	90%	92%					望泉を中心とした住民 応じた内容と講師で	合けセミナーや少人数で 行う必要がある。 	の意見交換会等を、対	
専門家派遣件数 3(相談員支援センターにお	11件	26年度	72件	_	-	-	72件	72件	72件	72件	72件	心・要望等に	適切に対応してくたぬ	、住民が抱える放射線や(かには、個々のニーズに応 必要である。目標値として	じた科学的・技術的な	
ける専門家派遣件数)	1111	20十及	7217		11件	51件	72件	96件					するため、個々の事	家案や研修への専門家派が		
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)							測完均	≦煙の選史理由及7	び目標(水準・目標年度)	の設定の規拠	
则足怕憬	- 卒牛	基準年度		目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	州足和	はい医に埋田及り	ひ日保(水竿 [*] 日保千度)	の設定の扱	
					「県民健康調査」の円滑な 実施のため の支援	「県民健康調査」の円滑な 実施のため の支援	査」の円滑な	「県民健康調査」の円滑な 実施のため の支援	「県民健康調査」の円滑な 実施のため の支援	「県民健康調査」の円滑な 実施のため の支援	査」の円滑な					
福島県「県民健康調査」の 4 進捗	_	26年度	福島県「県 民健康調 査」の着実 な実施	i _	とともに、放射線の健康 影響に関する 研究調査事	民健原を交付するととも対影研究に強をとせれて、健関変では、健関変での業別である。	射線の健康 影響に関する 研究調査事 業やリスクコ ミュニケー	とともに、放 射線の健康 影響に関する 研究調査事 業やリスクコ ミュニケー				東京電力福島第一原発事故により、周辺地域住民の被ばく線量の把握や線の影響を考慮した健康管理の重要性が指摘されている。福島県民の中な健康管理を可能とするため平成23年度から福島県が創設した「福島県県管理基金」に交付金(782億円)を拠出しており、国として継続して県民健康円滑に行われるよう、福島県に必要な支援を行っていく必要があることからして選定。				
		: : :			ション事業等を実施	ション事業等を実施	ション事業等を実施	ション事業等 を実施	/	/	/					
達成手段	予	算額計(執行	· 預)	当初予算額	ション事業等を実施				/	\ <u></u>	を成手段の:	概要等			平成30年	
達成手段(開始年度)	予 27年度	•		当初予算額 30年度	ション事業等を実施				/	ì	達成手段の	概要等			平成30年 行政事業レビュー 事業番号	
達成手段 (開始年度) 原子力被災者に対する健 (1) 康管理・健康調査 (平成23年度)		•			ション事業等を実施関連する指標	を実施	を実施 健康管理及	を実施	との解消のた 評価に関す		理を実施する	る県民健康管理	里調査費用を補助す ション事業を行う。	るとともに、放射線によるイ	行政事業レビュー 事業番号	